明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

平成三年三月二十六日

○第百二十回国会 参議院会議録第十四号（その一）

平成三年三月二十六日（火曜日）
午後五時三十二分開議

○議事日程　第十四号

平成三年三月二十六日
午後四時　本会議

第一　国の補助金等の臨時特例等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○本日の会議に付した案件

一、北海道開発審議会委員の選挙
一、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（趣旨説明）
一、日程第一
一、租税特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
一、欧州復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
一、関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
一、航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
一、電気通信基盤充実臨時措置法案（内閣提出、衆議院送付）
一、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（衆議院送付）
一、地方自治法の一部を改正する法律案（第百十八回国会内閣提出、第百二十回国会衆議院送付）
一、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
一、過疎地域活性化特別措置法の一部を改正する法律案（衆議院提出）
一、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
一、山村振興法の一部を改正する法律案（衆議院提出）
一、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案（衆議院提出）
一、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
一、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
一、農住組合法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
一、農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
一、特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
一、都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
一、恩給法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
一、欧州復興開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）
一、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めるの件（衆議院送付）
一、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
一、踏切道改良促進法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
一、国立学校設置法及び学校教育法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
一、学校教育法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
一、救急救命士法案（内閣提出）

○議長（土屋義彦君）　これより会議を開きます。
この際、欠員中の**北海道開発審議会委員二名の選挙**を行います。
○沓掛哲男君　北海道開発審議会委員の選挙は、その手続を省略し、議長において指名することの動議を提出いたします。
○稲村稔夫君　私は、ただいまの沓掛君の動議に賛成いたします。
○議長（土屋義彦君）　沓掛君の動議に御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（土屋義彦君）　御異議ないと認めます。
よって、議長は、北海道開発審議会委員に岩本政光君並びに高木正明君を指名いたします。

○議長（土屋義彦君）　この際、日程に追加して、**日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件**について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（土屋義彦君）　御異議ないと認めます。中山外務大臣。
〔国務大臣中山太郎君登壇、拍手〕
○国務大臣（中山太郎君）　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件につきまして、趣旨の御説明を申し上げます。
政府は、日米両国を取り巻く諸情勢の変化に留意し、日本国に合衆国軍隊を維持することに伴う経費の日本側による一層の負担を自主的に図り、日本国にある合衆国軍隊の効果的な活動を確保するため、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を締結することにつきまして、平成二年十二月以来米国政府と交渉を行いました結果、平成三年一月十四日にワシントンにおいて、我が方本大臣と先方ベーカー国務長官との間でこの協定に署名を行うに至った次第であります。

この協定の主な内容といたしまして、まず、我が国は、この協定が効力を有する期間、日本国に雇用されて合衆国軍隊等のために労務に服する労働者に対する一定の給与の支払いに要する経費並びに合衆国軍隊等が公用のため調達する電気、ガス、上下水道及び暖房用等燃料に係る料金または代金の支払いに要する経費の全部または一部を負担することとしております。我が国が負担する経費の具体的金額は、我が国の会計年度ごとに、我が国がこれを決定し、その決定を米国に対し速やかに通報することとなっております。また、この協定は、一九九六年三月三十一日まで効力を有することとされております。

この協定の締結は、日本国に維持され、我が国の安全並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与している合衆国軍隊の効果的な活動の確保に資するものであると確信しているところであります。

よって、この協定の締結について御承認を得られますよう、格別の御配慮を得たい次第でございます。

以上が日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件の趣旨でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（土屋義彦君）　ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。清水澄子君。

〔清水澄子君登壇、拍手〕

○清水澄子君　私は、日本社会党・護憲共同を代表し、ただいま議題となりました在日米軍駐留経費特別協定につきまして質問をいたします。

海部総理は、先般の施政方針演説で、世界は、米ソ関係を中心に、対立から対話と協調の時代へと着実に歩み始めたとの認識を示されましたが、私もまた、東西冷戦の終結を受けて、今こそ日本は、平和憲法の精神を生かし、アジア・太平洋地域の平和と安定を創造し、地域安全保障の枠組みを構築するための先導的な役割を果たすべきものと考えます。そのためには、まず、新中期防に見られるような際限のない防衛力増強を見直して、日本がみずから軍縮の先駆けとなるとともに、地域紛争を予防する見地から、武器輸出規制の国際的ネットワークの形成を目指して主導権を発揮すべきであります。

同時に、在日米軍の整理縮小の推進や事前協議制の厳格な運用など、日米安保条約の運用実態の見直しを進めるべきことは申すまでもありません。あわせて、対ソ脅威論に依拠してきた日米安保条約を再検討する考えがないのか、総理の見解をお示しください。

次に、私が思いますのは、アジア諸国の人々の心にさきの大戦における日本の忌まわしい侵略の記憶が残っていることであります。アジア諸国の人々とともに手を携え、地域の平和と繁栄を築いていくためには、日本が過去の戦争責任を明確に認め、そして心からの謝罪に努め、和解を求めることが前提であります。総理は、五月にASEAN諸国と中国を歴訪される予定と伺っておりますが、この機会に、さきの大戦における日本の軍事侵略について明確に戦争責任を表明され、アジア・太平洋地域の平和と繁栄に寄与する日本の姿勢を明らかにされるべきだと考えますが、総理のお考えをお聞かせ願います。

次にお尋ねしたいことは、今回の湾岸危機、湾岸戦争に際して在日米軍から相当規模の軍隊が出動したことに端的に示されているように、日本が米国の世界戦略にとって地域紛争に対処するための出撃・補給拠点になっていることです。日米安保条約に基づく事前協議制度の空洞化は、ここにきわまったと言わざるを得ません。このことは、日本が米国の世界的な紛争対処の重要拠点化するという、日米安保条約の変質を招くものではありませんか。

一九九二会計年度の米国防報告は、日米安保条約を含む地域の安保体制を、相互の安全保障にとどまらずに、国際的な脅威に対する共同防衛を目的としたものに変えていくとしております。このような米国防戦略の基本的な変化により、日米安保条約の果たす役割が米国の世界戦略への軍事協力をするためのものに変化したと考えられます。総理は、米国の国防政策と日米安保条約との関係についてどのような認識をお持ちなのか、明らかにしていただきたいと思います。

次に、在日米軍駐留経費特別協定の質問に移ります。

地位協定第二十四条の在日米軍への負担の原則は、日本国内の施設、区域及び航空機等の路線権のみの米軍への無償提供を指しております。今回の議題となっている在日米軍駐留経費特別協定は、施設や区域の提供と明らかに異なっており、地位協定による在日米軍の経費負担の原則と著しくかけ離れております。政府は、これまでの国会での答弁において、地位協定の枠組みの中では基本給部分は日本側の負担にならないとしてきました。しかし、今回の協定では、その基本給も含んですべての在日米軍の従業員の労務費を日本が負担するばかりか、光熱水費も加えての在日米軍駐留経費の負担になっております。

したがって、私は、今回の協定がこれまでの政府の見解をほごにするものとなっており、事実上実質的な地位協定の改定であると指摘せざるを得ませんが、この点について総理のお考えをお聞かせください。

第二点は、今回の協定が一年前倒しとして緊急に実施することになった、その緊急性は何か。

これは、五年間の労務費特別協定の有効期間中に二度までも負担の拡大に踏み込んだばかりか、一九八八年五月、労務費特別協定の改定の審議に際して、当時の宇野外相が、特別協定は一九九二年を限度とする、また、特別協定の期間中は在日米軍従業員の手当の全額負担が最大の措置であると答弁したことをも、政府みずから踏みにじるものではありませんか。総理の明快な御答弁を求めます。

第三点は、湾岸戦争に出動した在日米軍と在日米軍の駐留経費の負担の関係について質問いたします。

日本は、日米安保条約に定められた地域以外に出動した在日米軍の駐留経費についても負担する義務を持つのでしょうか。また、日本は、湾岸戦争に総額百十億ドルの戦費を湾岸平和基金を介して拠出しているわけですが、今回の協定によって在日米軍に対して戦費と駐留経費の二重の負担を強いられるのでしょうか。これらのことを政府は、戦争放棄を定めた憲法第九条との関連において、国民にどのように説明し、理解を得る所存でございますか、総理の御見解をお示し願います。

第四点は、この駐留経費特別協定について政府は、暫定的、限定的、特例的な措置であり、日米地位協定の定める駐留経費の負担の原則を変えるものではないと説明されていることであります。

これまでの日米安保条約に基づく在日米軍の経費負担については、円高による経費の圧迫を理由に、一九七八年の防衛関係費の中に在日米軍駐留経費の日本側負担、いわゆる思いやり予算と称するものが端緒となり、この予算額が毎年度ごとに増大し、ついに日米間で一九八七年には在日米軍労務費特別協定の締結となり、今日の在日米軍駐留経費特別協定へと発展してきたわけであります。この間、問題になっていました労務費は六十二億円から七百九十一億円と、十四年間で約十三倍と驚くべき増加になっております。思いやり予算から今回の協定の五年の期間を入れますと、在日米軍の駐留経費の負担は十九年間の継続となるわけです。

そこでお尋ねいたします。この協定の性格は既に半ば恒久的なものになっていることについて、

外務大臣としての見解をお聞かせください。なお、特別の協定というのであれば、五年後には在日米軍の駐留経費は全く白紙の状態に、少なくとも一九八七年の協定以前の状態に戻す考えがあるのかどうか。また、在日米軍の経費負担の項目が、この協定に記載されている支出項目に今後も限られるのかどうか。それとも、例えば電話代のような通信費や、自動車、航空機、戦艦などの燃料費などへ拡大していく可能性があるのかないのか、お聞かせください。

第五点は、今回の協定において在日米軍の従業員の賃金の全額が日本政府の負担となり、米軍が従業員の解雇権を持つという正常とは言いがたい雇用条件のもとで、防衛庁長官はどのようにして在日米軍の従業員の雇用の安定を図るのか、お尋ねいたします。

最後に、私は、東西冷戦に終止符が打たれ、世界が対話と協力により新たな時代の扉を開こうとしている今こそ、日本の平和戦略の構想を世界に問うべきだと考えております。そのための新しい日米関係を模索する時期にきていると思います。日本は、平和憲法に立った非戦の世界をつくるために、米国に対して平和的で自主的な外交を展開すべきだと考えますが、総理はいかがお考えになりますでしょうか。

総理大臣並びに関係大臣の誠意ある答弁を期待いたしまして、私の質問を終わります。（拍手）

○国務大臣（海部俊樹君）　清水議員にお答えをいたします。

東西関係を初めとして、世界は大きく変わっております。御指摘のとおりでありますが、日米関係は引き続き我が国の外交の重要な基軸と考えております。したがいまして、日米安保条約は、引き続き不透明、不安定な国際情勢の中にあって、日米関係の基礎をなし、平和の追求を可能とするとともに、我が国を含むアジア・太平洋地域の平和と安定にとって不可欠な枠組みとして機能していくものと私は考えております。

また、我が国は、過去、アジア・太平洋地域において、御指摘のように、我が国の行為がその諸国の国民に多大の苦痛と損害を与えてきましたこと、これを深く自覚し、繰り返してはならないという反省に立って、平和国家としてアジア・太平洋、ひいては世界の平和と繁栄のために貢献していきたいと考えております。

また、今般の湾岸危機に際しましては、国連安保理の諸決議に従って湾岸地域の平和と安定を回復するために、米本土や各地から五十万人以上に上る米軍が同地域に派遣されたと承知しておりますけれども、我が国からも米軍の一部が湾岸地域に移動したものと承知しておりますが、米軍の運用上の都合によって米軍艦船及び部隊を我が国から他の地域へ移動させることは安保条約上問題のないところであり、我が国及び極東の平和と安全の維持という安保条約の目的及び役割には関係はございません。

また、御指摘の国防報告につきましても、引き続いて前方展開体制の維持及び同盟国との相互の安全保障体制としての関係を重視していくとの立場であると理解をいたすものであります。

経費負担について、今回の措置は日米安保体制の円滑な運用を確保するとの観点から行うものでありまして、この特別協定は地位協定二十四条に定める経費負担の原則それ自体を変更しようとするものではありません。あくまで特定の経費に限って一定の期間を区切っておるわけであって、地位協定の経費負担の原則そのものを空洞化しておるものではございません。

また、日米両国を取り巻く最近の諸情勢には、米国の抱える膨大な貿易赤字、膨大な財政赤字を抱えながらも、イラクのクウェート侵略という国際社会の大義に反する行動に対しては、中東の危機に際してアメリカの果たしてきたグローバルな役割というものは今世界の人が見詰めておるところであります。国防費とともに在日米軍経費の著しい圧迫に直面しておるアメリカに対し、我が国が国力にふさわしい役割をみずから果たしていくことが求められているという変化が起こっておる、このように判断して今回の措置をとったものでございます。

また、中東貢献策ではないかとおっしゃいましたが、今回のこの措置は中東貢献策とは直接の関連はなく、在日米軍の効果的な活動を確保するための努力の一環でございます。

また、湾岸での資金協力及び在日米軍駐留経費負担と憲法九条との関係を申されましたが、憲法九条との関係について言えば、集団的自衛権を含めておよそ自衛権というのは国家による実力の行使である、こう思っております。湾岸平和基金への拠出によって国連決議による適切な支援要請に応じて我が国が費用を支出するということは実力の行使には当たらず、また日米安保条約に基づく米軍の駐留は、我が国の安全及び極東における国際の平和の維持に寄与しておりますから、かかる駐留のための経費の一部を我が国が負担することは憲法九条との関係で問題になるものではないと考えております。

また、自由と民主主義を基調とした対話と協調による新しい国際秩序づくりにみずからの責任と役割を自覚し、志を同じくする諸国との政策協調を図りながら、今後とも、平和憲法のもとに我が国にふさわしい分野で国際協調を図りつつ積極的に貢献してまいりたいと考えております。

残余の質問については関係大臣から答弁いたします。（拍手）

〔国務大臣中山太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣（中山太郎君）　清水議員にお答えいたします。

この協定の性格は既に恒久的なものになっていることについて、また、今回の特別協定は五年後にはどうするのかという趣旨のお尋ねでございました。

政府といたしましては、日米安全保障体制の円滑な運用を確保するとの観点から、五年間を期間とする暫定的な措置を特例的に導入することといたしまして、在日米軍経費のうち在日米軍従業員の基本給等及び光熱水料等に限って我が方が負担することといたしました。この意味で、本件措置は暫定的、特例的、限定的な性格のものであり、特別協定の締結によってこれを講ずることとしたものであります。また、手続的にも、本件措置は必要な国会の承認を得て行うこととしているものでございます。

いずれにいたしましても、現時点において、このような基本給等あるいは光熱水料等に要する経費以外の経費を対象といたしましてさらなる措置をとることは検討いたしておりません。

なお、この協定の有効期間は一九九六年三月三十一日までではありますが、協定の有効期間終了後のことについては現時点で予断することは避けたいと思います。（拍手）

〔国務大臣池田行彦君登壇、拍手〕

○国務大臣（池田行彦君）　清水議員にお答え申し上げます。

私に対するお尋ねは、在日米軍従業員の雇用の安定についてでございました。

在日米軍基地で働く従業員の安定的な雇用の維持を図ることは、雇用主としての日本政府の立場上当然のことでございますし、また、米軍の駐留の円滑な実施の面からも重要であると考えております。そのような観点から、間接雇用制度は今後とも維持していくこととしております。また、御指摘の従業員の雇用の安定については、今般の特別協定の署名に際しまして、従業員の勤務条件のさらなる改善について日米間において協議を行い、本年十月一日までに結論を得るということで合意をしておりますので、これらの協議の場におきまして米側と十分に調整し、一層の雇用の安定を図ってまいる所存でございます。（拍手）

○議長（土屋義彦君）　これにて質疑は終了いたしました。

○議長（土屋義彦君）　日程第一　国の補助金等の臨時特例等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
並びに本日委員長から報告書が提出されました
租税特別措置法の一部を改正する法律案
欧州復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案
関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び
航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案
（いずれも内閣提出、衆議院送付）

を日程に追加し、五案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋義彦君）　御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長大河原太一郎君。

審査報告書

国の補助金等の臨時特例等に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成三年三月二十六日

大蔵委員長　大河原太一郎

参議院議長　土屋　義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における財政状況及び社会経済情勢並びに累次の臨時行政調査会及び臨時行政改革推進審議会の答申等の趣旨を踏まえ、財政資金の効率的使用を図るため、国の負担金又は補助金に関する臨時特例等の措置を講じようとするものであって、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に伴う平成三年度の一般会計及び特別会計の歳出増加額は、約千六百億円と見込まれている。

附帯決議

政府は、次の事項について配慮すべきである。

一　本法で講じられた措置のうち、公共事業等に係る補助率等については、平成五年度末までに、体系化・簡素化の観点から、総合的検討を進めること。

一　当該措置については、国・地方の機能分担及び費用負担に十分配慮するとともに、国会における審議の経緯等を踏まえ、地方財政運営に支障が生じないよう適切に措置すること。

一　国の補助金等の整理合理化に当たっては、その事務・事業の性格・内容に照らし、地方行財政の自主性・総合性の確保に努めること。

一　地方公共団体の自主性に委ねるべきものについては、一般財源への振替等を行うよう努めること。

右決議する。

国の補助金等の臨時特例等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成三年二月二十一日

衆議院議長　櫻内　義雄

参議院議長　土屋　義彦殿

国の補助金等の臨時特例等に関する法律案

〔本号（その二）に掲載〕

審査報告書

租税特別措置法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成三年三月二十六日

大蔵委員長　大河原太一郎

参議院議長　土屋　義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、土地税制見直しの一環として、法人の土地譲渡について短期所有土地等又は超短期所有土地等の譲渡以外のものに対しても重課する制度を創設し、三大都市圏の一定の市街化区域農地に係る相続税の納税猶予制度を廃止し、個人の土地等の長期譲渡所得に対する税率及び特定の資産の買換えの場合等の課税の特例を見直す等の改正を行うとともに、住宅取得促進税制の拡充等を行い、商業施設等の特別償却制度等を新設するほか、特定設備の特別償却率の引下げ等既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて、交際費の損金不算入の特例、住宅用家屋の所有権の保存登記等に対する登録免許税の特例等期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等所要の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に伴う平成三年度租税増収見込額は、約二十億円である。

附帯決議

政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

一　国民の信頼と理解に基づく税制の確立のため、今後とも公平・公正の見地から税制全般にわたり不断の見直しを行うこととし、特に不公平税制の是正、資産課税の一層の適正化に特段の努力を行うこと。

一　土地税制については、税負担の公平確保及び土地政策との整合性に配慮しつつ、今後とも適宜見直しを行うこと。

一　貸倒引当金、賞与引当金等のあり方については、引き続き検討するとともに、準備金、特別償却等各種租税特別措置については、更に徹底した整理合理化を進めること。

一　複雑、困難であり、高度の専門知識を要する職務に従事する国税職員について、変動する納税環境、職務の一層の複雑化・国際化及び税務執行面における負担の公平確保の見地から、職員の年齢構成の特殊性等従来の経緯等に配慮し、今後とも処遇の改善、職場環境の充実及び定員の一層の確保等につき特段の努力を行うこと。

右決議する。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成三年三月十四日

衆議院議長　櫻内　義雄

参議院議長　土屋　義彦殿

租税特別措置法の一部を改正する法律案

〔本号（その二）に掲載〕

審査報告書

欧州復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成三年三月二十六日

大蔵委員長　大河原太一郎

参議院議長　土屋　義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、欧州復興開発銀行への加盟に伴い、同銀行に対する出資及び拠出等について所要の規定を設けようとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に伴う欧州復興開発銀行への出資限度額は千四百四十七億五千四百九十一万二千五百円であり、このうち、初年度現金出資分の四十三億四千三百万円が、同銀行出資として平成三年度一般会計歳出予算に計上されている。

欧州復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成三年三月十五日

参議院議長　土屋　義彦殿

衆議院議長　櫻内　義雄

欧州復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案

〔本号(その二)に掲載〕

審査報告書

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成三年三月二十六日

参議院議長　土屋　義彦殿

大蔵委員長　大河原太一郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、平成三年三月三十一日に適用期限の到来する特恵関税制度について、更にその適用期限を十年延長し、特定の鉱工業産品等に係る適用限度額等の算定の基礎となる基準年次の変更を行い、適用限度額等の拡大を図るとともに、オキサミド等の関税率の撤廃並びに平成三年三月三十一日に適用期限の到来する関税の免税還付制度及び暫定関税率の適用期限の延長等を実施するほか、関税率表の品目分類に関する所要の調整を行おうとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に伴う平成三年度一般会計の関税減収見込額は、約五十億円である。

附帯決議

政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

一　世界経済における我が国の立場を踏まえ、調和ある対外経済関係の形成に努めるとの観点から、積極的な多国間交渉への取組みとともに、自由貿易体制の維持・強化、世界経済の安定的成長に引き続き貢献しうるよう、ウルグアイ・ラウンドの成功に向けて努力すること。

一　関税率の改正に当たっては、農産物の輸入問題、製品輸入の拡大等をめぐる諸情勢に対処するとともに、国民経済的な視点から、国内産業、特に農林水産業及び中小企業等に及ぼす影響を十分配慮しつつ、国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。

一　近年の国際化の進展等による貿易量及び出入国者数の伸長等に伴い税関業務量が増大するなかで、その迅速かつ的確な処理に加え、麻薬・覚せい剤、銃砲、不正商品、ワシントン条約物品等の水際における取締りの強化が、国際的・社会的要請として一層強まっていることにかんがみ、業務処理体制等について一層の見直しを行うことにより、税関業務の効率的・重点的運用に努めるとともに、税関職員の特殊な職務を考慮して、今後とも、中長期的展望に基づく定員の確保はもとより、その処遇改善、職場環境の充実等に特段の努力を行うこと。

右決議する。

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成三年三月十五日

参議院議長　土屋　義彦殿

衆議院議長　櫻内　義雄

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案

〔本号(その二)に掲載〕

審査報告書

航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成三年三月二十六日

参議院議長　土屋　義彦殿

大蔵委員長　大河原太一郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における社会経済情勢の変化に対応し、海上運送貨物に係る税関手続の迅速かつ的確な処理を図るため、航空運送貨物に加え、海上運送貨物についても電子情報処理組織を使用して処理することができるようにする等所要の改正を行おうとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に伴い、平成三年度一般会計歳出予算に海上貨物通関電子情報処理組織使用料として、約十一億四千四百万円が計上されている。

航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成三年三月十五日

参議院議長　土屋　義彦殿

衆議院議長　櫻内　義雄

航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号(その二)に掲載〕

〔大河原太一郎君登壇、拍手〕

○大河原太一郎君　ただいま議題となりました五法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、国の補助金等の臨時特例等に関する法律案は、平成二年度まで暫定措置が講じられてきた事業の補助率等に関して、平成五年度までの暫定措置として、昭和六十一年度に適用されていた補助率等まで復元する措置等を講じようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案は、土地譲渡益課税を中心とした土地税制の見直し、住宅取得促進税制の拡充等の措置を講ずるとともに、租税特別措置の整理合理化等を行おうとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

次に、欧州復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案は、欧州復興開発銀行への加盟に伴い、同銀行に対する出資及び拠出等について所要の措置を講じようとするものであります。

次に、関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案は、我が国市場の一層の開放を図る等の見地から、特恵関税制度、関税率等について所要の改正を行おうとするものであります。

次に、航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案は、税関手続の迅速かつ的確な処理を図るため、現在電算処理を行っている航空運送貨物に加え、海上運送貨物についても同様の処理が行えるよう所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、質疑を行いましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より欧州復興開発銀行への加盟措置法案及び関税定率法等改正案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、欧州復興開発銀行への加盟措置法案及び関税定率法等改正案は多数をもって、航空運送貨物の税関手続特例法改正案は全会一致をもって、それぞれ原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、関税定率法等改正案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（土屋義彦君）　これより採決をいたします。

まず、国の補助金等の臨時特例等に関する法律案及び航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋義彦君）　総員起立と認めます。

よって、両案は全会一致をもって可決されました。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案、欧州復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案及び関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。

三案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋義彦君）　過半数と認めます。

よって、三案は可決されました。

○議長（土屋義彦君）　この際、日程に追加して、**電気通信基盤充実臨時措置法案（内閣提出、衆議院送付）**

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（衆議院送付）

以上両件を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋義彦君）　御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。通信委員長一井淳治君。

審査報告書

電気通信基盤充実臨時措置法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成三年三月二十六日

通信委員長　一井　淳治

参議院議長　土屋　義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、電気通信による情報の流通の円滑化のための基盤の充実を図るため、高度通信施設の整備及び電気通信分野の専門的又は技術的な業務に従事する者の能力の向上を促進する措置として、電気通信基盤充実事業の実施に関する基本的な指針の策定及び実施計画の認定等について定めるとともに、通信・放送衛星機構の業務に電気通信基盤充実事業の実施を促進するために必要な業務を追加するなどを講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費は、平成三年度産業投資特別会計に通信・放送衛星機構への出資四億円が計上されている。

電気通信基盤充実臨時措置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成三年三月七日

衆議院議長　櫻内　義雄

参議院議長　土屋　義彦殿

電気通信基盤充実臨時措置法案

電気通信基盤充実臨時措置法

（目的）

第一条　この法律は、高度通信施設の整備及び特定専門技術業務に従事する者の能力の向上を促進する措置を講ずることにより、電気通信による情報の流通の円滑化のための基盤の充実を図り、もって情報化社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「高度通信施設」とは、電気通信業の用に供する施設であって、電気通信の利便性を飛躍的に高めるための次に掲げる電気通信設備及びこれを設置するための建物その他の工作物からなるものをいう。

一　移動する事物の瞬間的影像をデジタル信号により伝送する役務を提供することを可能とする電気通信設備

二　交換設備の制御を効率的に行うための電気通信設備であって、制御のための新たな機能の追加が容易に行えるもの

三　異なる形式又は伝送速度を有する電気通信信号を統合して伝送交換することを可能とする電気通信設備

2　この法律において「施設整備事業」とは、高度通信施設の整備を行う事業をいう。

3　この法律において「特定専門技術業務」とは、次に掲げる業務であって専門的又は技術的な知識及び技能を要するものをいう。

一　電気通信システム（電気通信設備の集合体であって電気通信の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。以下同じ。）の設計その他の電気通信設備の機能の効率的な利用を技術的に支援する業務

二　電気通信設備の機能の効率的な利用を支援する電気通信の業務

三　無線局の無線設備の操作又はその監督を行う業務

四　電気通信主任技術者（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四十四条に規定する電気通信主任技術者をいう。）の業務
五　工事担任者（電気通信事業法第五十三条に規定する工事担任者をいう。）の業務
六　放送番組を制作する業務
七　前各号に掲げるもののほか、電気通信業又は放送業（有線放送業を含む。）の用に供する電気通信設備の運用の業務

4　この法律において「人材研修事業」とは、特定専門技術業務に従事する者の能力の向上を図るために行う次に掲げる事業及び特定専門技術業務の実施に関する取引のあっせんを行う事業であってこれらの事業に附帯して行われるものをいう。

一　次のイ及びロの業務を行う事業であって、当該業務を効果的に行うための電気通信設備その他の設備を備える施設を整備してこれを行うもの
イ　特定専門技術業務に従事する者の特定専門技術業務に関する知識及び技能の向上を図る業務
ロ　特定専門技術業務に関する高度な知識及び技能並びに経験を有する者が特定専門技術業務に従事する者を統括しつつ電気通信システムの設計又は放送番組の制作を実践することにより電気通信システムの設計又は放送番組の制作に関する知識及び技能の向上を図ることを指導し、及び支援する業務
二　特定専門技術業務に関する調査研究の成果又は技術情報の交換のための会議の開催等を行うことにより特定専門技術業務に従事する者の間の交流を促進する事業

5　この法律において「電気通信基盤充実事業」とは、施設整備事業及び人材研修事業をいう。

（基本指針）

第三条　主務大臣は、電気通信による情報の流通の円滑化のための基盤の充実を図るため、電気通信基盤充実事業の実施に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。この場合において、次項第二号から第四号までに掲げる事項については、施設整備事業及び人材研修事業につきそれぞれ定めなければならない。

2　基本指針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　電気通信による情報の流通の円滑化のための基盤の充実に関する基本的な方向
二　電気通信基盤充実事業の内容（施設整備事業にあっては高度通信施設により提供が可能となる役務を含み、人材研修事業にあっては整備に係る施設を含む。）に関する事項
三　電気通信基盤充実事業が行われる地域に関する事項
四　その他電気通信基盤充実事業の実施に際し配慮すべき重要事項

3　前項各号に掲げる事項のほか、人材研修事業に係る基本指針においては、当該事業を行う者の要件に関する事項について定めるものとする。

4　基本指針は、電気通信基盤充実事業に係る国際環境との調和を確保するよう配慮されたものであるとともに、地域社会の健全な発展に資するよう配慮されたものでなければならない。

5　主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、通商産業大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

6　主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（実施計画の認定）

第四条　電気通信基盤充実事業を実施しようとする者（当該事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。）は、当該事業の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を作成し、これを主務大臣に提出して、その実施計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2　実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　電気通信基盤充実事業の内容（施設整備事業にあっては高度通信施設により提供しようとする役務を含み、人材研修事業にあっては整備しようとする施設を含む。）
二　電気通信基盤充実事業を実施する場所
三　電気通信基盤充実事業の実施時期
四　電気通信基盤充実事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

3　前項各号に掲げる事項のほか、人材研修事業に係る実施計画においては、当該事業を実施する者に関する事項を記載しなければならない。

4　主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その実施計画が基本指針に照らし適切なものであり、かつ、当該実施計画が確実に実施される見込みがあると認めるときは、同項の認定をするものとする。

5　主務大臣は、人材研修事業に係る実施計画につき第一項の規定による認定をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

（実施計画の変更等）

第五条　前条第一項の認定を受けた者（その者の設立に係る同項の法人を含む。）は、当該認定に係る実施計画を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。

2　前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定に準用する。

3　主務大臣は、前条第一項の認定を受けた実施計画（第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に係る電気通信基盤充実事業を実施する者（以下「認定事業者」という。）が当該認定計画に従って電気通信基盤充実事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

（通信・放送衛星機構の業務の特例）

第六条　通信・放送衛星機構（以下「機構」という。）は、通信・放送衛星機構法（昭和五十四年法律第四十六号。以下「機構法」という。）第二十八条第一項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　認定計画に係る施設整備事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。
二　認定計画に係る第二条第四項第一号に掲げる人材研修事業の実施に必要な資金の出資を行うこと。
三　前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

（業務の委託等）

第七条　機構は、郵政大臣及び大蔵大臣の認可を受けて、前条第一号及び第二号に掲げる業務（債務の保証の決定及び出資の決定を除く。）の一部を金融機関に委託することができる。

2　金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

3　第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関の役員又は職員で、当該委託業務に従事するものは、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

4　機構法第四十条の規定は、第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関について準用する。この場合において、同条第一項中「郵政大臣」とあるのは「郵政大臣又は大蔵大臣」と、「その業務」とあるのは「その委託を受けた業務」と、「事務所その他の事業所」とあるのは「事務所」と、「業務の状況」とあるのは「その委託を受けた業務に関し業務の状況」と読み替えるものとする。

（機構法の適用等）

第八条　第六条の規定により機構の業務が行われる場合には、機構法第十七条第二項中「郵政大臣」とあるのは「郵政大臣（電気通信基盤充実臨時措置法（以下「電気通信基盤法」という。）第六条に規定する業務（以下「電気通信基盤金融関連業務」という。）に係る変更については、郵政大臣及び大蔵大臣）」と、機構法第十九条第四項中「郵政大臣」とあるのは「郵政大臣（電気通信基盤金融関連業務に関する意見については、郵政大臣及び大蔵大臣）」と、機構法第二十九条第一項中「郵政大臣」とあるのは「郵政大臣（電気通信基盤金融関連業務に係るものについては、郵政大臣及び大蔵大臣）」と、同条第二項中「郵政省令」とあるのは「郵政省令（電気通信基盤金融関連業務に係るものについては、郵政省令、大蔵省令）」と、機構法第三十九条中「郵政大臣」とあるのは「郵政大臣（電気通信基盤金融関連業務については、郵政大臣及び大蔵大臣）」と、機構法第三十九条、第四十条第一項及び第四十五条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は電気通信基盤法」と、機構法第四十条第一項中「郵政大臣」とあるのは「郵政大臣（電気通信基盤金融関連業務については、郵政大臣又は大蔵大臣）」と、機構法第四十三条中「次の場合」とあるのは「次の場合（電気通信基盤金融関連業務に係る第二十九条第一項の規定による認可をしようとするときを除く。）」と、機構法第四十五条第一号及び第四号中「郵政大臣」とあるのは「郵政大臣又は郵政大臣及び大蔵大臣」と、同条第三号中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び電気通信基盤法第六条」とする。

2　第六条の規定により機構の業務が行われる場合における当該業務に係る財務及び会計に関する事項については、機構法及び前項に規定するもののほか、特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号。以下「通信・放送開発法」という。）附則第四条に定めるところによるものとする。

（負担金についての必要経費算入の特例等）

第九条　認定事業者（その者が民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人である場合に限る。）が行う第二条第四項各号に掲げる事業であって認定計画に係るものに係る基金に充てるための負担金を支出した場合には、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、必要経費算入の特例及び損金算入の特例の適用があるものとする。

（資金の確保等）

第十条　政府は、認定計画に係る電気通信基盤充実事業の実施に必要な資金の確保又はその融通のあっせんに努めるものとする。

2　郵政大臣及び大蔵大臣は、第六条に規定する機構の業務の円滑な運営が図られるように、情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

（日本放送協会及び日本電信電話株式会社の協力）

第十一条　日本放送協会及び日本電信電話株式会社は、電気通信に関する知識及び技能の普及等を通じて人材研修事業の円滑な実施に協力するよう努めるものとする。

（報告の徴収）

第十二条　主務大臣は、認定事業者に対し、認定計画に係る電気通信基盤充実事業の実施状況について報告を求めることができる。

（主務大臣）

第十三条　この法律における主務大臣は、次の各号に定めるとおりとする。

一　基本指針に関する事項のうち、人材研修事業に係る部分については郵政大臣及び労働大臣とし、その他の部分については郵政大臣とする。

二　第四条第一項に規定する認定、第五条第一項に規定する変更の認定、同条第三項に規定する認定の取消し及び前条に規定する報告の徴収に関する事項のうち、施設整備事業に係るものについては郵政大臣とし、人材研修事業に係るものについては郵政大臣及び労働大臣とする。

（罰則）

第十四条　第七条第四項において準用する機構法第四十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした金融機関の役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

第十五条　第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（この法律の廃止）

第二条　この法律は、この法律の施行の日から十年以内に廃止するものとする。

（信用基金の持分の払戻しの禁止の特例）

第三条　日本開発銀行以外の出資者は、機構に対し、この法律の施行の日から起算して一月を経過した日までの間に限り、通信・放送開発法第九条第一項に規定する信用基金に係るその持分の払戻しを請求することができる。

2　機構は、前項の規定による請求があったときは、機構法第六条第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、機構は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

（罰則に関する経過措置）

第四条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（通信・放送開発法の一部改正）

第五条　特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を次のように改正する。

附則第四条を次のように改める。

（機構の行う業務に関する特例）

第四条　電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第　号）第六条の規定により機構の業務が行われる場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七条第一項	前条第一項第二号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。以下「出資業務」という。）
第七条第三項及び第十条	出資業務
	前条第一項第二号に掲げる業務若しくは電気通信基盤充実臨時措置法（以下「電気通信基盤法」という。）第六条第二号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。以下「両出資業務」という。）
	両出資業務

第九条第一項	第六条第一項第一号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）	第六条第一項第一号に掲げる業務及び電気通信基盤法第六条第一号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）
第十条	第六条第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる業務	第六条第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる業務並びに電気通信基盤法第六条第一号に掲げる業務
第十一条	第六条第一項の規定により	第六条第一項及び電気通信基盤法第六条の規定により
	機構法第二十九条第一項及び第三十五条中「郵政大臣」とあるのは「郵政大臣（金融関連業務に係るものについては、郵政大臣及び大蔵大臣）」	機構法第二十九条第一項中「郵政大臣」とあるのは「郵政大臣（金融関連業務に係るものについては、郵政大臣及び大蔵大臣）」と、機構法第三十五条中「郵政大臣」とあるのは「郵政大臣（両金融関連業務に係るものについては、郵政大臣及び大蔵大臣）」
	機構法第二十九条第二項及び第三十八条中「郵政省令」とあるのは「郵政省令（金融関連業務に係るものについては、郵政省令、大蔵省令）」	機構法第二十九条第二項中「郵政省令」とあるのは「郵政省令（金融関連業務に係るものについては、郵政省令、大蔵省令）」と、機構法第三十八条中「郵政省令」とあるのは「郵政省令（両金融関連業務に係るものについては、郵政省令、大蔵省令）」
	機構法第三十一条及び第三十二条中「郵政大臣」とあるのは「郵政大臣（金融関連業務に係る部分については、郵政大臣及び大蔵大臣）」	機構法第三十一条中「郵政大臣」とあるのは「郵政大臣（金融関連業務及び電気通信基盤法（以下「電気通信基盤法」という。）第六条に規定する業務（以下「両金融関連業務」という。）に係る部分については、郵政大臣及び大蔵大臣）」と、機構法第三十二条中「郵政大臣」とあるのは「郵政大臣（両金融関連業務に係る部分については、郵政大臣及び大蔵大臣）」
	及び通信・放送開発法第六条第一項第二号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。以下「出資業務」という。）	並びに通信・放送開発法第六条第一項第二号に掲げる業務及び電気通信基盤法第六条第二号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。以下「両出資業務」という。）
	及び出資業務	及び両出資業務
	この法律及び通信・放送開発法	この法律、通信・放送開発法及び電気通信基盤法
	通信・放送開発法第六条第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。以下「債務保証等業務」という。）	通信・放送開発法第六条第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる業務並びに電気通信基盤法第六条第一号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。以下「両債務保証等業務」という。）
	債務保証等業務に係る	両債務保証等業務に係る
	金融関連業務に係る第二十九条第一項、第三十一条若しくは第三十五条の規定による認可又は第三十二条第一項の規定による承認	金融関連業務に係る第二十九条第一項の規定による認可又は両金融関連業務に係る第三十一条若しくは第三十五条の規定による認可若しくは第三十二条第一項の規定による承認
	第三十一条の規定による認可	通信・放送開発法第六条第一項に規定する業務及び電気通信基盤法第六条に規定する業務に係る第三十一条の規定による認可
	「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び通信・放送開発法第六条第一項」	「第二十八条第一項に規定する業務以外の業務」とあるのは「第二十八条第一項及び通信・放送開発法第六条第一項に規定する業務以外の業務（電気通信基盤法第六条に規定する業務を除く。）」

附則第五条及び第六条を削る。

（印紙税法の一部改正）

第六条　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三中「（通信・放送衛星機構の業務の特例）の業務」の下に「及び電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第　　号）第六条第一号（通信・放送衛星機構の業務の特例）の業務」を加える。

（郵政省設置法の一部改正）

第七条　郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中第六十八号を第六十九号とし、第六十七号を第六十八号とし、第六十六号を第六十七号とし、第六十五号の次に次の一号を加える。

六十六　電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第　　号）の施行に関すること。

第五条中第二十二号の十九を第二十二号の二十とし、第二十二号の十八を第二十二号の十九とし、第二十二号の十七の次に次の一号を加える。

二十二の十八　電気通信基盤充実臨時措置法の定めるところに従い、基本指針を定め、及び実施計画の認定をすること。

第六条第五項及び第六項中「第六十七号」を「第六十八号」に改め、同条第八項中「第六十八号」を「第六十九号」に改める。

（労働省設置法の一部改正）

第八条　労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第五十七号中「及び地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法（平成元年法律第六十号）」を「、地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法（平成元年法律第六十号）及び電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第　　号）」に改める。

第五条中第七十号を第七十一号とし、第六十九号を第七十号とし、第六十八号の次に次の一号を加える。

六十九　電気通信基盤充実臨時措置法に基づいて、電気通信基盤充実事業の実施に関する基本指針を定めること及び電気通信基盤充実事業の実施に関する計画を認定すること。

審査報告書

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成三年三月二十六日

通信委員長　一井　淳治

参議院議長　土屋　義彦殿

要領書

１、委員会の決定の理由

本件は、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、日本放送協会の平成三年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものである。

これらの収支予算等によれば、一般勘定事業収入は五千四百二十七億三千万円、支出は四千八百六十九億二千万円であって、五百五十八億一千万円の収入超過となり、このうち百八十億五千万円を債務償還、二百四十一億四千万円を建設積立金のため資本支出に充当し、残余の百三十六億二千万円を翌年度以降の財政安定のための繰越金とすることとしている。

また、事業計画においては、海外への映像情報の提供・情報入手体制の強化、国際共同制作番組の推進、衛星放送の普及とその他のニューメディアの開発研究の促進、国際放送の番組充実と受信改善、効率的な受信契約・収納活動、業務運営の改革による経費の削減等に重点を置いている。

これらの収支予算等は、いずれも同協会の事業運営上妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

附帯決議

政府並びに日本放送協会は、次の各項の実施に努めるべきである。

１、放送の不偏不党と表現の自由を確保し、放送に対する国民の信頼を一層高めるよう努力すること。

１、協会の最高意思決定機関である経営委員会については、広く視聴者の意向を反映し、その機能が十分発揮されるよう特段の配慮を加えること。

１、協会は、その経営が受信料制度を基礎とすることにかんがみ、国民の理解を促進するよう経営内容を積極的に開示すること。また、受信者の確実な把握と収納の確保により受信料負担の公平を期すこと。

１、協会は、長期的展望に立った経営方針を確立し、業務運営の一層の効率化を推進するとともに、職員の処遇改善についても配意すること。

１、衛星放送については、難視聴解消のために必要な放送を確保しつつ、さらに充実、普及に努めるとともに、その効率的な実施体制の在り方を検討すること。

１、国際放送については、交付金の増額と一層の受信改善を図るとともに、映像メディアによる国際交流を推進すること。

１、協会は、地域文化の向上に資するよう、地域に密着した放送サービスの充実、強化に努めること。

右決議する。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成三年三月十五日

衆議院議長　櫻内　義雄

参議院議長　土屋　義彦殿

放送法第37条第２項の規定に基づき、承認を求めるの件

放送法第37条第２項の規定に基づき、別冊日本放送協会平成３年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求める。

日本放送協会平成３年度収支予算、事業計画及び資金計画

平　成　３　年　度　収　支　予　算

予算総則

第１条　日本放送協会（以下「協会」という。）の平成３年度収支予算の収入及び支出を別表第１収支予算書のとおり定める。

第２条　放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の額は、次の各号に定める契約種別及び支払区分に応じ、別表第２に掲げるとおりとする。

一　「カラー契約」とは、衛星系によるテレビジョン放送を除き、地上系によるカラーテレビジョン放送を含む受信の契約をいう。

二　「普通契約」とは、衛星系によるテレビジョン放送を除き、地上系によるカラーテレビジョン放送を含まない受信の契約をいう。

三　「衛星カラー契約」とは、衛星系及び地上系によるカラーテレビジョン放送を含む受信の契約をいう。

四　「衛星普通契約」とは、衛星系及び地上系によるカラーテレビジョン放送を含まない受信の契約をいう。

五　「特別契約」とは、地上系によるテレビジョン放送の難視聴地域又は列車、電車その他営業用の移動体において、地上系によるテレビジョン放送を除き、衛星系によるテレビジョン放送を含む受信の契約をいう。

六　「訪問集金」とは、協会の集金取扱者への支払など口座振替及び継続振込以外の方法による支払をいう。

七　「口座振替」とは、協会の指定する金融機関に設定する預金口座、通常郵便貯金等から、協会の指定日に自動振替によって行う支払をいう。

八　「継続振込」とは、あらかじめ協会に届け出を行い、協会が指定する金融機関、郵便局等において協会の指定する期日までに継続して払い込む支払をいう。

2　前項の規定にかかわらず、沖縄県の区域において徴収する受信料の額は、特別契約を除き、特例措置として、別表第３に掲げるとおりとする。

3　前二項の規定にかかわらず、事業所等で衛星カラー契約、衛星普通契約又は特別契約を合わせて10件以上契約した者が、一括して口座振替又は継続振込により支払う場合は、前二項に定める受信料の額から別表第４に掲げる額を減じることとする。ただし、次項の規定による場合を除く。

4　第１項及び第２項の規定にかかわらず、協会が定める要件を備えた団体の構成員で衛星カラー契約、衛星普通契約又は特別契約を締結した者が15名以上まとまり、団体としてその代表者を通じ、一括して口座振替により支払う場合は、第１項及び第２項に定める訪問集金による受信料の額から別表第５に掲げる額を減じることとする。

第3条　本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第4条　本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項間において、相互に流用することができる。ただし、給与については、他の項と相互に流用することができない。

2　前項ただし書の規定にかかわらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の額が民間賃金及び国等の給与の額に比して、著しく均衡を欠くこととなった場合に限り、事業計画の実施を妨げない範囲において給与の改定を行うときは、経営委員会の議決を経て、他の項と相互に流用することができる。

第5条　本予算中、資本支出において年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

2　前年度予算総則第5条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。

第6条　予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

2　予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならない。

第7条　事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出若しくは特別支出、又は借入金の返還若しくは設備の新設、改善に充てることができる。

2　前項に定めるもののほか、職員の能率向上による企業経営の改善によって、収入が予算額に比し増加し、又は経費を予定より節減したときは、その増加額又は節減額は、経営委員会の議決を経て、その一部を職員に対する特別の給与の支給に充てることができる。

第8条　前年度の決算において、後期繰越金が前年度予算で予定した額に比し増加したときは、これを本年度の前期繰越金受入れに計上し、経営委員会の議決を経て、借入金を減額し、又は借入金の返還若しくは設備の新設、改善に充てることができる。

第9条　本予算における事業収支差金と事業収支差金受入れとの差額は、翌年度以降に収支の不均衡が生じた場合の支出に充てるため、その使用を繰り延べることができる。

2　前項の差額が、予算において予定する金額に比し増減するときは、経営委員会の議決を経て、前項の繰り延べることができる金額を増減することができる。

第10条　本予算中、資本収入において予定する放送債券は長期借入金に、また、長期借入金は放送債券に替えることができる。

第11条　国際放送並びに選挙放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送並びに選挙放送に関係ある経費の支出に充てることができる。

第12条　業務に関連ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究等に関係ある経費の支出に充てることができる。

第13条　建設積立資産繰入れに予定した特別収入の額が、予算額に比し増減するときは、建設積立資産繰入れの額を増減する。

別表第1

平成3年度収支予算書

（一般勘定）

（事業収支）　　（単位　千円）

款	項	金額
事業収入		542,738,204
	受信料	498,854,835
	交付金収入	1,541,901
	副次収入	8,109,300
	財務収入	9,180,368
	雑収入	352,000
	特別収入	24,699,800
事業支出		486,922,143
	国内放送費	166,193,227
	国際放送費	3,789,602
	契約収納費	46,972,628
	受信対策費	1,456,372
	広報費	2,266,129
	調査研究費	5,300,713
	給与	132,800,626
	退職手当・厚生費	48,944,543
	一般管理費	11,239,387
	減価償却費	46,495,000
	財務費	16,898,916
	特別支出	1,565,000
	予備費	3,000,000
事業収支差金		55,816,061

事業収支差金の内訳　　（単位　千円）

資本支出充当	42,194,000
債務償還充当	18,056,000
建設積立金	24,138,000
翌年度以降の財政安定のための繰越金	13,622,061

官報（号外）

（資本収支）　　（単位　千円）

款	項	金額
資本収入		111,809,000
	事業収支差金受入れ	42,194,000
	減価償却資金受入れ	46,495,000
	資産受入れ	1,599,000
	放送債券償還積立資産戻入れ	6,370,000
	放送債券	6,000,000
	長期借入金	9,151,000
資本支出		111,809,000
	建設費	62,800,000
	出資	445,000
	放送債券償還積立資産繰入れ	5,071,000
	建設積立資産繰入れ	24,138,000
	放送債券償還金	6,370,000
	長期借入金返還金	12,985,000
資本収支差金		0

事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常収入は、5,180億3,840万4千円、事業支出から特別支出を除いた経常支出は、4,853億5,714万3千円であり、経常収支差金は、326億8,126万1千円である。

（受託業務等勘定）

（事業収支）　　（単位　千円）

款	項	金額
事業収入		340,000
	受託業務等収入	340,000
事業支出		287,000
	受託業務等費	278,000
	財務費	9,000
事業収支差金		53,000

事業収支差金5,300万円と受託業務等費の間接経費2億4,400万円を合わせた2億9,700万円を一般勘定の副次収入に繰り入れる。

別表第2　受信料額

契約種別	支払区分	月額	6か月前払額	12か月前払額
カラー契約	訪問集金	1,370円	7,800円	15,200円
	口座振替 継続振込	1,320円	7,510円	14,630円
普通契約	訪問集金	890円	5,100円	9,940円
	口座振替 継続振込	840円	4,810円	9,370円
衛星カラー契約	訪問集金	2,300円	13,140円	25,610円
	口座振替 継続振込	2,250円	12,850円	25,040円
衛星普通契約	訪問集金	1,820円	10,440円	20,350円
	口座振替 継続振込	1,770円	10,150円	19,780円
特別契約	訪問集金	1,040円	5,920円	11,540円
	口座振替 継続振込	990円	5,630円	10,970円

別表第3　受信料額（沖縄県）

契約種別	支払区分	月額	6か月前払額	12か月前払額
カラー契約	訪問集金	1,220円	6,980円	13,600円
	口座振替 継続振込	1,170円	6,690円	13,030円
普通契約	訪問集金	740円	4,280円	8,340円
	口座振替 継続振込	690円	3,990円	7,770円
衛星カラー契約	訪問集金	2,160円	12,320円	24,010円
	口座振替 継続振込	2,110円	12,030円	23,440円
衛星普通契約	訪問集金	1,680円	9,620円	18,750円
	口座振替 継続振込	1,630円	9,330円	18,180円

（号外）　官報

別表第４　多数契約一括支払における割引額

契約種別	割引額
衛星カラー契約 衛星普通契約 特別契約	すべての契約件数を対象に、 衛星カラー契約については、 50件未満の場合　１件あたり　月額　200円 50件以上100件未満の場合 １件あたり　月額　230円 100件以上の場合　１件あたり　月額　300円 衛星普通契約及び特別契約については、 １件あたり　月額　90円

ただし、衛星カラー契約の契約件数が、97件、98件又は99件である場合は、100件として受信料の額を算定する。

別表第５　団体一括支払における割引額

契約種別	割引額
衛星カラー契約 衛星普通契約 特別契約	すべての契約件数を対象に、 契約件数１件あたり　月額　250円

平成３年度事業計画

１　計画概説

世界が大きな変革の時代を迎えている中で、我が国の社会状況も変化しつつあり、国際化も急速に進んでいる。また、価値観や生活様式も多様化が進み、多メディア・多チャンネル化が急速に展開されている。

平成３年度における日本放送協会の事業運営は、こうした社会状況の変化にこたえ、国際化に対応した情報の入手・提供の強化を図るとともに、先見性をもった番組、視聴者の多様な要望にこたえる番組を提供することとする。また、衛星放送の普及とその他のニューメディアの開発研究を促進する。

業務の推進にあたっては、内部改革を行い、新しい時代の公共放送にふさわしい業務運営体制を確立して、一層創造的で能率的な運営と経営基盤の安定に努める。

(1)　放送網の建設については、テレビジョン、ラジオ放送とも全国あまねく受信できるよう、テレビジョンにおいては、衛星放送設備の整備を進め、ラジオにおいては、中波放送局及びＦＭ放送局の建設を行う。

(2)　放送番組については、視聴者の意向を積極的に受けとめ、公共放送の使命に徹し、国際的視野と社会的連帯感を基調に、番組の充実刷新を行い、公正な報道と豊かな放送番組の提供に努める。

(3)　国際放送については、日本の実情を正しく諸外国に伝えて国際間の相互理解に貢献するとともに、諸外国との経済、文化交流を一層促進するため、番組の充実刷新を行い、あわせて受信の改善に努める。

(4)　受信料負担の公平を期するため、受信料制度の周知徹底を図り、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努める。

(5)　協会に対する視聴者の理解と信頼を一層強固にするため、広報活動、視聴者の意向の把握と反映などの施策を積極的に推進する。

(6)　調査研究については、ニューメディアの開発研究と、放送番組、放送技術の向上に寄与する調査研究を推進し、その成果を放送に生かすとともに、広く一般に公開して、我が国放送文化の発展に資する。

(7)　経営管理については、経営全般にわたる業務の見直しを徹底して、創造的で能率的な運営に努める。また、給与については、適正な水準の維持を図る。

(8)　放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行う法人等に対し、出資を行う。

(9)　放送法第９条第３項に基づき実施する放送番組制作の受託業務等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において積極的に実施する。

２　建設計画

建設計画については、衛星放送設備の整備に44億9,000万円、テレビジョン、ラジオ放送網の整備に99億1,900万円、演奏所の整備に165億1,200万円、放送番組設備の整備に219億8,100万円、研究設備の整備等に98億9,800万円、総額628億円をもって施行する。

(1)　新放送施設整備計画

衛星放送設備の整備を進める。

これに要する経費は、44億9,000万円である。

(2)　テレビジョン放送網整備計画

外国電波混信等による難視聴地域に対し、補完的に、テレビジョン局を建設する。

また、県域放送のためのテレビジョン局の調査を行うほか、老朽の著しいテレビジョン放送機器の更新整備等を行う。

これらに要する経費は、63億2,300万円である。

(3)　ラジオ放送網整備計画

受信の改善を図るため、中波放送局及びＦＭ放送局を建設する。

また、国際放送の受信改善を図ることとし、必要な設備を整備するための負担を行うほか、老朽の著しいラジオ放送機器の更新整備等を行う。

これらに要する経費は、35億9,600万円である。

(4)　演奏所整備計画

放送会館については、名古屋放送会館の建設を完了し、福岡放送会館の建設を継続するとともに、広島放送会館、千代田分館の整備を取り進める。大阪放送会館については、調査を継続する。

これらに要する経費は、165億1,200万円である。

(5)　放送番組設備整備計画

非常災害時における報道機能の確保などを図るため、ニュース・番組の送出設備の機能改善整

備を行うとともに、地域放送充実のための放送機器の整備を行うほか、老朽の著しい番組制作・送出用機器の更新整備等を行う。

これらに要する経費は、219億8,100万円である。

(6) 研究設備、一般施設整備計画

新しい放送技術の開発のための調査研究設備の整備を行うほか、宿舎の整備等を行う。

これらに要する経費は、72億4,800万円である。

(7) 建設管理

建設計画の施行に共通して要する経費は、26億5,000万円である。

3 事業運営計画

(1) 国内放送

ア 放送番組については、視聴者の意向を積極的に受けとめ、テレビジョン放送において、総合放送は、広く一般を対象とした総合的な放送として、放送時間は1日18時間を基本とし、年間を通して特別編成を随時、機動的かつ集中的に実施するなど、弾力的な放送時間とする。情報化、国際化などの社会状況に対応するため、国民的課題、21世紀に向けた地球的規模の課題に積極的に取り組み、多様で質の高い番組を提供する。また、音声多重放送において、視力障害者向けの解説放送を実施するほか、文字多重放送については、番組内容の充実を行う。

教育放送は、1日18時間放送し、学校放送番組を含む幅広い文化・教育・実用番組を編成し、知的欲求や心の豊かさを希求する時代の要請にこたえるとともに、障害者向け番組を編成する。

衛星放送については、第1テレビジョンは、国際情報を中心とする専門情報を1日24時間放送し、特に欧米やアジア諸国のニュースを中心に効果的に編成する。第2テレビジョンは、難視聴解消サービスを行うとともに、娯楽及び文化番組を中心とした編成を行い、1日22時間20分（週間平均）放送するほか、ハイビジョンの実験放送を行う。

ラジオ放送については、第1放送は、1日19時間を基本とした弾力的な放送時間とし、生活態様の多様化に即応したニュース・生活情報を提供するとともに、緊急報道に万全を期する。第2放送は、1日18時間30分放送し、体系的な語学番組や学校放送番組、多様な教養番組を編成して、生涯学習番組の充実を行う。また、FM放送は、1日19時間放送し、高品質の特性を生かして、クラシック音楽を基本に、多様な音楽番組を提供する。

地域からの全国発信機能の強化を図るとともに、地域放送については、各地域の特性に応じた自主編成を積極的に推進することとし、総合放送は1日2時間、第1放送は1日2時間30分、FM放送は1日1時間50分を基本とした弾力的な放送時間により地域情報番組を提供する。

放送番組の利用については、番組の効果的な編成にあわせ、学校教育の場や生涯学習活動への利用の促進を図る。

また、日本から世界に向けた映像情報の発信が乏しい現状を是正するため、日本やアジア各国の情報を世界に提供する。

これらに要する経費は、番組制作に1,172億7,038万6千円、番組の編成企画その他に101億4,649万5千円で、総額1,274億1,688万1千円である。

イ 放送施設の運用維持については、設備の増加に対処し、効率的な保守運用を図る。

これに要する経費は、387億7,634万6千円である。

以上により、国内放送費総額は、前年度1,552億8,988万円に対し、109億334万7千円の増額となり、総額1,661億9,322万7千円である。

(2) 国際放送

国際放送については、放送時間を拡充して、1日48時間とし、内外の諸情勢に即応したニュース・インフォメーション番組、各地域の特殊性に即した番組を編成し、海外の日本人に多様な情報を的確に伝えるとともに、放送を通じての国際間の理解と親善に貢献する。また、海外中継を拡充して、受信の改善に努める。

このため、前年度34億2,074万3千円に対し、3億6,885万9千円の増額となり、総額37億8,960万2千円である。

(3) 契約収納

受信料負担の公平を期するため、受信料制度の周知徹底を図るとともに、効率的な営業活動を行い、受信契約の増加と受信料の確実な収納を図る。

このため、前年度436億187万1千円に対し、33億7,075万7千円の増額となり、総額469億7,262万8千円である。

(4) 受信対策

受信障害の複雑化、広域化など受信環境の変化に即応した受信サービス活動を展開するほか、衛星放送受信の積極的な普及活動を行い、あわせて受信者の把握に努める。

このため、前年度14億1,716万7千円に対し、3,920万5千円の増額となり、総額14億5,637万2千円である。

(5) 広報

協会に対する視聴者の理解と信頼を一層強固なものとするため、効果的な経営広報を展開するとともに、視聴者との交流、対話活動を強化する。

このため、前年度21億5,491万8千円に対し、1億1,121万1千円の増額となり、総額22億6,612万9千円である。

(6) 調査研究

調査研究については、視聴者の多様な要請にこたえ、放送の発展を図るため、番組面において、機動的調査手法を開発するほか、国際化に関する調査、番組視聴状況調査及び意向調査等を行う。技術面においては、新しい放送分野の開発研究、放送技術発展のための基礎研究等を行う。

前年度55億2,752万9千円に対し、2億2,681万6千円の減額となり、総額53億71万3千円である。

(7) 給与

給与については、適正な水準の維持を図る。

これに要する経費は、総額1,328億62万6千円である。

(8) 退職手当及び福利厚生

退職手当及び福利厚生については、退職手当の増加等により、前年度425億9,767万3千円に対し、63億4,687万円の増額となり、総額489億4,454万3千円である。

(9) 一般管理

一般管理については、効率的な業務運営を一層徹底して、経費の節減を図るが、事務システムの開発等により、前年度106億5,020万6千円に対し、5億8,918万1千円の増額となり、総額112億3,938万7千円である。

(10) 受託業務等

受託業務等については、会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等を行う。

これらに係る収入は3億4,000万円、支出は2億8,700万円である。

4 受信契約件数

(1) カラー契約

ア 有料契約見込件数

区分	平成3年度	平成2年度	増	減
年度初頭契約件数	29,178,000	29,844,000	△	666,000
年度内新規契約件数	1,971,000	1,880,000		91,000
年度内解約件数	2,911,000	2,546,000		365,000
年度内増加契約件数	△ 940,000	△ 666,000	△	274,000

イ 受信料免除見込件数

区分	平成3年度	平成2年度	増	減
年度初頭免除件数	707,000	691,000		16,000
年度内新規免除件数	39,000	44,000	△	5,000
年度内解約件数	29,000	28,000		1,000
年度内増加免除件数	10,000	16,000	△	6,000

(2) 普通契約

ア 有料契約見込件数

区分	平成3年度	平成2年度	増	減
年度初頭契約件数	1,153,000	1,263,000	△	110,000
年度内新規契約件数	209,000	220,000	△	11,000
年度内解約件数	319,000	330,000	△	11,000
年度内増加契約件数	△ 110,000	△ 110,000		0

イ 受信料免除見込件数

区分	平成3年度	平成2年度	増	減
年度初頭免除件数	173,000	184,000	△	11,000
年度内新規免除件数	5,000	4,000		1,000
年度内解約件数	14,000	15,000	△	1,000
年度内増加免除件数	△ 9,000	△ 11,000		2,000

(3) 衛星カラー契約

ア 有料契約見込件数

区分	平成3年度	平成2年度	増	減
年度初頭契約件数	2,292,000	1,197,000		1,095,000
年度内新規契約件数	1,458,000	1,115,000		343,000
年度内解約件数	19,000	20,000	△	1,000
年度内増加契約件数	1,439,000	1,095,000		344,000

イ 受信料免除見込件数

区分	平成3年度	平成2年度	増	減
年度初頭免除件数	6,000	3,000		3,000
年度内新規免除件数	3,000	3,000		0
年度内解約件数	0	0		0
年度内増加免除件数	3,000	3,000		0

(4) 衛星普通契約

有料契約見込件数

区分	平成3年度	平成2年度	増	減
年度初頭契約件数	15,000	5,000		10,000
年度内新規契約件数	11,000	10,000		1,000
年度内解約件数	1,000	0		1,000
年度内増加契約件数	10,000	10,000		0

官報（号外）

(5) 特別契約

有料契約見込件数

区分	平成3年度	平成2年度	増減
年度初頭契約件数	3,000	2,000	1,000
年度内新規契約件数	1,000	1,000	0
年度内解約件数	0	0	0
年度内増加契約件数	1,000	1,000	0

（参考1）

有料契約見込総数

区分	カラー契約	普通契約	衛星カラー契約	衛星普通契約	特別契約	合計
年度初頭契約件数	29,178,000	1,153,000	2,292,000	15,000	3,000	32,641,000
年度内増加契約件数	△ 940,000	△ 110,000	1,439,000	10,000	1,000	400,000
年度末契約件数	28,238,000	1,043,000	3,731,000	25,000	4,000	33,041,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区分	カラー契約	普通契約	衛星カラー契約	特別契約	合計
年度初頭契約件数	227,000	13,000	17,000	1,000	258,000
年度内増加契約件数	0	△ 1,000	5,000	0	4,000
年度末契約件数	227,000	12,000	22,000	1,000	262,000

（参考2）

支払区分別受信契約件数

(1) カラー契約

区分	訪問集金	口座振替	継続振込	合計
年度初頭契約件数	6,349,000	22,476,000	353,000	29,178,000
年度内増加契約件数	△ 809,000	△ 391,000	260,000	△ 940,000
年度末契約件数	5,540,000	22,085,000	613,000	28,238,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区分	訪問集金	口座振替	継続振込	合計
年度初頭契約件数	170,000	55,000	2,000	227,000
年度内増加契約件数	△ 2,000	0	2,000	0
年度末契約件数	168,000	55,000	4,000	227,000

(2) 普通契約

区分	訪問集金	口座振替	継続振込	合計
年度初頭契約件数	518,000	628,000	7,000	1,153,000
年度内増加契約件数	△ 51,000	△ 69,000	10,000	△ 110,000
年度末契約件数	467,000	559,000	17,000	1,043,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区分	訪問集金	口座振替	合計
年度初頭契約件数	12,000	1,000	13,000
年度内増加契約件数	△ 1,000	0	△ 1,000
年度末契約件数	11,000	1,000	12,000

(3) 衛星カラー契約

区分	訪問集金	口座振替	継続振込	合計
年度初頭契約件数	247,000	2,022,000	23,000	2,292,000
年度内増加契約件数	108,000	1,301,000	30,000	1,439,000
年度末契約件数	355,000	3,323,000	53,000	3,731,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区分	訪問集金	口座振替	合計
年度初頭契約件数	4,000	13,000	17,000
年度内増加契約件数	0	5,000	5,000
年度末契約件数	4,000	18,000	22,000

(4) 衛星普通契約

区分	訪問集金	口座振替	合計
年度初頭契約件数	1,000	14,000	15,000
年度内増加契約件数	1,000	9,000	10,000
年度末契約件数	2,000	23,000	25,000

(5) 特別契約

区分	訪問集金	口座振替	合計
年度初頭契約件数	2,000	1,000	3,000
年度内増加契約件数	1,000	0	1,000
年度末契約件数	3,000	1,000	4,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区分	口座振替	合計
年度初頭契約件数	1,000	1,000
年度内増加契約件数	0	0
年度末契約件数	1,000	1,000

5 要員計画

区分	要員数
事業運営関係	14,095人
建設関係	241
合計	14,336

要員数については、業務の効率化を積極的に推進することとし、年度内300人の純減を見込んだものである。

平成3年度資金計画

1 資金計画の概要

平成3年度収支予算及び事業計画に基づく本年度の資金計画は、受信料、放送債券、長期借入金等による入金総額5,996億4,162万8千円、事業経費、建設経費、放送債券の償還、長期借入金の返還等による出金総額5,988億9,375万4千円をもって施行する。

2 入金の部

受信料については、受信料収入予算4,988億5,483万5千円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収納額4,954億1,540万1千円を予定する。

放送債券については60億円発行による入金額59億7,600万円、長期借入金については、91億5,100万円を予定する。

このほか、固定資産売却収入5億9,580万円、放送債券償還積立資産の戻入れ63億7,000万円、国際放送関係等交付金収入15億4,190万1千円、有価証券の売却365億円、受取利息その他の入金440億9,152万6千円を見込む。

以上により入金額は、総額5,996億4,162万8千円である。

3 出金の部

事業経費4,132億6,559万5千円、建設経費628億円、放送債券の償還63億7,000万円、長期借入金の返還129億8,500万円、出資4億4,500万円、放送債券償還積立資産への繰入れ50億7,100万円、建設積立資産への繰入れ241億3,800万円、有価証券の購入536億6,310万円、支払利息その他の出金201億5,605万9千円を合わせ出金額は、総額5,988億9,375万4千円である。

（参考） 資金の需要及び調達の四半期別見込は、下表のとおりである。

（単位 千円）

区分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計
1 前期末資金有高	32,455,000	41,591,551	37,884,235	46,389,637	32,455,000
2 入金	153,315,456	119,702,156	167,208,667	159,415,349	599,641,628
受信料	147,138,374	95,615,173	161,010,005	91,651,849	495,415,401
放送債券	0	0	0	5,976,000	5,976,000
長期借入金	0	0	0	9,151,000	9,151,000
固定資産売却収入	32,570	340,104	65,686	157,440	595,800
放送債券償還積立資産戻入れ	0	0	0	6,370,000	6,370,000
交付金収入	395,070	382,277	383,343	381,211	1,541,901
有価証券売却	100,000	100,000	100,000	36,200,000	36,500,000
受取利息その他の入金	5,649,442	23,264,602	5,649,633	9,527,849	44,091,526
3 出金	144,178,905	123,409,472	158,703,265	172,602,112	598,893,754
事業経費	95,331,197	94,685,637	114,778,343	108,470,418	413,265,595
建設経費	10,303,687	15,641,786	13,490,592	23,363,935	62,800,000
放送債券償還	0	0	0	6,370,000	6,370,000
長期借入金返還	12,985,000	0	0	0	12,985,000
出資	111,250	111,250	111,250	111,250	445,000
放送債券償還積立資産繰入れ	0	0	0	5,071,000	5,071,000
建設積立資産繰入れ	0	0	0	24,138,000	24,138,000
有価証券購入	19,540,000	8,610,000	25,261,000	252,100	53,663,100
支払利息その他の出金	5,907,771	4,360,799	5,062,080	4,825,409	20,156,059
4 期末資金有高	41,591,551	37,884,235	46,389,637	33,202,874	33,202,874

日本放送協会平成3年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する郵政大臣の意見

放送法(昭和25年法律第132号)第37条第2項の規定に基づき、日本放送協会の平成3年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する意見は次のとおりである。

平成3年2月

郵政大臣

日本放送協会平成３年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する意見

日本放送協会（以下「協会」という。）の平成３年度収支予算、事業計画及び資金計画は、おおむね適当なものと認める。

なお、協会は、平成２年度において受信料額の改定を行ったが、長期的に財政を安定させるために も、事業運営の刷新、効率化を一層徹底し、及び経費の節減に極力努めることが必要であり、事業計画等の実施に当たっては、特に下記の点に配意すべきである。

記

1　協会は、国民の理解と信頼を得て公共放送としての役割を果たしていくため、国民の意向の把握とその事業運営への反映に努めること。

2　協会は、効率的な営業活動により、受信料の確実な収納に努めること。特に衛星料金を含む受信料については、一層の契約締結の促進を図ること。

3　協会は、衛星放送の効率的実施に配意するとともに、受信者の要望を踏まえ、その充実、普及に資するよう努めること。

4　協会は、国際放送の果たす役割を改めて認識し、今後ともその充実、強化に努め、国際間の相互理解の促進に寄与すること。

〔一井淳治君登壇、拍手〕

○一井淳治君　ただいま議題となりました両案件につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、電気通信基盤充実臨時措置法案は、電気通信による情報の流通の円滑化のための基盤の充実を図るため、高度通信施設の整備及び電気通信分野の専門的または技術的な業務に従事する者の能力の向上を促進する措置として、電気通信基盤事業の実施に関する基本的な指針の策定及び実施計画の認定等について定めるとともに、通信・放送衛星機構の業務に電気通信基盤充実事業の実施を促進するために必要な業務を追加するなどを講じようとするものであります。

委員会におきましては、二十一世紀に向けた電気通信長期ビジョン策定の必要性、電気通信基盤充実事業と既存の情報化施策との整合性、高度通信施設事業の整備に伴う情報の地域間格差問題、人材研修事業の推進方策、通信・放送衛星機構のあり方等について質疑が行われました。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山中委員より本法律案に対し反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件は、日本放送協会の平成三年度収支予算、事業計画及び資金計画について国会の承認を求めようとするものであります。

その概要を申し上げますと、まず、一般勘定事業収支におきましては、事業収入五千四百二十七億三千万円、事業支出四千八百六十九億二千万円となっており、この事業収支差金五百五十八億一千万円のうち四百二十一億九千万円を資本支出に充当し、残余の百三十六億二千万円を翌年度以降の財政安定のための繰越金とすることとしております。

事業計画につきましては、その重点を、海外への映像情報の提供・情報入手体制の強化、衛星放送の普及、国際放送の番組充実と受信改善、効率的な受信契約・収納活動、業務運営の改革による経費の節減などに置いております。

なお、本件にはおおむね適当である旨の郵政大臣の意見が付されております。

委員会におきましては、放送の公共性、放送番組の編成方針、国際放送の充実強化、放送衛星の故障問題、衛星放送の普及促進策、契約収納業務の推進等の諸問題について質疑が行われました。

質疑を終了し、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

なお、本件に対し附帯決議案が提出され、本委員会の決議とすることに決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（土屋義彦君）　これより採決をいたします。

まず、電気通信基盤充実臨時措置法案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋義彦君）　過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件の採決をいたします。

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋義彦君）　総員起立と認めます。

よって、本件は全会一致をもって承認することに決しました。

○議長（土屋義彦君）　この際、日程に追加して、**地方自治法の一部を改正する法律案（第百十八回国会内閣提出、第百二十回国会衆議院送付）**

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

過疎地域活性化特別措置法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上四案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋義彦君）　御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長野田哲君。

審査報告書

地方自治法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成三年三月二十六日

地方行政委員長　野田　哲

参議院議長　土屋　義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るため、機関委任事務制度の見直し、監査委員の職務権限の拡大、議会運営委員会の設置等の措置を講ずるとともに、公の施設の管理委託制度の充実を図り、あわせて地縁による団体に関して規定を整備するほか、所要の規定の整備を行おうとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

地方自治法の一部を改正する法律案（第百十八回国会内閣提出、本院継続審査）

右の内閣提出案は本院において修正議決した。

よってこれを送付する。

平成三年三月十四日

衆議院議長　櫻内　義雄

参議院議長　土屋　義彦殿

地方自治法の一部を改正する法律案
〔本号(その二)に掲載〕

審査報告書

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成三年三月二十六日

地方行政委員長　野田　哲

参議院議長　土屋　義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、公害防止対策事業の促進を図るため、関係地方公共団体に対する国の財政上の特別措置を引き続き講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行による今後十年間の国の補助負担率のかさ上げ額は、約二千四百億円と見込まれる。

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成三年三月十四日

衆議院議長　櫻内　義雄

参議院議長　土屋　義彦殿

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
〔本号(その二)に掲載〕

審査報告書

過疎地域活性化特別措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成三年三月二十六日

地方行政委員長　野田　哲

参議院議長　土屋　義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、過疎地域における市町村が管理する公共下水道のうち、広域の見地から設置する必要があり、その市町村のみでは設置することが困難であるものの幹線管渠等の設置を、都道府県が市町村に代わって行うことができることとするとともに、その経費の負担について国の補助の割合の特例を設けようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴い、平年度に要する経費として、約六十億円が見込まれる。

過疎地域活性化特別措置法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成三年三月十四日

衆議院議長　櫻内　義雄

参議院議長　土屋　義彦殿

過疎地域活性化特別措置法の一部を改正する法律案
〔本号(その二)に掲載〕

審査報告書

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成三年三月二十六日

地方行政委員長　野田　哲

参議院議長　土屋　義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、住民負担の軽減及び合理化等を図るため、個人住民税の税率の適用区分の見直し及び基礎控除額等の引上げ、土地の評価替えに伴う固定資産税及び都市計画税の負担の調整並びに特別地方消費税の免税点の引上げ等を行うとともに、土地に関する税負担の一層の公平を確保し、かつ、その適正化を図りつつ、土地政策に資するため、市街化区域農地に対する固定資産税等の課税の適正化、特別土地保有税の全般的見直し及び遊休土地に対する課税の強化並びに住民税の土地譲渡益課税の見直しを行うこととし、あわせて、国有資産等所在市町村交付金等について所要の改正を行おうとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成三年三月十二日

衆議院議長　櫻内　義雄

参議院議長　土屋　義彦殿

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案
〔本号(その二)に掲載〕

〔野田哲君登壇、拍手〕

○野田哲君　ただいま議題となりました四法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、地方自治法の一部を改正する法律案は、地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るため、機関委任事務制度の見直し、監査委員の職務権限の拡大、議会運営委員会の設置等の措置を講ずるとともに、公の施設の管理委託制度の充実を図り、あわせて地縁による団体に関する規定の整備等を行おうとするものであります。

なお、衆議院におきまして、職務執行命令訴訟制度について国が提起する一回裁判に改めるとともに、地方公共団体の休日に関する事項及び地方公営企業職員の在籍専従期間に関する事項を追加する等の修正が行われております。

次に、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は、法律の有効期限を十年間延長し、平成十三年三月三十一日までとするものであります。

次に、過疎地域活性化特別措置法の一部を改正する法律案は、過疎地域において公共下水道の幹線管渠等の設置を、都道府県が市町村にかわって行うことができることとし、その経費の負担について国の補助の割合の特例を設けようとするものであります。

委員会におきましては、以上三法律案を一括議題として審議を進め、職務執行命令訴訟制度のあり方、地縁による団体の規定の趣旨と運営、第三セクターへの管理委託の公正の確保、公害防止事業の財政特別措置の効果、過疎市町村における下水道の代行整備のあり方等について質疑が行われました。

質疑を終局し、まず、地方自治法改正案について討論に入りましたところ、日本共産党を代表して神谷委員より反対の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数を

もって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次いで、公害防止に関する国の財政特別措置法改正案及び過疎地域活性化特別措置法改正案について順次採決の結果、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案は、住民負担の軽減及び合理化等を図るため、個人住民税の税率の適用区分の見直し及び基礎控除額等の引き上げ、土地の評価がえに伴う固定資産税及び都市計画税の負担の調整並びに特別地方消費税の免税点の引き上げ等を行うとともに、市街化区域農地に対する固定資産税等の課税の適正化、特別土地保有税の全般的見直し及び遊休土地に対する課税の強化等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、固定資産税の評価がえに伴う負担調整措置のあり方、住民税減税と固定資産税増収との関連、特別土地保有税の見直し内容等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して諫山委員より反対の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（土屋義彦君）　これより採決をいたします。

まず、地方自治法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋義彦君）　過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案及び過疎地域活性化特別措置法の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋義彦君）　総員起立と認めます。

よって、両案は全会一致をもって可決されました。

次に、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋義彦君）　過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○議長（土屋義彦君）　この際、日程に追加して、**山村振興法の一部を改正する法律案**
農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案
（いずれも衆議院提出）
以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋義彦君）　御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長吉川博君。

審査報告書

山村振興法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成三年三月二十六日

農林水産委員長　吉川　博

参議院議長　土屋　義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている山村において、森林等の保全を図るため、森林等の保全に関する事業等を行う地方公共団体の出資又は拠出に係る法人が作成する当該事業等の計画を都道府県知事が認定できることとするとともに、当該認定を受けた法人に対する支援措置を講じようとするものであって、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

山村振興法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成三年三月十五日

衆議院議長　櫻内　義雄

参議院議長　土屋　義彦殿

山村振興法の一部を改正する法律

山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「山村の振興は」の下に「、山村の担っている国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の重要な役割を発揮させるため森林等の保全を図るとともに」を加える。

第十六条を第二十条とし、第十二条から第十五条までを四条ずつ繰り下げ、第十一条の次に次の四条を加える。

（保全事業等の計画の認定等）

第十二条　振興山村の区域内において次に掲げる事業（以下「保全事業等」という。）を実施する地方公共団体の出資又は拠出に係る法人であつて総理府令で定める要件に該当するものは、当該保全事業等に関する計画（以下「保全事業等の計画」という。）を作成し、これを都道府県知事に提出して、当該保全事業等の計画が適当である旨の認定を受けることができる。

一　次のイ、ロ又はハの事業

イ　造林、間伐、保育、作業路の保全、森林の巡視その他の森林の保全に関する事業

ロ　農用地の保全に関する事業

ハ　山腹の保全に関する事業

二　前号の事業に併せて行う次のイ又はロの事業

イ　振興山村の区域内において生産された農林産物を原料又は材料とする製造又は加工の事業

ロ　振興山村の区域内において生産された農林産物又はイに掲げる事業により製造され若しくは加工された製品の販売の事業

2　保全事業等の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　保全事業等の内容及びその実施方法

二　保全事業等の用に供する施設の種類、位置、規模及び機能並びに機械の種類及び機能に関する基本的な事項

三　保全事業等に関する資金計画

四　保全事業等を実施する者に関する事項

五　その他総理府令で定める事項

3　保全事業等の計画には、総理府令で定める図書を添付しなければならない。

4　都道府県知事は、第一項の認定の申請があつた場合において、その保全事業等の計画が次の各号に適合すると認めるときは、当該申請に係る認定をするものとする。

一　保全事業等が山村振興計画にのつとつて実施されるものであること。

二　保全事業等を実施することが当該振興山村の振興のために必要であること。

三　保全事業等の達成の見込みが確実であること。

5　第一項の認定を受けた法人（以下「認定法人」という。）は、当該認定に係る保全事業等の計画の変更をしようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。

6　第四項の規定は、前項の認定について準用する。

7　都道府県知事は、認定法人が第一項の認定に係る保全事業等の計画（第五項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に従つて保全事業等を実施していないと認めるとき又は認定法人が第一項の総理府令で定める要件に該当しないこととなつたときは、その認定を取り消すことができる。

8　認定法人は、総理府令で定めるところにより、保全事業等の実施状況について都道府県知事に報告しなければならない。

（課税の特例）

第十三条　認定法人が保全事業等の用に供するために認定計画に従つて新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の定めるところにより、特別償却を行うことができる。

（地方税の不均一課税に伴う措置）

第十四条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条第二項の規定により、自治省令で定める地方公共団体が、振興山村の区域内において保全事業等のうち自治省令で定める事業の用に供する設備を新設し、又は増設した認定法人について、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税又はその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が自治省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。）のうち自治省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が自治省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

（国等の援助）

第十五条　国及び地方公共団体は、認定法人に対し、保全事業等の実施に関し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めるものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成三年四月一日から施行する。ただし、附則第五条の規定は、産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第　号）の施行の日から施行する。

（地方税法の一部改正）

第二条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五百八十六条第二項第一号の七の次に次の一号を加える。

一の八　山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項に規定する振興山村の区域内において、同法第十二条第五項に規定する認定法人で政令で定めるものが、同条第七項に規定する認定計画に従つて実施する同条第一項第一号に規定する事業の用に供する土地で政令で定めるもの又は当該認定計画に従つて実施する同項第二号イに規定する事業の用に供する設備で政令で定める要件に該当するもの（新設され、又は増設されたものに限る。）に係る工場用の建物の敷地の用に供する土地（これと一体的に使用される土地で政令で定めるものを含む。）

（農林漁業金融公庫法の一部改正）

第三条　農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二の第六号中「第十三条」を「第十七条」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第四条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四十三条の四の見出し中「特定中核的民間施設」を「特定中核的民間施設等」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　青色申告書を提出する法人で山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第十二条第五項に規定する認定法人（政令で定めるものに限る。）に該当するものが、平成三年四月一日から平成五年三月三十一日までの間に行われた同条第一項の認定（同条第五項の認定を含む。）に係る同条第一項に規定する保全事業等の計画に従つて、当該認定の日から三年以内の期間内に、同項に規定する保全事業等（以下この項において「保全事業等」という。）の用に供される建物及びその附属設備並びに機械及び装置のうち政令で定めるものでその製作又は建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この項において「保全事業用資産」という。）を取得し、又は保全事業用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の営む保全事業等の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度の当該保全事業用資産（前三条若しくは前項又はこれらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。）の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項の規定にかかわらず、当該保全事業用資産の普通償却限度額と特別償却限度額（当該保全事業用資産の取得価額の百分の十五（建物及びその附属設備については、百分の八）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

（産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律の一部改正）

第五条　産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第三条のうち地方税法第五百八十六条第二項第一号の七の次に一号を加える改正規定中「同項第一号の七」を「同項第一号の八」に改め、第一号の八を第一号の九とする。

附則第四条中「第五百八十六条第二項第一号の八」を「第五百八十六条第二項第一号の九」に改める。

審査報告書

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成三年三月二十六日

農林水産委員長　吉川　博

参議院議長　土屋　義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、酪農の健全な発達に資するため、牛乳の処理又は乳製品の製造に必要な施設の造成等について、農林漁業金融公庫が特定の乳業者に対して行う長期低利の資金の融通に関する臨時措置を更に五年間延長しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成三年三月十五日

衆議院議長　櫻内　義雄

参議院議長　土屋　義彦殿

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律

農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二十三項中「農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四十六号）の施行の日から三十年」を「平成八年三月三十一日まで」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

〔吉川博君登壇、拍手〕

○吉川博君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、山村振興法の一部を改正する法律案は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている山村において、森林等の保全を図るため、森林等の保全に関する事業等を行う地方公共団体の出資または拠出に係る法人が作成する当該事業等の計画を都道府県知事が認定できることとするとともに、当該認定を受けた法人に対する支援措置を講じようとするものであります。

次に、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案は、酪農の健全な発達に資するため、牛乳の処理または乳製品の製造に必要な施設の造成等について、農林漁業金融公庫が特定の乳業者に対して行う長期低利の資金の融通に関する臨時措置をさらに五年間延長しようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、審査を行いましたが、別に質疑もなく、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（土屋義彦君）　これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋義彦君）　総員起立と認めます。

よって、両案は全会一致をもって可決されました。

○議長（土屋義彦君）　この際、日程に追加して、**裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）**を議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋義彦君）　御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長矢原秀男君。

審査報告書

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成三年三月二十六日

法務委員長　矢原　秀男

参議院議長　土屋　義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所職員の定員を改めようとするものであって、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴う経費として、平成三年度一般会計予算に一億二千六百四十四万円が計上されている。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成三年二月二十五日

衆議院議長　櫻内　義雄

参議院議長　土屋　義彦殿

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「六〇三人」を「六〇八人」に改める。

第二条中「二万千四百二十六人」を「二万千四百五十四人」に改める。

附　則

この法律は、平成三年四月一日から施行する。

〔矢原秀男君登壇、拍手〕

○矢原秀男君　ただいま議題となりました裁判所職員定員法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、判事補の員数を五人増加するとともに、裁判官以外の裁判所の職員の員数を二十八人増加しようとするものであります。

委員会におきましては、判事補等を増員する理由、裁判所職員の欠員状況、裁判所調査官制度の実態等につきまして熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。（拍手）

○議長（土屋義彦君）　これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋義彦君）　総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長（土屋義彦君）　この際、日程に追加して、**特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）**を議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋義彦君）　御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長名尾良孝君。

審査報告書

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成三年三月二十六日

商工委員長　名尾　良孝

参議院議長　土屋　義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正等を踏まえ、オゾン層の一層の保護を図るため、製造の規制等の措置を講ずる特定物質にトリクロロエタン、四塩化炭素等を加えるとともに、クロロジフルオロメタン等の物質を指定物質として規定し、製造数量の把握等の措置を講じようとするものであって、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成三年二月二十一日

衆議院議長　櫻内　義雄

参議院議長　土屋　義彦殿

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律

第一条　特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「第二条1本文、2本文、3本文及び4本文」を「第二条1、3及び4」を削る。

第四条第一項中「第二条1、3及び4」を削る。

第七条中「第二条」を「の規定」に改める。

第十六条第一項中「第二条2」を削る。

第二条　特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章　総則（第一条―第三条）

第二章　特定物質の製造等の規制（第四条―第十六条）

第三章　特定物質及び指定物質に関する届出（第十七条・第十八条）

第四章　特定物質及び指定物質の排出の抑制及び使用の合理化（第十九条・第二十条）

第五章　雑則（第二十一条―第二十九条）

第六章　罰則（第三十条―第三十三条）

附則

第二条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「特定フロン及び特定ハロン」を「議定書附属書A及び附属書Bに掲げる物質」に改め、同項を同条第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2　この法律において「指定物質」とは、議定書附属書Cに掲げる物質をいう。

第二条中第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　この法律における特定物質の種類は、議定書附属書A及び附属書Bに掲げるグループの別とする。

第二条第六項を次のように改める。

6　この法律における特定物質の数量は、その種類ごとに算定するものとし、各物質の量に議定書附属書A又は附属書Bに掲げる当該物質のオゾン破壊係数を乗じて得られる値を合計した数量とする。

第三条第一項第一号中「特定フロン又は特定ハロン」を「特定物質の種類ごと」に改め、同条第二項中「特定フロン又は特定ハロン」を「特定物質」に、「次条第一項のフロン年度又は第十六条第一項のハロン年度」を「その種類及び次条第一項の規制年度」に改め、同条に次の一項を加える。

3　通商産業大臣は、指定物質について、毎年、その製造数量その他通商産業省令で定める数量の実績を公表するものとする。

「第一節　特定フロンの製造等の規制」を削る。

第四条第一項中「特定フロン」を「特定物質」に、「フロン年度」を「その種類及び規制年度」に改め、「即して」の下に「特定物質の種類ごとに」を加え、「当該フロン年度」を「当該規制年度」に、「第十一条第一項の確認を受けた者が」を「第十一条第一項若しくは第十二条第一項の確認を受けた者（以下「確認製造者」という。）が当該確認に係る種類の」に改め、同条第二項中「通商産業大臣が」の下に「特定物質の種類ごとに」を加え、同項第五号中「特定フロンの」を「特定物質の」に、「フロン年度」を「規制年度」に、「特定フロン輸出予定数量」を「輸出予定数量」に改め、同条第三項中「特定フロン」を「特定物質」に、「その」を「その種類ごとに」に改める。

第五条中「特定フロン許可製造数量」を「許可製造数量」に、「特定フロン許可製造者」を「許可製造者」に、「特定フロン確定輸出数量」を「確定輸出数量」に、「特定フロンで」を「特定物質で」に、「フロン年度」を「規制年度」に改める。

第六条中「特定フロン」を「特定物質」に改める。

第七条中「の特定フロン」を「の特定物質の種類ごと」に改め、「特定フロンの生産量及び消費量の」を削り、「、特定フロン」を「、当該種類の特定物質」に改める。

第八条の見出しを「（許可製造数量の増加の許可等）」に改め、同条第一項中「特定フロン許可製造者」を「許可製造者」に、「フロン年度」を「規制年度」に改め、「通商産業大臣が」の下に「特定物質の種類ごとに」を加え、「特定フロン許可製造数量」を「許可製造数量」に、「特定フロン輸出用製造数量」を「輸出用製造数量」に改め、同条第二項第二号中「特定フロン許可製造数量」を「許可製造数量」に、「特定フロン輸出用製造数量」を「輸出用製造数量」に改め、同項第三号中「特定フロン輸出予定数量」を「輸出予定数量」に改める。

第九条の見出し及び同条第一項中「特定フロン許可製造者」を「許可製造者」に改め、同条第二項中「特定フロン許可製造者」を「許可製造者」に、「フロン年度」を「規制年度」に、「特定フロンの」を「特定物質の」に、「特定フロン製造予定数量」を「製造予定数量」に、「特定フロン許可製造数量」を「許可製造数量」に、「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条第三項中「特定フロン許可製造数量」を「許可製造数量」に、「特定フロン製造予定数量」を「製造予定数量」に、「特定フロン輸出用製造数量」を「輸出用製造数量」に改める。

第十一条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（製造数量の確認）」を付し、同条第一項中「特定フロン」を「特定物質」に、「フロン年度」を「その種類及び規制年度」に、「通商産業省令で定める期間」を「当該規制年度」に改め、「破壊されたこと」の下に「又は破壊されることが確実であること」を加え、「を製造する」を「（当該証明に係る種類のものに限る。）を製造する」に改め、同条第二項中「する者は」の下に「、特定物質の種類ごとに」を加え、同項第二号中「行った者」の下に「又は行うことが確実である者」を加え、同項第三号中「数量」の下に「又は破壊されることが確実である数量」を加え、同項第四号中「特定フロン」を「特定物質」に改める。

第二章第二節を削る。

第十五条第一項中「特定フロン許可製造者」を「許可製造者」に、「特定フロン許可製造数量」を「許可製造数量」に改め、同項第三号中「第十三条第一項」を「第十四条第一項」に、「特定フロン」を「特定物質」に改め、同条第二項中「特定フロン許可製造者」を「許可製造者」に、「特定フロン製造予定数量」を「製造予定数量」に、「特定フロン許可製造数量」を「許可製造数量」に改め、同条第三項中「特定フロン確認製造者」を「確認製造者」に改め、「第十一条第一項」の下に「又は第十二条第一項」を加え、「同項の」を「当該」に改め、第二章中同条を第十六条とする。

第十四条第一項中「特定フロン許可製造者」を「許可製造者」に、「特定フロン確認製造者」を「確認製造者」に、「特定フロンの」を「当該許可若しくは確認に係る種類の特定物質の」に改め、同条第二項中「特定フロン許可製造者又は特定フロン確認製造者」を「許可製造者又は確認製造者」に改め、同条を第十五条とする。

第十三条第一項中「特定フロン許可製造者」を「許可製造者」に、「特定フロンの」を「当該許可

に係る種類の特定物質の」に、「フロン年度」を「規制年度」に改め、同項第一号中「特定フロン許可製造数量」を「許可製造数量」に、「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に、「特定フロン輸出用製造数量」を「輸出用製造数量」に、「第十五条第四項」を「第十六条第四項」に改め、同項第二号中「第十五条第三項」を「第十六条第三項」に改め、同項第三号中「特定フロン確定輸出数量」を「確定輸出数量」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　第十二条第一項の確認を受けた数量（第十六条第三項の規定による削減があつたときは、当該削減による変更後のもの。次項及び第三項において同じ。）

第十三条第二項中「特定フロン確認製造者」を「第十一条第一項の確認を受けた者」に、「特定フロン許可製造者」を「当該確認に係る種類の特定物質について許可製造者」に、「フロン年度」を「規制年度」に、「第十一条第一項」を「同項」に改め、「数量」の下に「（当該確認に係る種類の特定物質について第十二条第一項の確認を受けている場合にあつては、同項の確認を受けた数量を加算した数量）」を加え、「特定フロンの」を「当該確認に係る種類の特定物質の」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第十二条第一項の確認を受けた者（当該確認に係る種類の特定物質について許可製造者又は第十一条第一項の確認を受けた者であるものを除く。）は、当該確認に係る規制年度において、第十二条第一項の確認を受けた数量を超えて当該確認に係る種類の特定物質の製造を行つてはならない。

第十三条を第十四条とする。

第十二条の見出しを「（確認製造者の変更の届出）」に改め、同条中「前条第一項」を「第十一条第一項」に改め、「（以下「特定フロン確認製造者」という。）」を削り、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定は、前条第一項の確認を受けた者について準用する。

第十二条を第十三条とし、第十一条の次に次の一条を加える。

第十二条　特定物質を製造しようとする者は、その種類及び規制年度ごとに、特定物質が当該規制年度内に当該特定物質以外の物質（当該特定物質と当該特定物質以外の物質の混合物を除く。）の製造工程において原料として使用されたこと又は使用されることが確実であることを通商産業省令で定めるところにより証明して、当該証明に係る数量の特定物質（当該証明に係る種類のものに限る。）を製造することができる旨の通商産業大臣の確認を受けることができる。

2　前項の確認を受けようとする者は、特定物質の種類ごとに、次の事項を記載した申請書に同項の規定による証明に係る書面を添付して、通商産業大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　原料として使用した者又は使用することが確実である者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三　原料として使用された数量又は使用されることが確実である数量並びに原料としての使用の場所及び年月日

四　製造しようとする特定物質の製造及び貯蔵の場所

五　その他通商産業省令で定める事項

第三章の章名中「特定物質」の下に「及び指定物質」を加える。

第二十二条の見出しを「（使用事業者の努力）」に改め、同条中「特定物質」の下に「又は指定物質」を加え、第三章中同条を第十九条とする。

第二十三条第一項及び第二項中「特定物質」の下に「又は指定物質」を加え、同条を第二十条とする。

第二十四条中「特定物質」の下に「又は指定物質」を加え、第四章中同条を第二十一条とする。

第二十五条第一項及び第二項中「及び」を「並びに」に改め、「特定物質」の下に「及び指定物質」を加え、同条を第二十二条とする。

第二十六条中「特定物質」の下に「及び指定物質」を加え、同条を第二十三条とする。

第二十七条第一項中「特定フロン許可製造者」を「許可製造者」に、「フロン年度」を「規制年度」に、「特定フロンの」を「当該許可に係る種類の特定物質の」に改め、同条を第二十四条とする。

第二十八条中「特定フロン許可製造者又は特定フロン確認製造者」を「許可製造者又は確認製造者」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十九条第一項中「特定フロン許可製造者又は特定フロン確認製造者」を「許可製造者又は確認製造者」に、「特定フロンを」を「特定物質を」に改め、同条を第二十六条とする。

第三十条第一項中「第十五条」を「第十六条」に改め、同条を第二十七条とする。

第三十一条を削る。

第三十二条中「第三十条」を「前条」に改め、同条を第二十八条とする。

第三十三条の見出しを「（経過措置等）」に改め、同条に次の一項を加える。

2　この法律に定めるもののほか、議定書附属書A及び附属書Bに掲げるオゾン破壊係数が議定書の定める手続により変更された場合の経過措置その他の議定書の実施に伴い必要とされる事項については、政令で必要な規定（罰則に関する経過措置を含む。）を設けることができる。

第三十三条を第二十九条とする。

第三十四条中「次の各号の一に該当する者」を「第四条第一項又は第十四条の規定に違反して特定物質を製造した者」に改め、同条各号を削り、第五章中同条を第三十条とする。

第三十五条第二号を削り、同条第一号中「第二十七条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一　第十七条又は第十八条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第三十五条第三号中「第二十八条」を「第二十五条」に改め、同条第四号を削り、同条第五号中「第二十九条第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号を削り、同条を第三十一条とし、第三十六条を第三十二条とする。

第三十七条中「次の各号の一に該当する者」を「第四条第三項、第九条第一項、第十三条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は第十五条第二項による届出をせず、又は虚偽の届出をした者」に改め、同条各号を削り、同条を第三十三条とする。

第五章を第六章とし、第四章を第五章とし、第三章を第四章とし、第二章の次に次の一章を加える。

第三章　特定物質及び指定物質に関する届出

（特定物質の輸出に関する届出）

第十七条　特定物質の輸出を行つた者は、その種類ごとに、通商産業省令で定めるところにより、毎年、前年の輸出数量その他通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

（指定物質に関する届出）

第十八条　指定物質の製造、輸出又は輸入を行つた者は、通商産業省令で定めるところにより、毎年、前年の製造数量、輸出数量又は輸入数量その他通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

附則第二条中「特定フロン又は特定ハロン」を「議定書附属書Aに掲げる物質」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二年六月二十九日に採択されたオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（以下「議定書」という。）の改正が日本国について効力を生ずる日（以下「議定書改正発効日」という。）（議定書改正発効日が平成四年七月一日後となる場合には、政令で定める日）から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　第二条の規定による改正前の特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の規定によってした処分、手続その他の行為は、同条の規定による改正後の特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（以下「新法」という。）の相当規定によってしたものとみなす。

第三条　新法第四条第一項及び第三項、第十一条第一項並びに第十二条第一項の規定は、議定書附属書Bに掲げる物質（以下「新規特定物質」という。）の製造であって、議定書の規定に即して新法第二条第五項の種類（次項において「種類」という。）ごとに政令で定める日前に行われるものについては、適用しない。

2　議定書改正発効日が属する年の一月一日から前項の政令で定める日の前日までに新規特定物質の製造又は輸入を行った者は、その種類ごとに、通商産業省令で定めるところにより、毎年、新法第二条第六項に定めるところにより算定した前年の製造数量又は輸入数量その他通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

3　前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

4　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第四条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（報告）

第五条　通商産業大臣は、新法第三条第一項第一号に規定する生産量及び消費量の算定を行うため、平成元年（昭和六十四年一月一日から平成元年十二月三十一日までの期間をいう。次項において同じ。）に新規特定物質の製造、輸出又は輸入を行った者に対し、新法第二条第六項に定めるところにより算定したその数量の報告を求めることができる。

2　通商産業大臣は、平成元年に議定書附属書Cに掲げる物質の製造、輸出又は輸入を行った者に対し、その数量の報告を求めることができる。

（地方税法の一部改正）

第六条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十五条第三十項中「特定フロンを」を「特定物質のうちオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書Aのグループ1に属する物質（以下本項において「特定フロン」という。）を」に、「同法第三章の規定の施行の日」を「昭和六十三年十二月二十九日」に改める。

〔名尾良孝君登壇、拍手〕

○名尾良孝君　ただいま議題となりました特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

最近の科学的知見の蓄積を踏まえ、各国によりオゾン層保護問題への対応のあり方について改めて検討が進められた結果、昨年六月、規制対象物質を追加すること等を内容とするオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正等が採択されました。

本法律案は、同改正等を踏まえ、オゾン層の一層の保護を図るため、製造の規制等の措置を講ずる特定物質を追加するとともに、指定物質の製造数量の把握等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、特定物質の削減状況及び削減計画の強化、特定物質の代替品開発状況、特定物質の規制が我が国産業に及ぼす影響等の諸問題について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（土屋義彦君）　これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋義彦君）　総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長（土屋義彦君）　この際、日程に追加して、**農住組合法の一部を改正する法律案**

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案

都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案

（いずれも内閣提出、衆議院送付）

以上四案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋義彦君）　御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長矢田部理君。

審査報告書

農住組合法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成三年三月二十六日

参議院議長　土屋　義彦殿

建設委員長　矢田部　理

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、農住組合の事業活動を通じて市街化区域内農地の住宅地等への円滑かつ速やかな転換を引き続き促進するため、農住組合の設立認可の申請期限の延長、対象地域の拡大等を行おうとするものであって、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、勤労者が適正な負担で住宅を確保できるよう、今後とも総合的な地価対策を強力に推進すること。

二、市街化区域内農地の宅地化に当たっては、勤労者世帯向けの良質な賃貸住宅が低廉な家賃で供給できるよう努めること。

三、国及び地方公共団体は、農住組合制度が積極的に活用されるよう普及、啓発に努めるとともに、組合が行う事業に対し、良質な勤労者世帯向けの住宅が供給されるよう積極的な支援を行うこと。

右決議する。

農住組合法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成三年三月七日

参議院議長　土屋　義彦殿

衆議院議長　櫻内　義雄

農住組合法の一部を改正する法律案

農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「大都市地域の」を「住宅の需要の著しい地域における」に、「大都市地域に」を「これらの地域に」に改める。

第二条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、同条第五項中「この法律の施行の日における」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。

第九条第一項及び第三項中「都府県知事」を「都道府県知事」に改める。

第十三条第一項中「属する農地」の下に「のうち当該農地の区域が一団の土地の区域であって周辺の土地利用の状況、用排水その他の状況を勘案して当面の営農の継続が可能な条件を備えていると認められるもの」を加え、同項ただし書及び各号を削る。

第四十四条及び第四十八条第二項中「都府県知事」を「都道府県知事」に改める。

第六十一条中「大都市地域の」を「次に掲げる土地の区域の全部又は一部を含む都市計画区域（都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域をいう。以下同じ。）その他住宅の需要の著しい地域における都市計画区域で政令で定めるものに係る」に改め、同条に次の各号を加える。

一　首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二条第三項に規定する既成市街地、同条第四項に規定する近郊整備地帯又は同条第五項に規定する都市開発区域

二　近畿圏整備法（昭和三十八年法律第百二十九号）第二条第三項に規定する既成都市区域、同条第四項に規定する近郊整備区域又は同条第五項に規定する都市開発区域

三　中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第百二号）第二条第三項に規定する都市整備区域又は同条第四項に規定する都市開発区域

四　都の区域又は道府県庁所在の市若しくは人口二十五万以上の市の区域

第六十七条第一項及び第二項中「都府県知事」を「都道府県知事」に改め、同条第三項中「この法律の施行の日から十年を経過する日」を「平成十三年五月十九日」に改める。

第六十八条、第七十一条第二項及び第五項、第七十二条第二項、第八十一条から第八十四条までの規定並びに第八十五条第一項中「都府県知事」を「都道府県知事」に改める。

第九十条中「都府県知事」を「都道府県知事」に改め、「第二百五十二条の十九第一項の指定都市」の下に「（以下「指定都市」という。）」を加える。

第九十五条第一項中「二十万円」を「百万円」に改める。

第九十六条第一項及び第九十七条中「十万円」を「二十万円」に改める。

第九十八条中「五万円」を「十万円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、平成三年五月二十日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方税法の一部改正）

3　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条の四第九項中「規定する交換分合」の下に「（平成三年五月二十日以後に同法第六十七条第一項の規定により設立の認可の申請が行われ、同項の規定により設立が認可された農住組合が行ったものに限る。）」を、「ある土地」の下に「（政令で定める区域内にあるものに限る。）」を加え、「平成元年四月一日から平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改める。

審査報告書

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成三年三月二十六日

参議院議長　土屋　義彦殿

建設委員長　矢田部　理

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、賃貸住宅の供給の促進等のため、農地の所有者がその農地を転用して行う賃貸住宅の建設等に要する資金の融通について政府が利子補給金を支給する旨の契約を結ぶことができる期限を、平成十二年三月三十一日まで延長するとともに、転貸する事業を行う者に対し賃貸するための住宅の建設資金の融資についても利子補給契約の対象とすることができる等の措置を講じようとするものであって、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、平成三年度一般会計予算に農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給に必要な経費として四十億千九百万円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、勤労者が適正な負担で住宅を確保できるよう、今後とも総合的な地価対策を強力に推進すること。

二、市街化区域内農地の宅地化に当たっては、勤労者世帯向けの良質な賃貸住宅が低廉な家賃で供給できるよう努めること。

三、国及び地方公共団体は、農住組合制度が積極的に活用されるよう普及、啓発に努めるとともに、組合が行う事業に対し、良質な勤労者世帯向けの住宅が供給されるよう積極的な支援を行うこと。

右決議する。

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成三年三月七日

参議院議長　土屋　義彦殿

衆議院議長　櫻内　義雄

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法（昭和四十六年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号中「年五・五パーセント」の下に「（前号ハ又はニに掲げる者に対し住宅を建設して賃貸する者に対する融資にあつては、年六・五パーセント）」を加え、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一　当該融資が次に掲げる者に対し住宅を建設して賃貸する者に対するものであること。

イ　自ら居住するため住宅を必要とする者

ロ　自ら居住するため住宅を必要とする者に対し住宅を賃貸する事業を行う者

ハ　事業者（生産、販売、運送その他の事業を営み、常時五人以上の従業員を使用する者をいう。以下同じ。）でその使用する従業員に貸し付けるため住宅を必要とするもの

ニ　事業者でその使用する従業員に貸し付けるため住宅を必要とするものに対し住宅を賃貸する事業を行う者

第八条第一項中「自ら居住するため住宅を必要とする者又は事業者（生産、販売、運送その他の事業を営み、常時五人以上の従業員を使用する者をいう。）でその使用する従業員に対し住宅を貸し付けようとする者」を「第二条第三項第一号イからニまでに掲げる者」に改める。

附則第二項中「昭和六十六年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に、「昭和六十八年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、平成三年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

審査報告書

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成三年三月二十六日

建設委員長　矢田部　理

参議院議長　土屋　義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、特定市街化区域農地の宅地化を促進するための土地区画整理事業の施行の要請及び住宅金融公庫の資金の貸付けの特例の適用期限を、平成十二年三月三十一日まで延長するとともに、土地区画整理事業の施行の要請に係る土地の区域の面積の条件を緩和する等の措置を講じようとするものであって、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に要する経費は、平成三年度住宅金融公庫事業計画における賃貸住宅建設のための貸付枠（三千三百三十一億七千八百万円）及び優良分譲住宅建設のための貸付枠（一兆七千三百六十四億七千五百万円）の中で運用される。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、勤労者が適正な負担で住宅を確保できるよう、今後とも総合的な地価対策を強力に推進すること。

二、市街化区域内農地の宅地化に当たっては、勤労者世帯向けの良質な賃貸住宅が低廉な家賃で供給できるよう努めること。

三、国及び地方公共団体は、農住組合制度が積極的に活用されるよう普及、啓発に努めるとともに、組合が行う事業に対し、良質な勤労者世帯向けの住宅が供給されるよう積極的な支援を行うこと。

右決議する。

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成三年三月七日

衆議院議長　櫻内　義雄

参議院議長　土屋　義彦殿

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法（昭和四十八年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「きき」を「聴き」に改め、同項第一号中「きわめて」を「極めて」に改め、同項第二号中「五ヘクタール」を「二ヘクタール」に改める。

第八条を削り、第九条を第八条とし、第十条を第九条とする。

附則第二条中「昭和六十六年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改める。

附　則

この法律は、平成三年四月一日から施行する。

審査報告書

都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成三年三月二十六日

建設委員長　矢田部　理

参議院議長　土屋　義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、都市公園等の緊急かつ計画的な整備を促進するため、現行の五箇年計画に引き続き、新たに平成三年度を初年度とする都市公園等整備五箇年計画を策定する等の措置を講じようとするものであって、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、五箇年計画に要する総事業費として、五兆円が予定されている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、公園、緑地の整備が立ち遅れている現状にかんがみ、第五次五箇年計画の完全達成を期するとともに、地方公共団体の財政負担の軽減に一層配慮し、また、地方公共団体の公園用地の先行取得に対する援助措置を強化すること。

二、公園、緑地の整備を推進するため、財政投融資資金の積極的な導入を図るとともに、国公有地、工場跡地、市街化区域農地等の積極的な活用に努めること。

三、国民の多様な要請に適切に対応した公園、緑地の整備を推進するとともに、公園、緑地の管理運営体制の充実強化を図ること。

右決議する。

都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成三年三月十二日

衆議院議長　櫻内　義雄

参議院議長　土屋　義彦殿

都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案

都市公園等整備緊急措置法（昭和四十七年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「昭和六十一年度」を「平成三年度」に改める。

第四条第一項中「昭和六十二年度以降四箇年間」を「平成三年度以降五箇年間」に改める。

附　則

この法律は、平成三年四月一日から施行する。

〔矢田部理君登壇、拍手〕

○矢田部理君　ただいま議題となりました四法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、農住組合法の一部を改正する法律案は、農住組合の事業活動を通じて市街化区域内農地の住宅地等への転換を促進するため、農住組合の設立認可の申請期限の延長、対象地域の拡大等を行おうとするものであります。

次に、農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案は、賃貸住宅の供給の促進等のため、農地の所有者がその農地を転用して行う賃貸住宅の建設等に要する資金の融通について政府が利子補給金を支給する旨の契約を結ぶことができる期限を平成十二年三月三十一日まで延長するとともに、転貸する事業を行う者に対し賃貸するための住宅の建設資金の融資についても利子補給契約の対象とすることができる等の措置を講じようとするものであります。

次に、特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案は、特定市街化区域農地の宅地化を促進するための土地区画整理事業の施行の要請及び住宅金融公庫の資金の貸し付けの特例の適用期限を平成十二年三月三十一日まで延長するとともに、土地区画整理事業の施行の要請に係る土地の面積の条件を緩和する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、以上三案を一括して議題とし、質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、順次採決の結果、三法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、三法律案に対し附帯決議を付することに決定いたしました。

次に、都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案は、都市公園等の緊急かつ計画的な整備を促進するため、現行の五カ年計画に引き続き、新たに平成三年度を初年度とする都市公園等整備五カ年計画を策定する等の措置を講じようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を付することに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（土屋義彦君）　これより四案を一括して採決いたします。

四案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋義彦君）　総員起立と認めます。

よって、四案は全会一致をもって可決されました。

○議長（土屋義彦君）　この際、日程に追加して、**恩給法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）**を議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋義彦君）　御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長井上孝君。

恩給法等の一部を改正する法律案審査報告書

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成三年三月二十六日

内閣委員長　井上　孝

参議院議長　土屋　義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、恩給年額の計算の基礎となっている俸給年額、普通恩給等の最低保障額等の引上げを行おうとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に要する経費として、平成三年度一般会計予算に、四百四十億二千八百万円が計上されている。

附帯決議

政府は、次の事項について速やかに善処すべきである。

一　恩給年額の改定については、国家補償としての恩給の性格、恩給受給者の高齢化等に配慮し、今後とも現職公務員の給与水準との均衡を維持するよう努めること。

一　恩給の改定実施時期については、現職公務員の給与との遅れをなくすよう特段の配慮をすること。

一　恩給の最低保障額については、引き続きその引上げ等を図るとともに扶助料については、さらに給付水準の実質的向上を図ること。

一　恩給受給者に対する老齢福祉年金の支給制限を撤廃すること。

一　外国特殊法人及び外国特殊機関の未指定分の件について、速やかに再検討を加え適切な措置を講ずること。

一　戦地勤務に服した旧日赤救護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦に対する慰労給付金の増額について適切な措置をとること。

一　恩給欠格者等の処遇について検討の上、適切な措置を講ずるよう努めること。

右決議する。

恩給法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成三年三月十五日

衆議院議長　櫻内　義雄

参議院議長　土屋　義彦殿

恩給法等の一部を改正する法律

恩給法等の一部を改正する法律

（恩給法の一部改正）

第一条　恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二号表中「四、八四四、〇〇〇円」を「五、〇二四、〇〇〇円」に、「四、〇三六、〇〇〇円」を「四、一八六、〇〇〇円」に、「三、三二五、〇〇〇円」を「三、四四九、〇〇〇円」に、「二、六三〇、〇〇〇円」を「二、七二八、〇〇〇円」に、「二、二二九、〇〇〇円」を「二、二一〇、〇〇〇円」に、「一、七二〇、〇〇〇円」を「一、七八四、〇〇〇円」に改める。

別表第三号表中「五、一五三、〇〇〇円」を「五、三四五、〇〇〇円」に、「四、二七五、〇〇〇円」を「四、四三四、〇〇〇円」に、「三、六六八、〇〇〇円」を「三、八〇四、〇〇〇円」に、「三、〇二三、〇〇〇円」を「三、一二五、〇〇〇円」に、「二、四一六、〇〇〇円」を「二、五〇六、〇〇〇円」に改める。

別表第四号表中「四、五四八、八〇〇円」を「四、七一八、〇〇〇円」に、「四、二〇二、〇〇〇円」を「四、三五八、三〇〇円」に、「四、〇二七、〇〇〇円」を「四、一七六、八〇〇円」に、「三、八八八、四〇〇円」を「四、〇三三、〇〇〇円」に、「二、七四三、四〇〇円」を「二、八四五、五〇〇円」に、「二、六一六、二〇〇円」を「二、七一三、五〇〇円」に、「二、三五九、一〇〇円」を「二、四二七、九〇〇円」に、「一、九九九、六〇〇円」に、「一、八五四、六〇〇円」を「一、九二三、六〇〇円」に、「一、七三三、九〇〇円」を「一、七九八、四〇〇円」に、「一、六八六、〇〇〇円」を「一、七四八、七〇〇円」に、「一、六三六、八〇〇円」を「一、六九七、七〇〇円」に、「一、四九五、一〇〇円」に、「一、二七八、七〇〇円」を「一、三二六、三〇〇円」に、「一、二三三、八〇〇円」を「一、二七九、七〇〇円」に、「一、二四七、〇〇〇円」を「一、二八九、一〇〇円」に、「一、一七四、三〇〇円」を「一、二一八、〇〇〇円」に、「一、一四六、五〇〇円」を「一、一八九、一〇〇円」に、「一、一〇一、八〇〇円」を「一、一四二、八〇〇円」に、「一、三九七、五〇〇円」を「一、四四九、五〇〇円」に、「一、三六六、六〇〇円」を「一、四九五、一〇〇円」に、「一、三九七、五〇〇円」を「一、五三五、〇〇〇円」に、「一、四四一、五〇〇円」に改める。

別表第五号表中「四、七一八、〇〇〇円」を「四、七一八、〇〇〇円」に、「四、二〇二、〇〇〇円」を「四、三五八、三〇〇円」に、「四、〇二七、〇〇〇円」を「四、一七六、八〇〇円」に、「三、八八八、四〇〇円」を「四、〇三三、〇〇〇円」に、「二、七四三、四〇〇円」を「二、八四五、五〇〇円」に、「二、三五九、一〇〇円」を「二、四二七、九〇〇円」に、「一、七三三、九〇〇円」を「一、七九八、四〇〇円」に、「一、六三六、八〇〇円」を「一、六九七、七〇〇円」に、「一、五三八、一〇〇円」を「一、五九五、三〇〇円」に、「一、四四一、五〇〇円」を「一、四九五、一〇〇円」に、「一、三九七、五〇〇円」を「一、四四九、五〇〇円」に、「一、三六六、六〇〇円」を「一、三一七、六〇〇円」に、「一、一七四、三〇〇円」を「一、二一八、〇〇〇円」に、「一、一四六、五〇〇円」を「一、一八九、一〇〇円」に、「一、一〇一、八〇〇円」を「一、一四二、八〇〇円」に改める。

附則別表第一（附則第十三条関係）

階級	仮定俸給年額
大将	六、八二三、四〇〇円
中将	六、〇八一、二〇〇円
少将	四、八三一、一〇〇円
大佐	四、一七六、八〇〇円
中佐	三、九九六、七〇〇円
少佐	三、一二三、四〇〇円
大尉	二、六四四、八〇〇円
中尉	二、一〇〇、五〇〇円
少尉	一、七九八、四〇〇円
准士官	一、六五八、一〇〇円
曹長又は上等兵曹	一、三六六、六〇〇円
軍曹又は一等兵曹	一、二七九、七〇〇円

（恩給法の一部改正）

第二条　恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二十七条ただし書中「百五十三万五千円」を「百五十九万二千円」に、「百十九万四千円」を「百二十三万八千円」に改める。

附則別表第一を次のように改める。

伍長又は二等兵曹	一、二四七、〇〇〇円
兵	一、一四二、八〇〇円

備考　各階級は、これに相当するものを含むものとする。

附則別表第四中「一、五六九、〇〇〇円」を「一、六二七、〇〇〇円」に改める。

附則別表第五中「一、四二六、〇〇〇円」を「一、四七九、〇〇〇円」に、「一、一四四、〇〇〇円」を「一、一八七、〇〇〇円」に、「九二一、〇〇〇円」を「九五五、〇〇〇円」に、「八一五、〇〇〇円」を「八四五、〇〇〇円」に改める。

附則別表第六から附則別表第八までを次のように改める。

附則別表第六（附則第十三条関係）

仮定俸給年額	金額
六、八二三、四〇〇円	六、六五九、〇〇〇円
六、〇八一、二〇〇円	五、九七一、四〇〇円
四、八三一、一〇〇円	四、七一八、〇〇〇円
四、一七六、八〇〇円	四、〇三三、〇〇〇円
三、九九六、七〇〇円	三、八一一、七〇〇円
三、一二三、四〇〇円	三、〇一三、四〇〇円
二、六四四、八〇〇円	二、四四六、九〇〇円
二、一〇〇、五〇〇円	一、九二三、六〇〇円
一、七九八、四〇〇円	一、六九七、七〇〇円
一、六五八、一〇〇円	一、四九五、一〇〇円
一、三六六、六〇〇円	一、二四七、〇〇〇円
一、二七九、七〇〇円	一、一八九、一〇〇円
一、二四七、〇〇〇円	一、一四二、八〇〇円
一、一四二、八〇〇円	一、〇〇六、八〇〇円

附則別表第六の二（附則第十三条関係）

仮定俸給年額	金額
六、八二三、四〇〇円	七、三三五、一〇〇円
六、〇八一、二〇〇円	六、五四三、〇〇〇円
四、八三一、一〇〇円	五、五三七、〇〇〇円
四、一七六、八〇〇円	四、八三一、一〇〇円
三、九九六、七〇〇円	四、五三八、七〇〇円
三、一二三、四〇〇円	三、六二二、七〇〇円
二、六四四、八〇〇円	三、〇一三、四〇〇円
二、一〇〇、五〇〇円	二、四〇一、一〇〇円
一、七九八、四〇〇円	二、一〇〇、五〇〇円
一、六五八、一〇〇円	一、八九七、一〇〇円
一、三六六、六〇〇円	一、五四五、〇〇〇円
一、二七九、七〇〇円	一、四四九、五〇〇円
一、二四七、〇〇〇円	一、四〇四、〇〇〇円
一、一四二、八〇〇円	一、二七九、七〇〇円

附則別表第七（附則第十三条関係）

仮定俸給年額	金額
二、六四四、八〇〇円	二、八四五、五〇〇円
二、一〇〇、五〇〇円	二、二六九、三〇〇円
一、七九八、四〇〇円	一、九九九、六〇〇円
一、六五八、一〇〇円	一、七九八、四〇〇円

附則別表第八（附則第十三条関係）

仮定俸給年額	金額
二、六四四、八〇〇円	三、二七九、五〇〇円
二、一〇〇、五〇〇円	二、五七九、四〇〇円
一、七九八、四〇〇円	二、三二三、七〇〇円
一、六五八、一〇〇円	二、一〇〇、五〇〇円

（旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正）

第三条　旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律（昭和三十一年法律第百七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「百十九万四千円」を「百二十三万八千円」に改める。

（恩給法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四条　恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「平成二年四月分」を「平成三年四月分」に改め、同項の表中「九五四、〇〇〇円」を「九八九、五〇〇円」に、「七一五、五〇〇円」を「七四二、一〇〇円」に、「五七二、四〇〇円」を「五九三、七〇〇円」に、「四七七、〇〇〇円」を「四九四、八〇〇円」に、「六六七、一〇〇円」を「六九一、九〇〇円」に、「五〇〇、三〇〇円」を「五一八、九〇〇円」に、「四〇〇、三〇〇円」を「四一五、一〇〇円」に、「三三三、六〇〇円」を「三四六、〇〇〇円」に改め、同条第四項中「平成二年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改める。

第五条　恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十三条第二項の表中「三、六九二、八〇〇円」を「三、八三〇、二〇〇円」に、「三、〇八〇、一〇〇円」を「三、一九四、七〇〇円」に、「二、五四五、六〇〇円」を「二、六四〇、三〇〇円」に、「二、〇一七、七〇〇円」を「二、〇九二、八〇〇円」に、「一、六四一、〇〇〇円」を「一、七〇二、〇〇〇円」に、「一、三二九、六〇〇円」を「一、三七九、一〇〇円」に、「一、二〇八、八〇〇円」を「一、二五三、八〇〇円」に、「一、一〇〇、三〇〇円」を「一、一四一、二〇〇円」に、「八八四、六〇〇円」を「九一七、五〇〇円」に、「七一四、七〇〇円」を「七四一、三〇〇円」に、「六二八、八〇〇円」を「六五二、二〇〇円」に改める。

第六条　恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条第一項第一号中「二十二万九千二百円」を「二十三万六千三百円」に改め、同項第二号及び第三号中「十三万九百円」を「十三万五千円」に改め、同条第二項中「十一万四百円」を「十一万四千七百円」に改める。

附則第十五条第二項中「三十三万三千六百円」を「三十四万六千円」に、「二十五万二百円」を「二十五万九千五百円」に改め、同条第四項中「六万四千三百円」を「六万八千三百円」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成三年四月一日から施行する。

（文官等の恩給年額の改定）

第二条　公務員（恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。）附則第十条第一項に規定する旧軍人（以下「旧軍人」という。）を除く。）若しくは公務員に準ずる者（同項に規定する旧準軍人（以下「旧準軍人」という。）を除く。）又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、平成三年四月分以降、その年額を、その年額の計算の基礎となっている俸給年額にそれぞれ対応する附則別表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法（改正後の法律第百五十五号附則その他恩給に関する法令を含む。附則第十条において同じ。）の規定によって算出して得た年額に改定する。

（傷病恩給に関する経過措置）

第三条　増加恩給（第七項症の増加恩給を除く。）については、平成三年四月分以降、その年額（恩給法第六十五条第二項から第六項までの規定による加給の年額を除く。）を、改正後の同条第一項に規定する年額に改定する。

第四条　平成三年三月三十一日以前に給与事由の生じた傷病賜金の金額の計算については、なお従前の例による。

第五条　第七項症の増加恩給については、平成三年四月分以降、その年額（法律第百五十五号附則第二十二条第三項ただし書において準用する恩給法第六十五条第二項から第五項までの規定による加給の年額を除く。）を、改正後の法律第百五十五号附則第二十二条第一項に規定する年額に改定する。

第六条　傷病年金については、平成三年四月分以降、その年額（妻に係る加給の年額を除く。）を、改正後の法律第百五十五号附則第二十二条第一項に規定する年額に改定する。

第七条　特例傷病恩給については、平成三年四月分以降、その年額（恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第八十一号）附則第十三条第三項及び第四項の規定による加給の年額を除く。）を、改正後の同条第二項に規定する年額に改定する。

（扶助料等に関する経過措置）

第八条　恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号。以下「法律第五十一号」という。）附則第十四条第一項又は第二項の規定による年額の加算をされた扶助料については、平成三年四月分以降、その加算の年額を、それぞれ改正後のこれらの規定に規定する年額に改定する。

第九条　傷病者遺族特別年金については、平成三年四月分以降、その年額を、改正後の法律第五十一号附則第十五条の規定によって算出して得た年額に改定する。

（旧軍人等の恩給年額の改定）

第十条　旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、平成三年四月分以降、その年額を、改正後の法律第百五十五号附則第十三条第四項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第百五十五号附則別表第六の二の下欄に掲げる金額、法律第百五十五号附則第十三条第三項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第百五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金額、法律第百五十五号附則第十三条第三項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第百五十五号附則別表第七（七十歳以上の者並びに七十

歳未満の扶助料を受ける妻及び子にあっては、改正後の法律第百五十五号附則別表第八）の下欄に掲げる金額）を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によって算出して得た年額に改定する。

（職権改定）

第十一条　この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

（恩給年額の改定の場合の端数計算）

第十二条　この法律の附則の規定により恩給年額を改定する場合において、当該規定により算出して得た恩給年額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた額をもって改定後の恩給年額とする。

（多額所得による恩給停止についての経過措置）

第十三条　平成三年四月分から同年六月分までの普通恩給に関する恩給法第五十八条ノ四の規定の適用については、附則第二条又は第十条の規定による改定を行わないとした場合に受けることとなる普通恩給の年額をもって恩給年額とする。

附則別表（附則第二条関係）

恩給年額の計算の基礎となっている俸給年額	仮定俸給年額
九七〇、七〇〇円	一、〇〇六、八〇〇円
一、〇一三、七〇〇円	一、〇五一、四〇〇円
一、〇五八、〇〇〇円	一、〇九七、四〇〇円
一、一〇一、八〇〇円	一、一四二、八〇〇円
一、一四六、五〇〇円	一、一八九、一〇〇円
一、一七四、三〇〇円	一、二一八、〇〇〇円
一、二〇二、三〇〇円	一、二四七、〇〇〇円
一、二三三、八〇〇円	一、二七九、七〇〇円
一、二七八、七〇〇円	一、三二六、三〇〇円
一、三一七、六〇〇円	一、三六六、六〇〇円
一、三五三、六〇〇円	一、四〇四、〇〇〇円
一、三九七、五〇〇円	一、四四九、五〇〇円
一、四四一、五〇〇円	一、四九五、一〇〇円
一、四八九、六〇〇円	一、五四五、〇〇〇円
一、五三八、一〇〇円	一、五九五、三〇〇円
一、五九八、六〇〇円	一、六五八、一〇〇円
一、六三六、八〇〇円	一、六九七、七〇〇円
一、六八六、〇〇〇円	一、七四八、七〇〇円
一、七三三、九〇〇円	一、七九八、四〇〇円
一、七八九、一〇〇円	一、八四七、一〇〇円
一、八五四、六〇〇円	一、八九七、一〇〇円
一、九二七、九〇〇円	一、九四九、六〇〇円
二、〇二五、二〇〇円	二、〇〇〇、五〇〇円
二、一三二、九〇〇円	二、一〇二、二〇〇円
二、一八七、九〇〇円	二、二〇六、三〇〇円
二、二四〇、四〇〇円	二、二三三、七〇〇円
二、三一五、〇〇〇円	二、三五一、一〇〇円
二、三五九、一〇〇円	二、四〇一、一〇〇円
二、四八六、九〇〇円	二、四四六、九〇〇円
二、五四九、九〇〇円	二、五七九、四〇〇円
二、六一六、二〇〇円	二、六四四、八〇〇円
二、七四三、四〇〇円	二、七一三、五〇〇円
二、八七一、八〇〇円	二、八四五、五〇〇円
二、九〇五、三〇〇円	二、九七八、六〇〇円
三、〇一一、四〇〇円	三、〇一三、四〇〇円
三、一六一、九〇〇円	三、一一三、四〇〇円
三、二一〇、八〇〇円	三、二七九、五〇〇円
三、四〇三、〇〇〇円	三、四三四、〇〇〇円
	三、五二九、六〇〇円

三、四九二、八〇〇円	三、六二二、七〇〇円	七、〇六九、〇〇〇円
三、六七五、〇〇〇円	三、八一一、七〇〇円	七、一五二、三〇〇円
三、八五三、四〇〇円	三、九九六、七〇〇円	
三、八八八、四〇〇円	四、〇三三、〇〇〇円	
四、〇二七、〇〇〇円	四、一七六、八〇〇円	
四、二〇二、〇〇〇円	四、三五八、三〇〇円	
四、三七五、九〇〇円	四、五三八、七〇〇円	
四、五四八、八〇〇円	四、七一八、〇〇〇円	
四、六五七、八〇〇円	四、八三一、一〇〇円	
四、七七四、〇〇〇円	四、九五一、六〇〇円	
四、九九七、九〇〇円	五、一八三、八〇〇円	
五、二二四、三〇〇円	五、四一八、六〇〇円	
五、三三八、四〇〇円	五、五三七、〇〇〇円	
五、四四六、六〇〇円	五、六四九、二〇〇円	
五、六六一、四〇〇円	五、八七二、〇〇〇円	
五、七五七、二〇〇円	五、九七一、四〇〇円	
五、八六三、一〇〇円	六、〇八一、二〇〇円	
六、〇五〇、四〇〇円	六、二七五、五〇〇円	
六、二三九、六〇〇円	六、四七一、七〇〇円	
六、二七四、九〇〇円	六、五〇八、三〇〇円	
六、三〇八、三〇〇円	六、五四三、〇〇〇円	
六、三四一、八〇〇円	六、五七七、七〇〇円	
六、四二〇、二〇〇円	六、六五九、〇〇〇円	
六、五七八、七〇〇円	六、八二三、四〇〇円	
六、七三七、二〇〇円	六、九八七、八〇〇円	

恩給年額の計算の基礎となっている俸給年額が九七〇、七〇〇円未満の場合又は六、八九五、八〇〇円を超える場合においては、その年額に一・〇三七二を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）を、仮定俸給年額とする。

〔井上孝君登壇、拍手〕

○井上孝君　ただいま議題となりました法律案につきまして御報告申し上げます。

本法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、恩給受給者に対する処遇の適正な改善を図るため、恩給年額及び各種恩給の最低保障額を本年四月分から三・七二％引き上げるとともに、寡婦加算及び遺族加算についてもその額を本年四月分からそれぞれ引き上げようとするものであります。

委員会におきましては、恩給改定方式、戦後処理問題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し全会一致をもって附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（土屋義彦君）　これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋義彦君）　総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長（土屋義彦君）　この際、日程に追加して、**欧州復興開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件**

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めるの件

（いずれも衆議院送付）

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上三件を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋義彦君）　御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。外務委員長岡野裕君。

審査報告書

欧州復興開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件

右は多数をもって承認すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成三年三月二十六日

外務委員長　岡野　裕

参議院議長　土屋　義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、中欧及び東欧諸国の政治的及び経済的改革を支援し、これらの改革を実施して

いる国の市場経済への移行等を促進するため欧州復興開発銀行を設立することを目的としており、同銀行の設立、その目的、資本、業務、組織及び運営等について定めたものである。我が国がこの協定を締結し欧州復興開発銀行に加盟することは、中欧及び東欧諸国の改革の推進に対する協力を一層強化することとなり、また、我が国とこれら諸国との友好関係を増進するとの見地からも有意義と考えられるので、妥当な措置と認める。

一、費用

銀行の当初の授権資本に対する我が国の応募額は、八億五千百七十五万欧州通貨単位（約千四百四十七億五千五百万円相当）であり、その三十％が払込資本であるが、我が国はその各々半額を現金及び国債で払い込むこととしている。払込資本は五回均等年賦で払い込むこととなっており、初年度の現金拠出額の四十三億四千三百万円が平成三年度一般会計予算において「欧州復興開発銀行出資」（大蔵省所管）として計上され、また、国債による出資については、要求払となっているため、平成三年度償還見込額が同予算の国債費「出資国債償還財源国債整理基金特別会計へ繰入」（大蔵省所管）の中に計上されており、国債整理基金特別会計を通じて支出されることになっている。

欧州復興開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成三年三月七日

衆議院議長　櫻内　義雄

参議院議長　土屋　義彦殿

欧州復興開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件

欧州復興開発銀行を設立する協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

欧州復興開発銀行を設立する協定

〔本号（その二）に掲載〕

審査報告書

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成三年三月二十六日

外務委員長　岡野　裕

参議院議長　土屋　義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この改正は、オゾン層を保護するための措置を強化するとの観点から、消費、生産等の規制の対象となる物質の範囲を拡大すること、開発途上国に対する資金供与の制度を設けること等を目的とするものである。我が国がこの改正を受諾してオゾン層の保護に関する国際的な取組に一層積極的に参加することは、環境保全に関する国際協力に資するとの見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成三年三月十二日

衆議院議長　櫻内　義雄

参議院議長　土屋　義彦殿

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めるの件

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正

〔本号（その二）に掲載〕

審査報告書

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成三年三月二十六日

外務委員長　岡野　裕

参議院議長　土屋　義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、在マイアミ及び在ストラスブールの各日本国総領事館を新設するとともに、これらの在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めること、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること、ドイツ及びイエメンの統一に伴い、在ドイツ民主共和国及び在南イエメンの各日本国大使館に係る規定を削除すること、在チェッコスロヴァキア日本国大使館の名称を在チェッコ・スロヴァキア日本国大使館に変更すること等を内容とするものであって、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律案の施行に要する費用として平成三年度予算に十一億五百十三万円が計上されている。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成三年三月十四日

衆議院議長　櫻内　義雄

参議院議長　土屋　義彦殿

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
〔本号（その二）に掲載〕

〔岡野裕君登壇、拍手〕

○岡野裕君　ただいま議題となりました条約二件及び法律案一件につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、欧州復興開発銀行設立協定は、ソ連を含む中欧・東欧諸国の政治的、経済的改革を支援し、これらの改革を実施している各国の市場志向型経済への移行等を促進するため、欧州復興開発銀行を設立することを目的とするものでありまして、同銀行の設立、その目的、資本、業務、組織及び運営等について規定しております。

次に、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正は、オゾン層を保護するための措置を強化するとの観点から、消費、生産等の規制の対象となる物質の範囲を拡大すること、開発途上国に対する資金供与の制度を設けること等について規定するものであります。

次に、在外公館名称、位置、給与法改正案は、米国のマイアミ及びフランスのストラスブールにそれぞれ総領事館を設置すること、最近の為替相場及び物価水準の変動等を勘案して、在外職員の在勤基本手当の基準額を改定すること等を内容とするものであります。

委員会におきましては、欧州復興開発銀行の設立目的と業務内容、オゾン層破壊物質の全廃に向けての我が国の対応策、外交実施体制の充実強化策等の諸問題について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終え、討論に入りましたところ、欧州復興開発銀行設立協定について日本共産党の立木委員より反対する旨の意見が述べられました。

次いで採決の結果、欧州復興開発銀行設立協定は多数をもって、モントリオール議定書の改正は全会一致をもって、それぞれ承認すべきものと決定し、また、在外公館名称、位置、給与法改正案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（土屋義彦君）　これより採決をいたします。

まず、欧州復興開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件の採決をいたします。

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋義彦君）　過半数と認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

次に、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めるの件の採決をいたします。

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋義彦君）　総員起立と認めます。

よって、本件は全会一致をもって承認することに決しました。

次に、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋義彦君）　総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長（土屋義彦君）　この際、日程に追加して、**踏切道改良促進法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）**を議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋義彦君）　御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長中川嘉美君。

審査報告書

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成三年三月二十六日

運輸委員長　中川　嘉美

参議院議長　土屋　義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における踏切事故の発生状況等にかんがみ、交通事故の防止及び交通の円滑化に寄与するため、引き続き平成三年度以降五箇年間において踏切道の改良措置を講じようとするものであって、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成三年度一般会計予算に二億千三百万円が計上されている。

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成三年二月二十八日

衆議院議長　櫻内　義雄

参議院議長　土屋　義彦殿

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案

踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第二項中「昭和六十一年度」を「平成三年度」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、平成三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この法律の施行前にした改正前の第三条第一項又は第二項の規定による踏切道の指定は、改正後の同条第一項又は第二項の規定に基づいてしたものとみなす。

〔中川嘉美君登壇、拍手〕

○中川嘉美君　ただいま議題となりました法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過と

結果を御報告いたします。

本法律案は、交通事故の防止及び交通の円滑化に寄与するため、引き続き平成三年度以降五カ年間において踏切道の改良措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、本制度発足以降の踏切道改良事業の実績、今後五年間の事業実施方針、連続立体交差化事業における費用負担のあり方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（土屋義彦君）　これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋義彦君）　総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長（土屋義彦君）　この際、日程に追加して、**国立学校設置法及び学校教育法の一部を改正する法律案**

学校教育法等の一部を改正する法律案

（いずれも内閣提出、衆議院送付）

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋義彦君）　御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。文教委員長下稲葉耕吉君。

審査報告書

国立学校設置法及び学校教育法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成三年三月二十六日

文教委員長　下稲葉耕吉

参議院議長　土屋　義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、大学卒業者の称号として位置付けられている学士を学位として位置付けるとともに、学位授与機構を創設し、短期大学又は高等専門学校の卒業者等で大学等において一定の学習を行った者及び大学以外の教育施設で大学又は大学院に相当する教育を受けた者に対し学位を授与することとするほか、奈良先端科学技術大学院大学及び岐阜大学医療技術短期大学部の新設などを行おうとするものであり、おおむね妥当な措置と認めた。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に要する経費として、平成三年度国立学校特別会計予算に、二億六千七百五万三千円が計上されている。

附帯決議

政府及び関係者は、次の事項について特段に配慮すべきである。

一　学位授与機構の運営に当たっては、学位認定の基準、方法を明確にし、学位の水準の維持に努めること。また、学位認定に当たる教授には視野が広くかつ学問研究の第一線にある者を充て、併せて実質的な学位認定ができるだけの体制の整備を行うこと。

二　奈良先端科学技術大学院大学については、その目的を達成するための教育・研究組織及び施設・設備等の整備に努めること。また、新構想大学院の管理運営に当たっては、大学の理念を尊重し、その教育・研究の目的が十分にいかされるように努めること。

三　高等教育に対する新たな時代の要請とその現状にかんがみ、大学、大学院の教育・研究体制のより一層の充実を図るため、財政措置を含め必要な諸条件の整備に努めるとともに、大学院学生及び大学院博士課程修了者の現状にかんがみ、大学院学生に対して奨学金や日本学術振興会の特別研究員制度の拡充を講ずること。また、学位授与の円滑化を図るための積極的な施策を講ずること。

四　大学、大学院の新増設及び改組に当たっては、大学の意向や地域社会の要請を勘案するとともに、現在進行しつつある大学入学者の急増とその後の急減に適切に対応するための必要な諸条件の整備に努めること。

五　大学入学者選抜の在り方については、受験生の立場に配慮しつつ、一層の改善のために最大の努力をすること。また、生涯学習の観点から、社会人の大学、大学院への積極的な受入れに必要な諸条件の整備に努めること。

右決議する。

国立学校設置法及び学校教育法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成三年三月七日

衆議院議長　櫻内　義雄

参議院議長　土屋　義彦殿

国立学校設置法及び学校教育法の一部を改正する法律案

国立学校設置法及び学校教育法の一部を改正する法律

（国立学校設置法の一部改正）

第一条　国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章の四　大学入試センター（第九条の三）」を「第三章の四　大学入試センター（第九条の三）　第三章の五　学位授与機構（第九条の四）」に改める。

第二条第一項中「及び第三章の四」を「から第三章の五まで」に改める。

第三条の三の見出し中「第六十八条の二」を「第六十八条」に改め、同条第一項中「第六十八条の二」を「第六十八条」に、「北陸先端科学技術大学院大学」を「北陸先端科学技術大学院大学」に、「奈良先端科学技術大学院大学」を「奈良先端科学技術大学院大学」に改め、同条第二項中「石川県」の下に「とし、

奈良先端科学技術大学院大学の位置は、奈良県」を加える。

第三条の四第二項の表中

岐阜大学工業短期大学部	岐阜県

を

岐阜大学	岐阜大学

に、

岐阜大学医療技術短期大学部	岐阜県
岐阜大学工業短期大学部	岐阜大学

に改める。

第三章の四の次に次の一章を加える。

第三章の五　学位授与機構

（学位授与機構）

第九条の四　学位の授与に関し、次に掲げる業務を行う機関として、学位授与機構を置く。

一　学校教育法第六十八条の二第三項に定めるところにより、学位を授与すること。

二　学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。

三　大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

（学校教育法の一部改正）

第二条　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第六十三条を次のように改める。

第六十三条　削除

第六十八条を削り、第六十八条の二を第六十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

第六十八条の二　大学（第五十二条の大学に限る。以上この条において同じ。）は、文部大臣の定めるところにより、大学を卒業した者に対し学士の学位を、大学院の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を授与するものとする。

大学は、文部大臣の定めるところにより、前項の規定により博士の学位を授与された者と同等以上の学力があると認める者に対し、博士の学位を授与することができる。

国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）第三章の五に規定する学位授与機構は、文部大臣の定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める学位を授与するものとする。

一　短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又はこれに準ずる者で、大学における一定の単位の修得又はこれに相当するものとして文部大臣の定める学習を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認める者　学士

二　学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものに置かれる課程で、大学又は大学院に相当する教育を行うと認めるものを修了した者　学士、修士又は博士

学位に関する事項を定めるについては、文部大臣は、大学審議会に諮問しなければならない。

第六十九条の二第八項中「及び第六十三条」を削る。

第八十七条の二中「（昭和二十四年法律第百五十号）」を削る。

（国立学校設置法の一部改正）

第三条　国立学校設置法の一部を次のように改正する。

第三条の四第二項の表中

北海道大学医療技術短期大学部	北海道
小樽商科大学短期大学部	北海道

を

北海道大学医療技術短期大学部	北海道
小樽商科大学	北海道

に、

岐阜大学医療技術短期大学部	岐阜県
岐阜大学工業短期大学部	岐阜県

を

岐阜大学	岐阜県
岐阜大学	岐阜県

に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、平成三年七月一日から施行する。ただし、第一条中国立学校設置法第三条の三の改正規定（同条の見出しを改める部分及び同条第一項中「第六十八条の二」を「第六十八条」に改める部分を除く。）及び第三条の四第二項の表の改正規定並びに次項の規定は同年十月一日から、第三条及び附則第三項の規定は平成六年四月一日から施行する。

（奈良先端科学技術大学院大学の学生の入学）

2　奈良先端科学技術大学院大学は、平成五年度から学生を入学させるものとする。

（小樽商科大学短期大学部及び岐阜大学工業短期大学部の存続に関する経過措置）

3　小樽商科大学短期大学部及び岐阜大学工業短期大学部は、第三条の規定による改正後の国立学校設置法第三条の四第二項の規定にかかわらず、平成六年三月三十一日に当該短期大学部に在学する者が当該短期大学部に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

（学士の学位に関する経過措置）

4　改正前の学校教育法第六十三条第一項の規定による学士の称号は、改正後の学校教育法第六十八条の二第一項の規定による学士の学位とみなす。

（統計法の一部改正）

5　統計法（昭和二十二年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第十条第四項第二号中「学士と称し得る」を「学士の学位又は旧大学令による学士の称号を有する」に改める。

（教育公務員特例法の一部改正）

6　教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「及び第三章の四」を「から第三章の五まで」に改める。

第二十五条第一項第一号から第三号まで及び第五号中「第六十八条の二」を「第六十八条」に改める。

（司法試験法の一部改正）

7　司法試験法（昭和二十四年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「称号」を「学位」に、「終つた」を「終わつた」に改める。

（教育職員免許法等の一部改正）

8　次に掲げる法律の規定中「称号」を「学位」に改める。

一　教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第五条第三項第一号、別表第一、別表第二及び別表第五

二　博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第五条第一項第一号

三　社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第八条第一号

四　教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第百六号）附則第八項

（国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法の一部改正）

9　国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法（昭和五十七年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「及び第三章の四」を「から第三章の五まで」に改める。

附則第二項中「第六十八条の二」を「第六十八条」に改める。

審査報告書

学校教育法等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成三年三月二十六日

文教委員長　下稲葉耕吉

参議院議長　土屋　義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、我が国の高等教育の一層の発展を図るため、短期大学及び高等専門学校卒業者は準学士の称号を得ることとし、高等専門学校について学科の分野を拡大するとともに専攻科を置くことができることとし、あわせて大学の医学部又は歯学部における進学課程及び専門課程の区分を廃止するとともに教育職員の二種免許状授与の基礎資格を短期大学卒業者に係る準学士の称号を有することとするなど、所要の改正を行おうとするものであり、おおむね妥当な措置と認めた。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府及び関係者は、次の事項について特段に配慮すべきである。

一　高等専門学校の学科の分野拡大に当たっては、本制度が後期中等教育を含む高等教育機関であることなどの特性を考慮し、慎重に対処すること。

また、より高度の教育機会を確保するため、新設される専攻科の活用と併せて高等専門学校卒業者の大学への編入学の拡大に努めるとともに、高等学校卒業者の高等専門学校への編入学受入れについても円滑化を図ること。

二　国立の高等専門学校の施設・設備の現状にかんがみ、その計画的な改善整備に努めること。

また、今回の教育職員免許法の改正によって、高等専門学校の専攻科等の単位を認定するに当たっては、教育職員養成の質的低下を招くことのないよう留意すること。

三　高等教育に対する新たな時代の要請に基づき、短期大学教育のより一層の発展を図るため、財政措置を含め必要な諸条件の整備に努めること。

右決議する。

学校教育法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成三年三月十四日

衆議院議長　櫻内　義雄

参議院議長　土屋　義彦殿

学校教育法等の一部を改正する法律

（学校教育法の一部改正）

第一条　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第五十五条第四項中「獣医学」を「医学、歯学又は獣医学」に、「第一項本文」を「前項本文」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第五十六条第二項を削る。

第六十九条の二第七項中「監督庁」を「文部大臣」に改め、同条第六項の次に次の一項を加える。

第二項の大学を卒業した者は、準学士と称することができる。

第七十条の三第一項中「工業に関する学科又は商船に関する学科」を「学科」に改め、同条第二項中「監督庁」を「文部大臣」に改める。

第七十条の四を次のように改める。

第七十条の四　高等専門学校の修業年限は、五年とする。ただし、商船に関する学科については、五年六月とする。

第五章の二中第七十条の八を第七十条の十とする。

第七十条の七中「監督庁」を「文部大臣」に改め、同条を第七十条の九とする。

第七十条の六を第七十条の七とし、同条の次に次の一条を加える。

第七十条の八　高等専門学校を卒業した者は、準学士と称することができる。

第七十条の五の次に次の一条を加える。

第七十条の六　高等専門学校には、専攻科を置くことができる。

高等専門学校の専攻科は、高等専門学校を卒業した者又は文部大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

第百六条第一項中「第七十条の八」を「第七十条の十」に改める。

（教育職員免許法の一部改正）

第二条　教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第五項第一号を次のように改める。

一　準学士の称号を有する者

第五条第五項第二号を削り、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とする。

附則第十一項の表イの項中「大学に二年以上在学し、第一欄に掲げる実習に係る実業に関す

る学科を専攻し、六十二単位（内二単位は、体育とする。）以上を修得すること」を「大学において第一欄に掲げる実習に係る実業に関する学科を専攻し、学校教育法第六十九条の二第七項に定める準学士の称号を有すること」に改め、同表ロの項中「学科を修めて卒業すること」を「学科を専攻し、学校教育法第七十条の八に定める準学士の称号を有すること」に改める。

附則第十三項中「もの」を「科目」に改める。

別表第一第二欄中「大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得すること」を「学校教育法第六十九条の二第七項に定める準学士の称号を有すること」に改め、同表第三欄中「専門教育科目の」を削り、「もの」を「科目」に改め、同表備考第二号の次に次の一号を加える。

二の二　第二欄の「学校教育法第六十九条の二第七項に定める準学士の称号を有すること」には、文部大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合又は文部大臣が学校教育法第六十九条の二第七項に定める準学士の称号を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする。

別表第一備考第三号中「第二欄及び」を削り、同表備考第四号中「一般教育科目及び保健体育科目につき」を削り、同表備考第五号を次のように改める。

五　第三欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない（別表第二の場合においても同様とする。）。

イ　文部大臣が第十六条の三第三項の政令で定める審議会に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したもの

ロ　免許状の授与を受けようとする者が認定課程以外の大学の課程又は文部大臣が大学の課程に相当するものとして指定する課程において修得したもので、当該者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科に関する科目として適当であると認めるもの

別表第一備考第六号中「専門教育科目」を「科目」に、「関するもの」を「関する科目」に改め、同表備考第七号中「専門教育科目」を「科目」に改め、同表備考第八号中「もの」を「科目」に改める。

別表第二第二欄中「大学又は文部大臣の指定する養護教諭養成機関に二年以上在学し、六十二単位以上を修得すること」を「学校教育法第六十九条の二第七項に定める準学士の称号を有すること又は文部大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること」に改め、同表第三欄中「専門教育科目の」を削り、「もの」を「科目」に改める。

別表第二中備考第二号を備考第三号とし、同表備考第一号中「ものの」を「科目の」に改め、同号を同表備考第二号とし、同表備考に第一号として次の一号を加える。

一　第二欄の「学校教育法第六十九条の二第七項に定める準学士の称号を有すること又は文部大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること」には、文部大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする。

別表第四第三欄中「専門教育科目の」を削り、「もの」を「科目」に改める。

（教育職員免許法の一部を改正する法律の一部改正）

第三条　教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

附則第十五項中「専門教育科目」を「科目」に、「すでに」を「既に」に改める。

附則第十六項中「専門教育科目」を「科目」に改める。

（教育職員免許法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四条　教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「専門教育科目の欄に定める単位数のうち一種免許状に係る専門教育科目の欄」を「第三欄に定める単位数のうち一種免許状に係る同欄」に改める。

附則第七項中「専門教育科目の欄に定める単位数のうち二種免許状に係る専門教育科目の欄」を「第三欄に定める単位数のうち二種免許状に係る同欄」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、平成三年七月一日から施行する。

（準学士の称号に関する規定の適用）

2　第一条の規定による改正後の学校教育法（以下「新学校教育法」という。）第六十九条の二第七項及び第七十条の八の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に学校教育法第六十九条の二第二項の大学又は高等専門学校を卒業した者についても適用があるものとする。

（教育職員免許法の一部改正に伴う経過措置）

3　大学に施行日前に在学した者又は施行日に在学する者（新学校教育法第六十九条の二第七項に定める準学士の称号を有する者を除く。）についての普通免許状に係る基礎資格については、新免許法附則第十一項の表並びに別表第一及び別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（学校教育法の一部を改正する法律の一部改正）

4　大学又は文部大臣の指定する教員養成機関若しくは養護教諭養成機関に施行日前に在学した者又は施行日に在学する者（新学校教育法第六十九条の二第七項に定める準学士の称号を有する者を除く。）についての普通免許状に係る基礎資格については、新免許法附則第十一項の表並びに別表第一及び別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5　学校教育法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

（あん摩　マッサージ　指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律等の一部改正）

6　次に掲げる法律の規定中「第五十六条第一項」を「第五十六条」に改める。

一　あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう

師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第二条第一項及び第十八条

二　診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十条第一号及び附則第十一項

三　博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第六条

四　防衛庁設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第十八条第五項

五　臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第十五条第一号、附則第二項第二号及び附則第四項

六　理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第百三十七号）第十一条第一号、第十二条第一号及び附則第六項

七　柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）第十二条及び附則第十一項

八　視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）第十四条第一号及び附則第五項

九　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第三十九条第一号及び第三号

十　義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第十四条第一号及び附則第四条

（行政書士法の一部改正）

7　行政書士法（昭和二十六年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「第五十六条第一項」を「第五十六条」に改める。

（臨床工学技士法の一部改正）

8　臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一号中「第五十六条第一項」を「第五十六条」に改める。

附則第三条中「昭和六十八年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改め、同条第一号中「第五十六条第一項」を「第五十六条」に改める。

附則第四条中「第五十六条第一項」を「第五十六条」に改める。

〔下稲葉耕吉君登壇、拍手〕

○下稲葉耕吉君　ただいま議題となりました二法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、国立学校設置法及び学校教育法の一部を改正する法律案は、大学卒業者の称号として位置づけられている学士を学位として位置づけるとともに、学位授与機構を創設し、短期大学、高等専門学校卒業者等で大学等において一定の学習を行った者及び各省の大学校等で相当の教育を受けた者に対し学位を授与することとするほか、奈良先端科学技術大学院大学及び岐阜大学医療技術短期大学部の新設等を行おうとするものであります。

次に、学校教育法等の一部を改正する法律案は、短期大学及び高等専門学校卒業者について、新たに準学士の称号を付与するとともに、高等専門学校について、学科の分野の拡大と専攻科の制度の創設を図るほか、医学部、歯学部における進学課程及び専門課程の区分を廃止すること等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両案を一括議題として審査し、学位授与機構の運営と学位授与のあり方、大学設置基準の大綱化と教育・研究水準の維持向上、短期大学と高等専門学校の今後の充実策等について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、日本共産党を代表して高崎委員より両案に対し反対の討論が行われた後、順次採決の結果、両案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案に対しそれぞれ附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（土屋義彦君）　これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋義彦君）　過半数と認めます。

よって、両案は可決されました。

○議長（土屋義彦君）　この際、日程に追加して、救急救命士法案（内閣提出）を議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋義彦君）　御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長福間知之君。

審査報告書

救急救命士法案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成三年三月二十六日

社会労働委員長　福間　知之

参議院議長　土屋　義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、病院又は診療所に搬送されるまでの間における重度傷病者に対する適切な救急救命処置の確保を図るため、新たに厚生大臣の免許を受けて、医師の指示の下に、救急救命処置を行う救急救命士の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律するものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

政府は、次の事項につき適切な措置を講ずべきである。

一、救急専門医等救急医療に携わる医療関係者の養成に積極的に努めるとともに、医師が救急用自動車等に同乗して必要な処置を行う方式（ドクターカー方式）等を推進し、救急医療体制の一層の充実を図ること。

二、救急救命処置が適切に行われるよう、救急救命士と医師その他の医療関係者との十分な連携の確保を図ること。

三、救急救命士の適切な処遇の確保を図ること。

右決議する。

救急救命士法案

右

国会に提出する。

平成三年三月十二日

内閣総理大臣　海部　俊樹

救急救命士法案

救急救命士法

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　免許（第三条―第二十九条）
第三章　試験（第三十条―第四十二条）
第四章　業務等（第四十三条―第四十九条）
第五章　罰則（第五十条―第五十四条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、救急救命士の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律し、もって医療の普及及び向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律で「救急救命処置」とは、その症状が著しく悪化するおそれがあり、又はその生命が危険な状態にある傷病者（以下この項及び第四十四条第二項において「重度傷病者」という。）が病院又は診療所に搬送されるまでの間に、当該重度傷病者に対して行われる気道の確保、心拍の回復その他の処置であって、当該重度傷病者の症状の著しい悪化を防止し、又はその生命の危険を回避するために緊急に必要なものをいう。

2　この法律で「救急救命士」とは、厚生大臣の免許を受けて、救急救命士の名称を用いて、医師の指示の下に、救急救命処置を行うことを業とする者をいう。

第二章　免許

（免許）

第三条　救急救命士になろうとする者は、救急救命士国家試験（以下「試験」という。）に合格し、厚生大臣の免許（第三十四条第五号を除き、以下「免許」という。）を受けなければならない。

（絶対的欠格事由）

第四条　目が見えない者、耳が聞こえない者又は口がきけない者には、免許を与えない。

（相対的欠格事由）

第五条　次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

一　罰金以上の刑に処せられた者

二　前号に該当する者を除くほか、救急救命士の業務に関し犯罪又は不正の行為があった者

三　素行が著しく不良である者

四　精神病者、麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者又は伝染性の疾病にかかっている者

（救急救命士名簿）

第六条　厚生省に救急救命士名簿を備え、免許に関する事項を登録する。

（登録及び免許証の交付）

第七条　免許は、試験に合格した者の申請により、救急救命士名簿に登録することによって行う。

2　厚生大臣は、免許を与えたときは、救急救命士免許証を交付する。

（救急救命士名簿の訂正）

第八条　救急救命士は、救急救命士名簿に登録された免許に関する事項に変更があったときは、三十日以内に、当該事項の変更を厚生大臣に申請しなければならない。

（免許の取消し等）

第九条　救急救命士が第四条の規定に該当するに至ったときは、厚生大臣は、その免許を取り消さなければならない。

2　救急救命士が第五条各号のいずれかに該当するに至ったときは、厚生大臣は、その免許を取り消し、又は期間を定めて救急救命士の名称の使用の停止を命ずることができる。

3　前項の規定により免許を取り消された者であっても、その者がその取消しの理由となった事項に該当しなくなったとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至ったときは、再免許を与えることができる。この場合においては、第七条の規定を準用する。

4　厚生大臣は、第一項又は第二項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、その相手方にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

（登録の消除）

第十条　厚生大臣は、免許がその効力を失ったときは、救急救命士名簿に登録されたその免許に関する事項を消除しなければならない。

（免許証の再交付手数料）

第十一条　救急救命士免許証の再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

（指定登録機関の指定）

第十二条　厚生大臣は、厚生省令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定登録機関」という。）に、救急救命士名簿の登録の実施に関する事務（以下「登録事務」という。）を行わせることができる。

2　指定登録機関の指定は、厚生省令で定めるところにより、登録事務を行おうとする者の申請により行う。

3　厚生大臣は、他に第一項の規定による指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定登録機関の指定をしてはならない。

一　職員、設備、登録事務の実施の方法その他の事項についての登録事務の実施に関する計画が、登録事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二　前号の登録事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

4　厚生大臣は、第二項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定登録機関の指定をしてはならない。

一　申請者が、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二　申請者が、その行う登録事務以外の業務により登録事務を公正に実施することができないおそれがあること。

三　申請者が、第二十三条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二

年を経過しない者であること。

四　申請者の役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ　この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

ロ　次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

（指定登録機関の役員の選任及び解任）

第十三条　指定登録機関の役員の選任及び解任は、厚生大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2　厚生大臣は、指定登録機関の役員が、この法律（この法律に基づく命令又は処分を含む。）若しくは第十五条第一項に規定する登録事務規程に違反する行為をしたとき、又は登録事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定登録機関に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

（事業計画の認可等）

第十四条　指定登録機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（第十二条第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　指定登録機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生大臣に提出しなければならない。

（登録事務規程）

第十五条　指定登録機関は、登録事務の開始前に、登録事務の実施に関する規程（以下「登録事務規程」という。）を定め、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　登録事務規程で定めるべき事項は、厚生省令で定める。

3　厚生大臣は、第一項の認可をした登録事務規程が登録事務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、指定登録機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

（規定の適用等）

第十六条　指定登録機関が登録事務を行う場合における第六条、第七条第二項（第九条第三項において準用する場合を含む。）、第八条、第十条及び第十一条の規定の適用については、第六条中「厚生省」とあるのは「指定登録機関」と、第七条第二項中「厚生大臣」とあるのは「指定登録機関」と、「免許を与えたときは、救急救命士免許証」とあるのは「前項の規定による登録をしたときは、当該登録に係る者に救急救命士免許証明書」と、第八条及び第十条中「厚生大臣」とあるのは「指定登録機関」と、第十一条中「救急救命士免許証」とあるのは「救急救命士免許証明書」と、「国」とあるのは「指定登録機関」とする。

2　指定登録機関が登録事務を行う場合において、救急救命士名簿に免許に関する事項の登録を受けようとする者又は救急救命士免許証明書の書換え交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を指定登録機関に納付しなければならない。

3　第一項の規定により読み替えて適用する第十一条及び前項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、指定登録機関の収入とする。

（秘密保持義務等）

第十七条　指定登録機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、登録事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2　登録事務に従事する指定登録機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（帳簿の備付け等）

第十八条　指定登録機関は、厚生省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに登録事務に関する事項で厚生省令で定めるものを記載し、及びこれを保存しなければならない。

（監督命令）

第十九条　厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定登録機関に対し、登録事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告）

第二十条　厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、厚生省令で定めるところにより、指定登録機関に対し、報告をさせることができる。

（立入検査）

第二十一条　厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定登録機関の事務所に立ち入り、指定登録機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2　前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3　第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（登録事務の休廃止）

第二十二条　指定登録機関は、厚生大臣の許可を受けなければ、登録事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

（指定の取消し等）

第二十三条　厚生大臣は、指定登録機関が第十二条第四項各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならない。

2　厚生大臣は、指定登録機関が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて登録事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第十二条第三項各号の要件を満たさなくなったと認められるとき。

二　第十三条第二項、第十五条第三項又は第十九条の規定による命令に違反したとき。

三　第十四条又は前条の規定に違反したとき。

四　第十五条第一項の認可を受けた登録事務規程によらないで登録事務を行ったとき。

五　次条第一項の条件に違反したとき。

（指定等の条件）

第二十四条　第十二条第一項、第十三条第一項、

第十四条第一項、第十五条第一項又は第二十二条の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2　前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

（聴聞）

第二十五条　厚生大臣は、第二十三条の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、その相手方にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

（指定登録機関がした処分等に係る不服申立て）

第二十六条　指定登録機関が行う登録事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、厚生大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。

（厚生大臣による登録事務の実施等）

第二十七条　厚生大臣は、指定登録機関の指定をしたときは、登録事務を行わないものとする。

2　厚生大臣は、指定登録機関が第二十二条の規定による許可を受けて登録事務の全部若しくは一部を休止したとき、第二十三条第二項の規定により指定登録機関に対し登録事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定登録機関が天災その他の事由により登録事務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において必要があると認めるときは、登録事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

（公示）

第二十八条　厚生大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一　第十二条第一項の規定による指定をしたとき。

二　第二十二条の規定による許可をしたとき。

三　第二十三条の規定により指定を取り消し、又は登録事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四　前条第二項の規定により登録事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行っていた登録事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

（厚生省令への委任）

第二十九条　この章に規定するもののほか、免許の申請、救急救命士名簿の登録、訂正及び消除、救急救命士免許証又は救急救命士免許証明書の交付、書換え交付及び再交付、第二十七条第二項の規定により厚生大臣が登録事務の全部又は一部を行う場合における登録事務の引継ぎその他免許及び指定登録機関に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

第三章　試験

（試験）

第三十条　試験は、救急救命士として必要な知識及び技能について行う。

（試験の実施）

第三十一条　試験は、毎年一回以上、厚生大臣が行う。

（救急救命士試験委員）

第三十二条　試験の問題の作成及び採点を行わせるため、厚生省に救急救命士試験委員（次項及び次条において「試験委員」という。）を置く。

2　試験委員に関し必要な事項は、政令で定める。

（不正行為の禁止）

第三十三条　試験委員は、試験の問題の作成及び採点について、厳正を保持し不正の行為のないようにしなければならない。

（受験資格）

第三十四条　試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十六条の規定により大学に入学することができる者で、文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した救急救命士養成所において、二年以上救急救命士として必要な知識及び技能を修得したもの

二　学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は厚生省令で定める学校、文教研修施設若しくは養成所において一年（高等専門学校にあっては、四年）以上修業し、かつ、厚生大臣の指定する科目を修めた者で、文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した救急救命士養成所において、一年以上救急救命士として必要な知識及び技能を修得したもの

三　学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に基づく大学において厚生大臣の指定する科目を修めて卒業した者

四　消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第九項に規定する救急業務（以下この号において「救急業務」という。）に関する講習で厚生省令で定めるものの課程を修了し、及び厚生省令で定める期間以上救急業務に従事した者（学校教育法第五十六条の規定により大学に入学することができるものに限る。）であって、文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した救急救命士養成所において、一年（当該学校又は救急救命士養成所のうち厚生省令で定めるものにあっては、六月）以上救急救命士として必要な知識及び技能を修得したもの

五　外国の救急救命処置に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で救急救命士に係る厚生大臣の免許に相当する免許を受けた者で、厚生大臣が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの

（試験の無効等）

第三十五条　厚生大臣は、試験に関して不正の行為があった場合には、その不正行為に関係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。

2　厚生大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて試験を受けることができないものとすることができる。

（受験手数料）

第三十六条　試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

2　前項の受験手数料は、これを納付した者が試験を受けない場合においても、返還しない。

（指定試験機関の指定）

第三十七条　厚生大臣は、厚生省令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定試験機

関」という。）に、試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

2　指定試験機関の指定は、厚生省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

（指定試験機関の救急救命士試験委員）

第三十八条　指定試験機関は、試験の問題の作成及び採点を救急救命士試験委員（次項及び第三項並びに次条並びに第四十一条において読み替えて準用する第十三条第二項及び第十七条において「試験委員」という。）に行わせなければならない。

2　指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、厚生省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3　指定試験機関は、試験委員を選任したときは、厚生省令で定めるところにより、厚生大臣にその旨を届け出なければならない。試験委員に変更があったときも、同様とする。

第三十九条　試験委員は、試験の問題の作成及び採点について、厳正を保持し不正の行為のないようにしなければならない。

（受験の停止等）

第四十条　指定試験機関が試験事務を行う場合において、指定試験機関は、試験に関して不正の行為があったときは、その不正行為に関係のある者に対しては、その受験を停止させることができる。

2　前項に定めるもののほか、指定試験機関が試験事務を行う場合における第三十五条及び第三十六条第一項の規定の適用については、第三十五条第一項中「その受験を停止させ、又はその試験」とあるのは「その試験」と、同条第二項中「前項」とあるのは「前項又は第四十条第一項」と、第三十六条第一項中「国」とあるのは「指定試験機関」とする。

3　前項の規定により読み替えて適用する第三十六条第一項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。

（準用）

第四十一条　第十二条第三項及び第四項、第十三条から第十五条まで並びに第十七条から第二十八条までの規定は、指定試験機関について準用する。この場合において、これらの規定中「登録事務」とあるのは「試験事務」と、「登録事務規程」とあるのは「試験事務規程」と、第十二条第三項中「第一項」とあるのは「第三十七条第一項」と、「前項」とあるのは「第三十七条第二項」と、同条第四項各号列記以外の部分中「第二項」とあるのは「第三十七条第二項」と、第十三条第二項中「役員」とあるのは「役員（試験委員を含む。）」と、第十四条第一項中「第十二条第一項」とあるのは「第三十七条第一項」と、第十七条中「役員」とあるのは「役員（試験委員を含む。）」と、第二十三条第二項第三号中「又は前条」とあるのは「、前条又は第三十八条」と、第二十四条第一項及び第二十八条第一号中「第十二条第一項」とあるのは「第三十七条第一項」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

（試験の細目等）

第四十二条　この章に規定するもののほか、試験科目、受験手続、試験事務の引継ぎその他試験及び指定試験機関並びに第三十四条第一号、第二号及び第四号の規定による学校又は救急救命士養成所の指定に関し必要な事項は、省令で定める。

第四章　業務等

（業務）

第四十三条　救急救命士は、保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として救急救命処置を行うことを業とすることができる。

2　前項の規定は、第九条第二項の規定により救急救命士の名称の使用の停止を命ぜられている者については、適用しない。

（特定行為等の制限）

第四十四条　救急救命士は、医師の具体的な指示を受けなければ、厚生省令で定める救急救命処置を行ってはならない。

2　救急救命士は、救急用自動車その他の重度傷病者を搬送するためのものであって厚生省令で定めるもの（以下この項及び第五十三条第三号において「救急用自動車等」という。）以外の場所においてその業務を行ってはならない。ただし、病院又は診療所への搬送のため重度傷病者を救急用自動車等に乗せるまでの間において救急救命処置を行うことが必要と認められる場合は、この限りでない。

（他の医療関係者との連携）

第四十五条　救急救命士は、その業務を行うに当たっては、医師その他の医療関係者との緊密な連携を図り、適正な医療の確保に努めなければならない。

（救急救命処置録）

第四十六条　救急救命士は、救急救命処置を行ったときは、遅滞なく厚生省令で定める事項を救急救命処置録に記載しなければならない。

2　前項の救急救命処置録であって、厚生省令で定める機関に勤務する救急救命士のした救急救命処置に関するものはその機関につき厚生大臣が指定する者において、その他の救急救命処置に関するものはその救急救命士において、その記載の日から五年間、これを保存しなければならない。

（秘密を守る義務）

第四十七条　救急救命士は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。救急救命士でなくなった後においても、同様とする。

（名称の使用制限）

第四十八条　救急救命士でない者は、救急救命士又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。

（経過措置）

第四十九条　この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第五章　罰則

第五十条　第十七条第一項（第四十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、登録事務又は試験事務に関して知り得た秘密を漏ら

した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十一条　第二十三条第二項（第四十一条において準用する場合を含む。）の規定による登録事務又は試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定登録機関又は指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十二条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第三十三条又は第三十九条の規定に違反して、不正の採点をした者

二　第四十七条の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者

2　前項第二号の罪は、告訴を待って論ずる。

第五十三条　次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一　第九条第二項の規定により救急救命士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、救急救命士の名称を使用したもの

二　第四十四条第一項の規定に違反して、同項の規定に基づく厚生省令の規定で定める救急救命処置を行った者

三　第四十四条第二項の規定に違反して、救急用自動車等以外の場所で業務を行った者

四　第四十六条第一項の規定に違反して、救急救命処置録に記載せず、又は救急救命処置録に虚偽の記載をした者

五　第四十六条第二項の規定に違反して、救急救命処置録を保存しなかった者

六　第四十八条の規定に違反して、救急救命士又はこれに紛らわしい名称を使用した者

第五十四条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定登録機関又は指定試験機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一　第十八条（第四十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

二　第二十条（第四十一条において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三　第二十一条第一項（第四十一条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

四　第二十二条（第四十一条において準用する場合を含む。）の許可を受けないで登録事務又は試験事務の全部を廃止したとき。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（受験資格の特例）

第二条　この法律の施行の際現に救急救命士として必要な知識及び技能の修得を終えている者又はこの法律の施行の際現に救急救命士として必要な知識及び技能を修得中であり、その修得をこの法律の施行後に終えた者で、厚生大臣が第三十四条各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したものは、同条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

第三条　旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を卒業した者又は厚生省令で定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められる者は、第三十四条第一号の規定の適用については、学校教育法第五十六条の規定により大学に入学することができる者とみなす。

（名称の使用制限に関する経過措置）

第四条　この法律の施行の際現に救急救命士又はこれに紛らわしい名称を使用している者については、第四十八条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（登録免許税法の一部改正）

第五条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十三号中六の四を六の五とし、六の三を六の四とし、六の二の次に次のように加える。

六の三	救急救命士法（平成三年法律第　号）による救急救命士名簿にする登録	
イ	救急救命士法第七条第一項（登録）の救急救命士の登録	登録件数　一件につき九千円
ロ	登録事項の変更の登録	登録件数　一件につき千円

（厚生省設置法の一部改正）

第六条　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第三十一号の三の次に次の二号を加える。

三十一の四　救急救命士の養成所を指定し、救急救命士の試験を行い、並びに救急救命士の免許及び登録を行い、並びに免許を取り消し、及び名称の使用の停止を命ずること。

三十一の五　救急救命士法（平成三年法律第　号）の規定に基づき、指定登録機関及び指定試験機関を指定し、並びにこれらに対し、認可その他監督を行うこと。

〔福間知之君登壇、拍手〕

○福間知之君　ただいま議題となりました救急救命士法案につきまして、社会労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法案は、病院または診療所に搬送されるまでの間における重度傷病者に対する適切な救急救命処置の確保を図るため、新たに救急救命士の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律しようとするものであります。

委員会におきましては、救急救命士に対する医師の指示、医師等医療関係者との連携、救急医療体制の整備等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法案に対し附帯決議が全会一致をもっ

て付されております。
以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（土屋義彦君）　これより採決をいたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長（土屋義彦君）　総員起立と認めます。
よって、本案は全会一致をもって可決されました。
本日はこれにて散会いたします。
午後六時五十一分散会

出席者は左のとおり。

議長　土屋　義彦君
副議長　小山　一平君

議員

木庭健太郎君　寺崎　昭久君　岩本　政光君　鶴岡　洋君　遠藤　要君　坂野　重信君　三上　隆雄君　小林　正君
星野　朋市君　白浜　一良君　太田　淳夫君　和田　教美君　岩崎　純三君　斎藤　十朗君　堀　利和君　谷本　巍君
針生　雄吉君　今泉　隆雄君　広中和歌子君　井上　計君　久世　公堯君　中曽根弘文君　会田　長栄君　清水　澄子君
足立　良平君　野村　五男君　山田　勇君　井上　孝君　松浦　孝治君　真島　一男君　三石　久江君　野別　隆俊君
中川　嘉美君　猪熊　重二君　前田　勲男君　黒柳　明君　清水嘉与子君　木暮　山人君　庄司　中君　栗村　和夫君
西川　潔君　鈴木　貞敏君　峯山　昭範君　高桑　栄松君　鎌田　要人君　片山虎之助君　竹村　泰子君　千葉　景子君
片上　公人君　及川　順郎君　中西　珠子君　三木　忠雄君　真島　一男君　尾辻　秀久君　一井　淳治君　田渕　勲二君
刈田　貞子君　勝木　健司君　田渕　哲也君　三治　重信君　木暮　山人君　井上　章平君　渡辺　四郎君　及川　一夫君
下稲葉耕吉君　斎藤　文夫君　田中　正巳君　熊谷太三郎君　片山虎之助君　石渡　清元君　山口　哲夫君　細谷　昭雄君
木宮　和彦君　常松　克安君　加藤　武徳君　山口　光一君　尾辻　秀久君　沓掛　哲男君　本岡　昭次君　大森　昭君
矢原　秀男君　中野　鉄造君　大島　慶久君　吉川　芳男君　井上　章平君　岡野　裕君　松前　達郎君　稲村　稔夫君
喜屋武眞榮君　橋本孝一郎君　上杉　光弘君　小野　清子君　石渡　清元君　大城　眞順君　村沢　牧君
小西　博行君　板垣　正君　藤田　雄山君　西田　吉宏君　沓掛　哲男君　宮崎　秀樹君　菅野　久光君
伊江　朝雄君　成瀬　守重君　田村　秀昭君　岡野　裕君　大浜　方栄君　安恒　良一君
鈴木　省吾君　須藤良太郎君　前島英三郎君　大城　眞順君　松尾　官平君　対馬　孝且君
原　文兵衛君　高橋　清孝君　永田　良雄君　宮崎　秀樹君　森山　眞弓君　赤桐　操君
永野　茂門君　野沢　太三君　菅野　久光君　倉田　寛之君　浜本　万三君
平野　清君　秋山　肇君　村沢　牧君　石井　道子君　鈴木　和美君
大塚清次郎君　青木　幹雄君　安恒　良一君　名尾　良孝君　佐藤　三吾君
守住　有信君　狩野　明男君　対馬　孝且君　松浦　功君　谷畑　孝君
吉川　博君　山岡　賢次君　赤桐　操君　村上　正邦君　井上　哲夫君
石原健太郎君　石井　一二君　鈴木　和美君　沢田　一精君　神谷信之助君
大河原太一郎君　大木　浩君　佐藤　三吾君　大鷹　淑子君　小野　清子君
岡部　三郎君　関口　恵造君　谷畑　孝君　野末　陳平君　上野　雄文君
柳川　覺治君　宮澤　弘君　井上　哲夫君　初村滝一郎君　吉川　春子君
高木　正明君　谷川　寛三君　神谷信之助君　平井　卓志君　森　暢子君
田代由紀男君　北　修二君　小野　清子君　林田悠紀夫君　新坂　一雄君
後藤　正夫君　梶原　清君　上野　雄文君　佐々木　満君　諫山　博君
仲川　幸男君　山本　富雄君　吉川　春子君　井上　裕君　篠崎　年子君
伊江　朝雄君　服部　安司君　森　暢子君　喜岡　淳君　井上　哲夫君
鈴木　省吾君　世耕　政隆君　諫山　博君　梶原　清君　神谷信之助君
原　文兵衛君　井上　吉夫君　篠崎　年子君　種田　誠君　梶原　敬義君
　　　　　　　　　　　　井上　哲夫君　紀平　悌子君　糸久八重子君
　　　　　　　　　　　　神谷信之助君　岩本　久人君　小川　仁一君
　　　　　　　　　　　　梶原　敬義君　北村　哲男君　池田　治君
　　　　　　　　　　　　糸久八重子君　櫻井　規順君　橋本　敦君

国務大臣

内閣総理大臣	海部　俊樹君
法務大臣	左藤　恵君
外務大臣	中山　太郎君
大蔵大臣	橋本龍太郎君
文部大臣	井上　裕君
厚生大臣	下条進一郎君
農林水産大臣	近藤　元次君
通商産業大臣	中尾　栄一君
運輸大臣	村岡　兼造君
郵政大臣	関谷　勝嗣君
建設大臣	大塚　雄司君
自治大臣	吹田　愰君
国務大臣（総務庁長官）	佐々木　満君
国務大臣（防衛庁長官）	池田　行彦君
国務大臣（国土庁長官）	西田　司君

政府委員

防衛施設庁労務部長	竹下　昭君
外務大臣官房審議官	野村　一成君
外務省北米局長	松浦晃一郎君

福間　知之君
野田　哲君
乾　晴美君
安永　英雄君
久保　亘君
山田耕三郎君
立木　洋君
上田耕一郎君

議長の報告事項

去る八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任　補欠

井上　裕君　野村　五男君

社会労働委員

辞任　補欠

中曽根弘文君　西田　吉宏君

通信委員

辞任　補欠

西田　吉宏君　中曽根弘文君

野村　五男君　井上　裕君

同日内閣から次の議案が提出された。よって議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

土地改良法等の一部を改正する法律案（閣法第七一号）

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法案（閣法第六六号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案（閣法第六八号）

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案（閣法第六五号）　内閣委員会に付託

学校教育法等の一部を改正する法律案（閣法第六七号）　文教委員会に付託

戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案（閣法第六九号）　社会労働委員会に付託

産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第七〇号）　商工委員会に付託

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

郵便貯金法の一部を改正する法律案

郵政官署における外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律案

同日議員から次の質問主意書が提出された。

九一～九五年度中期防衛力整備計画と防衛諸計画との関連に関する質問主意書（翫正敏君提出）

国連安全保障理事会決議六七八におけるベーカー国務長官発言に関する質問主意書（翫正敏君提出）

海上自衛隊のリムパック参加と日本の海上防衛に関する質問主意書（翫正敏君提出）

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員翫正敏君提出「セレクテッド・コントロール・センターズ」に関する質問に対する答弁書

参議院議員翫正敏君提出国連安全保障理事会決議六七八の効力に関する質問に対する答弁書

参議院議員竹村泰子君提出廃棄物問題の抜本的解決と環境保全に適合したリサイクル法の整備に関する質問に対する答弁書

参議院議員翫正敏君提出湾岸戦争への九〇億ドル追加援助に伴う防衛費削減に関する質問に対する答弁書

同日内閣から、参議院議員下村泰君提出ＨＩＶ対策に関する質問については、検討する必要があり、これに日時を要するため、三月三十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣から、参議院議員翫正敏君提出国連安全保障理事会決議の実効性確保に関する質問については、検討する必要があり、これに日時を要するため、三月二十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律

去る十二日内閣から次の議案が提出された。よって議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

救急救命士法案（閣法第七三号）

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案（閣法第二六号）

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

運輸省設置法の一部を改正する法律案（閣法第一二号）　内閣委員会に付託

罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律案（閣法第一六号）　法務委員会に付託

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第八号）　外務委員会に付託
産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第一九号）　商工委員会に付託
都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案（閣法第二四号）　建設委員会に付託
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを文教委員会に付託した。
著作権法の一部を改正する法律案（閣法第七二号）
同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を委員会に付託した。
児童手当法の一部を改正する法律案（閣法第二九号）　社会労働委員会に付託
国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第三二号）　農林水産委員会に付託
去る十三日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを地方行政委員会に付託した。
過疎地域活性化特別措置法の一部を改正する法律案（地方行政委員長提出）（衆第六号）
同日衆議院から、次の議案は委員会において撤回を許可した旨の通知書を受領した。
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（和田貞夫君外十名提出）
同日次の質問主意書を内閣に転送した。
九一～九五年度中期防衛力整備計画と防衛諸計画との関連に関する質問主意書（翫正敏君提出）
国連安全保障理事会決議六七八におけるペーカー国務長官発言に関する質問主意書（翫正敏君提出）
海上自衛隊のリムパック参加と日本の海上防衛に関する質問主意書（翫正敏君提出）
去る十四日衆議院から次の議案が提出された。よって議長は即日これを地方行政委員会に付託した。
過疎地域活性化特別措置法の一部を改正する法律案（衆第六号）
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律案（閣法第三五号）
鉄道整備基金法案（閣法第三六号）
全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案（閣法第三七号）
租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第一一号）
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。
公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二五号）　地方行政委員会に付託
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）　外務委員会に付託
学校教育法等の一部を改正する法律案（閣法第六七号）　文教委員会に付託
勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案（閣法第三〇号）　社会労働委員会に付託
国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第三二号）
森林法等の一部を改正する法律案（閣法第六〇号）　農林水産委員会に付託
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五九号）　商工委員会に付託
郵便局の用に供する土地の高度利用のための簡易保険福祉事業団の業務の特例等に関する法律案（閣法第五一号）　通信委員会に付託
平成三年度一般会計予算（閣予第四号）
平成三年度特別会計予算（閣予第五号）
平成三年度政府関係機関予算（閣予第六号）　予算委員会に付託
同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを地方行政委員会に付託した。
地方自治法の一部を改正する法律案（第百十八回国会閣法第七〇号）
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを農林水産委員会に付託した。
山村振興法の一部を改正する法律案（鹿野道彦君外十三名提出）（衆第七号）
去る十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
予算委員
辞任　中村　太郎君　補欠　倉田　寛之君
同日衆議院から次の議案が提出された。よって議長は即日これを農林水産委員会に付託した。
山村振興法の一部を改正する法律案（衆第七号）
農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案（衆第八号）
同日内閣から次の議案が提出された。よって議長は即日これを地方行政委員会に付託した。
銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案（閣法第七七号）
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第六号）
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。
恩給法等の一部を改正する法律案（閣法第九号）　内閣委員会に付託
欧州復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案（閣法第三四号）
関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第四五号）
航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第四六号）　大蔵委員会に付託
著作権法の一部を改正する法律案（閣法第七二号）　文教委員会に付託
港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案（閣法第六三号）　運輸委員会に付託
放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第一号）　通信委員会に付託
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

行政事務に関する国と地方の関係等の整理及び合理化に関する法律案（閣法第七五号）
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。
食品流通構造改善促進法案（閣法第七六号）
農林水産委員会に付託
日本国有鉄道清算事業団法の一部を改正する法律案（閣法第七四号）　運輸委員会に付託
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを農林水産委員会に付託した。
農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出）（衆第八号）
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を運輸委員会に付託した。
新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律案（閣法第三五号）
鉄道整備基金法案（閣法第三六号）
全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案（閣法第三七号）
去る十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
地方行政委員
辞任　補欠
井上　章平君　吉川　芳男君
大蔵委員
辞任　補欠
吉川　芳男君　井上　章平君
予算委員
辞任　補欠
高崎　裕子君　上田耕一郎君
同日内閣から次の議案が提出された。よって議長は即日これを委員会に付託した。
商標法の一部を改正する法律案（閣法第八〇号）
商工委員会に付託
船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律案（閣法第八一号）　運輸委員会に付託
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルガリア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第九号）
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とバングラデシュ人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第一〇号）
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィンランド共和国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第一一号）
国際通貨基金協定の第三次改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第一二号）
外務委員会に付託
競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案（閣法第七八号）
農林水産委員会に付託
電波法の一部を改正する法律案（閣法第七九号）
通信委員会に付託
去る十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
地方行政委員
辞任　補欠
吉川　芳男君　井上　章平君
大蔵委員
辞任　補欠
井上　章平君　吉川　芳男君
予算委員
辞任　補欠
野末　陳平君　星野　朋市君
太田　淳夫君　中西　珠子君
新坂　一雄君　高井　和伸君
決算委員
辞任　補欠
高井　和伸君　新坂　一雄君
去る十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
予算委員
辞任　補欠
本岡　昭次君　村田　誠醇君
片上　公人君　木庭健太郎君
高井　和伸君　新坂　一雄君
決算委員
辞任　補欠
木庭健太郎君　片上　公人君
新坂　一雄君　高井　和伸君
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。
借地借家法案（閣法第八二号）
民事調停法の一部を改正する法律案（閣法第八三号）
同日議長は、次の公聴会開会承認要求を承認した。
公聴会開会承認要求書
一、議案の名称
平成三年度一般会計予算
平成三年度特別会計予算
平成三年度政府関係機関予算
一、公聴会の問題　平成三年度総予算について
一、開会の日　平成三年四月二日
右のとおり議決した。よって参議院規則第六十二条により承認を求めます。
平成三年三月十九日
予算委員長　平井　卓志
参議院議長　土屋　義彦殿
同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員下村泰君提出神奈川県横須賀市の福祉関連施設に隣接してのごみ埋立場建設に関する質問に対する答弁書
参議院議員翫正敏君提出国連安全保障理事会決議の実効性確保に関する質問に対する答弁書
同日内閣から、参議院議員翫正敏君提出九一～九五年度中期防衛力整備計画と防衛諸計画との関連に関する質問については、検討する必要があり、これに日時を必要とするため、三月三十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。
同日内閣から、参議院議員翫正敏君提出国連安全保障理事会決議六七八におけるベーカー国務長官発言に関する質問については、検討する必要があり、これに日時を必要とするため、三月三十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。
同日内閣から、参議院議員翫正敏君提出海上自衛隊のリムパック参加と日本の海上防衛に関する質問については、検討する必要があり、これに日時を必要とするため、三月三十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

記

異動前の官職名	氏名	異動後の官職名	年月日
厚生省社会局長	長尾　立子	（退職）	平三・三・一九
厚生省年金局長	末次　彬	厚生省社会局長	同
社会保険庁次長兼社会保険庁総務部長	加藤　栄一	厚生省年金局長	同

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を第百二十回国会政府委員に任命することを承認した。

厚生省社会局長　末次　彬君
厚生省年金局長　加藤　栄一君
社会保険庁次長兼社会保険庁総務部長　市川　喬君

同日内閣総理大臣から議長宛、厚生省社会局長末次彬君外二名（同日議長承認）を第百二十回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る二十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任　補欠
倉田　寛之君　須藤良太郎君
村田　誠醇君　本岡　昭次君

議院運営委員

辞任　補欠
須藤良太郎君　大島　慶久君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案（閣法第二六号）
　地方行政委員会に付託

租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第一一号）
　大蔵委員会に付託

去る二十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任　補欠
上田耕一郎君　諫山　博君

決算委員

辞任　補欠
諫山　博君　上田耕一郎君

昨二十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任　補欠
本岡　昭次君　村田　誠醇君
新坂　一雄君　池田　治君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

日本国との平和条約の規定に基づき日本の国籍を離脱した者等についての出入国管理特別法案（小澤克介君外七名提出）（衆第九号）

本日委員長から次の報告書が提出された。

国の補助金等の臨時特例等に関する法律案（閣法第八号）審査報告書
電気通信基盤充実臨時措置法案（閣法第三三号）審査報告書
地方自治法の一部を改正する法律案（第百十八回国会閣法第七〇号）審査報告書
公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二五号）審査報告書
過疎地域活性化特別措置法の一部を改正する法律案（衆第六号）審査報告書
山村振興法の一部を改正する法律案（衆第七号）審査報告書
農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案（衆第八号）審査報告書
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第一五号）審査報告書
租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第一一号）審査報告書
特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一八号）審査報告書
農住組合法の一部を改正する法律案（閣法第一四号）審査報告書
農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第二一号）審査報告書
特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第二二号）審査報告書
恩給法等の一部を改正する法律案（閣法第九号）審査報告書
欧州復興開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第七号）審査報告書
オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第八号）審査報告書
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）審査報告書
地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案（閣法第二六号）審査報告書
放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第一号）審査報告書
踏切道改良促進法の一部を改正する法律案（閣法第一三号）審査報告書
国立学校設置法及び学校教育法の一部を改正する法律案（閣法第二七号）審査報告書
学校教育法等の一部を改正する法律案（閣法第六七号）審査報告書
救急救命士法案（閣法第七三号）審査報告書
欧州復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案（閣法第三四号）審査報告書
関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第四五号）審査報告書
航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第四六号）審査報告書
都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案（閣法第二四号）審査報告書

「セレクテッド・コントロール・センターズ」に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成三年二月十四日

参議院議長　土屋　義彦殿

翫　正敏

「セレクテッド・コントロール・センターズ」に関する質問主意書

私が先に提出した「日米間のインターオペラビリティー向上センターに関する質問」に対する政府答弁書（九一年一月一一日）は、「selected control centers」の例として府中通信施設の追加提供を挙げている。しかしながら「selected control centers」は複数形であり、同種のものが最低二つ以上存在することを示唆している。その点から政府の答弁は不十分と言わざるを得ない。

よって、府中通信施設の追加提供以外の例をさらに明らかにされたい。

右質問する。

内閣参質一二〇第一二号
平成三年三月八日

内閣総理大臣　海部　俊樹

参議院議長　土屋　義彦殿

参議院議員翫正敏君提出「セレクテッド・コントロール・センターズ」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員翫正敏君提出「セレクテッド・コントロール・センターズ」に関する質問に対する答弁書

御質問の点に関し、先の内閣参質一二〇第三号の答弁書において述べたもの以外の例は、承知していない。

国連安全保障理事会決議六七八の効力に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成三年二月十四日

翫　正敏

参議院議長　土屋　義彦殿

国連安全保障理事会決議六七八の効力に関する質問主意書

日本政府は、国連安全保障理事会決議六七八がイラクに対する武力行使を容認したものだとの解釈をとっているようだが、仮にその解釈が正しいとしても、それから派生する効力に関しては様々な問題が生じる。よって政府の見解を明らかにするために、以下質問する。

一　以下について政府の見解を明らかにされたい。

1　同決議に基づいて国連加盟諸国が参戦する際には、イラクに対して開戦宣言及び最後通牒を発しなければならないのか。

2　同決議に従って多国籍軍はイラクに対する武力攻撃を行っているが、これに対して日本を含む国連加盟諸国は戦時中立を主張できるのか否か。また日本政府は戦時中立を主張する意志があるのか。

3　2に関して国連非加盟諸国は戦時中立を主張できるのか。

4　国連加盟諸国が戦時中立を主張する場合、日本政府はこれを認めるのか。

5　国連非加盟諸国が戦時中立を主張する場合、日本政府はこれを認めるのか。

6　武力行使の対象は、クウェートを占領しているイラク軍に対してだけなのか、イラク本土もその対象に含まれるのか。

7　同決議によれば、国連加盟諸国は全て多国籍軍に対して協力する義務があるのか否か。

8　国際法及び慣行で認められた交戦国の諸権利は、イラク及び「多国籍軍」の双方に対して認められるのか。あるいはいずれか一方に対してのみ認められるのであれば、それはどちらの方か。

9　今後、イラクに対するあらゆる武力行使が同決議に基づくものであるのか否かをどのように区別するのか。

10　現在アメリカ合衆国が同決議に従ってイラクに対して武力行使を行っているが、日本もその「交戦地域」に含まれるのか。

11　イスラエルが、今後イラクに対して武力行使を行った場合、日本政府はこれを同決議に基づくものと認めるのか否か。

12　現在、イランは湾岸戦争に対して中立的な態度をとっているが、日本政府はイランを戦時中立と認識しているのか。あるいはこのイランの態度を多国籍軍への非協力と認識しているのか。

二　一の1～9に関して安保理の解釈は示されているのか。示されているのなら、その解釈の内容及び示された時期についてそれぞれ明らかにされたい。

右質問する。

平成三年三月八日

内閣総理大臣　海部　俊樹

参議院議長　土屋　義彦殿

参議院議員翫正敏君提出国連安全保障理事会決議六七八の効力に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員翫正敏君提出国連安全保障理事会決議六七八の効力に関する質問に対する答弁書

一の1から5まで、8、10及び12について

中立法規を含むいわゆる戦時国際法は、戦争が政策遂行の一つの手段として認められていた時代に発達してきたものである。国際連合憲章の下においては、同憲章の下において認められるものを別にすれば、武力の行使自体が禁止されており、この結果、伝統的な意味での戦争というものは認められなくなった。国際法におけるこのような戦争観の変化の結果、戦時国際法のうち、戦争開始の手続、中立国の義務、戦闘行為を適法に行い得る地域とそれ以外の地域の区別等、戦争が違法でないことを前提とした国際法規がそのまま適用される余地はなくなっている。他方、従来の戦時国際法のうち、害敵手段の制限や戦争犠牲者の保護等に係る国際法規は、国際連合憲章の下でも、武力衝突が生じた場合には適用されるものと解される。

一の6及び9について

国際連合安全保障理事会（以下「安保理」という。）決議六七八によりクウェイト政府に協力している国際連合加盟国（以下「加盟国」という。）に認められている武力の行使は、安保理決議六

六〇及び累次の安保理関連諸決議を堅持かつ実施し、当該地域における国際の平和及び安全を回復するために必要と認められるものであり、そのようなものである限り、クウェイト領域内に限定されるものではなく、イラク領域内での武力の行使も排除されていないものと解される。

一の7について

安保理決議六七八主文第三項は、同決議主文第二項を履行するために採られた行動に対し、適切な支援を与えることをすべての国家に対し要請しており、加盟国は、安保理決議六七八に基づいて採られている行動に対して、可能な範囲内で適切な支援を行う一般的義務を負っている。

一の11について

仮定に基づく御質問に対する答弁は差し控えたい。

二について

御質問が安保理の機関としての解釈に関するものであるならば、現在までのところ、安保理としての見解は特に示されていない。

廃棄物問題の抜本的解決と環境保全に適合したリサイクル法の整備に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成三年二月十四日

竹村　泰子

参議院議長　土屋　義彦殿

廃棄物問題の抜本的解決と環境保全に適合したリサイクル法の整備に関する質問主意書

廃棄物問題は現在、大量生産・大量消費型社会の文明病として、我が国においても、危機的状況を呈している。

従来、資源に乏しい我が国にとって、天然の原材料を極力節約しながら生産活動や消費生活を営むべきことは自明の理であり、同時に、狭隘な国土においては、廃棄物の最終処分用地の確保が難しくなる一方であるから、廃棄物の発生量を極力抑制することも重要であると言われてきた。

これら一次資源の消費抑制や廃棄物の減量化は、今やさらに一層大事な問題として、すなわち人類の生存と社会経済活動の基盤である地球環境を保全し、持続可能な発展を確かなものとするために、自治体レベルにとどまらず、国の最重要政策課題として、位置づけられるべきである。よって、以下質問する。

一　リサイクルの大切さは、かねてより各方面から訴えられてきたにもかかわらず、政府の取組はこれまで誠に消極的であったと言わざるを得ない。ところが、最近の新聞報道等によれば、通産省、厚生省及び環境庁はそれぞれリサイクルの法制度化が必要であると判断し、法案を検討中であると伝えられている。これらの省庁は、なぜ、法制度化が必要と判断したのか、その理由を三省庁ごとに明らかにされたい。

二　通産省、建設省等は、省資源の観点から、事業者に対し、使用済みの製品や工程からの副産物を再利用させることを義務づけることを内容とした「再生資源の利用の促進に関する法律案」（仮称）を立案中であると報じられているが、省資源の観点だけに立ったリサイクルについては、環境保全の観点から以下の点で疑問があるので説明されたい。

（一）　リサイクルが省資源の観点のみから進められると、環境保全の枠を逸脱することがあり得る。例えば、建設廃材や鉄鋼スラグなどを再生資源と称して、地盤改良剤として埋め立てに利用されるおそれが多分にある。廃棄物として勝手に埋め立てに用いられれば、不法投棄である。

また、有害物質を含有した汚泥を土壌改良剤などと称して、一般環境中に撒き散らされるおそれも否定できない。このような事態を防ぐため、立案中の法案では、どのような歯止め措置を考えているのか、その内容を明らかにされたい。

なお、この種の歯止め措置が立案中の法案には用意されていないならば、たとえ大気汚染防止法等の他の環境法制による別途の規制を歯止め措置に予定しているとしても、環境保全上問題の残るリサイクルを奨励するものとのそしりを免れないであろう。万が一、歯止め措置を用意しない場合は、その理由を明らかにされたい。

（二）　リサイクルが省資源の観点のみから進められると、環境保全上効果の少ないリサイクルを奨励してしまうおそれがある。例えば、高炉スラグは路盤材として再利用するよりも、通常のセメントの代替品として再利用する方が温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制には効果的であるが、省資源の観点からだけでは、通常のセメントの方が安価なため、あえて高炉スラグのセメント転用を促進することはできないであろう。環境保全上有利なリサイクルを進めるために、本法案にはどのような措置が用意されているのか。

なお、本法案に、通産大臣等の事業所管大臣が環境保全を含め、種々の事情を考慮に入れて具体的な再利用方法を基準として定めるような仕組みを用意しているならば、通産省等はその設置法等において広く環境保全の任務、権限を与えられていないにもかかわらず、どのような根拠で環境保全上の効果を裁量し得るのかを併せて明らかにされたい。

三　「再生資源の利用の促進に関する法律案」（仮称）については、環境保全上の効果の有無は別として、単に省資源の観点からだけでもその効果が疑わしい点がある。

新聞報道等によれば、本法案は、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（いわゆる「省エネ法」）のように、事業者が講ずべき対策の技術的な基準を事業者の実情に詳しい事業所管官庁が作成することになっている。具体的な基準の内容は政令以下に譲っているが、これでは、基準の厳しさの程度は所管大臣の言わば「お手盛り」であり、肝腎な時に尻抜けとなれば、実効性が確保できまい。

事実、同様の委任立法である「省エネ法」の場合には、つい最近までの石油価格低迷期にはエネルギー消費原単位が悪化していた状態にあったのである。

本法案では、「省エネ法」の轍を踏まずに、実効ある厳しい基準を設定するために、どのよう

な仕組みを設けているのか。

四　厚生省は、廃棄物の適正処理の観点から、廃棄物の再生利用の拡大を通じて、その減量化を進めることを目的の一つとして、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正案を検討中であると報じられている。しかし、廃棄物の減量化の観点だけからのリサイクルでは、環境保全の観点から次のような点で不十分と考えられるので、説明されたい。

（一）　例えば、焼却による最終処分量の減量化の方法と、事業者や住民を巻き込んだ形でリサイクルのルートを作り再資源化を図る方法とを比較した場合、前者の方が温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制効果が劣っているが実現は容易である。このような場合、専ら廃棄物の減量化だけを考えていると、前者の方法が安易に選ばれて、結果として地球的規模の環境保全が進まないおそれがある。

費用が高くても環境保全上好ましい方法は、必ずしも即効的な廃棄物減量効果に結びつかない場合があるが、このような場合に、廃棄物処理を担当する厚生大臣は、環境保全上効果の高い方法を奨励することができないのではないか。

（二）　清掃事業は、地方公共団体の固有事務とされていることから、個々の公共団体のおかれた事情、例えば、最終処分用地の賦存状況などによってその進め方が異なることはやむを得ないものである。しかし、リサイクルを通じた二酸化炭素の排出抑制などの地球的規模の環境保全は、廃棄物最終処分場の容量の大小などにかかわらず、着実に進めるべき性質のものであろう。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正案では、いかなる根拠と仕組みをもって、地方公共団体に対し、全国的あるいは地球的に意義のある環境保全への寄与を求めるつもりか。

五　「再生資源の利用の促進に関する法律案」（仮称）及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正案によって、通産大臣等の事業所管大臣が事業者の講じるリサイクルを監督し、また、これに並行して廃棄物処理を所管する厚生大臣が廃棄物のリサイクルを監督する仕組みが設けられたとしても、果たしてそれだけで、社会全体としてみた場合に、リサイクルを円滑かつ効果的に進めることは難しいのではないかと思われる。

いわゆる静脈産業の育成を含めて、より大きな社会的仕組みと環境教育の充実が必要であると考えるが、具体的に、どのような措置をもって、リサイクル社会の構築を促進し、循環型の社会を作っていくつもりか。

六　事業者の行うリサイクルに関する法制度と、廃棄物処理にかかわる限りでのリサイクルを行う法制度との二つの法制度が並立する仕組みとなった場合、これらの法制度は必ずしも環境保全を主目的とするものではなく、さらに、所管の官庁が環境を専門とするものではないことから、環境保全上必要なリサイクル措置が十分に行われる保証はないと言わなければならない。

廃棄物問題は優れて環境問題である。今般の法整備において、国家行政組織上環境保全を主たる任務とする環境庁の役割が過少なものにとどまるとすれば、それは環境保全上不十分なものとして、到底国民の理解が得られないであろう。

環境の保全を預かる環境庁が、これら両制度に大局的見地から十二分に関与し、環境保全の実を挙げる必要があると考えるが、政府は、環境庁に具体的にどのような役割を担わせるつもりか。

右質問する。

平成三年三月八日

内閣総理大臣　海部　俊樹

参議院議長　土屋　義彦殿

参議院議員竹村泰子君提出廃棄物問題の抜本的解決と環境保全に適合したリサイクル法の整備に関する質問に対する答弁書

一について

通商産業省としては、平成二年十二月の産業構造審議会答申「今後の廃棄物処理・再資源化対策のあり方」を踏まえて、再生資源の利用の状況等について把握に努めるとともに、その利用の促進の方策等について検討してきたところである。

また、環境庁としては、大量消費・大量廃棄によって有限な地球の環境資源を損ないつつある現在の経済社会を見直し、環境保全型の社会づくりを進める方策等について検討してきたところである。

かかる両省庁の検討等を踏まえ、主要な資源の大部分を輸入に依存している我が国において、近年の国民経済の発展に伴い、再生資源の発生量が増加し、その相当部分が利用されずに廃棄されている状況にかんがみ、資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、再生資源の利用を総合的に推進する必要があると考え、今般政府として再生資源の利用の促進に関する法律案（以下「再生資源利用促進法案」という。）を提出した次第である。

さらに、厚生省としては、平成二年十二月の生活環境審議会答申「今後の廃棄物対策の在り方について」を踏まえて、廃棄物処理制度の基本的見直しについて検討してきたところである。

その結果、最近における廃棄物の発生量の増大及びその質の多様化等に伴い、廃棄物の適正な処理が困難となっている状況にかんがみ、廃棄物の排出の抑制及び廃棄物の適正な処理（再生を含む。）を確保するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）の抜本改正が必要と考え、今般政府として廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案（以下「廃棄物処理法等改正法案」という。）の提出を予定しているところである。

二の（一）について

再生資源の利用は、従来から大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）等の規制の下で行われてきたところである。再生資源利用促進法案の対象となる場合でも、従前と同様に他法

令による規制を受けるものであり、同法案において環境保全に関する規制を新たに設ける必要はないものと考える。

二の(二)について

再生資源の利用は、資源の有効な利用を通じて環境への負荷を軽減する等環境の保全に資するものである。

また、通商産業大臣等事業所管大臣は、その設置法に定められた所掌事務の範囲内において環境の保全についての事務を行い得るものである。

三について

再生資源利用促進法案においては、事業者は再生資源を利用するよう努めるとともに、その事業に係る製品等を再生資源として利用することを促進するよう努めなければならないこととしている。このため、主務大臣が「事業者の判断の基準となるべき事項」を策定し、事業者の努力のよりどころとすることとしている。この策定に当たっては、専門的かつ技術的な知見が要求されることから、各業種又は製品の生産、流通、消費等の実態に精通した各事業所管大臣がこれを定めることが適切であると判断したものである。

四の(一)について

廃棄物処理法等改正法案においては、廃棄物の適正処理を推進し、生活環境の保全を図る観点から、廃棄物の排出抑制、再生及び中間処理による減量を総合的に実施することとしており、環境保全にも配慮した適正な処理が行われることとなる。

四の(二)について

廃棄物処理法等改正法案においては、市町村の一般廃棄物処理計画に定める事項を明確にし、最終処分場の確保の状況等にかかわらず、廃棄物の排出抑制、分別収集及び再生を積極的に進めることとしており、環境保全にも配慮した適正な処理が行われることとなる。

五について

再生資源利用促進法案においては、再生資源の利用の促進に関する事業者の責務について定めるとともに、国による科学技術の振興、国民の理解を深めるための活動等を通じて、社会全体の再生資源の利用を促進することとしている。

また、廃棄物処理法等改正法案においては、廃棄物の再生を処理の一形態として、明確化し、廃棄物減量等推進員を設置すること等により国民及び事業者に対する啓発活動を活発にするとともに、廃棄物再生事業者の登録制度を設け、市町村は、登録された事業者に一般廃棄物の再生に関する協力を求めることができることとしている。

六について

再生資源利用促進法案において、環境庁長官は、再生資源の利用の促進に関する基本方針の策定、公表及び改定に関し、主務大臣となるものである。

また、廃棄物処理法は、廃棄物の適正な処理による生活環境の保全を目的としており、厚生省は、環境保全にも配慮して同法を適切に運用しているところである。環境庁は、同法においては従来から廃棄物の最終処分に関する基準の設定に関する事務及び厚生省とともに最終処分場に関する基準の設定に関する事務を処理しているところである。

神奈川県横須賀市の福祉関連施設に隣接してのごみ埋立場建設に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成三年二月二十日

下村　泰

参議院議長　土屋　義彦殿

神奈川県横須賀市の福祉関連施設に隣接してのごみ埋立場建設に関する質問主意書

三浦半島の東京湾側の野比海岸に面して、パシフィック・ホスピタル（内科老人病院）、横須賀市立福祉援護センター（精神薄弱者授産施設）、神奈川県横須賀第一、第二老人ホーム（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム）、国立療養所久里浜病院（精神科、アルコール依存症病院）、国立久里浜養護学校（重度・重複障害児対象幼稚部及び小学部）、国立特殊教育総合研究所（障害児の教育の実際的研究、障害児の教育相談及び現職教員の研修施設）の福祉関連諸施設が密集している。この隣接地に横須賀市は、一般廃棄物最終処分場（ごみ埋立て地）を建設しようと計画している。この計画について昨年十一月十、十一、十八日に開かれた公聴会において、八十九人の公述人が、すべてこの計画に反対の意見を述べた。これは、医療、福祉政策における横須賀市の行政姿勢の誤りを指摘するものであった。

横須賀市の計画は、明らかに障害者・病者等の社会的弱者を無視しているものと言える。弱者とごみを同一視するに等しい施策を強行しようとしている横須賀市の行政姿勢を、国としても早急に是正させる指導が必要である。単に横須賀市だけの問題として看過すべきではないとの考えから、以下質問する。

一　障害者・病者の医療機関、社会福祉施設、教育、研究機関等に隣接、近接させて廃棄物処分場を立地することは、障害者等に対する社会的差別又は社会的阻害要因の除去という観点からみて、これに著しく反していると思うが、政府はどう考えているのか。

二　障害者・病者の医療機関、社会福祉施設、教育機関等にとって、障害者・病者の医療、教育、援護のためにも好ましい自然環境を保全する必要があるが、これらの施設、機関等に隣接する谷の戸にごみ埋立て場を建設することについて、環境保全という観点からみて政府はどう考えているのか。

三　重度・重複障害児を対象としている養護学校及び心身障害児の教育相談、現職教員の研修、特殊教育の実際的研究を行う機関に隣接して、廃棄物処分場を立地することについて、好ましい教育と研究の環境保持という観点からみて、政府はどう考えているのか。

四　養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、精神薄弱者授産施設、精神薄弱者更生施設等の社会福祉施設に近接して、廃棄物処分場を立地することについて、好ましい養護援護環境の保持という観点からみて、政府はどう考えているのか。

五　精神科、アルコール依存症等の患者を治療する療養所に隣接して、又は老人内科病院に近接して、廃棄物処分場を立地することについて、好ましい療養、医療環境の保持という観点からみて、政府はどう考えているのか。

右質問する。

平成三年三月十九日

内閣総理大臣　海部　俊樹

参議院議長　土屋　義彦殿

参議院議員下村泰君提出神奈川県横須賀市の福祉関連施設に隣接してのごみ埋立場建設に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員下村泰君提出神奈川県横須賀市の福祉関連施設に隣接してのごみ埋立場建設に関する質問に対する答弁書

一から五までについて

一般廃棄物の最終処分場は、国民の日常生活に伴って生ずる廃棄物を処理し、快適な生活環境を保全するために不可欠な基盤施設の一つであり、その設置及び維持管理が適切に行われるよう廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）において、施設の構造、維持管理等に係る技術上の基準等について所要の規定が設けられているところである。

また、地方公共団体に対しては、一般廃棄物の最終処分場の設置に際して、ごみの埋立て等による大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等の環境影響について事前評価を行うこと、交通渋滞の防止、美観の保持、緑化等周辺の環境条件について十分配慮すること、埋立て完了後における跡地利用について十分配慮すること等の指導を行っているところである。

一般廃棄物の最終処分場が計画されている地域周辺に御指摘のような施設があった場合であっても、地域の実情に応じて周辺の住民及び施設の意見にも十分配慮した上で、これらの指導に従って設置が行われるものであれば、御指摘のような問題が生ずるものではないと考えている。

湾岸戦争への九〇億ドル追加援助に伴う防衛費削減に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成三年二月二十一日

翫　正敏

参議院議長　土屋　義彦殿

湾岸戦争への九〇億ドル追加援助に伴う防衛費削減に関する質問主意書

政府は、湾岸戦争における多国籍軍への九〇億ドル追加支援のため、九〇年度第二次補正予算案と九一年度予算案の修正案を閣議決定した。この中で防衛費に関し、九一年度予算案から一〇億円、九二～九四年度の後年度負担から九九二億円を削減する方針である。これにつき以下質問する。

一　この削減に伴い、政府は中期防衛力整備計画（九一～九五年度）の総経費約二二兆七五〇〇億円を減額するのか否か。

二　もし削減するのであれば、政府は総経費変更の閣議決定を行わなければならないのか。

三　総経費を減額できるのであれば、その根拠を明らかにされたい。

右質問する。

平成三年三月八日

内閣総理大臣　海部　俊樹

参議院議長　土屋　義彦殿

参議院議員翫正敏君提出湾岸戦争への九〇億ドル追加援助に伴う防衛費削減に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員翫正敏君提出湾岸戦争への九〇億ドル追加援助に伴う防衛費削減に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

中期防衛力整備計画（平成三年度～平成七年度）（平成二年十二月二十日閣議決定。以下「計画」という。）は、五箇年間の主要な事業内容及び計画の実施に必要な防衛関係費の総額の限度を定めたものであり、あらかじめ各年度ごとの事業内容や経費規模まで決定されているものではない。

計画の実施については、各年度ごとの予算の編成に際して、その時々の事情を勘案して精査した上で一層の効率化・合理化に努め、極力経費を抑制するよう努力しつつ、決定されるものであり、また、計画に盛り込まれている三年後の見直しに当たっては、その時点における国際情勢、技術的水準の動向、経済財政事情等内外諸情勢に併せて、約千億円の防衛関係費の削減という今回の措置を重要な要素として勘案することとしている。

以上述べたような計画の性格に照らしてみれば、今回の措置がとられたからといって、それを直ちに計画に連動させる必要はないと考えている。

国連安全保障理事会決議の実効性確保に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成三年二月二十八日

参議院議長　土屋　義彦殿

翫　正敏

国連安全保障理事会決議の実効性確保に関する質問主意書

政府は九〇年十月十九日の衆議院予算委員会で統一見解を示したが、この中で「サウジアラビアに駐留する多国籍軍は、決議六百六十の実効性確保のための役割を果たしている」とし、さらに「決議六百六十一の実効性確保のための役割をも果たしてきている」として、多国籍軍のサウジアラビア駐留を支持した。国連決議の実効性確保のための活動を容認するような考えに立てば、決議の名においていかなる活動をも制約を受けることなく実行することができる。かかる融通無碍な解釈がはびこれば、国連決議は実質的に有名無実と化してしまう。よって政府の見解を質すために以下質問する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

一　国連決議の実効性確保のために何らかの行動をとるか否かの判断は、各々の国連加盟諸国に委ねられているのか。委ねられていないのならば、どこが判断するのか。

二　国連決議の実効性確保のためにとられる行動の具体的内容について決定するのは、各々の国連加盟諸国に委ねられているのか。委ねられていないのならば、どこが決定するのか。

三　国連決議の実効性確保のための役割を果たすに際して、武力を背景とした圧力又は武力の行使は認められているのか。

四　三において武力を背景とした圧力又は武力の行使が認められる場合、決議に明文の規定が必要か否か。

五　安保理決議六六〇、六六一の実効性確保に関する安保理の有権的解釈は示されたのか。示されたのであるならば、示された時期及びその内容を明らかにされたい。

右質問する。

平成三年三月十九日

内閣総理大臣　海部　俊樹

参議院議長　土屋　義彦殿

参議院議員翫正敏君提出国連安全保障理事会決議の実効性確保に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

平成三年三月二十六日

内閣総理大臣臨時代理　国務大臣　渡辺　秀央

参議院議員翫正敏君提出国連安全保障理事会決議の実効性確保に関する質問に対する答弁書

一及び二について

国際連合安全保障理事会（以下「安保理」という。）の決定により特定の具体的行動を採ることを求められている場合を除き、国際連合加盟国（以下「加盟国」という。）が国際連合決議の実効性確保のために何らかの行動を採るか否か、また具体的にいかなる行動を採るかは、各加盟国が国際連合憲章及び当該国際連合決議の趣旨を踏まえて判断することとなる。

三及び四について

国際連合憲章の下では、自衛権の行使に当たる場合や安保理による所要の決定がある場合等国際連合憲章により認められる場合を除き、武力の行使を行うことはできない。

五について

御質問が安保理の機関としての解釈に関するものであるならば、現在までのところ、安保理としての見解は特に示されていない。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報　号外

平成三年三月二十六日

○第百二十回国会　参議院会議録第十四号（その二）

目次

〔本号（その一）参照〕
国の補助金等の臨時特例等に関する法律案
国の補助金等の臨時特例等に関する法律
第一章　総理府関係（第一条―第十条）
第二章　大蔵省関係（第十一条）
第三章　文部省関係（第十二条―第十四条）
第四章　農林水産省関係（第十五条・第十六条）
第五章　運輸省関係（第十七条―第二十一条）
第六章　建設省関係（第二十二条―第三十一条）
第七章　自治省関係（第三十二条・第三十三条）
第八章　地方公共団体に対する財政金融上の措置（第三十四条）
附則
第一章　総理府関係
（国土調査法の一部改正）
第一条　国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。
附則第三項中「平成二年度」を「平成五年度」に改める。
（離島振興法の一部改正）
第二条　離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。
附則第四項中「昭和六十一年度」の下に「、平成三年度及び平成四年度」を加える。
別表㈠中「第五十条第十号」を「第五十条第九号」に改める。
（奄美群島振興開発特別措置法の一部改正）
第三条　奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。
附則第五項中「平成二年度」を「平成五年度」に改める。
（豪雪地帯対策特別措置法の一部改正）
第四条　豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。
第十五条第一項及び第二項中「平成二年度」を「平成三年度」に改める。
（沖縄振興開発特別措置法の一部改正）
第五条　沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。
附則第六条の前の見出し中「平成二年度」を「平成三年度」に改め、同条第二項中「各年度」の下に「及び平成三年度」を加える。
附則第八条中「平成二年度」を「平成三年度」に改める。
（琵琶湖総合開発特別措置法の一部改正）
第六条　琵琶湖総合開発特別措置法（昭和四十七年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。
附則第六項の前の見出し並びに附則第七項及び第九項中「平成二年度」を「平成三年度」に改める。
（水源地域対策特別措置法の一部改正）
第七条　水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。
附則第三項の前の見出し及び同項から附則第五項までの規定中「平成二年度」を「平成五年度」に改める。
附則第七項中「第一号及び第四号に掲げるもの」については、昭和六十年度及び昭和六十一年度から平成二年度」を「第一号に掲げるものについては昭和六十年度及び昭和六十一年度から平成三年度までの各年度の特例に係る部分に、第四号に掲げるものについては昭和六十年度及び昭和六十一年度から平成四年度」に改める。
附則第八項中「平成二年度」を「平成四年度」に、「「十分の五・七五」とあるのは「三分の二」と」を「「十分の五・七五とする。」とあるのは「十分の六とする。）」と、「十分の五・七五（とあるのは「三分の二（と」に改める。
附則第十項中「平成元年度又は平成二年度」を「平成三年度から平成五年度までの各年度」に、「平成二年度まで」を「平成五年度まで」に改める。
（明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部改正）
第八条　明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）の一部を次のように改正する。
附則第七条の見出し中「平成二年度」を「平成五年度」に改め、同条第二項中「「十分の六（土地区画整理事業に係るものにあつては、十分の五・五）」」を「「十分の六（土地区画整理事業に係るものにあつては、昭和六十一年度及び昭和六十二年度においては十分の五・五とし、平成三年度及び平成四年度においては十分の五・七五とする。）」」に改め、同条第三項中「平成二年度」を「平成五年度」に改める。
（奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の一部を改正する法律の一部改正）
第九条　奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第十号）の一部を次のように改正する。
附則第七項（見出しを含む。）中「平成二年度」を「平成五年度」に改める。
（過疎地域活性化特別措置法の一部改正）
第十条　過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）の一部を次のように改正する。
附則第三項の見出し中「平成二年度」の下に「から平成五年度まで」を加え、同項中「平成二年度」の下に「から平成五年度までの各年度」を加える。
附則第五項中「規定」の下に「（附則第三項の規定については、平成二年度の特例に係る部分に限る。）」を加える。
第二章　大蔵省関係
（地震再保険特別会計法の一部改正）
第十一条　地震再保険特別会計法（昭和四十一年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。
附則第二項の前の見出し及び同項中「平成二年度」を「平成五年度」に改める。
第三章　文部省関係
（義務教育費国庫負担法の一部改正）
第十二条　義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）の一部を次のように改正する。
附則第五項中「及び平成二年度」を「から平成五年度までの各年度」に改める。
（公立養護学校整備特別措置法の一部改正）
第十三条　公立養護学校整備特別措置法（昭和三十一年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。
附則第九項中「平成二年度」を「平成五年度」に改める。
附則第十一項中「及び平成二年度」を「から平成五年度までの各年度」に改める。
（義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部改正）
第十四条　義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭和三十三年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二年度」を「平成四年度」に改める。

第四章　農林水産省関係

（漁港法の一部改正）

第十五条　漁港法（昭和二十五年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第七項中「昭和六十一年度」の下に「及び平成三年度から平成五年度までの各年度」を加える。

（森林法の一部改正）

第十六条　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「昭和六十一年度」の下に「及び平成三年度から平成五年度までの各年度」を加える。

第五章　運輸省関係

（港湾法の一部改正）

第十七条　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

附則第十一項の前の見出し中「昭和六十一年度」の下に「及び平成三年度から平成五年度まで」を加え、同項中「昭和六十一年度」の下に「及び平成三年度から平成五年度までの各年度」を加える。

附則第十二項中「昭和六十一年度」の下に「及び平成三年度から平成五年度までの各年度」を加える。

（北海道開発のためにする港湾工事に関する法律の一部改正）

第十八条　北海道開発のためにする港湾工事に関する法律（昭和二十六年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三項及び第四項中「昭和六十一年度」の下に「及び平成三年度から平成五年度までの各年度」を加える。

（自動車損害賠償保障法の一部改正）

第十九条　自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の前の見出し及び同項中「平成二年度」を「平成五年度」に改める。

（空港整備法の一部改正）

第二十条　空港整備法（昭和三十一年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

附則第三項の見出し中「昭和六十一年度」の下に「及び平成三年度から平成五年度まで」を加え、同項中「昭和六十一年度」の下に「及び平成三年度から平成五年度までの各年度」を加える。

（特定港湾施設整備特別措置法の一部改正）

第二十一条　特定港湾施設整備特別措置法（昭和三十四年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の見出し中「及び昭和六十一年度」を「、昭和六十一年度及び平成三年度から平成五年度まで」に改め、同項中「及び昭和六十一年度」を「、昭和六十一年度及び平成三年度から平成五年度までの各年度」に改める。

第六章　建設省関係

（砂防法の一部改正）

第二十二条　砂防法（明治三十年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第五十条中「昭和六十一年度」の下に「及平成三年度ヨリ平成五年度迄ノ各年度」を加える。

（道路法の一部改正）

第二十三条　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「及び昭和六十一年度」を「、昭和六十一年度及び平成三年度から平成五年度までの各年度」に改める。

（積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一部改正）

第二十四条　積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和三十一年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二年度」を「平成五年度」に改める。

（海岸法の一部改正）

第二十五条　海岸法（昭和三十一年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

附則第五項（見出しを含む。）中「平成二年度」を「平成五年度」に改める。

（地すべり等防止法の一部改正）

第二十六条　地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第六条の見出し中「昭和六十一年度」の下に「及び平成三年度から平成五年度まで」を加え、同条中「昭和六十一年度」の下に「及び平成三年度から平成五年度までの各年度」を加える。

（道路整備緊急措置法の一部改正）

第二十七条　道路整備緊急措置法（昭和三十三年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「及び昭和六十二年度」を「、昭和六十二年度、平成三年度及び平成四年度」に、「十分の五・五」を「昭和六十一年度及び昭和六十二年度においては十分の五・五とし、平成三年度及び平成四年度においては十分の五・七五とする。」に改める。

（奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部改正）

第二十八条　奥地等産業開発道路整備臨時措置法（昭和三十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「及び昭和六十二年度」を「、昭和六十二年度、平成三年度及び平成四年度」に改める。

（河川法の一部改正）

第二十九条　河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「昭和六十一年度」の下に「及び平成三年度から平成五年度までの各年度」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、堤防の欠壊等の危険な状況に対処するために施行する緊急河川事業に係る改良工事について平成三年度から平成五年度までの各年度において同条の規定を適用する場合においては、この限りでない。

（河川法施行法の一部改正）

第三十条　河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「昭和六十一年度」の下に「及び平成三年度から平成五年度までの各年度」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、堤防の欠壊等の危険な状況に対処するために施行する緊急河川事業に係る改良工事について平成三年度から平成五年度までの各年度において同条の規定を適用する場合においては、この限りでない。

（交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部改正）

第三十一条　交通安全施設等整備事業に関する緊

急措置法（昭和四十一年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三項の前の見出し及び同項中「平成二年度」を「平成五年度」に改める。

第七章　自治省関係

（新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正）

第三十二条　新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十五年法律第七号）の一部を次のように改正する。

附則第三項の前の見出し及び同項中「平成二年度」を「平成五年度」に改める。

附則第四項中「平成二年度」を「平成四年度」に改める。

附則第五項中「平成二年度」を「平成五年度」に改める。

（公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正）

第三十三条　公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

附則第七条（見出しを含む。）中「平成二年度」を「平成五年度」に改める。

第八章　地方公共団体に対する財政金融上の措置

（地方公共団体に対する財政金融上の措置）

第三十四条　国は、この法律の規定による改正後の法律の規定により平成三年度から平成五年度までの各年度の予算に係る国の負担又は補助の割合の引下げ措置の対象となる地方公共団体に対し、その事務又は事業の執行及び財政運営に支障を生ずることのないよう財政金融上の措置を講ずるものとする。

附　則

1　この法律は、平成三年四月一日から施行する。

2　この法律（第十一条及び第十九条の規定を除く。）による改正後の法律の平成三年度から平成五年度までの各年度の特例に係る規定、平成三年度及び平成四年度の特例に係る規定並びに平成三年度の特例に係る規定は、平成三年度から平成五年度までの各年度（平成三年度及び平成四年度の特例に係るものにあっては平成三年度及び平成四年度とし、平成三年度の特例に係るものにあっては平成三年度とする。以下この項において同じ。）の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項において同じ。）又は補助（平成二年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成三年度以降の年度に支出される国の負担及び平成二年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成三年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）並びに平成三年度から平成五年度までの各年度における事務又は事業の実施により平成六年度（平成三年度及び平成四年度の特例に係るものにあっては平成五年度とし、平成三年度の特例に係るものにあっては平成四年度とする。以下この項において同じ。）以降の年度に支出される国の負担、平成三年度から平成五年度までの各年度の国庫債務負担行為に基づき平成六年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び平成三年度から平成五年度までの各年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成六年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九条の二」を「第九条の三」に、「第二十条の五」を「第二十条の四」に、「第三十一条の五」を「第三十一条の四」に、「第四十一条の六」を「第四十一条の七」に、「第四十一条の五」を「第四十一条の六」に、「第六十三条・第六十三条の二」を「第六十二条の三―第六十三条の二」に、「第六十六条の三」を「第六十五条の十二」に、「第七節　景気調整のための課税の特例（第六十六条―第六十六条の三）」を「第六節の二　土地等の現物出資をした場合の課税の特例（第六十六条の四）」に、「第八十四条」を「第八十四条の二」に、「第九十三条」を「第九十三条・第九十四条」に改める。

第六条第一項中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改める。

第二章第一節に次の一条を加える。

（最低資本金を満たすまでの利益等の資本組入れに係るみなし配当の非課税）

第九条の三　商法等の一部を改正する法律（平成二年法律第六十四号）附則第五条第一項の規定の適用を受ける株式会社が、平成三年四月一日から平成八年三月三十一日までの間に、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百九十三条ノ二又は第二百九十三条ノ三の規定に基づきこれらの規定に規定する利益又は準備金の全部又は一部を資本に組み入れた場合には、当該資本に組み入れた金額（当該資本への組入れにより当該資本の額が千万円に達するまでの部分に相当する金額に限る。）のうち所得税法第二十五条第二項の規定により利益の配当の額とみなされる金額については、所得税を課さない。この場合において、当該利益の配当の額とみなされる金額に係る配当所得については、同法第九十二条第一項の規定は、適用しない。

2　前項の規定の適用を受ける場合における株式の取得価額の計算の特例その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十条の四第一項中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改め、同項の表の第一号の下欄中「第四号及び第五号」を「第三号から第五号まで」に改め、同表の第三号を削り、同表の第四号の上欄中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同表の第三号とし、同表の第五号を同表の第四号とし、同表に次の一号を加える。

五　中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第　号）第五条第二項に規定する認定計画に従つて同法第四条第一項に規定する改善事業を実施する同法第五条第一項に規定する認定組合等の構成員（同法第二条第二項に規定する中小企業者であつて同法第二条第一項に規定する中小企業者（前各号に掲げる個人に該当する者を除く。）	機械及び装置で当該認定計画に従つて政令で定める期間内に取得又は製作をするもののうち労働時間の短縮又は職場の環境の改善に資するものとして政令で定めるもの
	指定業種以外の業種に属する事業

第十条の五第一項中「から第十二条の三まで」を「、第十二条の二」に改める。

第十一条第一項中「（当該二以上の号の割合が同じ割合であるときは、いずれか一の割合）」を削り、同項の表の第一号中「百分の二十」を「百分の十九」に改め、同表の第四号中「百分の十四」を「百分の十二」に改め、同表の第六号を削る。

第十一条の二第一項中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改め、同項の表の第一号中「百分の十四」を「百分の十三」に改める。

第十一条の三第一項中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改める。

第十一条の四の次に次の二条を加える。

（店舗用建物等消火設備の特別償却）

第十一条の五　青色申告書を提出する個人で卸売業又は小売業を営むものが、平成三年四月一日から平成六年三月三十一日までの間に、平成二年十二月一日において存する店舗又は展示場として政令で定めるものにおける政令で定める消火設備のうちその製作又は建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この条において「店舗用建物等消火設備」という。）の取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項において同じ。）をして、これを当該個人の営む卸売業又は小売業の用に供した場合には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該店舗用建物等消火設備（第十一条から前条までの規定の適用を受けるものを除く。）の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該店舗用建物等消火設備について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の八（平成四年四月一日から平成五年三月三十一日までの間に取得等をしたものについては百分の六とし、同年四月一日から平成六年三月三十一日までの間に取得等をしたものについては百分の四とする。）に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該店舗用建物等消火設備の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2　第十一条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける店舗用建物等消火設備の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十一条の五第一項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。

3　第十一条第三項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

（商業施設等の特別償却）

第十一条の六　青色申告書を提出する中小小売商業者等（中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第百一号）第六条第一号に規定する中小小売商業者又は中小サービス業者をいう。）に該当する個人が、平成五年三月三十一日までに、同条に規定する認定計画のうち政令で定めるものに係る店舗用又は倉庫用の建物及びその附属設備（政令で定めるものに限る。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この条において「商業施設等」という。）を取得し、又は商業施設等を製作し、若しくは建設して、これを当該個人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該商業施設等（第十一条から前条までの規定の適用を受けるものを除く。）の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該商業施設等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の八に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該商業施設等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2　第十一条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける商業施設等の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十一条の六第一項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。

3　第十一条第三項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

第十二条第一項中「又は地域」を削り、同項の表の第七号を削り、同表の第八号を同表の第九号とする。

第十二条の二第一項中「平成二年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に、「百分の十八」を「百分の十六」に、「百分の八」を「百分の六」に改める。

第十二条の三を削る。

第十三条第一項中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改める。

第十三条の二第一項中「第十二条の三」を「第十二条の二」に、「百分の二十二」を「百分の二十」に、「平成三年三月三十一日」及び「平成四年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改める。

第十四条第二項中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に、「百分の百二十」を「百分の百十八」に改め、同条第三項第四号の二の次に次の一号を加える。

四の三　次に掲げる駐車場の用に供される建築物

イ　都市計画に定められた都市計画法第十一条第一項第一号に掲げる駐車場として建築し、又は設置される駐車場（駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第二条第二号に規定する路外駐車場で、直接地上へ通ずる出入口のある階以外の階に自動車の駐車の用に供する部分を設けるもの又は大蔵省令で定める特殊の装置を用いるものに限る。以下この号において同じ。）

ロ　都市計画に定められた都市計画法第八条第一項第一号の近隣商業地域内若しくは商業地域内又はこれらの地域の周辺地域における同項第八号の駐車場整備地区内に建築し、又は設置される駐車場（政令で定めるものに限る。）

第十六条第一項中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改める。

第十八条第一項中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改め、同項第六号中「特定地域中小企業対策臨時措置法」の下に「（昭和六十一年法律第九十七号）」を加える。

第二十条の二第一項中「平成三年」を「平成五年」に改め、同項の表の第一号中「百分の二十七」を「百分の二十五」に改める。

第二十条の三を削り、第二十条の四を第二十条の三とする。

第二十条の五の見出しを「（特定災害防止準備金）」に改め、同条第一項を次のように改める。

青色申告書を提出する個人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、平成三年四月一日から平成五年三月三十一日までの期間内の日の属する各年（事業を廃止した日の属する年を除く。）において、当該各号の中欄に掲げる施設に係る当該各号の下欄に掲げる費用の支出に備えるため、当該施設ごとに、積立限度額以下の金額を特定災害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てをした年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

個人	施設	費用
一　採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の三第一項に規定する採石業者登録簿に登録されている個人	同法第三十三条に規定する岩石採取場（以下この条において「岩石採取場」という。）	当該岩石採取場の岩石（同法第二条に規定する岩石をいう。次項及び第五項において同じ。）の採取の終了後における災害の防止に要する費用（次項及び第四項において「採石災害防止費用」という。）

二　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第七条第一項又は第十四条第一項の許可を受けた個人	廃棄物（同法第二条に規定する廃棄物をいう。以下この項において同じ。）の最終処分場で政令で定めるもの（以下この条において「廃棄物最終処分場」という。）

第二十条の五第七項中「採石災害防止準備金」を「特定災害防止準備金」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「採石災害防止準備金」を「特定災害防止準備金」に、「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「採石災害防止準備金」を「特定災害防止準備金」に改め、同項第一号中「岩石の採取」の下に「又は当該廃棄物最終処分場における廃棄物の最終処分」を、「における当該岩石採取場」の下に「又は当該廃棄物最終処分場」を加え、同項第二号中「取り消された場合」を「取り消され、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第十一項（同法第十四条第八項において準用する場合を含む。）の規定により同法第七条第一項若しくは第十四条第一項の規定による許可が取り消された場合」に改め、「当該登録」の下に「又は当該許可」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「採石災害防止準備金」を「特定災害防止準備金」に改め、「岩石採取場」の下に「又は廃棄物最終処分場」を、「採石災害防止費用」の下に「又は最終処分災害防止費用」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の採石災害防止準備金」を「第一項の特定災害防止準備金」に、「採石災害防止準備金の」を「当該岩石採取場に係る特定災害防止準備金の」に改め、「採石災害防止準備金に係る」を削り、「特定資産」を「前項第一号ロに規定する信託財産」に改め、「超えるとき」の下に「又は当該個人のその年十二月三十一日における当該廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額が当該廃棄物最終処分場の最終処分災害防止費用の見積額と当該廃棄物最終処分場に係る同項第二号ロに規定する信託財産の額のうちいずれか低い金額を超えるとき」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加え、同条を第二十条の四とする。

2　前項において、積立限度額とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額をいう。

一　特定災害防止準備金が採石災害防止費用の支出に備えるため積み立てられる場合　次に掲げる金額のうち最も低い金額

イ　当該岩石採取場に係る採石災害防止費用の額の見積額として政令で定める金額（以下この項及び次項において「採石災害防止費用の見積額」という。）のうち当該岩石採取場における岩石の採取の期間又は当該岩石採取場に係る採取予定数量を基礎として政令で定めるところにより計算した金額

ロ　その年十二月三十一日において、当該岩石採取場に係る採石災害防止費用の支出に備えるため当該個人が政令で定めるところにより委託している信託財産の額から、その年の前年十二月三十一日における当該岩石採取場に係る当該信託財産の額を控除した金額

ハ　当該岩石採取場に係る採石災害防止費用の見積額から、その年十二月三十一日におけるその年の前年から繰り越された当該岩石採取場に係る特定災害防止準備金の金額を控除した金額

二　特定災害防止準備金が最終処分災害防止費用の支出に備えるため積み立てられる場合　次に掲げる金額のうち最も低い金額

イ　当該廃棄物最終処分場に係る最終処分災害防止費用の額の見積額として政令で定める金額（以下この項及び次項において「最終処分災害防止費用の見積額」という。）のうち当該廃棄物最終処分場における廃棄物の最終処分の期間又は当該廃棄物最終処分場に係る廃棄物の最終処分の予定数量を基礎として政令で定めるところにより計算した金額

ロ　その年十二月三十一日において、当該廃棄物最終処分場に係る最終処分災害防止費用の支出に備えるため当該個人が政令で定めるところにより委託している信託財産の額から、その年の前年十二月三十一日における当該廃棄物最終処分場に係る当該信託財産の額を控除した金額

ハ　当該廃棄物最終処分場に係る最終処分災害防止費用の見積額から、その年十二月三十一日におけるその年の前年から繰り越された当該廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額を控除した金額

第二十八条の三第十一項中「第十二条の三」を「第十二条の二」に改める。

第二十八条の四第二項及び第二十八条の五第一項中「平成四年三月三十一日」を「平成九年三月三十一日」に改める。

第三十条の二第一項中「平成三年」を「平成五年」に改め、「準用する場合」の下に「又は同法第十八条の三第一項の規定により読み替えて適用される場合」を、「含む。）」の下に「又は同法第十八条の二第三項（同法第十八条の三第一項の規定により読み替えて適用される同法第十二条第三項において準用する場合を含む。）」を、「森林施業計画（」の下に「同法第十八条の三第一項の規定により読み替えて適用される同法第十一条第一項に規定する一般森林施業計画及び同法第十八条の二第一項に規定する特定森林施業計画を含むものとし、」を、「第十六条」の下に「（同法第十八条第二項の規定により適用される場合又は同法第十八条の三第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。第五項において同じ。）」を、「ものを除く」の下に「。第五項及び第八項において「森林施業計画」という。」を加え、同条第五項中「第一項に規定する」を削り、「おける同項」を「おける第一項」に改め、同条第八項中「認定」を「同項の認定」に改める。

第三十一条第一項中「以下この条及び次条」を「第三十一条の三」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する」を「百分の三十の税率を適用して」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「平成四年三月三十一日」を「平成九年三月三十一日」に改め、同条第五項第一号中「から第三十一条の四まで」を削り、「特例等）」を「特例）又は第三十一条の三（居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例）」に改める。

第三十一条の二第一項中「平成三年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改め、「又は第三十一条の四」及び「。以下この項において同じ」を削り、「ついては、前条第一項の規定により当該譲渡に係る課税長期譲渡所得金額に対し課する所得税の額は、同項各号の規定にかかわらず、当該譲渡に係る課税長期譲渡所得金額の百分の二十に相当する額」を「係る前条の規定の適用については、同条第一項中「百分の三十」とあるのは、「百分の十五」に改め、同条第二項第七号から第九号までの規定中「第五項」を「第四項」に改め、同条第三項

中「平成三年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に、「第七項」を「第六項」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項から第八項までを一項ずつ繰り上げ、同条第九項中「第七項の」を「第六項の」に、「で第七項」を「で第六項」に、「第三十一条の二第七項」を「第三十一条の二第六項」に改め、同項を同条第八項とする。

第三十一条の三を削る。

第三十一条の四第一項中「第三十一条の二」を削り、「場合には、」を「場合（」に、「を除き」を「を除く。）には」に、「係る第三十一条の規定の適用については、同条第一項第一号中「百分の二十」とあるのは「百分の十」と、同項第二号中「八百万円」とあるのは「四百万円」と、「百分の二十五」とあるのは「百分の十五」を「ついては、第三十一条第一項の規定により当該譲渡に係る課税長期譲渡所得金額に対し課する所得税の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額」に改め、同項に次の各号を加え、同条を第三十一条の三とする。

一　課税長期譲渡所得金額が六千万円以下である場合　当該課税長期譲渡所得金額の百分の十に相当する金額

二　課税長期譲渡所得金額が六千万円を超える場合　次に掲げる金額の合計額

イ　六百万円

ロ　当該課税長期譲渡所得金額から六千万円を控除した金額の百分の十五に相当する金額

第三十一条の五第二項中「第三十一条の五第一項」を「第三十一条の四第一項」に改め、同条を第三十一条の四とする。

第三十二条第三項中「平成四年三月三十一日」を「平成九年三月三十一日」に改め、同条第五項中「から第三十一条の四まで」を削り、「特例等」を「特例）又は第三十一条の三（居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例）」に改める。

第三十三条第一項各号列記以外の部分中「から第三十一条の四まで」を「又は第三十一条の三」に改め、同項第四号中「農地法」の下に「（昭和二十七年法律第二百二十九号）」を加える。

第三十三条の四第一項各号及び第二項中「三千万円」を「五千万円」に改め、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同条第七項中「第四項」を「第三項」に、「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とする。

第三十三条の六第二項中「第十二条の三」を「第十二条の二」に改める。

第三十四条の二第二項第一号中「第七号及び第八号」を「第五号及び第六号」に改め、同項中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　次に掲げる事業（都市計画その他の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合して行われるものであることその他の政令で定める要件に該当することにつき大蔵省令で定めるところにより証明がされたものに限る。）の用に供するために、地方公共団体の出資に係る法人その他の政令で定める法人に買い取られる場合

イ　中小小売商業振興法第四条第一項から第三項まで又は第六項の規定による認定を受けた高度化事業計画に基づく同条第七項第一号に規定する高度化事業

ロ　特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法（平成三年法律第　号）第七条に規定する承認基本構想に係る同法第三条第一項に規定する特定商業集積を構成する施設を設置する事業（政令で定めるものに限る。）

ハ　食品流通構造改善促進法（平成三年法律第　号）第四条第四項の規定による認定を受けた計画に基づく同法第二条第五項に規定する食品商業集積施設整備事業

第三十四条の二第二項中第九号を第八号とし、第十号から第十八号までを一号ずつ繰り上げる。

第三十四条の三第一項各号中「五百万円」を「八百万円」に改め、同条第二項を削り、同条第三項各号列記以外の部分中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条中第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第三十六条第一項中「三千万円」を「五千万円」に改め、同条第三項を削る。

第三十七条第一項中「平成三年十二月三十一日（次の表の第十六号の上欄に掲げる船舶にあっては、平成七年十二月三十一日）」を「平成八年十二月三十一日」に、「同表の各号」を「次の表の各号」に改め、「第十四号又は」を削り、「収入金額の百分の八十」の下に「（買換資産が同表の第一号の下欄に掲げる資産のうち近郊整備地帯等（同号の上欄のイからハまでに掲げる区域の近郊の区域として政令で定める区域をいう。以下この項及び第三十七条の三第二項において同じ。）内にあるものに該当する場合には百分の六十とし、同表の第十号の下欄に掲げる資産に該当する場合には百分の九十とする。）」を、「取得価額の百分の八十」の下に「（買換資産が同表の第一号の下欄に掲げる資産のうち近郊整備地帯等内にあるものに該当する場合には百分の六十とし、同表の第十号の下欄に掲げる資産に該当する場合には百分の九十とする。）」を加え、同項の表の第一号の上欄中「土地若しくは土地の上に存する権利（以下この条において「土地等」という。）」を「事務所若しくは事業所で政令で定めるものとして使用されている」に、「含む。以下この表において同じ。）又は構築物」を「含むものとし、貸付けの用に供されているものを除く。）又はその敷地の用に供されている土地等（土地又は土地の上に存する権利をいう。以下この条において同じ。）で、平成三年三月三十一日以前に当該個人により取得（同日後の相続による取得その他の政令で定めるものを含む。）がされた資産」に改め、同号の下欄のイ中「第五号」を「以下この号、第五号及び第十二号」に改め、同欄のロを次のように改める。

ロ　建物（その附属設備を含む。以下この表において同じ。）、構築物又は機械及び装置（農業又は林業の用に供されるものにあっては、市街化区域以外の地域内にあるものに限る。）	第三十七条第一項の表の第四号の上欄中ロをハとし、イの次に次のように加える。
ロ　水質汚濁規制水域に水を排出する指定地域特定施設（水質汚濁防止法第二条第三項に規定する指定地域特定施設をいい、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第十二条の二の規定により指定地域特定施設とみなされる施設を含む。以下この号において同じ。）	第三十七条第一項の表の第四号の下欄中「次に掲げる資産」を「土地等又は建物、構築物若しくは機械及び装置（上欄のイ又はロに掲げる区域内にあるものにあっては農業及び林業以外の事業の用に、上欄のハに掲げる区域内にあるものにあっては政令で定める事業の用に、それぞれ供されるものに限る。）」に改め、同欄のイ及びロを削り、同表中第十四号を削り、第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、同表の第十一号の上欄中「既成市街地等」を「市街化区域又は既成市街地等の地域」に、「地上階数四以上の建物」を「建築面積が百五十平方メートル以上で、かつ、地上階数が四（政令で定める共同住宅にあっては、三）以上の建物（以下この号において「特定建物」という。）」に改め、同号の下欄中「既成市街地等の地域」に、「地上階数四以上の建物、当該建物」を「特定建物、当該特定建物」に改め、同号を同表の第十二号とし、同表の第十号を同表の第十一号とし、同表の第九号の次に次の一号を加える。

十　工業再配置促進法（昭和四十七年法律第七十三号）第二条第一項に規定する移転促進地域内にある工場の用に供されている土地等及び建物又は構築物で、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

イ　当該移転促進地域から工業再配置促進法第二条第二項に規定する誘導地域への当該工場の移転（政令で定めるものに限る。）に伴い譲渡をされるものであること。

ロ　当該土地等の譲渡が国又は地方公共団体に対するものその他の公共の用途に供されるためのものとして政令で定めるものであること。

上欄のイに規定する誘導地域内にある土地等又は建物、構築物若しくは機械及び装置（農業及び林業の用に供されるものを除く。）

第三十七条第一項の表の第十五号の上欄中「該当する船舶」の下に「（船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条に規定する日本船舶に限る。以下この号及び次号において同じ。）」を加え、同号の下欄を次のように改める。

所得税法の施行地にある事業の用に供される減価償却資産（船舶を除く。）

第三十七条第三項中「平成三年十二月三十一日（第一項の表の第十六号の上欄に掲げる船舶にあつては、平成七年十二月三十一日）までの間に同表」を「平成八年十二月三十一日までの間に第一項の表」に改め、「した資産」の下に「（政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をしたものに限る。）」を加え、「同項」を「第一項」に改め、同条第四項中「平成三年十二月三十一日（第一項の表の第十六号の上欄に掲げる船舶にあつては、平成七年十二月三十一日）までの間に同表」を「平成八年十二月三十一日までの間に第一項の表」に改める。

第三十七条の二第二項第一号中「あるとき」の下に「又はその買換資産の地域が当該税務署長の承認を受けた買換資産の地域と異なることとなつたことにより同条第一項に規定する譲渡があつたものとされる部分の金額に過不足額があるとき」を加える。

第三十七条の三第二項中「第十二条の三」を「第十二条の二」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の場合において、同項の買換資産が次の各号に規定する場合における同項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一　買換資産が第三十七条第一項の表の第一号の下欄に掲げる資産のうち近郊整備地帯等内にあるものに該当する場合には、前項各号中「百分の二十」とあるのは、「百分の四十」とする。

二　買換資産が第三十七条第一項の表の第十号の下欄に掲げる資産に該当する場合には、前項各号中「百分の二十」とあるのは、「百分の十」とする。

第三十七条の四中「平成三年十二月三十一日（第三十七条第一項の表の第十六号の上欄に掲げる船舶にあつては、平成七年十二月三十一日）」を「平成八年十二月三十一日」に、「同表」を「第三十七条第一項の表」に改める。

第三十七条の五第一項の表の第一号の下欄中「（当該中高層耐火建築物」を「若しくは当該特定民間再開発事業の施行される地区（都市計画法第四条第一項に規定する都市計画に都市再開発法第二条の三第一項第二号に掲げる地区として定められた地区その他これに類する地区として政令で定める地区に限る。）内で行われる他の特定民間再開発事業その他の政令で定める事業の施行により当該地区内に建築された政令で定める中高層の耐火建築物（これらの建築物」に、「又は当該中高層耐火建築物」を「又はこれらの建築物」に改め、同条第二項中「第三十七条の三第二項」を「第三十七条の三第三項」に改め、同項の表中「平成三年十二月三十一日（第一項の表の第十六号の上欄に掲げる船舶にあつては、平成七年十二月三十一日）までの間に第三項」に改め、同項の表の第十六号の上欄に掲げる船舶にあつては、平成七年十二月三十一日までの間に第一項の表」に改め、同条第四項中「第三十七条の三第二項」を「第三十七条の三第三項」に改め、同条第五項中「資産の」の下に「うち同号の中高層耐火建築物又は当該中高層耐火建築物に係る構築物の」を加え、同項第一号中「第三十一条の四第二項」を「第三十一条の三第二項」に改め、同項第二号中「若しくは第十四号の上欄」を「の上欄」に、「同表の第一号若しくは第十四号」を「同号」に改め、「それぞれ」を削り、同条第六項中「第三十一条の四」を「第三十一条の三」に改める。

第三十七条の六第一項第三号中「交換分合（」の下に「政令で定める区域内において」を加える。

第四十条の四第一項中「政令で定める国又は地域」の下に「（以下この条において「軽課税国」という。）」を加え、同条第四項中「第一項に規定する政令で定める国又は地域（以下この項において「軽課税国」という。）」を「軽課税国」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　法人が他の国又は地域にある支店、事務所その他これらに類するもの（以下この項において「支店等」という。）を通じて行う事業に帰せられる所得に対して税を課さないこととしている国又は地域（軽課税国を除く。）に本店又は主たる事務所を有する第一項に規定する外国関係会社で、その事業を主として軽課税国にある支店等を通じて行うものは、当該軽課税国に本店又は主たる事務所を有するものとみなしてこの節の規定を適用する。

第四十一条第一項中「取得（」の下に「配偶者その他その者と特別の関係がある者からの取得で政令で定めるもの及び」を加え、「三千万円」を「二千万円」に、「（当該合計額が二千万円を超える場合には、二千万円とする。）」を「が二千万円以下であるときは当該合計額」に、「これを」を「、これを」に改め、「捨てる。）」の下に「を、当該合計額が二千万円を超えるときは当該超える金額（当該超える金額が千万円を超える場合には、千万円とする。）の〇・五パーセントに相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に二十万円を加えた金額」を加え、同条第四項中「第三十一条の四」を「第三十一条の三」に改め、同条第五項中「第三十一条の四第二項」を「第三十一条の三第二項」に、「第三十一条の四、」を「第三十一条の三、」に改める。

第四十一条の二第二項中「三千万円」を「二千万円」に改める。

第四十一条の四から第四十一条の六までを次のように改める。

第四十一条の四及び第四十一条の五　削除

（不動産所得に係る損益通算の特例）

第四十一条の六　個人の平成四年分以後の各年分の不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額がある場合において、当該年分の不動産所得の金額の計算上必要経費に算入した金額のうちに不動産所得を生ずべき業務の用に供する土地又は土地の上に存する権利（次項において「土地等」という。）を取得するために要した負債の利子の額があるときは、当該損失の金額のうち当該負債の利子の額に相当する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、所得税法第六十九条第一項の規定その他の所得税に関する法令の規定の適用については、生じなかつたものとみなす。

2　建物とともにその敷地の用に供されている土地等を取得した場合における土地等を取得するために要した負債の額の計算その他前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

「第六節　その他の特例」を削り、第四十一条の六の前に次の節名を付する。

第六節　その他の特例

第四十一条の十三中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改める。

第四十二条の七第一項中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改め、同項の表の第一号から第五号まで」に改め、同表の第三号を削り、同表の第四号の上欄中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同表の第三号とし、同表の第五号を同表の第四号とし、同表に次の一号を加える。

五　中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律第五条第二項に規定する認定計画に従つて同法第四条第一項に規定する改善事業を実施する同法第五条第一項に規定する認定組合等又は当該認定組合等の構成員（同法第二条第二項に規定する構成員をいう。）である同法第二条第一項に規定する中小企業者（前各号に掲げる法人に該当する者を除く。）	機械及び装置で当該認定計画に従つて政令で定める期間内に取得又は製作をするもののうち労働時間の短縮又は職場の環境の改善に資するものとして政令で定めるもの
	指定業種以外の業種に属する事業

第四十三条第一項中「（当該二以上の号の割合が同じ割合であるときは、いずれか一の割合）」を削り、同項の表の第一号中「百分の二十」を「百分の十九」に改め、同表の第四号中「百分の十四」を「百分の十二」に改め、同表の第七号を削る。

第四十三条の三第一項及び第四十三条の四第一項中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改める。

第四十四条第一項中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改め、同項の表の第一号中「百分の十四」を「百分の十三」に改める。

第四十四条の四第一項中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改め、同項の表の第二号を削り、同表の第三号の上欄中「第一号」を「前号」に改め、同号を同表の第二号とする。

第四十四条の五第一項中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改める。

第四十四条の六の見出し中「電波有効利用設備」を「特定電気通信設備」に改め、同条第一項を次のように改める。

青色申告書を提出する法人で次の表の各号の第一欄に掲げるものが、当該各号の第二欄に掲げる期間内に、当該各号の第三欄に掲げる減価償却資産でその製作の後事業の用に供されたことのないもの（以下この項において「特定電気通信設備」という。）の取得等（取得又は製作をいう。以下この項において同じ。）をして、これを当該法人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合には、その事業の用に供した日を含む事業年度の当該特定電気通信設備（第四十三条から前条まで又はこれらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。）の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項の規定にかかわらず、当該特定電気通信設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定電気通信設備の取得価額に当該各号の第四欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

法人	期間	資産	割合
一　混信を防止するための高度の機能を有する無線設備その他の設備で電波の能率的な利用に著しく資するものとして政令で定めるものを事業の用に供する法人	平成二年四月一日から平成五年三月三十一日まで	当該設備でその取得価額が政令で定める金額以上のもの	百分の三十（平成三年四月一日から平成四年三月三十一日までの間に取得等をしたものについては百分の二十とし、同年四月一日から平成五年三月三十一日までの間に取得等をしたものについては百分の十とする。）
二　電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者に該当する法人	平成三年四月一日から平成六年三月三十一日まで	電気信号の効率的な伝送又は電気通信の高度な制御を行うための設備のうち電気通信の利便性を著しく高めるものとして政令で定めるもの	百分の三十（平成四年四月一日から平成五年三月三十一日までの間に取得等をしたものについては百分の二十五とし、同年四月一日から平成六年三月三十一日までの間に取得等をしたものについては百分の二十とする。）

第四十四条の六の次に次の二条を加える。

（店舗用建物等消火設備の特別償却）

第四十四条の七　青色申告書を提出する法人で卸売業又は小売業を営むものが、平成三年四月一日から平成六年三月三十一日までの間に、平成二年十二月一日において存する店舗又は展示場として政令で定めるものにおける政令で定める消火設備のうちその製作又は建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この項において「店舗用建物等消火設備」という。）の取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項において同じ。）をして、これを当該法人の営む卸売業又は小売業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度の当該店舗用建物等消火設備（第四十三条から前条まで又はこれらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。）の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項の規定にかかわらず、当該店舗用建物等消火設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該店舗用建物等消火設備の取得価額の百分の八（平成四年四月一日から平成五年三月三十一日までの間に取得等をしたものについては百分の六とし、同年四月一日から平成六年三月三十一日までの間に取得等をしたものについては百分の四とする。）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　第四十三条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

（商業施設等の特別償却）

第四十四条の八　青色申告書を提出する法人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、平成三年四月一日から平成五年三月三十一日までの間に、当該各号の中欄に掲げる減価償却資産でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この項において「商業施設等」という。）を取得し、又は商業施設等を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の事業の用（同表の第二号に掲げる法人にあつては、貸付けの用を除く。）に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度の当該商業施設等（第四十三条から前条まで又はこれらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。）の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項の規定にかかわらず、当該商業施設等の

普通償却限度額と特別償却限度額（当該商業施設等の取得価額に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

	法人	資産	割合
一	事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号又は第三号の事業を行う協同組合連合会を除く。第六号において同じ。）、出資組合である商工組合若しくは商工組合連合会又は商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会	中小小売商業振興法第六条に規定する認定計画（次号において「認定計画」という。）のうち政令で定めるもの	百分の八（当該共同利用施設のうち公衆の利便を図るためのものとして政令で定めるものについては、百分の十二）
二	中小小売商業者等（中小小売商業振興法第六条第一号に規定する中小小売商業者又は中小サービス業者をいう。）に該当する法人	認定計画のうち政令で定めるものに係る店舗用又は倉庫用の建物及びその附属設備で政令で定めるもの	百分の八
三	中小小売商業振興法第四条第六項に規定する特定会社又は公益法人で、政令で定めるもの	同項の認定を受けた商店街整備等支援計画に係る共同店舗、アーケード、休憩所その他の施設の用に供する建物等（建物及びその附属設備並びに構築物をいう。以下この号において同じ。）	百分の八（当該建物等のうち公衆の利便を図るためのものとして政令で定めるものについては、百分の十二）
四	環境衛生同業組合（出資組合であるものに限る。）又は環境衛生同業小組合	環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）第五十六条の三第一項に規定する認定を受けた振興計画に係る共同利用施設	百分の八
五	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第六条に規定する認定事業者に該当する法人で政令で定めるもの	特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法第七条に規定する承認基本構想に係る同法第三条第三項に規定する商業施設で同条第一項に規定する特定商業集積（政令で定めるものに限る。）に係るもののうち店舗用又は倉庫用の建物及びその附属設備で政令で定めるもの	百分の八
六	事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会	食品流通構造改善促進法第四条第三項の認定を受けた同項の計画に係る共同利用施設で	百分の八
七	食品流通構造改善促進法第四条第四項に規定する法人で政令で定めるもの	同項の認定を受けた同項の計画に係る同法第二条第五項に規定する食品商業集積施設のうち店舗用又は倉庫用の建物及びその附属設備で政令で定めるもの	百分の八

2　第四十三条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第四十五条第一項中「又は地域」を削り、同項の表の第七号を削り、同表の第八号を同表の第七号とし、同表の第九号を同表の第八号とする。

第四十五条の二第一項中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改め、同項の表の第一号中「百分の十八」を「百分の十六」に、「百分の八」を「百分の六」に改め、同表の第二号中「百分の十八」を「百分の十六」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　青色申告書を提出する法人で医療保健業を営むものが、平成三年四月一日から平成五年三月三十一日までの間に、老人保健法第六条第四項に規定する老人保健施設の用に供される建物及びその附属設備でその建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この項において「老人保健施設用建物」という。）を取得し、又は老人保健施設用建物を建設して、これを当該法人の営む医療保健業の用に供した場合には、その用に供した日以後五年以内の日を含む各事業年度の当該老人保健施設用建物（当該事業年度における償却額の計算に関し第四十三条から前条まで若しくは前項又はこれらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。）の償却限度額は、その用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、法人税法第三十一条第一項の規定（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該老人保健施設用建物の普通償却限度額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の十に相当する金額をいう。）との合計額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

第四十五条の三を削る。

第四十六条第一項中「百分の二十二」を「百分の二十」に、「平成三年三月三十一日」及び「平成四年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改める。

第四十六条の二第一項中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改める。

第四十七条第二項中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に、「第四十五条」を「第四十五条の二」に、「百分の二十」を「百分の十八」に改め、同条第三項第四号の二の次に次の一号を加える。

四の三　次に掲げる駐車場の用に供される建築物

イ　都市計画に定められた都市計画法第十一条第一項第一号に掲げる駐車場として建築し、又は設置される駐事場（駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場で、直接地上へ通ずる出入口のある階以外の階に自動車の駐車の用に供する部分を設けるもの又は大蔵省令で定める特殊の装置を用いるものに限る。以下この号において同じ。）

ロ　都市計画に定められた都市計画法第八条第一項第一号の近隣商業地域内若しくは商業地域内又はこれらの地域の周辺地域における同項第八号の駐車場整備地区内に建築し、又は設置される駐車場（政令で定めるものに限る。）

第四十九条第一項中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改める。

第五十条第一項中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改め、「準用する場合」の下に「又は同法第十八条の三第一項の規定により読み替えて適用される場合」を、「含む。」の下に「又は同法第十八条の二第三項（同法第十八条の三第一項の規定により読み替えて適用される同法第十二条第三項において準用する場合を含む。）」を、「森林施業計画（」の下に「同法第十八条の三第一項の規定により読み替えて適用される同法第十一条第一項に規定する一般森林施業計画及び同法第十八条の二第一項に規定する特定森林施業計画を含むものとし、」を、「第十六条」の下に「（同法第十八条第二項の規定により適用される場合又は同法第十八条の三第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

第五十一条第一項中「百分の十九」を「百分の十八」に、「百分の八」を「百分の七」に改め、同条第二項中「第四十五条の三」を「第四十五条の二」に改める。

第五十二条第一項中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改める。

第五十二条の二第二項及び第五十二条の三第三項中「第四十二条の八第一項又は」を「第四十二条の八第一項、第四十五条の二第三項又は」に改める。

第五十五条の四第一項の表の第二号中「下請中小企業振興法」の下に「（昭和四十五年法律第百四十五号）」を加える。

第五十五条の七の見出しを「（特定災害防止準備金）」に改め、同条第一項を次のように改める。

青色申告書を提出する法人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、平成三年四月一日から平成五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、当該各号の中欄に掲げる施設に係る当該各号の下欄に掲げる費用の支出に備えるため、当該施設ごとに、積立限度額以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により特定災害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

法人	施設	費用
一　採石法第三十二条の三第一項に規定する採石業者登録簿に登録されている法人	同法第三十三条に規定する岩石採取場（以下この条において「岩石採取場」という。）	当該岩石採取場の岩石（同法第二条に規定する岩石をいう。次項及び第五項において同じ。）の採取の終了後における災害の防止に要する費用（次項及び第四項において「採石災害防止費用」という。）
二　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第一項又は第十四条第一項の許可を受けた法人	廃棄物（同法第二条に規定する廃棄物をいう。以下この項において同じ。）の最終処分場で政令で定めるもの（以下この条において「廃棄物の最終処分場」という。）	当該廃棄物最終処分場における廃棄物の最終処分で政令で定めるもの（次項及び第五項において「廃棄物の最終処分」という。）の終了後における廃棄物による地下水の汚染その他の災害の防止に要する費用（次項及び第四項において「最終処分災害防止費用」という。）

第五十五条の七第七項中「採石災害防止準備金」を「特定災害防止準備金」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「採石災害防止準備金」を「特定災害防止準備金」に、「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「採石災害防止準備金」を「特定災害防止準備金」に改め、同項第一号中「岩石の採取」の下に「又は当該廃棄物最終処分場における廃棄物の最終処分」を、「における当該岩石採取場」の下に「又は当該廃棄物最終処分場」を加え、同項第二号中「取り消された場合」を「取り消され、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第十一項（同法第十四条第八項において準用する場合を含む。）の規定により同法第七条第一項若しくは第十四条第一項の規定による許可が取り消された場合」に改め、「当該登録」の下に「又は当該許可」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「採石災害防止準備金」を「特定災害防止準備金」に改め、「岩石採取場」の下に「又は廃棄物最終処分場」を、「採石災害防止費用」の下に「又は最終処分災害防止費用」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の採石災害防止準備金」を「第一項の特定災害防止準備金」に、「採石災害防止準備金の」を「当該岩石採取場に係る特定災害防止準備金に係る」を削り、「特定資産」を「前項第一号ロに規定する信託財産」に改め、「超えるとき」の下に「又は当該法人の当該事業年度終了の日における当該廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額が当該廃棄物最終処分場の最終処分災害防止費用の見積額と当該廃棄物最終処分場に係る同項第二号ロに規定する信託財産の額のうちいずれか低い金額を超えるとき」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項において、積立限度額とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額をいう。

一　特定災害防止準備金が採石災害防止費用の支出に備えるため積み立てられる場合　次に掲げる金額のうち最も低い金額

イ　当該岩石採取場に係る採石災害防止費用の額の見積額として政令で定める金額（以下この項及び次項において「採石災害防止費用の見積額」という。）のうち当該岩石採取場における岩石の採取の期間又は当該岩石採取場に係る採取予定数量を基礎として政令で定めるところにより計算した金額

ロ　当該事業年度終了の時において、当該岩石採取場に係る採石災害防止費用の支出に備えるため当該法人が政令で定めるところにより委託している信託財産の額から、当該事業年度の直前の事業年度終了の時における当該岩石採取場に係る当該信託財産の額を控除した金額

ハ　当該岩石採取場に係る採石災害防止費用の見積額から、当該事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された当該岩石採取場に係る特定災害防止準備金の金額（その日までに第四項若しくは第五項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなった金額又は前事業年度終了の日までに次項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）を控除した金額

二　特定災害防止準備金が最終処分災害防止費用の支出に備えるため積み立てられる場合　次に掲げる金額のうち最も低い金額

イ　当該廃棄物最終処分場に係る最終処分災害防止費用の見積額として政令で定める金額（以下この項及び次項において「最終処分災害防止費用の見積額」という。）のうち当該廃棄物最終処分場における廃棄物の最終処分の期間又は当該廃棄物最終処分場に係る廃棄物の最終処分の予定数量を基礎として政令で定めるところにより計算した金額

ロ　当該事業年度終了の時において、当該廃棄物最終処分場に係る最終処分災害防止費用の支出に備えるため当該法人が政令で定めるところにより委託している信託財産の額から、当該事業年度の直前の事業年度終了の時における当該廃棄物最終処分場に係る当該信託財産の額を控除した金額

ハ　当該廃棄物最終処分場に係る最終処分災害防止費用の見積額から、当該事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された当該廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額を控除した金額

第五十六条の三第一項中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改め、同項第二号中「に規定する」を「（同法第十八条第二項の規定により適用される場合又は同法第十八条の三第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は同法第十八条の二第二項第一号の」に改める。

第五十六条の四第一項中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改める。

第五十六条の五第一項中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改め、同項の表の第一号中「百分の二十七」を「百分の二十五」に改める。

第五十七条第二項各号列記以外の部分中「商品取引所法」の下に「（昭和二十五年法律第二百三十九号）」を加える。

第六十一条第一項中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に、「百分の三十四」を「百分の三十二」に改める。

第六十二条第一項中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改める。

第六十二条の二第三項第二号ハ中「準用する場合」の下に「又は同法第十八条の三第一項の規定により読み替えて適用される場合」を、「含む。」の下に「又は同法第十八条の二第三項（同法第十八条の三第一項の規定により読み替えて適用される同法第十二条第三項において準用する場合を含む。）」を、「森林施業計画」の下に「（同法第十八条の三第一項の規定により読み替えて適用される同法第十一条第一項に規定する一般森林施業計画及び同法第十八条の二第一項に規定する特定森林施業計画を含む。）」を加える。

第六十三条の見出し中「土地の」を「短期所有に係る土地の」に改め、同条第一項中「次に掲げる行為（以下この条において「土地の譲渡等」という。）を「短期所有に係る土地の譲渡等」に、「第四号」を「前条第二項第一号ニ」に、「同号」を「同号ニ」に改め、「第四十二条の七第六項」の下に「、前条第一項」を加え、「当該土地の譲渡等に係る」を「当該短期所有に係る土地の譲渡等（次条第一項の規定の適用があるものを除く。）に係る」に改め、同項ただし書及び同項各号を削り、同条第二項を次のように改める。

2　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　短期所有に係る土地の譲渡等　前条第二項第一号に規定する土地の譲渡等のうち、当該法人がその取得をした日から引き続き所有していた土地等（他の者から取得をしたものに限る。）で所有期間（その取得をした日の翌日から当該土地等の譲渡をした日の属する年の一月一日までの所有期間とする。次条第二項第一号において同じ。）が十年以下であるもの（当該土地等の譲渡をした日の属する年において取得をしたものを含む。）の譲渡その他これに準ずるものとして政令で定める行為をいう。

二　譲渡利益金額　当該短期所有に係る土地の譲渡等による収益の額として政令で定めるところにより計算した金額から当該収益に係る原価の額及び当該短期所有に係る土地の譲渡等のために直接又は間接に要した経費の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額をいう。

第六十三条第三項中「同項第一号に掲げる土地等の譲渡のうち次に掲げる土地等の譲渡」を「短期所有に係る土地の譲渡等のうち、土地等の譲渡で次に掲げるもの」に改め、同項第一号中「（賃借権の設定等を含む。以下この項において同じ。）」を削り、同条第四項から第六項までを次のように改める。

4　前条第四項の規定は、法人が短期所有に係る土地の譲渡等に該当する土地等の譲渡（前項の規定に該当する土地等の譲渡を除く。）をした場合において、第一項の規定を適用するときについて準用する。この場合において、同条第四項中「第六十五条の七から」とあるのは「第六十五条の十から」と、「第六十五条の七第四項（第六十五条の八第六項において準用する場合を含む。）、第六十五条の八第三項若しくは第四項、第六十五条の十二第四項」とあるのは「第六十五条の十二第四項」と読み替えるものとする。

5　第一項の規定の適用がある場合には、前条第五項の規定を準用する。この場合において、同項中「租税特別措置法第六十二条の三第一項（土地の譲渡等がある場合の特別税率）」とあるのは「租税特別措置法第六十三条第一項（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）」と、「租税特別措置法第六十二条の三第一項」とあるのは「租税特別措置法第六十三条第一項」と、「第六十二条の三並びに」とあるのは「第六十三条並びに」と読み替えるものとする。

6　第二項から前項までに規定するもののほか、第三項第四号ハの公募の方法に関する事項その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十三条第七項中「昭和六十二年十月一日から平成四年三月三十一日までの間に」を「平成四年一月一日から平成九年三月三十一日までの間に前条第二項第一号に規定する」に、「第一項第四号及び第二項」を「第二項第一号」に、「これら」を「同号」に改め、第三章第五節の三中同条の前に次の一条を加える。

（土地の譲渡等がある場合の特別税率）

第六十二条の三　法人が土地の譲渡等をした場合には、当該法人（次項第一号ニに掲げる行為をした場合には、同号ニの被合併法人を含む。）に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額又は清算所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項から第三項まで（これらの規定を同法第百二条第一項第二号において適用するものとする場合を含む。）、第九十九条、第百十五条及び第百四十三条第一項から第三項まで並びに第四十二条の六第六項、第四十二条の七第六項、次条第一項、第六十三条の二第一項、第六十七条の二第一項及び第六十八条の三第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該土地の譲渡等（次条第一項又は第六十三条の二第一項の規定の適用があるものを除く。）に係る譲渡利益金額の合計額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

2　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　土地の譲渡等　次に掲げる行為をいう。

イ　土地（法人税法の施行地にあるものに限る。以下この号において同じ。）又は土地の上に存する権利（以下この節において「土地等」という。）の譲渡（地上権又は賃借権の設定その他契約により他人に土地を長期間使用させる行為で政令で定めるもの（次項において「賃借権の設定等」という。）及び土地等の売買又は交換の代理又は媒介に関し報酬を受ける行為その他の行為で土地等の譲渡に準ずるものとして政令で定めるものを含む。）

ロ　その有する資産が主として土地等である法人の発行する株式（出資を含む。）の譲渡で、土地等の譲渡に類するものとして政令で定めるもの

ハ　法人の組織の変更に伴う資産の評価換えによる帳簿価額の増額で、土地等に係るもの

ニ　合併法人が、合併により被合併法人がその取得をした日から引き続き所有していた土地等を受け入れた場合において、当該土地等につき合併直前における帳簿価額を超える帳簿価額を付する行為（その超える部分の金額につき、当該被合併法人の法人税法第二条第十四号に規定する株主等に合併法人の株式、金銭その他の資産の交付をする行為を含む。）

ホ　清算中の法人の残余財産のうちに土地等がある場合における当該残余財産の確定

二　譲渡利益金額　当該土地の譲渡等による収益の額として政令で定めるところにより計算した金額から当該収益に係る原価の額及び当該土地の譲渡等のために直接又は間接に要した経費の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額をいう。

3　第一項の規定は、土地等の譲渡（賃借権の設定等を含む。以下この節において同じ。）のうち、法人税法第二条第二十一号に規定する棚卸資産（その取得をした日から譲渡をした日までの間において当該法人の事業の用に供されたものとして政令で定めるものを除く。）の譲渡で政令で定めるものに該当するものについては、適用しない。

4　法人が土地等の譲渡（前項の規定に該当する土地等の譲渡を除く。）をした場合における第一項の規定の適用については、当該土地等の譲渡につき法人税法第五十条若しくは第五十一条の規定又は第六十四条から第六十五条の五まで、第六十五条の七から第六十五条の十二まで若しくは第六十六条の規定により損金の額に算入された金額（第六十五条の六の規定により損金の額に算入されなかつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この項において「損金算入額」という。）があるときは、当該損金算入額に相当する金額を当該事業年度の譲渡利益金額から控除するものとし、当該土地等の譲渡につき第六十四条の二第三項若しくは第四項（これらの規定を第六十五条第三項において準用する場合を含む。）、第六十五条の七第四項（第六十五条の八第六項において準用する場合を含む。）、第六十五条の八第三項若しくは第四項、第六十五条の十二第四項若しくは第五項又は第六十六条第二項の規定により益金の額に算入された金額があるときは、当該金額に相当する金額を当該事業年度の譲渡利益金額に加算するものとする。

5　第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一　法人税法第六十七条の規定の適用については、同条第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十二条の三第一項（土地の譲渡等がある場合の特別税率）」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十二条の三第一項」とする。

二　第四十二条の四から第四十二条の八までの規定の適用については、第四十二条の四第一項、第四十二条の五第二項、第四十二条の六第二項、第四十二条の七第二項及び第四十二条の八第二項中「並びに第六十八条の二」とあるのは、「、第六十二条の三並びに第六十八条の二」とする。

6　第二項から前項までに規定するもののほか、法人税の申告又は還付に関する法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用に関する事項その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十三条の二の見出し中「超短期所有土地等」を「超短期所有」に改め、同条第一項中「昭和六十二年十月一日から平成四年三月三十一日まで」を「平成四年一月一日から平成九年三月三十一日まで」に、「超短期所有土地等」を「超短期所有」に、「次項の規定により読み替えられた前条第一項第四号」を「第六十二条の三第二項第一号ニ」に、「同号の被合併法人を含む」を「同号ニの被合併法人を含む。次項第三号において同じ」に改め、「第四十二条の七第六項」の下に「、第六十二条の三第一項」を加え、「に百分の三十の割合を乗じて計算した金額」を「を当該事業年度の所得又は清算所得とみなして当該合計額につき同法第六十六条第一項から第三項まで、第九十九条その他法人税の税率に係る規定で政令で定めるものに規定する税率（次項第三号において「基準法人税率」という。）に百分の三十を加算した税率を適用して計算した金額（基準法人税額があるときは、当該基準法人税額を控除した金額）」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　超短期所有に係る土地の譲渡等　第六十二条の三第二項第一号に規定する土地の譲渡等のうち、当該法人がその取得をした日から引き続き所有していた土地等（他の者から取得をしたものに限る。）で所有期間が二年以下であるもの（当該土地等の譲渡をした日の属する年において取得をしたものを含む。）の譲渡その他これに準ずるものとして政令で定める行為をいう。

二　譲渡利益金額　当該超短期所有に係る土地の譲渡等による収益の額として政令で定めるところにより計算した金額から当該収益に係る原価の額及び当該超短期所有に係る土地の譲渡等のために直接又は間接に要した経費の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額をいう。

三　基準法人税額　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額をいう。

イ　当該法人の当該事業年度の所得の金額又は清算所得の金額が当該超短期所有に係る土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の合計額以上である場合　当該譲渡利益金額を当該事業年度の所得又は清算所得とみなして当該譲渡利益金額の合計額につき基準法人税率を適用して計算した金額

ロ　当該法人の当該事業年度の所得の金額又は清算所得の金額が当該超短期所有に係る土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の合計額未満である場合　当該事業年度の所得の金額又は清算所得の金額につき基準法人税率を適用して計算した金額

第六十三条の二第三項中「前項の規定により読み替えられた前条第一項第一号に掲げる土地等の譲渡（以下この項及び次項において「土地等の譲渡」という。）のうち次に掲げる土地等の譲渡」を「超短期所有に係る土地の譲渡等のうち、土地等の譲渡で次に掲げるもの」に改め、同項第二号中「（前条第一項第一号に規定する賃借権の設定等を含む。以下この項において同じ。）」を削り、「同条」を「前条」に改め、同条第四項及び第五項を次のように改める。

4　第六十二条の三第四項の規定は、法人が超短期所有に係る土地の譲渡等に該当する土地等の譲渡（前項の規定に該当する土地等の譲渡を除く。）をした場合において、第一項の規定を適用するときについて準用する。この場合において、同条第四項中「第六十五条の七から」とあるのは「第六十五条の十から」と、「第六十五条の七第四項（第六十五条の八第六項において準用する場合を含む。）、第六十五条の八第三項若しくは第四項、第六十五条の十二第四項」とあるのは「第六十五条の十二第四項」と読み替えるものとする。

5　法人の第一項の規定の適用を受けた事業年度（以下この項において「適用年度」という。）の譲渡利益金額の合計額が当該適用年度の所得の金額を超える場合には、当該法人の当該適用年度の翌事業年度以後の各事業年度の所得の金額の計算については、その超える金額（当該所得の

金額がないときは、当該合計額）に相当する金額は、当該適用年度において生じた法人税法第五十七条第一項の欠損金額とみなして、同条の規定を適用する。

第六十三条の二第六項中「前条第六項」を「第六十二条の三第五項」に、「第六十三条第一項」を「第六十二条の三第一項」に、「超短期所有土地等」を「超短期所有」に、「第六十三条並びに」を「第六十二条の三並びに」に改め、同条に次の一項を加える。

7　第二項から前項までに規定するもののほか、法人税の申告又は還付に関する法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用に関する事項その他第一項及び第五項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十四条第六項中「第四十五条の三」を「第四十五条の二」に改める。

第六十五条の二第一項、第二項及び第七項中「三千万円」を「五千万円」に改め、同条第十一項を削る。

第六十五条の四第一項第一号中「第七号及び第八号」を「第五号及び第六号」に改め、同項中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　次に掲げる事業（都市計画その他の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合して行われるものであることその他の政令で定める要件に該当することにつき大蔵省令で定めるところにより証明がされたものに限る。）の用に供するために、地方公共団体の出資に係る法人その他の政令で定める法人に買い取られる場合

イ　中小小売商業振興法第四条第一項から第三項まで又は第六項の規定による認定を受けた高度化事業計画に基づく同条第七項第一号に規定する高度化事業

ロ　特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法第七条に規定する承認基本構想に係る同法第三条第一項に規定する特定商業集積を構成する施設を設置する事業（政令で定めるものに限る。）

ハ　食品流通構造改善促進法第四条第四項の規定による認定を受けた計画に基づく同法第二条第五項に規定する食品商業集積施設整備事業

第六十五条の四第一項中第九号を第八号とし、第十号から第十八号までを一号ずつ繰り上げる。

第六十五条の五第一項中「五百万円」を「八百万円」に改め、同条第四項を削る。

第六十五条の六第一項中「三千万円」を「五千万円」に改め、同条第二項を削る。

第六十五条の七第一項中「平成三年三月三十一日（次の表の第十七号の上欄に掲げる船舶にあっては、平成八年三月三十一日）」を「平成八年三月三十一日」に、「同表の各号」を「次の表の各号」に改め、「第十五号又は」を削り、「百分の八十」の下に「（同表の第一号の場合の同号の下欄に掲げる資産のうち近郊整備地帯等（同号の上欄のイからハまでに掲げる区域の近郊の区域として政令で定める区域をいう。次条第一項において同じ。）内にあるものについては百分の六十とし、同表の第十号の場合の同号の下欄に掲げる資産については百分の九十とする。）」を加え、同項の表の第一号の上欄中「土地等、」を「事務所若しくは事業所で政令で定めるものとして使用されている」に、「含む。以下この表において同じ。）又は構築物」を「含むものとし、貸付けの用に供されているものを除く。）又はその敷地の用に供されている土地等で、平成三年三月三十一日以前に当該法人により取得（同日後の合併による取得で政令で定めるものを含む。）がされたこれらの資産」に改め、同号の下欄のイ中「第五号」を「以下この号、第五号及び第十二号」に改め、同欄のロを次のように改める。

ロ　建物（その附属設備を含む。以下この表において同じ。）、構築物又は機械及び装置（農業又は林業の用に供されるものにあっては、市街化区域以外の地域内にあるものに限る。）

第六十五条の七第一項の表の第四号の上欄中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ　地域特定施設（水質汚濁防止法第二条第三項に規定する指定地域特定施設をいい、瀬戸内海環境保全特別措置法第十二条の二の規定により指定地域特定施設とみなされる施設を含む。以下この号において同じ。）

第六十五条の七第一項の表の第四号の下欄中「、特定施設」の下に「、指定地域特定施設」を加え、同表の第五号の下欄のロを次のように改める。

ロ　建物、構築物又は機械及び装置

第六十五条の七第一項の表の第七号の下欄中「次に掲げる資産」を「土地等又は建物、構築物若しくは機械及び装置（上欄のイ又はロに掲げる区域内にあるものにあっては農業及び林業以外の事業の用に、上欄のハに掲げる区域内にあるものにあっては政令で定める事業の用に、それぞれ供されるものに限る。）」に改め、同欄のイ及びロを削り、同表の第十五号を削り、同表の第十四号を第十五号とし、同表の第十三号を同表の第十四号とし、同表の第十二号の下欄中「（当該中高層耐火建築物」を「若しくは当該特定民間再開発事業の施行される地区（都市計画法第四条第一項に規定する都市計画に都市再開発法第二条の三第一項第二号に掲げる地区として定められた地区その他これに類する地区として政令で定める地区に限る。）内で行われる他の特定民間再開発事業その他の政令で定める事業の施行により当該地区内に建築された政令で定める中高層の耐火建築物（これらの建築物」に、「含む。）又はこれらの建築物」に改め、同号を同表の第十三号とし、同表の第十一号の上欄中「既成市街地等の地域」に、「地上階数四以上の建物又は建物、当該建物」を「市街化区域又は既成市街地等」に、「地上階数四以上の建物、当該建物」を「特定建物、当該特定建物」に改め、同号を同表の第十二号とし、同表の第十号を同表の第十一号とし、同表の第九号の次に次の一号を加える。

十　工業再配置促進法第二条第一項に規定する移転促進地域内にある工場の用に供されている土地等及び建物又は構築物で、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

イ　当該移転促進地域から工業再配置促進法第二条第二項に規定する誘導地域への当該工場の移転（政令で定めるものに限る。）に伴い譲渡をされるものであること。

ロ　当該土地等の譲渡が国又は地方公共団体に対するものその他の公共の用途に供されるためのものとして政令で定めるものであること。

第六十五条の七第一項の表の第十六号の上欄中「該当する船舶」の下に「（船舶法第一条に規定する日本船舶に限る。以下この号及び次号において同じ。）」を加え、同号の下欄を次のように改める。

ヒ欄のイに規定する誘導地域内にある土地等又は建物、構築物若しくは機械及び装置（農業及び林業の用に供されるものを除く。）

法人税法の施行地にある事業の用に供される減価償却資産（船舶を除く。）

第六十五条の七第三項中「こえる」を「超える」に改め、「当該資産を同項」を「政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をした当該資産に限り、当該資産を第一項」に改め、同条第七項中「第四十五条の三」を「第四十五条の二」に改め、同条第十項第二号中「、第一項の表の第十五号の場合を除き」を削り、「ものとし」の下に「、第一項の表の第一号の上欄の場合を除き」を加える。

第六十五条の八第一項中「平成三年三月三十一日（前条第一項の表の第十七号の上欄に掲げる船舶にあつては、平成八年三月三十一日）」を「平成八年三月三十一日」に、「で同表」を「で前条第一項の表」に、「税務署長の」を「納税地の所轄税務署長の」に改め、「百分の八十」の下に「（同表の第一号の場合の同号の下欄に掲げる資産のうち近郊整備地帯等内にあるものについては百分の六十とし、同表の第十号の場合の同号の下欄に掲げる資産については百分の九十とする。）」を加え、同条第三項中「の百分の八十に相当する」を「に対応する部分の金額として政令で定める」に改め、同条第七項に後段として次のように加える。

この場合において、第一項の規定を適用するときは、同条第五項及び第六項中「明細書」とあるのは、「明細書、取得をする見込みである資産につき大蔵省令で定める事項を記載した書類」と読み替えるものとする。

第六十五条の九中「平成三年三月三十一日（第六十五条の七第一項の表の第十七号の上欄に掲げる船舶にあつては、平成八年三月三十一日）」を「平成八年三月三十一日」に、「同表」を「第六十五条の七第一項の表」に改める。

第六十五条の十第一項第三号中「交換分合（」の下に「政令で定める区域内において」を加える。

第六十六条から第六十六条の三までを次のように改める。

（土地等の現物出資をした場合の課税の特例）

第六十六条　法人（清算中の法人を除く。以下この条において「適用法人」という。）が各事業年度において新たに法人（人格のない社団等を除く。以下この条において「被出資法人」という。）を設立するため出資をした金銭以外の資産に土地等（土地又は土地の上に存する権利をいう。以下この項において同じ。）が含まれる場合には、当該出資により取得した株式（出資を含む。）については、法人税法第五十一条の規定は、当該適用法人が次に掲げるすべての要件を満たすものであり、かつ、当該被出資法人の行う事業が当該適用法人により当該土地等において行われていた事業の全部又は一部である場合に限り、適用する。この場合において、同条第一項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額の百分の八十に相当する金額」とする。

一　当該適用法人が当該出資の日（以下この項において「出資日」という。）から出資日を含む事業年度終了の日までの間継続して出資要件（当該適用法人が有する当該被出資法人の株式の数又は出資の金額が当該被出資法人の発行済株式の総数又は出資金額の百分の九十五以上であることをいう。以下この条において同じ。）を満たしていること。

二　当該適用法人が出資日を含む事業年度の翌事業年度開始の日から出資日以後五年を経過する日までの期間（次項において「出資要件充足期間」という。）内において継続して出資要件を満たすこととしていること。

2　前項の規定の適用を受けた適用法人が同項に規定する出資に係る出資要件充足期間内において出資要件を満たさないこととなつた場合には、同項の規定により当該出資により取得した株式（出資を含む。）につき損金の額に算入された金額に相当する金額は、当該適用法人のその最初に満たさないこととなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3　前項の規定の適用を受けた場合における適用法人の有する被出資法人の発行する株式（出資を含む。）の取得価額の計算その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十六条の二及び第六十六条の三　削除

第六十六条の前に次の節名を付する。

第六節の二　土地等の現物出資をした場合の課税の特例

第六十六条の五第十項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第九項を同条第十九項とし、同条第八項を同条第十五項とし、同項の次に次の三項を加える。

16　更正若しくは決定（以下この項において「更正決定」という。）又は国税通則法第三十二条第五項に規定する賦課決定（以下この項において「賦課決定」という。）で次の各号に掲げるものは、同法第七十条第一項から第四項までの規定にかかわらず、当該各号に定める期限又は日から六年を経過する日まで、することができる。この場合において、同条第五項及び同法第七十一条の規定の適用については、同項中「前各項」とあるのは「前各項及び租税特別措置法第六十六条の五第十六項（国外関連者との取引に係る課税の特例）」と、同条中「前条の規定」とあるのは「前条及び租税特別措置法第六十六条の五第十六項（国外関連者との取引に係る課税の特例）の規定」とする。

一　法人が当該法人に係る国外関連者との取引を第一項に規定する独立企業間価格と異なる対価の額で行つた事実に基づいてする法人税に係る更正決定又は当該更正決定に伴い国税通則法第十九条第一項に規定する課税標準等若しくは税額等に異動を生ずべき法人税に係る更正決定　これらの更正決定に係る法人税の同法第二条第七号に規定する法定申告期限（同法第六十一条第一項に規定する還付請求申告書に係る更正については、当該還付請求申告書を提出した日）

二　前号に掲げる更正決定に伴い当該法人税に係る国税通則法第六十九条に規定する加算税についてする賦課決定　その納税義務の成立の日

17　法人が当該法人に係る国外関連者との取引を第一項に規定する独立企業間価格と異なる対価の額で行つたことに伴い納付すべき税額が過少となり、又は国税通則法第二条第六号に規定する還付金の額が過大となつた法人税に係る同法第七十二条第一項に規定する国税の徴収権の時効は、同法第七十三条第三項の規定の適用がある場合を除き、当該法人税の同法第七十二条第一項に規定する法定納期限から一年間は、進行しない。

18　前項の場合においては、国税通則法第七十三条第三項ただし書の規定を準用する。この場合において、同項ただし書中「二年」とあるのは、「一年」と読み替えるものとする。

第六十六条の五第七項を同条第八項とし、同項の次に次の六項を加える。

9　国税庁の当該職員又は法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、法人が第七項に規定する書類若しくは帳簿又はこれらの写しを遅滞なく提示し、又は提出しなかつた場合において、当該法人の各事業年度における国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該法人の当該国外関連取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、又は当該事業に関する帳簿書類を検査することができる。

10　前項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

11　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第九項の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

12　次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一　第九項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二　前号の検査に関し偽りの記載をした帳簿書類を提示した者

13　法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

14　人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第六十六条の五第六項中「遅滞なく提示」を「遅滞なく提示し、」に改め、「更正」の下に「（第十六項において「更正」という。）」を、「決定」の下に「（第十六項において「決定」という。）」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「差額」の下に「（寄附金の額に該当するものを除く。）」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　法人が各事業年度において支出した寄附金の額（法人税法第三十七条第六項に規定する寄附金の額をいい、同条第一項の規定の適用を受けたものを除く。以下この条において同じ。）のうち当該法人に係る国外関連者に対するもの（同法第四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人に該当する国外関連者に対する寄附金の額で当該国外関連者の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されるものを除く。）は、当該法人の各事業年度の所得の金額（同法第百二条第一項第一号に規定する所得の金額を含む。）の計算上、損金の額に算入しない。この場合において、当該法人に対する同法第三十七条の規定の適用については、同条第二項中「前項」とあるのは、「前項及び租税特別措置法第六十六条の五第三項（国外関連者との取引に係る課税の特例）」とする。

第六十六条の六第一項中「政令で定める国又は地域」の下に「（以下この条において「軽課税国」という。）」を加え、同条第四項中「第一項に規定する政令で定める国又は地域（以下この項において「軽課税国」という。）」を「軽課税国」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　法人が他の国又は地域にある支店、事務所その他これらに類するもの（以下この項において「支店等」という。）を通じて行う事業に帰せられる所得に対して税を課さないこととしている国又は地域（軽課税国を除く。）に本店又は主たる事務所を有する第一項に規定する外国関係会社で、その事業を主として軽課税国にある支店等を通じて行うものは、当該軽課税国に本店又は主たる事務所を有するものとみなしてこの節の規定を適用する。

第六十六条の十第一項中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改める。

第六十六条の十一を削り、第六十六条の十二を第六十六条の十一とする。

第六十六条の十三第一項及び第二項中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改め、同条を第六十六条の十二とする。

第六十六条の十四を第六十六条の十三とする。

第六十六条の十五の見出し中「東京湾横断道路の建設事業を行う会社又は」を削り、同条第一項中「、指定期間」を「、関西文化学術研究都市建設促進法の施行の日から平成四年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）」に改め、「東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第三条第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者である株式会社又は関西文化学術研究都市建設促進法」を「同法」に改め、「各特定会社別に」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、「当該特定会社に係る」を削り、「おいて特定会社に係る」を「おいて」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「（明治三十二年法律第四十八号）」及び「当該特定会社に係る」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第三項及び前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条を第六十六条の十四とする。

第六十七条の四第六項中「第四十五条の三」を「第四十五条の二」に改める。

第六十八条中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改める。

第七十条の四第一項中「農地法第二条第一項に規定する農地（当該農地の上に存する地上権、永小作権、使用貸借による権利及び賃借権を含む。以下第七十条の六まで」を「農地（特定市街化区域農地等に該当するものを除く。次項を除き、以下この条及び次条に、「同項に規定する採草放牧地（当該採草放牧地の上に存する地上権、永小作権、使用貸借による権利及び賃借権を含む。以下第七十条の六まで」を「採草放牧地（特定市街化区域農地等に該当するものを除く。次項を除き、以下この条及び次条に、「で当該農地」を「で農地」に改め、「租税特別措置法第七十条の四」の下に「若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第　号）による改正前の租税特別措置法第七十条の四」を加え、「掲げる日」を「定める日」に改め、同項第一号中「農地法第二条第一項に規定する」及び「同項に規定する」を削り、「当該採草放牧地又は当該」を「採草放牧地又は」に改め、同項第四号中「第十五項第一号」を「第十八項第一号」に改め、同条第十九項中「第三項」を「第五項」に、「第四項」を「第六項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十八項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十七項中「又はその」を「、その」に改め、「農地法第二条第一項に規定する」及び「同項に規定する」を削り、「当該採草放牧地又は当該」を「採草放牧地又は」に改め、「除く。）」の下に「又は買取りの申出等」を加え、「又は当該転用」を「、当該転用又は当該買取りの申出等」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十六項を同条第十九項とし、同条第十五項中「一に掲げる」を「いずれかに掲げる」に、「当該各号に定める」を「当該各号に定める」に改め、同項第一号中「第四号」を「第五号」に改め、同項第二号中「第二項」を「第三項」に、「第四号」を「第五号」に改め、同項第四号中「第十一項」を「第十四項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「第九項」を「第十二項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加え、同項を同条第十八項とする。

三　第四項の規定の適用があつた場合（第五号に掲げる場合に該当する場合を除く。）同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額に相当する贈与税の額に係る同項の規定による納税の猶予に係る期限

第七十条の四第十四項中「第九項」を「第十二項」に、「第十一項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十三項中「、第二項、第九項又は第十一項」を「、第三項、第四項（同項第一号に係る部分に限る。）、第十二項又は第十四項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十二項第一号中「第二項、第九項又は第十一項」を「第三項、第四項、第十二項又は前項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十一項中「第二項の」を「第三項又は第四項の」に、「同項の」を「これらの」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十項中「第七項」を「第十項」に改め、「受贈者」の下に「（同項の規定の適用を受ける農地等のうちに都市営農農地等を有する者を除く。）」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第九項中「第七項」を「第十項」に、「第二項」を「第三項又は第四項」に、「同項の規定の」を「これらの規定の」に、「第十四項及び第十五項第一号」を「第十七項及び第十八項第一号」

に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項を同条第十一項とし、同条第七項中「届出書」の下に「（同項の規定の適用を受ける農地等のうちに都市営農農地等を有する受贈者については、その適用を受けたい旨及び当該農地等に係る農業経営に関する事項を記載した届出書）」を加え、同項を同条第十項とし、同条第六項を同条第九項とし、同条第五項中「第二項」を「第三項」に改め、「農地法第二条第一項に規定する」を削り、「税務署長」を「納税地の所轄税務署長」に、「当該農地」を「農地」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　第四項の場合において、第一項の規定の適用を受ける受贈者が、第四項の買取りの申出等があつた日から一年以内に当該買取りの申出等に係る都市営農農地等若しくは特定市街化区域農地等に係る農地若しくは採草放牧地（以下この項において「特定農地等」という。）の全部若しくは一部の譲渡等をする見込みであり、かつ、当該譲渡等があつた日から一年以内に当該譲渡等の対価の額の全部若しくは一部をもつて農地若しくは採草放牧地を取得する見込みであること又は第四項に規定する告示があつた日若しくは事由が生じた日から一年以内に当該告示若しくは事由に係る特定市街化区域農地等に係る農地若しくは採草放牧地の全部若しくは一部が都市営農農地等に該当することとなる見込みであることにつき、政令で定めるところにより、納税地の所轄税務署長の承認を受けたときにおける第一項、第三項及び第四項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　第一項ただし書及び第三項の規定の適用については、当該買取りの申出等があつた日から一年を経過する日までに当該承認に係る特定農地等の全部又は一部の譲渡等をした場合には、当該譲渡等は、なかつたものとみなす。

二　第四項の規定の適用については、次に定めるところによる。

イ　当該承認に係る買取りの申出等は、なかつたものとみなす。

ロ　当該買取りの申出等があつた日から一年を経過する日までに、当該承認に係る特定農地等の全部若しくは一部の譲渡等をしなかつた場合又は当該承認に係る特定市街化区域農地等に係る農地若しくは採草放牧地の全部若しくは一部が都市営農農地等に該当することとならなかつた場合には、当該譲渡等をしなかつた特定農地等又は都市営農農地等に該当することとならなかつた特定市街化区域農地等に係る農地若しくは採草放牧地については、同日において買取りの申出等があつたものとみなす。

ハ　当該買取りの申出等があつた日から一年を経過する日までに当該承認に係る特定農地等の全部又は一部の譲渡等をした場合において、当該譲渡等があつた日から一年を経過する日において当該譲渡等の対価の額の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられていないときは、当該特定農地等のうちその充てられていないものに対応するものとして政令で定める部分については、同日において買取りの申出等があつたものとみなす。

三　当該買取りの申出等があつた日から一年を経過する日までに当該承認に係る特定農地等の全部又は一部の譲渡等をした場合において、当該譲渡等があつた日から一年を経過する日までに当該特定農地等の譲渡等の対価の額の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられたときは、当該取得に係る農地又は採草放牧地は、第一項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地とみなす。

第七十条の四第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項の」を「第一項の」に、「一に掲げる」を「いずれかに掲げる」に、「掲げる日」を「定める日」に改め、「農地法第二条第一項に規定する」を削り、「当該農地又は」を「農地又は」に、「前項に」を「同項に」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　第一項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地の全部又は一部につき当該農地又は採草放牧地に係る贈与者の死亡の日（その日前に同項各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める日）前に次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、同項に規定する贈与税の額のうち当該各号に規定する買取りの申出又は告示若しくは事由（以下この条において「買取りの申出等」という。）に係る農地又は採草放牧地の価額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する贈与税については、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める日の翌日から二月を経過する日（当該買取りの申出等があつた後同日以前に当該受贈者が死亡した場合には、当該受贈者の相続人が当該受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

一　当該農地又は採草放牧地が都市営農農地等である場合において、当該都市営農農地等について生産緑地法第十条又は第十五条第一項の規定による買取りの申出があつたとき。

当該買取りの申出があつた日

二　当該農地又は採草放牧地が都市計画法の規定に基づく都市計画の決定若しくは変更又は政令で定める事由により、特定市街化区域農地等に該当することとなつた場合　同法第二十条第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による告示があつた日又は当該事由が生じた日

第七十条の四第一項の次に次の一項を加える。

2　この条から第七十条の六までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　農地　農地法第二条第一項に規定する農地（当該農地の上に存する地上権、永小作権、使用貸借による権利及び賃借権を含む。）をいう。

二　採草放牧地　農地法第二条第一項に規定する採草放牧地（当該採草放牧地の上に存する地上権、永小作権、使用貸借による権利及び賃借権を含む。）をいう。

三　特定市街化区域農地等　都市計画法第七条第一項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地で、平成三年一月一日において次に掲げる区域内に所在するもの（都市営農農地等を除く。）をいう。

イ　都の区域（特別区の存する区域に限る。）

ロ　首都圏整備法第二条第一項に規定する首都圏、近畿圏整備法第二条第一項に規定する近畿圏又は中部圏開発整備法第二条第一項に規定する中部圏内にある地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の区域

ハ　ロに規定する市以外の市でその区域の全部又は一部が首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地若しくは同条第四項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域若しくは同条第四項に規定する近郊整備区域又は中部圏開発整備法第二条第三項に規定する都市整備区域内にあるものの区域

四　都市営農農地等　都市計画法第八条第一項第十四号に掲げる生産緑地地区内にある農地又は採草放牧地（生産緑地法第十条又は第十五条第一項の規定による買取りの申出がされたものを除く。）で、平成三年一月一日において前号イからハまでに掲げる区域内に所在するものをいう。

第七十条の五第一項中「同条第九項」を「同条第

十二項」に、「同条第十一項」を「同条第十四項」に、「前条第二項」を「同条第三項又は第四項」に、「同項の」を「これらの」に改め、同条第二項中「前条第五項」を「前条第七項又は第八項」に、「当該譲渡等の」を「これらの規定に該当する譲渡等の」に改め、「農地法第二条第一項に規定する」を削り、「当該農地又は」を「農地又は」に改める。

第七十条の六第一項中「農地法第二条第一項に規定する農地及び同項に規定する採草放牧地」を「農地（特定市街化区域農地等に該当するものを除く。第五項を除き、以下この条において同じ。）及び採草放牧地（特定市街化区域農地等に該当するものを除く。第五項を除き、以下この条において同じ。）」に、「第九項」を「第十項及び第十一項」に、「で当該農地」を「で農地」に、「第八項」を「第九項」に、「当該農業相続人の死亡の日又は当該申告書の提出期限の翌日から二十年を経過する日のいずれか早い日（同日」を「納税猶予期限（当該納税猶予期限」に、「第十八項第三号に掲げる」を「第二十項第三号に定める」に、「第十九項第四号」を「第二十一項第五号」に、「その死亡の日、当該二十年を経過する日」を「その納税猶予期限」に、「一に掲げる」を「いずれかに掲げる」に、「掲げる日」を「定める日」に改め、同項第一号中「農地法第二条第一項に規定する」及び「同項に規定する」を削り、「当該採草放牧地又は当該」を「採草放牧地又は」に改め、同条第四項中「農地法第二条第一項に規定する」を削り、「第一項本文」を「同項本文」に、「当該農地」を「農地」に改め、同条第五項中「第二項第一号」を「第一項に規定する納税猶予期限とは、当該農業相続人の死亡の日又は相続税の申告書の提出期限の翌日から二十年を経過する日のいずれか早い日（当該特例農地等のうちに都市営農農地等（相続又は遺贈により取得をした日において都市営農農地等であるものに限る。第二十項において同じ。）がある農業相続人にあつては、その死亡の日）をいい、第二項第一号」に改め、「農地法第二条第一項に規定する」を削り、「当該農地」を「農地」に改め、同条第七項中「一に掲げる」を「いずれかに掲げる」に、「掲げる日」を「定める日」に改め、「農地法第二条第一項に規定する」を削り、「当該農地」を「農地」に改め、同条第二十五項とし、同条第二十二項中「第七十条の四第十八項」を「第七十条の四第二十一項」に、「同条第十八項」を「第七十条の四第二十一項」に、「第二項」を「受贈者」とあるのは「農業相続人」と、「第三項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十一項中「第七十条の四第十七項」を「第七十条の四第二十項」に、「同条第十七項」を「同条第二十項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十項を同条第二十二項とし、同条第十九項中「一に掲げる」を「いずれかに掲げる」に、「各号に掲げる」を「各号に定める」に改め、同項第一号及び第二号中「第五号」を「第六号」に改め、同項第五号中「第十五項」を「第十七項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「第十三項」を「第十五項」に、「第五号」を「第六号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加え、同項を同条第二十一項とする。

三　第八項の規定の適用があつた場合（第六号に掲げる場合に該当する場合を除く。）特定農地等に係る相続税の額に係る同項の規定による納税の猶予に係る期限

第七十条の六第十八項中「各号の一」を「各号（当該特例農地等のうちに都市営農農地等を有する農業相続人にあつては、第一号から第三号まで。以下この項において同じ。）のいずれか」に、「第十三項」を「第十五項」に、「第十五項」を「第十七項」に、「各号に掲げる」を「各号に定める」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十七項第一号中「、第十三項又は第十五項」を「、第八項（同項第一号に係る部分に限る。）、第十五項又は第十七項」に、「第十九項第四号」を「第二十一項第五号」に改め、同項に次の一号を加え、同項を同条第十九項とする。

三　第八項第二号の規定に該当する特定農地等に係る相続税については、相続税法第三十八条第一項の延納期間は、五年以内とし、同法第五十二条第一項の利子税の割合は、年六・六パーセントとして、これらの規定を適用し、同法第四十一条第一項の規定は、適用しない。

第七十条の六第十六項中「第七十条の四第十二項」を「第七十条の四第十五項」に、「同条第十二項第一号」を「同条第十五項第一号」に、「第二項、第九項又は第十一項」を「第三項、第四項、第十二項又は第十四項」に、「、第十三項又は第十五項」を「、第八項、第十五項又は第十七項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項中「第七項」の下に「又は第八項」を加え、「同項の規定による」を「これらの規定による」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項中「第十一項」を「第十三項」に改め、「農業相続人」の下に「（同項の規定の適用を受ける者を除く。）」を加え、同項を同条第十六項とし、同条第十三項中「第十一項」を「第十三項」に改め、「第七項」の下に「又は第八項」を、「係る相続税」の下に「及び特定農地等に係る相続税」を加え、「第十八項」を「第二十項」に、「第十九項第一号及び第四号」を「第二十一項第一号及び第五号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十一項中「届出書」の下に「（同項の規定の適用を受ける特例農地等のうちに都市営農農地等を有する農業相続人については、その適用を受けたい旨及び当該特例農地等に係る農業経営に関する事項を記載した届出書）」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「農地法第二条第一項に規定する」を削り、「第一項の規定の」を「同項の規定の」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「第七十条の四第五項の」を「第七十条の四第七項の」に改め、「農地法第二条第一項に規定する」を削り、「税務署長」を「納税地の所轄税務署長」に、「、第七十条の四第五項」を「、同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11　第七十条の四第八項の規定は、第八項の場合において、第一項の規定の適用を受ける農業相続人が、第八項の買取りの申出等があつた日から一年以内に当該買取りの申出等に係る都市営農農地等若しくは特定市街化区域農地等に係る農地若しくは採草放牧地の全部若しくは一部の譲渡等をする見込みであり、かつ、当該譲渡等があつた日から一年以内に当該譲渡等の対価の額の全部若しくは一部をもつて農地若しくは採草放牧地を取得する見込みであること又は同項に規定する告示があつた日若しくは事由が生じた日から一年以内に当該告示若しくは事由に係る特定市街化区域農地等に係る農地若しくは採草放牧地の全部若しくは一部が都市営農農地等に該当することとなる見込みであることにつき、政令で定めるところにより、納税地の所轄税務署長の承認を受けたときについて準用する。この場合において、第七十条の四第八項中「第一項、第三項及び第四項」とあるのは「第七十条の六第一項、第七項及び第八項」と、同項第一号中「第一項ただし書及び第三項」とあるのは「第七十条の六第一項ただし書及び第七項」と、「特定農地等」とあるのは「都市営農農地等又は特定市街化区域農地等に係る農地若しくは採草放牧地（以下この項において「特定農地等」という。）」と、同項第二号中「第四項」とあるのは「第七十条の六第八項」と、同項第三号中「第一項」とあるのは「第七十条の六第一項」と読み替えるものとする。

第七十条の六第八項中「第七十条の四第三項」を「第七十条の四第五項」に、「前項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　第一項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地の全部又は一部につき当該農地又は採草放牧地に係る農業相続人の死亡等の日（その日前に同項各号のいずれかに掲げる場合に該当する

ことととなつた場合には、当該各号に定める日）前に次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、同項に規定する納税猶予分の相続税の額のうち当該各号に規定する買取りの申出又は告示若しくは事由（以下この条において「買取りの申出等」という。）に係る農地又は採草放牧地に係る農業投資価格控除後の価額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する相続税（以下この条において「特定農地等に係る相続税」という。）については、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める日の翌日から二月を経過する日（当該買取りの申出等があつた後同日以前に当該農業相続人が死亡した場合には、当該農業相続人の相続人が当該農業相続人の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

一　当該農地又は採草放牧地が都市計画法の規定に基づく都市計画の決定若しくは変更又は政令で定める事由により、特定市街化区域農地等に該当することとなつた場合　同法第二十条第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による告示があつた日又は当該事由が生じた日

第七十条の七第一項中「十分の四」を「十分の三」に、「次項から第四項まで」を「以下この条」に、「同項に規定する延納税額が二百万円未満であるときは、当該延納税額を十万円で除して得た数（その数に一未満の端数があるときは、これを一とする。）に相当する年数以内」を「第三十条の二第一項に規定する特定森林施業計画が定められている区域内に存する立木に係る森林計画立木部分の税額にあつては、四十年以内」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第三十八条第一項に規定する延納税額が二百万円（当該延納税額が当該特定森林施業計画に係るものである場合には、四百万円）未満であるときは、当該延納を許可することができる期間は、当該延納税額を十万円で除して得た数（その数に一未満の端数があるときは、これを一とする。）に相当する年数を超えることができない。

第七十条の七第二項、第三項及び第六項中「十分の四」を「十分の三」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6　第一項から第三項までの規定の適用を受けている者に係る第一項に規定する森林施業計画につき森林法第十六条の規定による認定の取消しその他の政令で定める事由が生じたときは、その事由が生じた時として政令で定める時をもつて、その時以後に納付すべきであつた分納税額の合計額のうち当該森林施業計画に係る森林計画立木部分の税額に係る部分（以下この項において「納付すべき分納税額」という。）の納期限とする。この場合において、その者の延納期間のうち既に適用があつた年数が十五年（延納の許可を受けた年数が十五年未満であるときは、当該年数）に満たないときは、税務署長は、当該納付すべき分納税額について、その者の申請により、当該満たない年数を延納期間として、相続税法第三十八条第一項及び第五十二条第一項の規定を適用することができる。

7　前項の森林施業計画の認定又はその取消しがあつた場合における税務署長への通知に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十二条から第七十五条までの規定中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改める。

第七十七条中「平成三年十二月三十一日」を「平成五年十二月三十一日」に、「農地法第二条第一項」を「同項」に改め、「第七十条の四第一項に規定する」を削る。

第七十七条の三中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に、「千分の二十五」を「第二号に規定する土地の所有権の移転の登記にあつては千分の三十とし、第二号に規定する土地の所有権の移転の登記にあつては千分の二十五」に改める。

第七十七条の四第二項中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改め、「地区」の下に「（政令で定めるものに限る。）」を加える。

第七十八条中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改める。

第七十八条の二中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に、「千分の二十五」を「千分の三十」に改める。

第七十八条の四中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改める。

第八十一条第二項を削る。

第八十二条及び第八十三条第二項中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改める。

第八十四条を次のように改める。

（商法等の一部改正に伴う株式会社等の増資登記等の税率の軽減）

第八十四条　会社が平成三年四月一日から平成八年三月三十一日までの間に次の表の各号の上欄に掲げる登記を受ける場合には、これらの登記に係る登録免許税の当該各号の中欄に掲げる金額又は数量についての税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、当該各号の下欄に掲げる割合又は金額とする。

登記の事項	課税標準	税率
一　商法等の一部を改正する法律（平成二年法律第六十四号）附則第五条第一項に規定する株式会社（同法の施行後に資本の金額が千万円に達している当該株式会社を除く。以下この条において「特定株式会社」という。）の資本の増加の登記（第六号の登記に該当するものを除く。）	増加した資本の金額（資本の金額が千万円に達するまでの部分）	千分の三・五
	増加した資本の金額（資本の金額が千万円を超える部分）	千分の七
二　商法等の一部を改正する法律附則第十八条第一項に規定する有限会社（同法の施行後に資本の金額が三百万円に達している当該有限会社を除く。以下この条において「特定有限会社」という。）の資本の増加の登記（第七号の登記に該当するものを除く。）	増加した資本の金額（資本の金額が三百万円に達するまでの部分）	千分の三・五
	増加した資本の金額（資本の金額が三百万円を超える部分）	千分の七

三　合併（合併により消滅した会社のうちに特定株式会社又は特定有限会社があるもの（合併により消滅した会社が合名会社又は合資会社である場合には、九百万円）を超える資本の金額に対応する部分については、千分の〇・七（合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本の金額（当該消滅した会社が合名会社又は合資会社である場合には、九百万円）を超える資本の金額に対応する部分については、千分の七）に限る。）による株式会社の設立の登記	資本の金額（千万円に達するまでの部分）	千分の一・五（合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本の金額（当該消滅した会社が合名会社又は合資会社である場合には、九百万円）を超える資本の金額に対応する部分については、千分の三・五）	
	資本の金額（千万円を超える部分）	千分の〇・七（合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本の金額（当該消滅した会社が合名会社又は合資会社である場合には、九百万円）を超える資本の金額に対応する部分については、千分の七）	
四　合併（合併により消滅した会社のうちに特定株式会社又は特定有限会社があるもの（合併により消滅した会社が合名会社又は合資会社である場合には、九百万円）を超える資本の金額に対応する部分については、千分の〇・七（合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本の金額を超える資本の金額に対応する部分については、千分の三・五）に限る。）による有限会社の設立の登記	資本の金額（三百万円に達するまでの部分）	千分の一・五（合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本の金額を超える資本の金額に対応する部分については、千分の三・五）	
	資本の金額（三百万円を超える部分）	千分の〇・七（合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本の金額を超える資本の金額に対応する部分については、千分の七）	
五　特定株式会社の組織変更による有限会社の設立の登記	資本の金額（三百万円に達するまでの部分）	千分の一・五（組織変更をした会社の当該組織変更の直前における資本の金額を超える資本の金額に対応する部分については、千分の三・五）	
	資本の金額（三百万円を超える部分）	千分の〇・七（組織変更をした会社の当該組織変更の直前における資本の金額を超える資本の金額に対応する部分については、千分の七）	
六　合併による特定株式会社の資本の増加の登記又は合併（合併により消滅した会社のうちに特定株式会社又は特定有限会社があるもの（合併により消滅した会社が合名会社又は合資会社である場合には、九百万円）を超える資本の金額に対応する部分については、千分の〇・七（合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本の金額（当該消滅した会社が合名会社又は合資会社である場合には、九百万円）を超える資本の金額に対応する部分については、千分の七）に限る。）による株式会社の資本の増加の登記	増加した資本の金額（資本の金額が千万円に達するまでの部分）	千分の一・五（合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本の金額を超える資本の金額に対応する部分については、千分の三・五）	
	増加した資本の金額（資本の金額が千万円を超える部分）	千分の〇・七（合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本の金額を超える資本の金額に対応する部分については、千分の七）	
七　合併による特定有限会社の資本の増加の登記又は合併（合併により消滅した会社のうちに特定株式会社又は特定有限会社があるもの（合併により消滅した会社が合名会社又は合資会社である場合には、九百万円）を超える資本の金額に対応する部分については、千分の〇・七（合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本の金額を超える資本の金額に対応する部分については、千分の七）に限る。）による有限会社の資本の増加の登記	増加した資本の金額（資本の金額が三百万円に達するまでの部分）	千分の一・五（合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本の金額を超える資本の金額に対応する部分については、千分の三・五）	
	増加した資本の金額（資本の金額が三百万円を超える部分）	千分の〇・七（合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本の金額を超える資本の金額に対応する部分については、千分の七）	
八　特定株式会社又は特定有限会社の組織変更による合名会社又は合資会社の設立の登記	申請件数	一件につき千円	
九　特定株式会社又は特定有限会社の解散の登記	申請件数	一件につき千円	
十　合併（第三号又は第六号に規定する合併に限る。）による合名会社又は合資会社の解散の登記	申請件数	一件につき千円	

第五章に次の一条を加える。

（日本国有鉄道清算事業団の債務の償還等のための土地の処分等に係る登記の免税）

第八十四条の二　日本国有鉄道清算事業団が日本国有鉄道清算事業団法（昭和六十一年法律第九十号）第二十六条第一項第二号の業務として行う土地の処分の公正かつ適切な実施を確保するため設立した法人で政令で定めるものが、平成三年四月一日から平成八年三月三十一日までの間に、日本国有鉄道清算事業団から当該土地の所有権又は地上権の取得をした場合には、当該土地の所有権の移転の登記又は地上権の設定の登記若しくは所有権の移転請求権の保全のための仮登記については、大蔵省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

2　旅客鉄道株式会社（東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社をいう。）が、新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律（平成三年法律第　号）第五条第一項の規定による解散前の新幹線鉄道保有機構から、同法第三条第一項の認可を受けた新幹線鉄道施設譲渡計画に定めるところに従い、同法第一条に規定する新幹線鉄道施設を譲り受けた場合には、当該新幹線鉄道施設に係る土地若しくは建物の所有権の移転の登記又は当該土地の地上権の移転の登記については、大蔵省令で定めるところにより同法の施行の日の翌日から平成八年三月三十一日までの間に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

第八十八条の二第一項中「平成三年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改める。

第九十三条の見出し中「単位未満株式」を「単位未満株式等」に改め、同条第一項中「「発行法人」という」を「同じ」に改め、「場合」の下に「又は端株を発行した法人に対し商法第二百三十条ノ八ノ二第二項の規定に基づいて当該端株の譲渡をした場合」を加え、「当該譲渡」を「これらの譲渡」に、「当該発行法人」を「これらの法人」に改め、同条第二項中「発行法人」を「法人」に改め、「単位未満株式」の下に「又は端株」を加える。

第六章第五節に次の一条を加える。

（日本国有鉄道清算事業団の債務の償還等のための有価証券の処分に係る有価証券取引税の非課税）

第九十四条　日本国有鉄道清算事業団が、新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律の施行の日の翌日から平成八年三月三十一日までの間に、日本国有鉄道清算事業団法第二十六条第一項第二号の業務として行う第八十四条の二第二項に規定する旅客鉄道株式会社の株式の譲渡については、有価証券取引税を課さない。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　目次の改正規定（「第九条の二」を「第九条の三」に改める部分、「第二十条の五」を「第二十条の四」に改める部分、「第三十一条の五」を「第三十一条の四」に改める部分、「第八十四条」を「第八十四条の二」に改める部分及び「第九十三条」を「第九十三条・第九十四条」に改める部分を除く。）、第三十一条第一項の改正規定（「以下この条及び次条」を「第三十一条の三」に改める部分を除く。）、第三十一条の四第一項の改正規定（「第三十一条の二」を削る部分を除く。）、第三十七条第一項の改正規定（同項の表の第四号の改正規定を除く。）、同条第三項及び第四項の改正規定、第三十七条の二第二項第一号の改正規定、第三十七条の三第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に一項を加える改正規定、第三十七条の四の改正規定、第三十七条の五第二項の改正規定、同条第四項の改正規定、同条第五項第二号の改正規定、第四十一条の四から第四十一条の六までの改正規定、「第六節　その他の特例」を削り、第四十一条の六の前に節名を付する改正規定、第六十三条の改正規定、第三章第五節の三中同条の前に一条を加える改正規定、第六十三条の二の改正規定、第六十五条の七第一項の改正規定（「平成三年三月三十一日（次の表の第十七号の上欄に掲げる船舶にあつては、平成八年三月三十一日）」を「平成八年三月三十一日」に改める部分及び「同表の各号」を「次の表の各号」に改める部分並びに同項の表の第四号及び第十二号の改正規定を除く。）、同条第三項の改正規定、同条第十項第二号の改正規定、第六十五条の八第一項の改正規定（「平成三年三月三十一日（前条第一項の表の第十七号の上欄に掲げる船舶にあつては、平成八年三月三十一日）」を「平成八年三月三十一日」に改める部分及び「で同表」を「で前条第一項の表」に改める部分を除く。）、同条第三項の改正規定、同条第七項に後段を加える改正規定、第六十六条から第六十六条の三までの改正規定、第六十六条の前に節名を付する改正規定並びに第七十条の四から第七十条の六までの改正規定並びに附則第七条第一項、第七項、第十六項から第十九項まで及び第二十一項、第十四条、第十五条第七項から第十一項まで並びに第十九条第一項から第十四項までの規定　平成四年一月一日

二　目次の改正規定（「第九十三条」を「第九十三条・第九十四条」に改める部分に限る。）、第五章に一条を加える改正規定（第八十四条の二第二項に係る部分に限る。）及び第六章第五節に一条を加える改正規定　新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律（平成三年法律第　　号）の施行の日

三　第十条の四第一項の表に一号を加える改正規定及び第四十二条の七第一項の表に一号を加える改正規定並びに附則第三条第二項及び第十一条第二項の規定　中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第　　号）の施行の日

四　第十一条第一項の表の第六号を削る改正規定、第十一条の四の次に二条を加える改正規定（第十一条の六に係る部分に限る。）、第三十四条の二第二項第六号の次に一号を加える改正規定（同項第七号イに係る部分に限る。）、第四十三条第一項の表の第七号を削る改正規定、第四十四条の六の次に二条を加える改正規定（第四十四条の八第一項の表の第六号の次に一号を加える改正規定（同項第七号イに係る部分に限る。）及び第六十五条の四第一項第六号の次に一号を加える改正規定（同項第七号イに係る部分に限る。）並びに附則第四条第二項及び第四項、第七条第十項、第十二条第二項及び第六項並びに第十五条第三項の規定　中小小売商業振興法の一部を改正する法律（平成三年法律第　　号。以下「中小小売商業振興法改正法」という。）の施行の日

五　第三十条の二の改正規定（「平成三年」を「平成五年」に改める部分を除く。）、第五十条第一項の改正規定（「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改める部分を除く。）、第五十六条の三第一項第二号の改正規定、第六十二条の二第三項第二号ハの改正規定及び第七十条の七第一項の改正規定（「十分の四」を「十分の三」に改める部分を除く。）並びに附則第六条、第十二条第十五項、第十三条第二項及び第十九条第十六項の規定　森林法等の一部を改正する法律（平成三年法律第　　号。以下「森林法改正法」という。）の施行の日

六　第三十四条の二第二項第六号の次に一号を加える改正規定（同項第七号ロに係る部分に限る。）、第四十四条の六の次に二条を加える改正規定（第四十四条の八第一項の表の第五号に係る部分に限る。）及び第六十五条の四第一項第六号の次に一号を加える改正規定（同項第七号ロに係る部分に限る。）並びに附則第七条第十一項、第十二条第七項及び第十五条第四項の規定　特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法（平成三年法律第　　号）の施行の日

七　第三十四条の二第二項第六号の次に一号を加える改正規定（同項第七号ハに係る部分に

限る。）、第四十四条の六の次に二条を加える改正規定（第四十四条の八第一項の表の第六号及び第七号に係る部分に限る。）及び第六十五条の四第一項第六号の次に一号を加える改正規定（同項第七号ハに係る部分に限る。）並びに附則第七条第十二項、第十二条第八項及び第十五条第五項の規定　食品流通構造改善促進法（平成三年法律第　号）の施行の日

（所得税の特例に関する経過措置の原則）

第二条　改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、平成三年分以後の所得税について適用し、平成二年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第三条　個人がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に取得若しくは製作又は賃借をした改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第十条の四第一項第三号の中欄に掲げる同項の事業基盤強化設備については、なお従前の例による。

2　新法第十条の四第一項の表の第五号の規定は、個人が中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律の施行の日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同項に規定する事業基盤強化設備について適用する。

（個人の減価償却に関する経過措置）

第四条　新法第十一条第一項の表の第一号及び第四号の規定は、個人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をするこれらの規定に掲げる同項に規定する特定設備等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十一条第一項の表の第一号及び第四号に掲げる同項の特定設備等については、なお従前の例による。

2　個人が中小小売商業振興法改正法の施行の日前に取得等をした旧法第十一条第一項の表の第六号に掲げる同項の特定設備等については、なお従前の例による。

3　新法第十一条の二第一項の表の第一号の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する地震防災対策用資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十一条の二第一項の表の第一号の中欄に掲げる同項の地震防災対策用資産については、なお従前の例による。

4　新法第十一条の六の規定は、個人が中小小売商業振興法改正法の施行の日以後に取得等をする同条第一項に規定する商業施設等について適用する。

5　個人が平成三年十二月五日前に取得等をした旧法第十二条第一項の表の第七号に掲げる同項の工業用機械等については、同条の規定は、なおその効力を有する。

6　前項の規定の適用がある場合における新法第十条から第十条の五まで、第十二条から第十四条まで、第十六条、第二十八条の三、第三十三条の六及び第三十七条の三（新法第三十七条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新法第十条第四項第二号中「又は第十六条」とあるのは「、第十六条又は租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第　号。以下「平成三年改正法」という。）附則第四条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三年改正法による改正前の租税特別措置法第十二条第一項の表の第七号（以下「旧法第十二条第一項の表の第七号」という。）」と、新法第十条の二第一項及び第三項、第十条の三第一項及び第三項、第十条の四第一項及び第三項並びに第十条の五第一項中「又は第十六条」とあるのは「、第十六条又は旧法第十二条第一項の表の第七号」と、新法第十二条第一項の表の第七号」と、新法第十二条の二第一項中「前条まで」とあるのは「前条まで又は旧法第十二条第一項の表の第七号」と、同条第二項中「前条まで」とあるのは「前条まで若しくは旧法第十二条第一項の表の第七号」と、新法第十三条第一項中「又は第十四条から第十六条まで」とあるのは「、第十四条から第十六条まで又は旧法第十二条第一項の表の第七号」と、新法第十三条の二第一項中「又は次条から第十六条まで」とあるのは「、次条から第十六条まで又は旧法第十二条第一項の表の第七号」と、新法第十四条第二項中「第十七条」とあるのは「第十七条若しくは旧法第十二条第一項の表の第七号」と、新法第十六条第一項中「第十二条の二まで」とあるのは「第十二条の二まで又は旧法第十二条第一項の表の第七号」と、新法第二十八条の三第十一項、第三十三条の六第二項及び第三十七条の三第三項中「並びに第十四条から第十六条まで」とあるのは「、第十四条から第十六条まで並びに旧法第十二条第一項の表の第七号」とする。

7　新法第十二条の二第二項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する医療用機器等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十二条の二第二項に規定する医療用機器等については、なお従前の例による。

8　個人が平成二年九月三十日以前に取得又は製作をした旧法第十二条の三第一項に規定する特定事務用機器については、なお従前の例による。

9　新法第十三条の二第一項の規定は、施行日以後に同項各号に規定する中小企業構造改善計画、構造改善事業計画若しくは構造改善円滑化計画又は中小漁業構造改善計画につき当該各号の承認又は認定を受ける当該各号の商工組合等、特定組合若しくは特定商工組合等又は漁業協同組合等の構成員の有する当該各号に定める減価償却資産について適用し、施行日前に旧法第十三条の二第一項各号に規定する中小企業構造改善計画、構造改善事業計画若しくは構造改善円滑化計画又は中小漁業構造改善計画につき当該各号の承認又は認定を受けた当該各号の商工組合等、特定組合若しくは特定商工組合等又は漁業協同組合等の構成員の有する当該各号に定める減価償却資産については、なお従前の例による。

10　新法第十四条第二項の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する特定再開発建築物等について適用し、個人が施行日前に取得又は新築をした旧法第十四条第二項に規定する特定再開発建築物等については、なお従前の例による。

（個人の準備金に関する経過措置）

第五条　旧法第二十条の五第一項の規定により積み立てられた採石災害防止準備金の金額は、新法第二十条の四の規定の適用については、同条第一項の表の第一号の中欄に規定する岩石採取場に係る特定災害防止準備金の金額とみなす。

（山林所得に係る森林計画特別控除に関する経過措置）

第六条　新法第三十条の二の規定は、森林法改正法の施行の日以後に行う同条第一項に規定する山林の伐採又は譲渡について適用する。

（個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）

第七条　新法第三十一条第一項の規定は、個人が平成四年一月一日以後に行う同項に規定する土地等又は建物等の譲渡について適用し、個人が同日前に行った旧法第三十一条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡については、なお従前の例による。

2　新法第三十一条の二の規定は、個人が平成三年一月一日以後に行う同条第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第三項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡について適用し、個人が同日前に行った旧法第三十一条の二第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第三項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡については、なお従前の例による。この場合において、平成三年十二月三十一日までに行うこれらの譲渡に係る新法第三十一条の二の規定の適用については、同条第一項中「係る前条の規定の適用については、同条第一項中「百分の三十」とあるのは、「百分の十五」とあるのは、「ついては、前条第一項の規定により当該譲渡に係る同項の課税長期譲渡所得金額に対し課する所得税の額は、同項各号の規定にかかわらず、当該譲渡に係る当該課税長期譲渡所得金額の百分の十五に相当する額」とする。

3　平成三年一月一日から同年三月三十一日までの間に行う新法第三十一条の二第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第三項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡について、旧法第三十四条の二第二項第三号又は第四号に掲げる場合に該当することにより同条第一項の規定の適用を受けるときは、これらの譲渡については、当該優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

4　個人が平成五年三月三十一日までに行う旧法第三十一条の三第一項に規定する特定市街化区域農地等の譲渡については、同条の規定は、なおその効力を有する。

5　前項の場合において、施行日から平成三年十二月三十一日までの間に行う同項の特定市街化区域農地等の譲渡については、同項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第三十一条の三第一項（以下この項において「旧法第三十一条の三第一項」という。）中「第三十一条第三項」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第　号。以下「平成三年改正法」という。）による改正前の租税特別措置法（以下「平成三年旧法」という。）第三十一条第三項」と、「前条又は次条」とあるのは「平成三年旧法第三十一条の二又は第三十一条の四」と、「第三十一条の」とあるのは「平成三年旧法第三十一条の」とし、平成四年一月一日から平成五年三月三十一日までの間に行う当該特定市街化区域農地等の譲渡については、旧法第三十一条の三第一項中「第三十一条第三項」とあるのは「平成三年改正法による改正後の租税特別措置法（以下「平成三年新法」という。）第三十一条第三項」と、「前条又は次条」とあるのは「平成三年新法第三十一条の二又は第三十一条の三」と、「第三十一条の」とあるのは「平成三年新法第三十一条の」と、「同条第一項第二号中「百分の二十五」とあるのは、「百分の二十二・五」とあるのは「同条第一項中「百分の三十」とあるのは、「百分の二十七・五」と、前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第三十一条の三第二項第一号中「地方税法」とあるのは「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成三年法律第　号）第二条による改正前の地方税法」とする。

6　前二項の規定の適用がある場合における新法第三十一条から第三十一条の三まで及び第三十三条の規定の適用については、新法第三十一条第五項第一号中「特例」又は」とあるのは「特例）、」と、「）の規定」とあるのは「）又は平成三年改正法附則第七条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三年改正法による改正前の租税特別措置法第三十一条の三（以下この節において「旧法第三十一条の三」という。）の規定」と、新法第三十一条の三第一項中「若しくは第三十七条の七」とあるのは「、第三十七条の七若しくは旧法第三十一条の三」と、新法第三十三条第一項中「又は第三十一条の三」とあるのは「、第三十一条の三又は旧法第三十一条の三」とする。

7　新法第三十一条の三第一項の規定は、個人が平成四年一月一日以後に行う同項に規定する土地等又は建物等で同項に規定する居住用財産に該当するものの譲渡について適用し、個人が同日前に行った旧法第三十一条の四第一項に規定する土地等又は建物等で同項に規定する居住用財産に該当するものの譲渡については、なお従前の例による。

8　新法第三十三条の四第一項及び第二項の規定は、個人が平成三年一月一日以後に行う同条第一項に規定する収用交換等による譲渡について適用する。

9　新法第三十四条の二第二項（同項第七号を除く。）の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が施行日前に行った旧法第三十四条の二第一項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

10　新法第三十四条の二第二項第七号イの規定は、個人が中小小売商業振興法改正法の施行の日以後に行う同条第一項に規定する土地等の譲渡について適用する。

11　新法第三十四条の二第二項第七号ロの規定は、個人が特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法の施行の日以後に行う同条第一項に規定する土地等の譲渡について適用する。

12　新法第三十四条の二第二項第七号ハの規定は、個人が食品流通構造改善促進法の施行の日以後に行う同条第一項に規定する土地等の譲渡について適用する。

13　新法第三十四条の三第一項の規定は、個人が平成三年一月一日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。

14　新法第三十六条の規定は、個人が平成三年一月一日以後に行う同条第一項に規定する資産の譲渡について適用し、個人が同日前に行った旧法第三十六条第一項に規定する資産の譲渡については、なお従前の例による。

15　新法第三十七条第一項の表の第四号の規定は、個人が施行日以後に行う同号の上欄に掲げる資産の譲渡について適用し、個人が施行日前に行った旧法第三十七条第一項の表の第四号の上欄に掲げる資産の譲渡については、なお従前の例による。

16　新法第三十七条（同条第一項の表の第四号を除く。）、第三十七条の二第二項及び第三十七条の三第二項の規定は、個人が平成四年一月一日以後に行う新法第三十七条第一項の表（同表の第四号を除く。）の上欄に掲げる資産の譲渡について適用し、個人が同日前に行った旧法第三十七条第一項の表（同表の第四号を除く。）の上欄に掲げる資産の譲渡については、なお従前の例による。

17　個人が平成四年一月一日以後に旧法第三十七条第一項の表の第十四号の上欄に掲げる資産（以下この項において「特定長期所有土地等」という。）に該当するものの譲渡をし、かつ、当該個人が同号の下欄に掲げる資産（以下この項において「減価償却資産」という。）の取得（建設及び製作を含む。以下この項において同じ。）をした場合において、当該譲渡が次の各号に掲げる譲渡に該当し、かつ、当該取得が当該各号に定める取得に該当するときは、当該譲渡については、旧法第三十七条から第三十七条の四まで（旧法第三十七条第一項の表の第十四号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

一　平成四年一月一日以後に行う特定長期所有土地等に該当するものの譲渡　同日前に行った当該減価償却資産の取得（当該取得をしたこと及び当該減価償却資産につきこの項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第三十七条の規定の適用を受ける旨を政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長に届出をした場合における当該取得に限る。）

二　平成四年一月一日から平成五年十二月三十一日までの期間（以下この項において「特例期間」という。）内に行う特定長期所有土地等に該当するものの譲渡で、平成四年一月一日前に、当該譲渡に係る契約を締結し、かつ、当該譲渡に係る対価の額のうちその百分の二十に相当する金額以上の額の支払を受けたもの（当該譲渡をすることにつき政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長に届出をした場合における当該譲渡に限る。）　特例期間内に行う当該減価償却資産の取得

三　特例期間内に行う特定長期所有土地等に該当するものの譲渡　特例期間内に行う当該減価償却資産の取得で、平成四年一月一日前に、当該取得に係る契約を締結し、かつ、当該取得に係る対価の額のうちその百分の二十に相当する金額以上の額の支払を行い、又は当該減価償却資産の建設若しくは製作を開始したもの（当該取得をすることにつき政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長に届出をした場合における当該取得に限る。）

18　前項の場合において、同項の規定によりなおその効力を有するものとされる次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

旧法第三十七条第一項	平成三年十二月三十一日	平成三年十二月三十一日（次の表の第十四号の上欄に掲げる資産にあつては、当該資産の譲渡の日）
	同表の各号	同表の第十四号
	ものの譲渡	ものの譲渡（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第　号。以下「平成三年改正法」という。）附則第七条第十七項各号に掲げるものに該当する譲渡に限る。）
	当該各号の下欄に掲げる資産の取得	同表の第十四号の下欄に掲げる資産の取得（平成三年改正法附則第七条第十七項各号に掲げる譲渡に応じ当該各号に定める取得に限る。）
	を当該各号	を同表の第十四号
	第三十一条	平成三年改正法による改正後の租税特別措置法第三十一条
旧法第三十七条第三項	平成三年十二月三十一日	平成三年十二月三十一日（第一項の表の第十四号の上欄に掲げる資産にあつては、当該資産の譲渡の日）
	同表の各号	同表の第十四号
	の譲渡	の譲渡（平成三年改正法附則第七条第十七項各号に掲げる譲渡に該当するものに限る。）
	当該各号の下欄に掲げる資産の取得	同表の第十四号の下欄に掲げる資産の取得（平成三年改正法附則第七条第十七項各号に掲げる譲渡に応じ当該各号に定める取得に限る。）
	を当該各号	を同表の第十四号

旧法第三十七条第四項	平成三年十二月三十一日（第一項の表の第十四号の上欄に掲げる資産にあつては、当該資産の譲渡の日）	同表の第十四号	同表の各号の譲渡（前項に規定する政令で定めるやむを得ない事情があるため、当該翌年中に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、政令で定めるところにより税務署長の承認を受けたときは、当該資産の取得をすることができるものとして、当該翌年の十二月三十一日後二年以内において当該税務署長が認定した日までの期間内。次条第二項第二号において同じ。）に当該各号の下欄に掲げる資産の取得を当該各号	同表の第十四号の下欄に掲げる資産の取得（平成三年改正法附則第七条第十七項第二号又は第三号に掲げる譲渡に該当するものに限る。）に応じこれらの規定に定める取得に限る。）
旧法第三十七条第六項	第三十一条第一項	表の各号	平成三年改正法による改正後の租税特別措置法第三十一条第一項	を同表の第十四号	
旧法第三十七条の二第一項	表の各号	表の第十四号			
旧法第三十七条の四	平成三年十二月三十一日	同表の各号	平成三年十二月三十一日（第三十七条第一項の表の第十四号の上欄に掲げる資産にあつては、当該資産の譲渡の日）	同表の第十四号	
	当該各号	同号			
	した場合（当該交換譲渡資産（他資産との交換取得資産以外の資産との交換をし、かつ、交換差金を取得した場合（以下この条において「他資産との交換の場合」という。）にあつては、交換差金に対応するものとして政令で定める部分に限る。）	した場合（当該交換による譲渡が平成三年改正法附則第七条第十七項第二号又は第三号に掲げる譲渡に該当し、かつ、当該交換による取得が当該譲渡に応じこれらの規定に定める取得に該当する場合に限るものとし、当該交換譲渡資産（他資産との交換の場合にあつては、交換差金に対応するものとして政令で定める部分に限る。）又は交換譲渡資産と交換取得資産（他資産との交換の場合にあつては、交換差金に対応するものとして政令で定める部分に限る。）との交換をした場合（以下この条において「他資産との交換の場合」という。）にあつては、当該交換譲渡資産（他資産との交換の場合にあつては、交換差金に対応するものとして政令で定める部分に限る。）	

19　前二項の規定の適用がある場合における新法第三十一条の三、第三十四条から第三十四条の三まで、第三十五条、第三十六条の二、第三十七条の五及び第三十七条の六の規定の適用については、新法第三十一条の三第一項中「若しくは第三十七条の七」とあるのは「、第三十七条の七若しくは平成三年改正法附則第七条第十七項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三年改正法による改正前の租税特別措置法第三十七条若しくは第三十七条の四（以下「旧法第三十七条若しくは第三十七条の四」という。）」と、新法第三十四条第一項、第三十四条の二第一項及び第三十四条の三第一項中「又は第三十七条の七」とあるのは「、第三十七条の七又は旧法第三十七条の七」と、新法第三十五条第一項中「若しくは第三十七条の七」とあるのは「、第三十七条の七若しくは旧法第三十七条若しくは第三十七条の四」と、新法第三十六条の二第一項中「又は第三十七条の七」とあるのは「、第三十七条の七又は旧法第三十七条若しくは第三十七条の四」と、新法第三十七条の五第一項中「若しくは第三十七条」とあるのは「、第三十七条若しくは平成三年改正法附則第七条第十七項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三年改正法による改正前の租税特別措置法第三十七条」と、新法第三十七条の六第一項第一号及び第二号中「又は第三十七条の四」とあるのは「、第三十七条の四又は旧法第三十七条若しくは第三十七条の四」と、同項第三号中「又は前条」とあるのは「、前条又は旧法第三十七条若しくは第三十七条の四」とする。

20　新法第三十七条の五第一項の規定は、個人が施行日以後に行う同項に規定する資産の譲渡について適用し、個人が施行日前に行った旧法第三十七条の五第一項に規定する資産の譲渡については、なお従前の例による。

（居住者の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置）

第八条　新法第四十条の四第五項の規定は、同項に規定する外国関係会社の施行日以後に終了する事業年度終了の日以後二月を経過した日の属する年分の所得税について適用し、当該外国関係会社の施行日前に終了した事業年度終了の日以後二月を経過した日の属する年分の所得税については、なお従前の例による。

（住宅の取得等をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第九条　新法第四十一条及び第四十一条の二の規定は、居住者が施行日以後に新法第四十一条第

一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。以下この条において同じ。）を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合について適用し、居住者が施行日前に旧法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

（法人税の特例に関する経過措置の原則）

第十条　新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第十一条　法人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧法第四十二条の七第一項第三号の中欄に掲げる同項の事業基盤強化設備については、なお従前の例による。

2　新法第四十二条の七第一項の表の第五号の規定は、法人が中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律の施行の日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同項に規定する事業基盤強化設備について適用する。

（法人の減価償却に関する経過措置）

第十二条　新法第四十三条第一項の表の第一号及び第四号の規定は、法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をするこれらの規定に掲げる同項に規定する特定設備等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十三条第一項の表の第一号及び第四号に掲げる同項の特定設備等については、なお従前の例による。

2　法人が中小小売商業振興法改正法の施行の日前に取得等をした旧法第四十三条第一項の表の第七号に掲げる同項の特定設備等については、なお従前の例による。

3　新法第四十四条第一項の表の第一号の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する地震防災対策用資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十四条第一項の表の第一号の中欄に掲げる同項の地震防災対策用資産については、なお従前の例による。

4　法人が施行日前に取得又は製作をした旧法第四十四条の四第一項の表の第二号の中欄に掲げる同項の産業構造転換用設備等については、なお従前の例による。

5　新法第四十四条の六第一項の表の第二号の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する特定電気通信設備について適用する。

6　新法第四十四条の八第一項の表の第一号から第四号までの規定は、法人が中小小売商業振興法改正法の施行の日以後に取得等をする同項に規定する商業施設等について適用する。

7　新法第四十四条の八第一項の表の第五号の規定は、法人が特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法の施行の日以後に取得等をする同項に規定する商業施設等について適用する。

8　新法第四十四条の八第一項の表の第六号及び第七号の規定は、法人が食品流通構造改善促進法の施行の日以後に取得等をする同項に規定する商業施設等について適用する。

9　法人が平成三年十二月五日前に取得等をした旧法第四十五条第一項の表の第七号に掲げる同項の工業用機械等については、同条の規定は、なおその効力を有する。

10　前項の規定の適用がある場合における新法第四十二条の四から第四十二条の八まで、第四十五条から第四十九条まで、第五十一条、第五十二条の二、第五十二条の三、第六十四条（新法第六十四条の二第六項及び第六十五条第六項において準用する場合を含む。）、第六十五条の七（新法第六十五条の八第七項において準用する場合を含む。）及び第六十七条の四の規定の適用については、新法第四十二条の四第五項第二号、第四十二条の五第一項及び第二項、第四十二条の六第一項及び第二項、第四十二条の七第一項及び第二項並びに第四十二条の八第一項中「若しくは第五十一条」とあるのは「、第五十一条若しくは平成三年改正法附則第十二条第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三年旧法第四十五条第一項の表の第七号（以下「旧法第四十五条第一項の表の第七号」という。）」と、新法第四十五条第一項及び第四十五条の二第一項から第三項までの規定中「前条まで」とあるのは「前条まで若しくは旧法第四十五条第一項の表の第七号」と、新法第四十六条第一項及び第二項中「若しくは第五十一条」とあるのは「、第五十一条若しくは旧法第四十五条第一項の表の第七号」と、新法第四十七条第二項中「若しくは第四十五条第一項の表の第七号」と、新法第四十八条第一項中「第四十五条まで」とあるのは「第四十五条まで若しくは旧法第四十五条第一項の表の第七号」と、新法第四十九条第一項中「第四十五条の二まで」とあるのは「第四十五条の二まで若しくは旧法第四十五条第一項の表の第七号」と、新法第五十一条第二項中「若しくは第四十七条から第四十九条まで」とあるのは「、第四十七条から第四十九条まで若しくは旧法第四十五条第一項の表の第七号」と、新法第五十二条の三第一項中「又は第五十一条」とあるのは「、第五十一条又は旧法第四十五条第一項の表の第七号」と、新法第六十四条第六項、第六十五条の七第七項及び第六十七条の四第六項中「及び第四十七条から第五十一条まで」とあるのは「、第四十七条から第五十一条まで及び旧法第四十五条第一項の表の第七号」とする。

11　新法第四十五条の二第二項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する医療用機器等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十五条の二第二項に規定する医療用機器等については、なお従前の例による。

12　法人が平成二年九月三十日以前に取得又は製作をした旧法第四十五条の三第一項に規定する特定事務用機器については、なお従前の例による。

13　新法第四十六条第一項の規定は、施行日以後に同項各号に規定する中小企業構造改善計画、構造改善事業計画若しくは構造改善円滑化計画又は中小漁業構造改善計画につき当該各号の承認又は認定を受ける当該各号の商工組合等、特定組合若しくは特定商工組合等又は漁業協同組合等の構成員の有する当該各号に定める減価償却資産について適用し、施行日前に旧法第四十六条第一項各号に規定する中小企業構造改善計画、構造改善事業計画若しくは構造改善円滑化計画又は中小漁業構造改善計画につき当該各号の承認又は認定を受けた当該各号の商工組合等、特定組合若しくは特定商工組合等又は漁業協同組合等の構成員の有する当該各号に定める減価償却資産については、なお従前の例による。

14　新法第四十七条第二項の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する特定再開発建築物等について適用し、法人が施行日前に取得又は新築をした旧法第四十七条第二項に規定する特定再開発建築物等については、なお従前の例による。

15　新法第五十条第一項の規定は、法人が森林法改正法の施行の日以後に同項に規定する植林費を支出する場合について適用し、法人が同日前に旧法第五十条第一項に規定する植林費を支出した場合については、なお従前の例による。

16　新法第五十一条第一項の規定は、施行日以後に同項の特定組合が新法第五十五条の四第一項の事業計画の承認等を受ける当該事業計画に定める共同利用施設について適用し、施行日前に旧法第五十一条第一項の特定組合が旧法第五十五条の四第一項の事業計画の承認等を受けた当該事業計画に定める共同利用施設については、なお従前の例による。

（法人の準備金等に関する経過措置）

第十三条　旧法第五十五条の七第一項の規定により積み立てられた採石災害防止準備金の金額は、新法第五十五条の七の規定の適用については、同条第一項の表の第一号の中欄に規定する岩石採取場に係る特定災害防止準備金の金額とみなす。

2　新法第五十六条の三第一項及び第六十二条の二第三項第二号ハの規定は、法人の森林法改正法の施行の日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率に関する経過措置）

第十四条　新法第六十二条の三の規定は、法人が平成四年一月一日以後にする同条第一項に規定する土地の譲渡等に係る法人税について適用する。

2　新法第六十三条の規定は、法人が平成四年一月一日以後にする同条第一項に規定する短期所有に係る土地の譲渡等に係る法人税について適用し、法人が同日前にした旧法第六十三条第一項に規定する土地の譲渡等に係る法人税については、なお従前の例による。

3　新法第六十三条の二の規定は、法人が平成四年一月一日以後にする同条第一項に規定する超短期所有に係る土地の譲渡等に係る法人税について適用し、法人が同日前にした旧法第六十三条の二第一項に規定する超短期所有土地等に係る土地の譲渡等に係る法人税については、なお従前の例による。

4　法人の平成四年一月一日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度における新法第六十三条の二第二項第三号及び第五項に規定する当該事業年度の所得の金額の計算の特例その他前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（法人の資産の譲渡の場合の課税の特例等に関する経過措置）

第十五条　新法第六十五条の二、第六十五条の五及び第六十五条の六の規定は、法人が平成三年一月一日以後に行うこれらの規定に該当する資産の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日前に行った旧法第六十五条の二、第六十五条の五及び第六十五条の六の規定に該当する資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

2　新法第六十五条の四第一項（同項第七号を除く。）の規定は、法人が施行日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が施行日前に行った旧法第六十五条の四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

3　新法第六十五条の四第一項第七号イの規定は、法人が中小小売商業振興法改正法の施行の日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用する。

4　新法第六十五条の四第一項第七号ロの規定は、法人が特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法の施行の日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用する。

5　新法第六十五条の四第一項第七号ハの規定は、法人が食品流通構造改善促進法の施行の日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用する。

6　新法第六十五条の七第一項の表の第四号及び第十三号の規定は、法人が施行日以後に行う同表の第四号及び第十三号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税について適用し、法人が施行日前に行った旧法第六十五条の七第一項の表の第四号及び第十二号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

7　新法第六十五条の七（同条第一項の表の第四号及び第十三号を除く。）及び第六十五条の八の規定は、法人が平成四年一月一日以後に行う新法第六十五条の七第一項の表（同表の第四号及び第十三号を除く。）の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日前に行った旧法第六十五条の七第一項の表（同表の第四号及び第十二号を除く。）の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

8　法人が平成四年一月一日以後に旧法第六十五条の七第一項の表の第十五号の上欄に掲げる資産（以下この項において「特定長期所有土地等」という。）に該当するものの譲渡をし、かつ、当該法人が同号の下欄に掲げる資産（以下この項において「減価償却資産」という。）の取得（建設及び製作を含む。以下この項において同じ。）をした場合において、当該譲渡が次の各号に掲げる譲渡に該当し、かつ、当該取得が当該各号に

定める取得に該当するときは、当該譲渡に係る法人税については、旧法第六十五条の七から第六十五条の九まで（旧法第六十五条の七第一項の表の第十五号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

一　平成四年一月一日以後に行う特定長期所有土地等に該当するものの譲渡　同日前に行った当該減価償却資産の取得（当該取得をしたこと及び当該減価償却資産につきこの項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第六十五条の七の規定の適用を受ける旨を政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長に届出をした場合における当該取得に限る。）

二　平成四年一月一日から平成五年十二月三十一日までの期間（以下この項において「特例期間」という。）内に行う特定長期所有土地等に該当するものの譲渡で、平成四年一月一日前に、当該譲渡に係る契約を締結し、かつ、当該譲渡に係る対価の額のうちその百分の二十に相当する金額以上の額の支払を受けたもの（当該譲渡をすることにつき政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長に届出をした場合における当該譲渡に限る。）特例期間内に行う当該減価償却資産の取得

三　特例期間内に行う特定長期所有土地等に該当するものの譲渡　特例期間内に行う当該減価償却資産の取得で、平成四年一月一日前に、当該取得に係る契約を締結し、かつ、当該取得に係る対価の額のうちその百分の二十に相当する金額以上の額の支払を行い、又は当該減価償却資産の建設若しくは製作を開始したもの（当該取得をすることにつき政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長に届出をした場合における当該取得に限る。）

9　前項の場合において、同項の規定によりなおその効力を有するものとされる次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

旧法第六十五条の七第一項	平成三年三月三十一日	平成三年三月三十一日（次の表の第十五号の上欄に掲げる資産にあつては、当該資産の譲渡の日）
	同表の各号	同表の第十五号
	の譲渡	の譲渡（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第　号。以下「平成三年改正法」という。）附則第十五条第八項各号に掲げるものに該当する譲渡に限る。）
	当該各号の下欄に掲げる資産の取得	同表の第十五号の下欄に掲げる資産の取得（平成三年改正法附則第十五条第八項各号に掲げる譲渡に応じ当該各号に定める取得に限る。）
	を当該各号	を同表の第十五号

旧法第六十五条の七第三項	表の各号	表の第十五号
	の譲渡	の譲渡（平成三年改正法附則第十五条第八項各号に掲げる譲渡に該当するものに限る。）
	当該各号の下欄に掲げる資産の取得	同表の第十五号の下欄に掲げる資産の取得（平成三年改正法附則第十五条第八項各号に掲げる譲渡に応じ当該各号に定める取得に限る。）
	を当該各号	を同表の第十五号
旧法第六十五条の七第四項	各号	第十五号
旧法第六十五条の七第七項	第五十二条の三第一項	第五十二条の三第一項（平成三年改正法による改正後のこれらの規定を含む。）
旧法第六十五条の七第十項第一号	第六十四条第一項第一号	平成三年改正法による改正後の租税特別措置法第六十四条第一項第一号
	第六十四条第二項	同法第六十四条第二項
旧法第六十五条の八第一項	平成三年三月三十一日	平成三年三月三十一日（前条第一項の表の第十五号の上欄に掲げる資産にあつては、当該資産の譲渡の日）
	で同表の各号	で同表の第十五号
	）の譲渡	）の譲渡（平成三年改正法附則第十五条第八項第二号又は第三号に掲げる譲渡に該当するものに限る。）
	当該各号	同表の第十五号
	に掲げる資産の取得をすること	に掲げる資産の取得（平成三年改正法附則第十五条第八項第二号又は第三号に掲げる譲渡に応じこれらの規定に定める取得に限る。以下この条において同じ。）をすること
	係る同表の各号	同号
旧法第六十五条の八第二項	表の各号	表の第十五号
	当該各号	同号
旧法第六十五条の八第六項	表の各号	表の第十五号

旧法第六十五条の九	平成三年三月三十一日	平成三年三月三十一日（第六十五条の七第一項の表の第十五号の上欄に掲げる資産にあつては、当該資産の譲渡の日）
	同表の各号	同表の第十五号
	当該各号	同号
	した場合（当該	した場合（当該交換による譲渡が平成三年改正法附則第十五条第八項第二号又は第三号に掲げる譲渡に該当し、かつ、当該交換による取得が当該譲渡に応じこれらの規定に定める取得に該当する場合に限るものとし、当該
	含む。又は交換譲渡資産と交換取得資産以外の資産との交換をし、かつ、交換差金を取得した場合（以下この条において「他資産との交換の場合」という。）	含む。）
	当該交換譲渡資産（他資産との交換の場合にあつては、交換差金に対応するものとして政令で定める部分に限る。）	当該交換譲渡資産

10　前二項の規定の適用がある場合における新法第六十五条の三から第六十五条の五までの規定の適用については、新法第六十五条の三第一項、第六十五条の四第一項及び第六十五条の五第一項中「第六十五条の九まで」とあるのは、「第六十五条の九まで若しくは平成三年改正法附則第十五条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三年改正法による改正前の租税特別措置法第六十五条の七から第六十五条の九まで」とする。

11　新法第六十六条の規定は、法人が平成四年一月一日以後に行う同条第一項に規定する出資に係る法人税について適用する。

（国外関連者との取引に係る課税の特例に関する経過措置）

第十六条　新法第六十六条の五第三項の規定は、法人が施行日以後に支出する同項に規定する寄附金の額について適用する。

2　新法第六十六条の五第十六項の規定は、施行日以後に同項各号に定める期限又は日が到来する法人税について適用し、施行日前に当該期限又は日が到来した法人税に係る同項に規定する更正決定又は賦課決定をすることができる期間については、なお従前の例による。

3　新法第六十六条の五第十七項及び第十八項の規定は、施行日以後に国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第七十二条第一項に規定する法定納期限が到来する法人税について適用し、施行日前に当該法定納期限が到来した法人税に係る同項に規定する国税の徴収権の時効については、なお従前の例による。

（内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置）

第十七条　新法第六十六条の六第五項の規定は、同項に規定する外国関係会社の施行日以後に終了する事業年度終了の日以後二月を経過した日を含む事業年度の法人税について適用し、当該外国関係会社の施行日前に終了した事業年度終了の日以後二月を経過した日を含む事業年度の法人税については、なお従前の例による。

（東京湾横断道路の建設事業を行う会社に対し出資をした場合の課税の特例に関する経過措置）

第十八条　法人が旧法第六十六条の十五第一項の規定により施行日前に開始した事業年度において同項の特別勘定として経理した金額の益金の額への算入については、なお従前の例による。

（相続税及び贈与税に関する経過措置）

第十九条　新法第七十条の四の規定は、平成四年一月一日以後に行われる同条第一項に規定する農地等の贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。次項において同じ。）に係る贈与税について適用し、同日前に行われた旧法第七十条の四第一項に規定する農地等の贈与については、なお従前の例による。

2　新法第七十条の五の規定は、平成四年一月一日以後に新法第七十条の四第一項の規定の適用に係る贈与税に係る同項に規定する農地等の贈与者が死亡した場合又は同日以後に旧法第七十条の四第一項の規定の適用に係る贈与税に係る同項に規定する農地等の贈与者（以下この項において「旧法の規定による農地等の贈与者」という。）が死亡した場合におけるこれらの死亡による相続又は遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この条において同じ。）に係る相続税について適用し、同日前に旧法の規定による農地等の贈与者が死亡した場合における当該死亡による相続又は遺贈に係る相続税については、なお従前の例による。

3　新法第七十条の六の規定は、平成四年一月一日以後に相続又は遺贈により同条第一項に規定する取得をした財産のうちに同項に規定する農地、採草放牧地又は準農地がある場合における当該相続又は遺贈に係る相続税について適用する。

4　平成四年一月一日から同年十二月三十一日までの間に新法第七十条の六第一項に規定する農業相続人が相続又は遺贈により同項に規定する取得をした財産のうち当該取得の時において新法第七十条の四第二項第三号に規定する特定市街化区域農地等（以下この条において「特定市街化区域農地等」という。）に該当する同項第一号又は第二号に規定する農地又は採草放牧地（以下この項において「農地等」という。）が、同日（同日前に新法第七十条の六第一項に規定する相続税の申告書の提出期限が到来する場合には、当該提出期限）までに都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の規定に基づく都市計画の決定又は変更により次の各号に掲げる農地等に該当することとなった場合として政令で定める場合には、当該農業相続人に係る相続税については、当該農業相続人の申出により、当該農地等は、当該取得の時において当該各号に掲げる農地等に該当するものとみなして、新法第七十条の六の規定を適用することができる。

一　新法第七十条の四第二項第四号に規定する都市営農農地等

二　都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域内に所在する農地等

5　平成四年一月一日前に旧法第七十条の六第一項に規定する取得をした財産のうちに同項に規定する農地、採草放牧地又は準農地がある場合における当該相続又は遺贈に係る相続税については、同条の規定は、なおその効力を有する。

6　前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第七十条の六第一項の規定の適用を受ける同項に規定する特例農地等のうち平成三年一月一日において特定市街化区域農地等に該当するもの（昭和六十年一月一日前に開始した相続に係るものに限る。）については、同項に規定する農業相続人が、平成四年一月一日から平成六年十二月三十一日までの間に、当該特定市街化区域農地等の全部又は一部につき次の各号に掲げる要件に該当する転用をする見込みであることにつき、政令で定めるところにより、納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該農業相続人に係る同項ただし書及び同条第七項の規定の適用については、当該承認に係る当該転用は、これらの規定に規定する譲渡等に該当しないものとみなす。この場合において、当該特例農地等の全部につき当該承認に係る当該転用があったときは、当該農業相続人は、同条第一項第二号に掲げる場合に該当しないものとみなす。

一　当該農業相続人が、当該特定市街化区域農地等を地方公共団体、住宅・都市整備公団その他政令で定める法人（以下この号及び次号において「特定法人」という。）に対し当該特定市街化区域農地等（その面積が千平方メートル以上の一団のものに限る。）の貸付け（当該貸付けに係る権利の設定に際し、その対価を取得するものを除くものとし、当該貸付けの期間が二十年以上とされているものに限る。以下この項において同じ。）を行い、当該特定法人が当該特定市街化区域農地等を賃貸の用に供する共同住宅（平成六年十二月三十一日までに建設の工事に着手することとされているものに限る。）の敷地の用に供すること。

二　当該農業相続人が、当該特定市街化区域農地等の上に賃貸の用に供する中高層耐火建築物（主要構造部を耐火構造とした建築物又は建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当する建築物で、地上階数三以上を有するものをいう。次号において同じ。）である共同住宅（次に掲げるすべての要件を満たすものに限る。）の新築をし、又は住宅・都市整備公団から当該共同住宅の取得をし、かつ、特定法人に対し当該新築又は取得をした共同住宅の貸付けを行うこと。

イ　住居の用途に供する独立部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第一項に規定する建物の部分に相当するものをいう。次号イにおいて同じ。）が十五以上のものであること又は当該共同住宅の床面積が千平方メートル以上のものであることその他政令で定める要件を満たすものであること。

ロ　建設の開始の時において、新築又は取得をした当該共同住宅を特定法人が借り受ける旨の契約がされていること。

ハ　平成六年十二月三十一日までに建設の工事に着手することとされていること。

三　当該農業相続人が、当該特定市街化区域農地等をその賃貸の用に供する中高層耐火建築物である共同住宅（次に掲げるすべての要件を満たすものに限る。）の敷地の用に供すること。

イ　住居の用途に供する独立部分が十五以上のものであること又は当該共同住宅の床面積が千平方メートル以上のものであることその他政令で定める要件を満たすものであること。

ロ　賃貸に係る家賃の額が公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第十二条第一項に規定する計算方法に準ずるものとして建設大臣が定める計算方法によって算定された額を超えないものであること。

ハ　平成六年十二月三十一日までに建設の工事に着手することとされていること。

ニ　次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること。

(1)　住宅金融公庫又は農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法（昭和四十六年法律第三十二号）第二条第一項に規定する農業協同組合その他政令で定める法人（同項に規定する利子補給契約を締結するものに限る。以下この号において「農業協同組合等」という。）の融資を受けて新築することとされており、かつ、当該融資を行う者（当該農業協同組合等の融資にあっては、建設大臣）が当該農業相続人に係る前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第七十条の六第一項の納税の猶予に係る期限（以下この号、第八項及び第十項において「納税猶予期限」という。）までの間の各年十二月三十一日（以下この号、第八項第三号及び第十二項において「提出期限」という。）までに当該年分の当該賃貸に係る家賃の額がロの限度内である旨の証明書を発行することについての同意を与えていること。

(2)　住宅・都市整備公団から取得をすることとされており、かつ、住宅・都市整備公団が当該農業相続人に係る納税猶予期限までの間の提出期限までに当該年分の当該賃貸に係る家賃の額がロの限度内である旨の証明書を発行することについての同意を与えていること。

ホ　当該農業相続人が当該共同住宅に係るニの証明書の写しを提出期限までに納税地の所轄税務署長に提出すること。

四　当該農業相続人が、当該特定市街化区域農地等を地方公共団体に対し貸付けを行い、当該地方公共団体が当該貸付けを受けた当該特定市街化区域農地等を都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園（都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設である都市公園法第二条第一項に規定する公園で、平成六年十二月三十

一日までに建設の工事に着手することとされているものに限る。）の用に供すること。

7　前項の税務署長は、同項の承認の申請があった場合において、平成六年十二月三十一日までに同項各号に掲げる要件に係る建設の工事に着手しないと認められる事由があるときは、同項の承認を与えないことができる。

8　第六項の場合において、同項の税務署長の承認を受けたときにおける第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第七十条の六第七項及び第九項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　当該承認を受けた日から一年を経過する日において、第六項第一号及び第四号に規定する貸付けをしていない場合には、同項の規定にかかわらず、同日において転用をされたものとみなす。

二　平成六年十二月三十一日において、第六項各号に掲げる要件に係る建設の工事に着手していない場合で大蔵省令で定める場合には、同項の規定にかかわらず、同日において転用をされたものとみなす。

三　第六項第三号の要件に係る農業相続人が同号の共同住宅に係る同号ニの証明書の写しを提出期限までに納税地の所轄税務署長に提出しなかった場合には、同項の規定にかかわらず、当該提出期限において転用をされたものとみなす。

四　納税猶予期限までの間に第六項第一号若しくは第二号の貸付けを行わないこととなった場合、同号若しくは同項第三号の共同住宅の敷地の用に供しないこととなった場合又は同項第四号の都市公園の用に供しないこととなった場合には、同項の規定にかかわらず、当該行わないこととなった日又は当該供しないこととなった日において転用をされたものとみなす。

五　前各号の規定に該当する場合には、第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第七十条の六第九項の規定は、適用しない。

9　第六項に規定する承認を受けた同項に規定する農業相続人が同項の特例農地等（当該承認を受けた特定市街化区域農地等を除く。以下この項において同じ。）を有する場合において、当該特例農地等の面積の百分の二十を超える面積の当該特例農地等の旧法第七十条の六第一項第一号に規定する譲渡等（同号に規定する収用交換等による譲渡その他政令で定める譲渡又は設定を除く。）をしたとき、又は当該特例農地等に係る農業経営の廃止をしたときは、当該特例農地等についての、第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第七十条の六第一項各号に掲げる場合に該当するものとみなして、同項ただし書の規定を適用する。ただし、当該承認に係る特定市街化区域農地等については、この限りでない。

10　第六項に規定する承認を受けた同項に規定する農業相続人は、納税猶予期限までの間、当該承認を受けた日の翌日から起算して毎三年を経過するごとの日までに、政令で定めるところにより、引き続いて同項各号に掲げる要件を満たす旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

11　前項の届出書が同項に規定する期限までに提出されない場合には、第六項に規定する相続税については、同項の規定にかかわらず、当該期限の翌日から二月を経過する日（当該期限後同日以前に当該相続税に係る農業相続人が死亡した場合には、当該農業相続人の相続人が当該農業相続人の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から六月を経過する日）をもって第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第七十条の六第七項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

12　第六項第三号ニの証明書の写し又は第十項の届出書が提出期限又は同項に規定する期限までに提出されなかった場合においても、これらの規定に規定する税務署長がこれらの期限内にその提出がなかったことについてやむを得ない事情があると認める場合において、政令で定めるところにより、当該証明書の写し又は届出書が当該税務署長に提出されたときは、第八項第三号又は前項の規定の適用については、当該証明書の写し又は届出書がこれらの期限内に提出されたものとみなす。

13　第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第七十条の六第一項の規定の適用を受ける農業相続人が、平成四年一月一日から平成六年十二月三十一日までの間に、国、地方公共団体、住宅・都市整備公団その他政令で定める法人に対し同項の規定の適用を受ける特定市街化区域農地等（昭和六十年一月一日前に開始した相続に係るものに限る。）の同項第一号の譲渡をした場合には、当該譲渡については、同号に規定する収用交換等による譲渡とみなして同項ただし書及び同条第七項の規定を適用する。

14　前各項に定めるもののほか、第二項に規定する旧法の規定による農地等の贈与者が平成四年一月一日以後に死亡した場合における当該死亡による相続又は遺贈に係る相続税に対する新法第七十条の五の規定の適用に関する事項その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

15　新法第七十条の七（同条第一項に規定する割合に係る部分並びに同条第六項及び第七項に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後にする相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第三十八条第一項又は第四十三条第五項の規定による延納の許可に係る相続税について適用し、施行日前にこれらの規定による延納の許可をした相続税については、第十七項及び第十八項に定めるものを除き、なお従前の例による。

16　新法第七十条の七（同条第一項に規定する割合に係る部分並びに同条第六項及び第七項に係る部分を除く。）の規定は、森林法改正法の施行の日以後に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

17　施行日前にした延納の許可に係る相続税額で、当該相続税額の計算の基礎となった財産の価額の合計額のうちに旧法第七十条の七第一項に規定する森林施業計画が定められている区域内に存する立木の価額の占める割合が十分の三以上で十分の四未満であるものがある場合において、当該延納の許可を受けた者から施行日以

後に納期限が到来する延納に係る分納税額について、施行日以後最初に到来する納期限（施行日から当該納期限までの期間が四月に満たない場合には、施行日から四月を経過する日。次項において同じ。）までに政令で定めるところにより当該許可を受けた者の申請があったときは、税務署長は、新法第七十条の七第一項又は第二項の規定に準じて当該分納税額を変更することができる。

18　前項に規定する場合において、施行日前に延納の許可を受けた者が施行日以後最初に到来する延納に係る分納税額の納期限までに新法第七十条の七第五項に規定する書類を納税地の所轄税務署長に提出したときは、施行日以後に延納に係る分納税額の納期限が到来する相続税額に係る利子税のうち施行日以後の期間に対応するものについては、同条第三項の規定に準じて計算するものとする。

（登録免許税の特例に関する経過措置）

第二十条　新法第七十七条の三の規定は、施行日以後に同条第一号に規定する協議、調停又はあっせんにより取得するこれらの規定に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第七十七条の三第一号に規定する協議、調停又はあっせんにより取得したこれらの規定に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2　新法第七十七条の四第二項の規定は、同項に規定する農住組合の組合員が施行日以後に同項に規定する交換分合により取得する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、当該組合員が施行日前に旧法第七十七条の四第二項に規定する交換分合により取得した土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3　新法第七十八条の二の規定は、同条に規定する生産森林組合又は農業生産法人が施行日以後に同条に規定する出資を受ける同条の土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、旧法第七十八条の二に規定する生産森林組合又は農業生産法人が施行日前に同条に規定する出資を受けた同条の土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4　施行日前にされた旧法第八十一条第二項に規定する承認に係る同項各号に掲げる事項及び施行日から平成五年三月三十一日までの間にされる承認（産業構造転換円滑化臨時措置法（昭和六十二年法律第二十四号）第四条第二項に規定する特定設備（大蔵省令で定めるものに限る。）をその事業の用に供する同法第八条第一項に規定する承認提携事業者に係る同項の承認に限る。）に係る旧法第八十一条第二項各号に掲げる事項については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、施行日以後にされる当該承認に係る同項各号に掲げる事項に係る同項の規定の適用については、同項中「平成三年三月三十一日」とあるのは、「平成五年三月三十一日」とする。

（有価証券取引税の特例に関する経過措置）

第二十一条　新法第九十三条の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する証券会社以外の者が同項に規定する法人に対し行う同項に規定する端株の譲渡に係る有価証券取引税について適用する。

（租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正）

第二十二条　租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第四項中「租税特別措置法の一部を改正する法律（平成二年法律第十三号。以下「平成二年改正法」という。）による改正後の租税特別措置法（以下「平成二年新法」を「租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第

号。以下「平成三年改正法」という。）による改正後の租税特別措置法（以下「平成三年新法」に改め、「、第十一条の四」の下に「、第十一条の六」を加え、「（平成二年新法」を「（平成三年新法」に改め、「並びに平成二年改正法附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二年改正法による改正前の租税特別措置法第十条の二（以下この項において「平成二年旧法第十条の二」という。）」を削り、「平成二年新法第十条第四項第二号」を「平成三年新法第十条第四項第二号」に、「平成二年新法第十条の二第一項」を「平成三年新法第十条の二第一項」に、「平成二年新法第十一条の四第一項」を「平成三年新法第十一条の四第一項」に、「平成二年新法第十一条の二第一項」を「平成三年新法第十一条の二第一項」に改め、「と、新法第十二条の三第一項中「前条まで」とあるのは「前条まで又は昭和六十三年改正法附則第五条第三項」」を削り、「平成二年新法第十三条第一項」に、「平成二年新法第十三条の二第一項」を「平成三年新法第十三条の二第一項」に、「平成二年新法第十四条第二項」に、「平成二年新法第十六条第一項」を「平成三年新法第十六条第一項」に、「平成二年新法第二十八条の三第十一項」を「平成三年新法第二十八条の三第十一項」に、「第三十七条の三第二項」を「第三十七条の三第三項」に改め、「と、平成二年旧法第十条の二第一項及び第三項中「又は第十六条」とあるのは「若しくは第十六条又は昭和六十三年改正法附則第五条第三項」」を削る。

附則第十二条第五項中「平成二年新法」を「平成三年新法」に改め、「、第四十四条の六」の下に「、第四十四条の八」を加え、「並びに平成二年改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の五（以下この項において「平成二年旧法第四十二条の五」という。）」を削り、「第四十四条の八第一項及び」を加え、「及び第二項並びに第四十五条の三第一項」を「から第三項までの規定」に改め、「と、平成二年旧法第四十二条の五第一項及び第二項中「第五十一条」とあるのは「第五十一条若しくは昭和六十三年改正法附則第十二条第四項」」を削る。

（租税特別措置法の一部を改正する法律に伴う経過措置）

第二十三条　前条の規定による改正後の租税特別措置法の一部を改正する法律（次項において「改正後の昭和六十三年改正法」という。）附則第五条第四項の規定は、平成三年分以後の所得税に

ついて適用し、平成二年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2　改正後の昭和六十三年改正法附則第十二条第五項の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（国有農地等の売払いに関する特別措置法の一部改正）

第二十四条　国有農地等の売払いに関する特別措置法（昭和四十六年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「又は第三十一条の三」を削る。

（国有農地等の売払いに関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第二十五条　平成五年三月三十一日までに行う国有農地等の売払いに関する特別措置法第五条第一項に規定する土地等の譲渡については、同項中「第三十一条の二」とあるのは、「第三十一条の二又は租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第　号）附則第七条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第三十一条の三」とする。

（日本国有鉄道改革法等施行法の一部改正）

第二十六条　日本国有鉄道改革法等施行法（昭和六十一年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第十四項中「鉄道施設」の下に「（既に当該鉄道事業者の事業の用に供されているものを除く。）」を加え、「平成三年三月三十一日」を「平成九年三月三十一日」に改める。

（日本国有鉄道改革法等施行法の一部改正に伴う経過措置）

第二十七条　前条の規定による改正後の日本国有鉄道改革法等施行法第二十七条第十四項の規定は、施行日以後に取得する同項に規定する鉄道施設の同項の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に取得した前条の規定による改正前の同法第二十七条第十四項の規定による鉄道施設の同項の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

（特定船舶製造業経営安定臨時措置法の一部改正）

第二十八条　特定船舶製造業経営安定臨時措置法（昭和六十二年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

第八条　削除

欧州復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案

欧州復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、欧州復興開発銀行（以下「銀行」という。）に加盟するために必要な措置を講じ、及び欧州復興開発銀行を設立する協定（以下「協定」という。）の円滑な履行を確保することを目的とする。

（出資等）

第二条　政府は、銀行に対し、千四百四十七億五千四百九十一万二千五百円の範囲内において、本邦通貨により出資することができる。

2　前項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、銀行に対し、予算で定める金額の範囲内において、本邦通貨により、出資し、又は協定第十八条1に規定する特別基金に充てるため拠出することができる。

（国債による出資等）

第三条　政府は、前条の規定により銀行に出資し又は拠出する本邦通貨に代えて、その全部又は一部を国債で出資し又は拠出することができる。

2　前項の規定により出資し又は拠出するため、政府は、必要な額を限度として国債を発行することができる。

3　国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第百九十一号）第十条第三項から第七項まで（国債の発行条件、償還等）の規定は、前項の規定により発行する国債について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「銀行」とあるのは「欧州復興開発銀行」と、「出資した」とあるのは「出資し又は拠出した」と読み替えるものとする。

（寄託所の指定）

第四条　日本銀行は、日本銀行法（昭和十七年法律第六十七号）第二十七条（業務）の規定にかかわらず、協定第三十四条1の規定による銀行の保有する本邦通貨その他の資産の寄託所としての業務を行うものとする。

附　則

1　この法律は、協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

2　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第百十五号中「米州投資公社」の下に「、欧州復興開発銀行」を加える。

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律

（関税定率法の一部改正）

第一条　関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第三類の注に次のように加える。

2　この類において「ペレット」とは、直接圧縮すること又は少量の結合剤を加えることにより固めた物品をいう。

別表第〇三・〇五項中「及びフィッシュミール（食用に適するものに限る。）」を「、フィッシュミール（食用に適するものに限る。）及びペレット（食用に適するものに限る。）」に、

〇三〇五・一〇	魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）	一五％

を

〇三〇五・一〇	魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）	一五％

に改める。

別表第〇三・〇六項中「及び蒸気」を「、蒸気」に改め、「であるかないかを問わない。」の下に「並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）」を加え、

その他のもの	一〇％	〇三〇六・一九　その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）

を

穀類の粉、ミール及び適するものに限	一〇％	〇三〇六・一九　その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）

に、「〇三〇六・一九　その他のもの」を「〇三〇六・二九　その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）」に改める。

別表第〇三・〇七項中「及び水棲無脊椎動物」を「、水棲無脊椎動物」に改め、「塩水漬けしたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）」の下に「並びに水棲無脊椎動物（甲殻類を除く。）の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）」を加え、「

その他のもの	その他のもの（水棲無脊椎動物（甲殻類を除く。）の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）

」を「

穀類（食	

」に改める。

別表第四類の注に次のように加える。

3　この類には、次の物品を含まない。

(a)　ホエイから得た物品で、無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の九五％を超えるもの（第一七・〇二項参照）

(b)　アルブミン（二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の八〇％を超えるものに限る。第三五・〇二項参照）及びグロブリン（第三五・〇四項参照）

別表第四類に号注として次のように加える。

号注

1　第〇四〇四・一〇号において「調製ホエイ」とは、ホエイの組成分から成る物品（ホエイから乳糖、たんぱく質若しくは無機質の全部又は一部を除いたもの、ホエイにホエイの天然の組成分を加えたもの及びホエイの天然の組成分を混合して得たもの）をいう。

別表第〇四・〇三項中「果実」の下に「、ナット」を加える。

別表第〇四〇四・一〇号中「ホエイ」の下に「及び調製ホエイ」を加える。

別表第〇四〇六・一〇号中「発酵」を「熟成」に改める。

別表第七類の注3(c)中「及びフレーク」を「、フレーク、粒及びペレット」に改める。

別表第八類の注に次のように加える。

3　この類の乾燥した果実及びナットには、少量の水分を添加したもの又は次の処理をしたものを含む。

(a)　保存性又は安定性を向上させるための処理（例えば、穏やかな加熱処理、硫黄くん蒸及びソルビン酸又はソルビン酸カリウムの添加）

(b)　外観を改善し又は維持するための処理（例えば、植物油又は少量のぶどう糖水の添加）ただし、乾燥した果実又はナットの特性を有するものに限る。

別表第〇九・〇二項中「

〇九・〇二	茶（香味を付けてあるかないかを問わない。）	

」を「

〇九・〇二	茶	

」に改める。

別表第〇九・〇九項中「、カラウエイ又はジュニパーの種」を「又はカラウエイの種及びジュニパーベリー」に、「ういきょう又はジュニパーの種」を「ういきょうの種及びジュニパーベリー」に改める。

別表第一〇類の注1(b)中「、コンバーテッドライス」を削る。

別表第一一・〇五項中「及びフレーク」を「、フレーク、粒及びペレット」に、「

〇	フレーク	二五％

」を「

〇	フレーク、粒及びペレット	二五％

」に改める。

別表第一五・一九項中「

九・二〇	アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの	一五％
九・三〇	工業用の脂肪性アルコール	一五％

」を「

	工業用の脂肪性モノカルボン酸	
九・二〇	アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの及び工業用の脂肪性モノカルボン酸	一五％
九・三〇	工業用の脂肪性アルコール	一五％

」に、「一五一　一五一九・二〇　工業用の脂肪性アルコール　一五％」を「一五一九・二〇　一五％」に改める。

別表第一八〇六・二〇号中「又は板状」を「、板状又は棒状」に改める。

別表第一九類の注2を次のように改める。

2　第一九・〇一項において「穀粉」及び「ミール」とは、次の物品をいう。

(a)　第一一類の穀粉及びミール

(b)　他の類の植物性の粉及びミール（乾燥野菜（第〇七・一二項参照）、ばれいしょ（第一一・〇五項参照）又は乾燥した豆（第一一・〇六項参照）の粉及びミールを除く。）

別表第二〇〇七・九九号中「フルーツピューレー及びフルーツペースト」を「その他のもの」に改める。

別表第二一類の注1中(g)を(h)とし、(f)を(g)とし、(e)を(f)とし、(d)を(e)とし、(c)を(d)とし、(b)の次に次のように加える。

(c)　香味を付けた茶（第〇九・〇二項参照）

別表第二二類の注1中(e)を(f)とし、(d)を(e)とし、(c)を(d)とし、(b)を(c)とし、(a)を(b)とし、同注1に(a)として次のように加える。

(a)　料理用に調製したこの類の物品（第二二・〇九項のものを除く。）で飲料に適しない処理をしたもの（主として第二一・〇三項に属する。）

別表第二二〇六・〇〇号中「ミード）」の下に「並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）」を加える。

別表第二五〇一・〇〇号中「あるかないか」の下に「又は固結防止剤を含有するかしないか」を加える。

別表第二五二八・一〇号中「ほう酸ナトリウム」の下に「及びその精鉱（焼いてあるかないかを問わない。）」を加える。

別表第二八類の注6(d)中「〇・〇〇二マイクロキュリー」を「七四ベクレル（一グラムにつき〇・〇〇二マイクロキュリー）」に改める。

別表第二八・一八項中「酸化アルミニウム（人造コランダムを含む。）」を「人造コランダム（化学的に単一であるかないかを問わない。）、酸化アルミニウム」に、「一五％」を「二八一八・一〇　人造コランダム（化学的に単一であるかないかを問わない。）　一五％」に、「その他の酸化アルミニウム」を「酸化アルミニウム（人造コランダムを除く。）」に改める。

別表第二八五〇・〇〇号中「問わない」の下に「ものとし、第二八・四九項の炭化物に該当するものを除く」を加える。

別表第三四類の注5のただし書(b)中「限るものとし、」の下に「精製してあるかないか又は」を加える。

別表第三五・〇二項中「アルブミン及び」を「アルブミン（二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の八〇％を超えるものに限る。）及び」に改める。

別表第三八〇六・一〇号中「ロジン」の下に「及び樹脂酸」を加える。

別表第三八〇九・九一号中「繊維工業」の下に「その他これに類する工業」を加える。

別表第三八〇九・九二号中「製紙工業」の下に「その他これに類する工業」を加える。

別表第三八〇九・九九号中「その他」を「皮革工業その他これに類する工業において使用する種類」に改め、同号を同表第三八〇九・九三号とする。

別表第四二・〇二項中「材料」の下に「若しくは紙」を加える。

別表第四四・〇三項及び第四四・〇七項中「オーク」の下に「（コナラ属のもの）」を、「ビーチ」の下に「（ブナ属のもの）」を加える。

別表第四八二〇・三〇号中「バインダー」の下に「（ブックカバーを除く。）」を加える。

別表第四九〇七・〇〇号中「及び小切手帳並びに紙幣、銀行券、」を「、紙幣、銀行券及び小切手帳並びに」に改める。

別表第一一部の注2(A)中「決定する。」の下に「構成する紡織用繊維のうち最大の重量を占めるものがない場合には、当該物品は等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において最後となる項に属するもののみから成る物品とみなしてその所属を決定する。」を加える。

別表第五九類の注6(a)を次のように改める。

(a)　伝動用又はコンベヤ用のベルチング（紡織用繊維製のもので、厚さが三ミリメートル未満のものに限る。）

別表第五九一一・一〇号中「の一以上の層と結合した」を「を塗布し、被覆し又は積層した」に改め、「供する」の下に「種類の」を加える。

別表第六一類の注8を次のように改める。

8　この類の衣類で、正面で左を右の上にして閉じるものは男子用の衣類とみなし、正面で右を左の上にして閉じるものは女子用の衣類とみなす。この注8の規定は、衣類の裁断により男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを明らかに判別することができるものについては、適用しない。

男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを判別することができないものは、女子用の衣類が属する項に属する。

別表第六一・〇四項中「、ジャケット」の下に「、ブレザー」を加え、「ジャケット」を「ジャケット及びブレザー」に改める。

別表第六二類の注8を次のように改める。

8　この類の衣類で、正面で左を右の上にして閉じるものは男子用の衣類とみなし、正面で右を左の上にして閉じるものは女子用の衣類とみなす。この注8の規定は、衣類の裁断により男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを明らかに判別することができるものについては、適用しない。

男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを判別することができないものは、女子用の衣類が属する項に属する。

別表第六二・〇四項中「、ジャケット」の下に「、ブレザー」を加え、「ジャケット」を「ジャケット及びブレザー」に改める。

別表第六三・〇六項中「、帆」を「及び日よけ、テント、帆」に、「、日よけ、テント及び」を「並びに」に改める。

別表第六四・〇六項中「履物の部分品」の下に「（甲を含むものとし、本底以外の底に取り付けてあるかないかを問わない。）」を加える。

別表第七〇類の注1(c)中「電気絶縁用物品（第八五・四七項参照）」を「第八五・四七項の電気絶縁用物品」に改める。

別表第七一類の注3(n)を次のように改める。

(n)　第九六類の注4の規定により同類に属する物品

別表第七三〇八・四〇号中「坑道用の支柱その他これに類する」を「支柱用（坑道用のものを含む。）」に改める。

別表第八二〇一・五〇号中「片手剪定ばさみ」の下に「その他これに類する片手ばさみ」を加える。

別表第八四・一六項中「、機械式火格子、灰排出機」を「（機械式火格子、機械式灰排出機」に改め、「類する機械」の下に「を含む。）」を加える。

別表第八四一八・五〇号中「展示用のカウンター、キャビネット」を「その他のチェスト、キャビネット、展示用のカウンター」に、「物品」を「備付品」に改める。

別表第八四・七〇項中「、金銭登録機」を削り、「機械」の下に「並びに金銭登録機」を加える。

別表第八五・二一項中「機器」の下に「（ビデオチューナーを自蔵するかしないかを問わない。）」を加える。

別表第八五・二八項中「同一のハウジングにおいて」を削り、「と結合してあるかないか」を「を自蔵するかしないか」に改める。

別表第八七類の注中3を削り、4を3とし、5を4とする。

別表第八七・〇二項中「公共輸送型乗用自動車」を「一〇人以上の人員（運転手を含む。）の輸送用の自動車」に改める。

別表第九〇類の注1中(l)を(m)とし、(k)を(l)とし、(ij)を(k)とし、(h)を(ij)とし、(g)を(h)とし、(f)を(g)とし、(e)を(f)とし、(d)を(e)とし、(c)を(d)とし、(b)を(c)とし、(a)の次に次のように加える。

(b)　紡織用繊維製の支持用ベルトその他の支持用の製品（その弾性のみにより身体の一部を支え又は保持する効果を意図したものに限る。例えば、妊婦用ベルト、胸部支持用包帯、腹部支持用包帯及び関節用又は筋肉用のサポート）（第一一部参照）

別表第九〇・二五項中「温度計（」を「温度計及びパイロメーター（」に改める。

別表第九〇・二九項中「回転速度計（」の下に「第九〇・一四項又は」を加える。

別表第九二類の注1(f)を削る。

別表第九四類の注1(e)中「冷蔵庫」を「冷蔵用又は冷凍用の機器」に改める。

別表第九五・〇六項中「体操、」を「身体トレーニング、体操、」に、「体操用具」を「身体トレーニング用具、体操用具」に改める。

別表第九六〇三・二一号中「歯ブラシ」の下に「（義歯用ブラシを含む。）」を加える。

別表第九七類の注5中「の一部を構成するものとして取り扱う。」を「に含まれる。この注5の規定に関し、当該書画又はコラージュその他これに類する装飾板若しくは版画に通常使用する種類及び価値のものでない額縁については、これらの物品に含まれないものとし、当該額縁が属する項に属する。」に改める。

（関税暫定措置法の一部改正）

第二条　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成三年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改める。

第七条及び第七条の二を削る。

第七条の三第一項中「平成三年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改め、同条第四項中「関税納付済み原油等から本邦において製造された揮発油、関税定率法別表」を「関税納付済みの関税定率法別表第二七〇九・〇〇号に掲げる石油及び歴青油又は同表第二七一〇・〇〇号の一の㈣に掲げる粗油（以下「関税納付済み原油等」という。）から本邦において製造された同号の一の㈠のC(b)に掲げる揮発油、同表」に、「平成三年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改め、同条第五項を次のように改め、同条を第七条とする。

5　前項の規定による還付を受けようとする者は、同項の用途に使用した揮発油等について、月中の使用数量その他政令で定める事項を記載した届出書を、その使用した月の翌月十五日までに、同項の製造工場を所轄する税関に提出して、当該事項につき確認を受けなければならない。

第七条の四第一項中「平成三年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改め、同条を第七条の二とする。

第七条の五第三項中「第七条の三第三項ただし書」を「第七条第三項ただし書」に改め、同条を第七条の三とする。

第七条の六を第七条の四とする。

第八条の二第一項中「平成三年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改める。

第八条の四第一項中「昭和五十七年」を「平成元年（昭和六十四年一月一日から平成元年十二月三十一日までの期間をいう。）」に改める。

第九条から第十条の二までの規定中「第七条の三第一項」を「第七条第一項」に、「第七条の五第一項」を「第七条の三第一項」に改める。

第十一条第一項中「第七条の三第一項」を「第七条第一項」に、「第七条の五第一項」を「第七条の三第一項」に、「第七条の二第一項、第七条の三第四項」を「第七条第四項」に、「第七条の四第一項」を「第七条の二第一項」に改める。

第十二条第一項中「第七条の二第一項、第七条の三第四項又は第七条の四第一項」を「第七条第四項又は第七条の二第一項」に改める。

附則に次の一項を加える。

7　関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第　号）第二条の規定による改正後の関税暫定措置法第八条の四第二項の規定の平成三年度における適用については、同項中「前年度における当該特定特恵鉱工業産品等の限度額等に当該限度額等に百分の六以下で政令で定める割合（以下この項において「一定の割合」という。）を乗じて得た額又は数量を加算した額又は数量」とあるのは「当該特定特恵鉱工業産品等の輸入が本邦の産業に与える影響その他の事情を勘案して政令で定める区分に応じ、前年度における当該特定特恵鉱工業産品等の限度額等に百分の百五十、百分の百三十又は百分の百十を乗じて得た額又は数量（以下この項において「特定の割合を乗じて得た額又は数量」という。）」と、「当該限度額等に一定の割合を乗じて得た額又は数量を加算した」とあるのは「特定の割合を乗じて得た」と、「当該限度額等に一定の割合の二分の一の割合を乗じて得た額又は数量を加算した」とあるのは「百分の百三を乗じて得た」とする。

別表第一中「第七条の六」を「第七条の四」に改める。

別表第一（A）第〇二一・〇一項及び第〇二一・〇二項中

「

(1) 平成三年三月三一日までに輸入されるもの	二五%
(2) 平成三年四月一日から平成四年三月三一日までに輸入されるもの	七〇%
(3) 平成四年四月一日から平成五年三月三一日までに輸入されるもの	六〇%

」を

(1) 平成四年三月三一日までに輸入されるもの	七〇%
(2) 平成四年四月一日から平成五年三月三一日までに輸入されるもの	六〇%

」に改める。

別表第一（A）第〇二一・〇六項中

「

(1) 平成三年三月三一日までに輸入されるもの	二五%
(2) 平成三年四月一日から平成四年三月三一日までに輸入されるもの	七〇%
(3) 平成四年四月一日から平成五年三月三一日までに輸入されるもの	六〇%

」を

(1) 平成四年三月三一日までに輸入されるもの	七〇%
(2) 平成四年四月一日から平成五年三月三一日までに輸入されるもの	六〇%

」に、

「

(1) 平成三年三月三一日までに輸入されるもの	二五%
(2) 平成三年四月一日から平成四年三月三一日までに輸入されるもの	七〇%
(3) 平成四年四月一日から平成五年三月三一日までに輸入されるもの	六〇%

」を

(1) 平成四年三月三一日までに輸入されるもの	七〇%
(2) 平成四年四月一日から平成五年三月三一日までに輸入されるもの	六〇%

」に改める。

別表第一（A）第〇三・〇五項中「及びフィッシュミール」を「並びに魚の粉、ミール及びペレット」に改める。

別表第一（A）第〇三・〇六項中「及び蒸気」を「、蒸気」に改め、「であるかないかを問わない。）」の下に「並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）」を加え、

「

〇三〇六・一九	その他のもののうち

」を

「

〇三〇六・一九	その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）のうち

」に、

「

〇三〇六・二九	その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）

」を

「

〇三〇六・二九	その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）

」に改める。

別表第一（A）第〇三・〇七項中「及び水棲無脊椎動物」を「、水棲無脊椎動物」に改め、「除く。）」の下に「並びに水棲無脊椎動物（甲殻類を除く。）の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）」を加え、

「

	その他のもの

」を

「

	その他のもの（水棲無脊椎動物（甲殻類を除く。）の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）

」に改める。

別表第一（A）第〇四・〇三項中「果実」の下に「、ナット」を加える。

別表第一（A）第〇四〇四・一〇号中「ホエイ（」を「ホエイ及び調製ホエイ（」に改める。

別表第一（A）第〇四〇六・一〇号中「発酵」を「熟成」に改める。

別表第一（A）第〇四〇六・二〇号及び第〇四〇六・三〇号を次のように改める。

〇四〇六・二〇	おろしチーズ及び粉チーズ（チーズの種類を問わない。）
	一　プロセスチーズのもの
〇四〇六・三〇	プロセスチーズ（おろしチーズ及び粉チーズを除く。）

別表第一（A）第〇九・〇二項中「〇九・〇二

「を「〇九・〇二

	茶

」を

	茶（香味を付けてあるかないかを問わない。）

」に改める。

別表第一（A）第〇九・〇九項中「、カラウエイ又はジュニパーの種」を「又はカラウエイの種及びジュニパーベリー」に、「ういきよう又はジュニパーの種」を「ういきようの種及びジュニパーベリー」に改める。

「

	その他のもの
平成三年三月三一日までに輸入されるもの	六〇%（その率が一キ

別表第一（A）第一〇〇五・九〇号中	
平成三年四月一日から平成四年三月三一日までに輸入されるもの	
ログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	を
五〇％（その率が一キログラムにつき一二円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	」
その他のもの	」
五〇％（その率が一キログラムにつき一二円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	に改める。
別表第一（A）第一五・一九項中「	」
工業用の脂肪性モノカルボン酸	」
アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの及び工業用の脂肪性モノカルボン酸	」に、
二・五％	」を「
一五一九・二〇	一五一九・二
アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの	二・五％」
一五一九・三〇	」に改める。
工業用の脂肪性アルコール	別表第一（A）第一七〇二・三〇号及び第一七〇二・四〇号を次のように改める。
二・五％」	一七〇二・三〇
六〇％（その率が一キログラムにつき二七円五〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖を含有しないもの及び果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇％未満のものに限る。）
六〇％（そ	二　その他のもの
	(一)　砂糖を加えたもの
	A　その他のもの
	(二)　その他のもの
	B　その他のもの

の率が一キログラムにつき二七円五〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
六〇％（その率が一キログラムにつき二七円五〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
一七〇二・四〇	
ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇％以上五〇％未満のものに限る。）	
二　その他のもの	
別表第一（A）第一七〇二・六〇号及び第一七〇二・九〇号を次のように改める。	
一七〇二・六〇	
その他の果糖及び果糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の五〇％を超えるものに限る。）	
二　その他のもの	
一七〇二・九〇	
その他のもの（転化糖を含む。）	
三　人造はちみつ及びカラメル	
四　ハイ・テスト・モラセス	
(1)　グルタミン酸及びその塩、酵母、リシン、五′―リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの	
(2)　その他のもののうち	
アルコールの製造用のもののうち、当該アルコールの製造用のハイ・テスト・モラセス並びに第一七〇三・一〇号及び第一七〇三・九〇号のアルコールの製造用の糖みつについて、当該年度におけるかんしよその	
六〇％（その率が一キログラムにつき二七円五〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
五％	

他のアルコール製造用原料品の需給その他の条件を勘案して政令で定める数量（第一七・〇三項において「共通の限度数量」という。）以内のもの	無税	
五　その他のもの		
(二)　その他のもの		
A　砂糖を加えたもの	六〇％（その率が一キログラムにつき二七円五〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
B　その他のもの		
(b)　その他のもの		

別表第一（A）第一八〇六・二〇号中「又は板状」を、「板状又は棒状」に、「板状及び」を「板状、棒状及び」に改める。

別表第一（A）第二二〇六・〇〇号中「ミード）」の下に「並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）」を加え、「除く。）に」を「除く。）と」に、「を加えたもの」を「との混合物」に改める。

別表第一（A）第二七一〇・〇〇号中「ガス事業法」の下に「（昭和二九年法律第五一号）」を加える。

別表第一（A）第二九二四・一〇号中「	(2)　その他のもの	四・六％ 」を「
(3)　その他のもの	無税 」に改める。	

別表第一（A）第三五・〇二項中「アルブミン及び」を「アルブミン（二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の八〇％を超えるものに限る。）及び」に改める。

別表第一（A）第三八〇六・一〇号中「ロジン」の下に「及び樹脂酸」を加える。

別表第一（A）第三八〇九・九一号中「繊維工業」の下に「その他これに類する工業」を加える。

別表第一（A）第三八・一一項中「	三八一一・二一	潤滑油用の添加剤
	三八一一・二九	石油又は歴青油を含有するもの
		その他のもの

」	三八一一・一九	その他のもの
	三八一一・二一	潤滑油用の添加剤
四・六％ を 四・六％ 」	三八一一・二九	石油又は歴青油を含有するもの
	三八一一・九〇	その他のもの

無税		
無税	に改	
無税		
無税 」		

める。

別表第一（A）第四一・〇四項中「平成三年三月三一日」を「平成四年三月三一日」に、「八八、六〇〇平方メートル」を「一〇二、〇〇〇平方メートル」に、「五〇三、〇〇〇平方メートル」を「五八九、〇〇〇平方メートル」に改める。

別表第一（A）第四一〇五・二〇号中「平成三年三月三一日」を「平成四年三月三一日」に、「四七〇、〇〇〇平方メートル」を「五三二、〇〇〇平方メートル」に改める。

別表第一（A）第四一〇六・二〇号中「平成三年三月三一日」を「平成四年三月三一日」に改める。

別表第一（A）第四二・〇二項中「これらの材料」の下に「若しくは紙」を加える。

別表第一（A）第五九一一・一〇号中「の一以上の層と結合した」を「を塗布し、被覆し又は積層した」に、「供するもの」を「供する種類のもの」に改める。

別表第一（A）第六一・〇四項中「、ジャケット」の下に「、ブレザー」を加え、「

ジャケット	」を「	ジャケット及びブレザー

」に改める。

別表第一（A）第六四・〇三項中「平成三年三月三一日」を「平成四年三月三一日」に、「四、一二〇、〇〇〇足」を「四、八三〇、〇〇〇足」に改める。

別表第一（A）第六四・〇四項及び第六四・〇五項中「平成三年三月三一日」を「平成四年三月三一日」に改める。

別表第一（A）第六四・〇六項中「履物の部分品」の下に「（甲を含むものとし、本底以外の底に取り付けてあるかないかを問わない。）」を加える。

別表第一（A）第七三〇八・四〇号中「坑道用の支柱その他これに類する」を「支柱用（坑道用のものを含む。）の」に改める。

別表第一（A）第八二〇一・五〇号中「片手剪定ばさみ」の下に「その他これに類する片手ばさみ」を加える。

別表第一（A）第八四・一六項中「、機械式火格子、灰排出機」を「（機械式火格子、機械式灰排出機」に改め、「類する機械」の下に「を含む。）」を加える。

別表第一（A）第八四一八・五〇号中「展示用のカウンター、キャビネット」を「その他のチェスト、キャビネット、展示用のカウンター」に、「物品」を「備付品」に改める。

別表第一（A）第八四・七〇項中「、金銭登録機」を削り、「機械」の下に「並びに金銭登録機」を加える。

別表第一（A）第八五・二一項中「機器」の下に「（ビデオチューナーを自蔵するかしないかを問わない。）」を加える。

別表第一（A）第八五・二八項中「同一のハウジングにおいて」を削り、「と結合してあるかないか」を「を自蔵するかしないか」に改める。

別表第一（A）第八七・〇二項中「公共輸送型乗用自動車」を「一〇人以上の人員（運転手を含む。）の輸送用の自動車」に改める。

別表第一（A）第九〇・二五項中「温度計（」を「温度計及びパイロメーター（」に改める。

別表第一（A）第九〇・二九項中「回転速度計（」の下に「第九〇・一四項又は」を加える。

別表第一（A）第九五・〇六項中「体操、」を「身体トレーニング、体操、」に、「体操用具」を「身体トレーニング用具、体操用具」に改める。

別表第一（B）第一五・一九項中「	工業用の脂肪性モノカルボン酸
」を「	アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの及び工業用の脂肪性モノカルボン酸
」に改める。	

別表第一（B）第二二〇六・〇〇号中「ミード）」の下に「並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）」を加える。

別表第一（B）第二八・一八項中「酸化アルミニウム（人造コランダムを含む。）」を「人造コランダム（化学的に単一であるかないかを問わない。）、酸化アルミニウム」に、

「 二八一八・一〇	人造コランダム（化学的に単一であるかないかを問わない。）
」を「 三・九％	
」に改める。	

別表第一（B）第二八五〇・〇〇号中「問わない」の下に「ものとし、第二八・四九項の炭化物に該当するものを除く」を加える。

別表第一（B）第三八〇九・九二号中「製紙工業」の下に「その他これに類する工業」を加える。

別表第一（B）第三八〇九・九九号中「その他」を「皮革工業その他これに類する工業において使用する種類」に改め、同号を同表（B）第三八〇九・九三号とする。

別表第一（B）第三八・一一項を削る。

別表第一（B）第四二・〇二項中「これらの材料」の下に「若しくは紙」を加える。

別表第一（B）第四八二〇・三〇号中「バインダー」の下に「（ブックカバーを除く。）」を加える。

別表第一（B）第五九一一・一〇号中「の一以上の層と結合した」を「を塗布し、被覆し又は積層した」に改め、「供する」の下に「種類の」を加える。

別表第一（B）第六二・〇四項中「、ジャケット」の下に「、ブレザー」を加え、「

ジャケット及びブレザー	ジャケット
」を「	
」に改める。	

別表第一（B）第六三・〇六項中「、帆」を「及び日よけ、テント、帆」に、「、日よけ、テント及び」を「並びに」に改める。

別表第一（B）第九五・〇六項中「体操」を「身体トレーニング、体操」に改める。

別表第一（B）第九六〇三・二一号中「歯ブラシ」の下に「（義歯用ブラシを含む。）」を加える。

別表第二第〇三・〇五項中「及びフィッシュミール」を「並びに魚の粉、ミール及びペレット」に改める。

別表第二第〇三・〇六項中「及び蒸気」を「、蒸気」に改め、「であるかないかを問わない。）」の下に「並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）」を加え、

「 〇三〇六・二九	その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）
」を「	
」に改める。	

別表第二第〇三・〇七項中「及び水棲無脊椎動物」を「、水棲無脊椎動物」に改め、「除く。）」の下に「並びに水棲無脊椎動物（甲殻類を除く。）の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）」を加え、「

その他のもの（水棲無脊椎動物（甲殻類を除く。）の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）	その他のもの
」を「	
に改める。	

別表第二第〇九・〇二項中「

〇九・〇二	茶
」を「	
〇九・〇二	茶（香味を付けてあるかないかを問わない。）
」に改める。	

別表第二第〇九・〇九項中「、カラウエイ又はジュニパーの種」を「又はカラウエイの種及びジュニパーベリー」に、「ういきよう又はジュニパーの種」を「ういきようの種及びジュニパーベリー」に改める。

別表第二第一五・一九項中「

工業用の脂肪性モノカルボン酸		
アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの及び工業用の脂肪性モノカルボン酸	無税	一五一九・二〇
アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの	無税	一五一九・二〇
工業用の脂肪性アルコール	無税	一五一九・三〇

」を「

工業用の脂肪性モノカルボン酸		
アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの及び工業用の脂肪性モノカルボン酸	無税	一五一九・二〇
工業用の脂肪性アルコール	無税	一五一九・三〇

」に、「一五一九・二〇」を「無税」に改める。

別表第二第一八〇六・二〇号中「又は板状」を「、板状又は棒状」に改める。

別表第二第二二〇六・〇〇号中「ミード）」の下に「並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）」を加え、「除く。）に」を「除く。）と」に、「を加えたもの」を「との混合物」に改める。

別表第三第三五・〇二項中「アルブミン及び」を「アルブミン（二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の八〇％を超えるものに限る。）及び」に改める。

別表第三第四二・〇二項中「材料」の下に「若しくは紙」を加える。

別表第三第六一・〇四項及び第六二・〇四項中「、ジャケット」の下に「、ブレザー」を加え、「

ジャケット	ジャ

」を「

ケット及びブレザー	

」に改める。

別表第四第六四・〇六項中「履物の部分品」の下に「（甲を含むものとし、本底以外の底に取り付けてあるかないかを問わない。）」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成三年四月一日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、平成四年一月一日から施行する。

一　第一条の規定

二　第二条中関税暫定措置法別表第一（A）第〇三・〇五項から第〇三・〇七項まで、第〇四・〇三項、第〇四〇四・一〇号、第〇四〇六・一〇号、第〇九・〇二項、第〇九・〇九項、第一五・一九項、第一八〇六・二〇号、第二二〇六・〇〇号、第三五・〇二項、第三八〇六・一〇号、第三八〇九・九一号、第四二・〇二項、第五九・一一・一〇号、第六二・〇四項、第六三・〇六項、第九五・〇六項及び第九六〇三・二一号の改正規定、同法別表第二第〇三・〇五項から第〇三・〇七項まで、第〇九・〇二項、第〇九・〇九項、第一五・一九項、第一八〇六・二〇号及び第二二〇六・〇〇号の改正規定、同法別表第三第三五・〇二項、第四二・〇二項、第六一・〇四項及び第六二・〇四項の改正規定並びに同法別表第四第六四・〇六項の改正規定

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この法律の施行前に第二条の規定による改正前の関税暫定措置法第七条の二第一項の規定により関税の還付を受けることができることとなった場合における関税の還付については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条　この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる関税の還付に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律

（昭和五十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律

目次中「第三章　航空貨物通関情報処理センター」を「第三章　通関情報処理センター」に改める。

第一条中「航空運送貨物に係る」を削り、「航空貨物業務」を「国際貨物業務」に改める。

第二条第一号中「航空貨物通関情報処理センター」を「通関情報処理センター」に、「航空貨物業務」を「国際貨物業務」に改め、同条第二号を次のように改める。

二　国際貨物業務　国際運送貨物に係る税関手続その他の業務で政令で定めるものをいう。

第三条第一項中「航空運送貨物に係る」を削る。

第三章の章名を次のように改める。

第三章　通関情報処理センター

第六条中「航空貨物通関情報処理センター」を「通関情報処理センター」に、「航空貨物業務」を「国際貨物業務」に改める。

第七条及び第十二条中「航空貨物通関情報処理センター」を「通関情報処理センター」に改める。

第十五条第一項中「航空運送事業」を「国際運送事業」に改める。

第十七条第四号中「航空貨物業務」を「国際貨物業務」に改める。

第二十五条第一項中「三年」を「二年」に改める。

第三十四条第一項中「航空貨物業務」を「国際貨物業務」に改める。

第四十八条及び第四十九条中「十万円」を「二十万円」に改める。

第五十条中「五万円」を「二十万円」に改める。

第五十一条中「三万円」を「十万円」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成三年七月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（定款の変更）

第二条　航空貨物通関情報処理センターは、この法律の施行の日までに、必要な定款の変更をし、大蔵大臣の認可を受けるものとする。

2　前項の認可があったときは、同項に規定する定款の変更は、この法律の施行の日にその効力を生ずる。

（経過措置）

第三条　この法律の施行の際現にその名称中に通関情報処理センターという文字を用いている者については、改正後の電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律第十二条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第四条　この法律の施行の際現に通関情報処理センターの役員である者の任期については、なお従前の例による。

第五条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方税法の一部改正）

第六条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「航空貨物通関情報処理センター」を「通関情報処理センター」に改める。

（所得税法の一部改正）

第七条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表航空貨物通関情報処理センターの項を削り、中小企業団体中央会の項の次に次のように加える。

通関情報処理センター	電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）

（法人税法の一部改正）

第八条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表航空貨物通関情報処理センターの項を削り、中小企業団体中央会の項の次に次のように加える。

通関情報処理センター	電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）

（消費税法の一部改正）

第九条　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

附則第六十六条を次のように改める。

第六十六条　削除

別表第三第一号の表航空貨物通関情報処理センターの項を削り、中小企業団体中央会の項の次に次のように加える。

通関情報処理センター	電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）

（大蔵省設置法の一部改正）

第十条　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第四十九号中「航空貨物通関情報処理センター」を「通関情報処理センター」に改める。

（小字及び――は衆議院修正）

地方自治法の一部を改正する法律案

地方自治法の一部を改正する法律

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第五号中「勧業」の下に「、情報処理又は電気通信」を加える。

第四条の二第二項の次に次の一項を加える。

前項各号に掲げる日のほか、当該地方公共団体において特別な歴史的、社会的意義を有し、住民がこぞって記念することが定着している日で、当該地方公共団体の休日とすることについて広く国民の理解を得られるようなものは、第一項の地方公共団体の休日として定めることができる。この場合においては、当該地方公共団体の長は、あらかじめ自治大臣に協議しなければならない。

第七十五条第三項中「その結果を」を「監査の結果に関する報告を決定し、これを」に、「通知し、且つ、これを公表するとともに、」を「送付し、かつ、公表するとともに、これを」に、「基く」を「基づく」に、「報告しなければならない」を「提出しなければならない」に改め、同項の次に次の一項を加える。

前項の規定による監査の結果に関する報告の決定は、監査委員の定数が二人以上である場合においては、その合議によるものとする。

第九十八条第一項中「当該普通地方公共団体の事務」の下に「又は当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、地方労働委員会、農業委員会若しくは監査委員その他法令若しくは条例に基づく委員会若しくは委員の権限に属する事務（政令で定めるものを除く。）」を加え、「基く」を「基づく」に、「事務の管理」を「これらの事務の管理」に改め、同条第二項中「当該普通地方公共団体の事務」の下に「又は当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、地方労働委員会、農業委員会若しくは委員の権限に属する事務（政令で定めるものを除く。）」を加え、「その結果の報告」を「監査の結果に関する報告」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合における監査の実施については、第百九十九条第二項後段の規定を準用する。

第百九条第四項の次に次の一項を加える。

常任委員会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

第百九条の次に次の一条を加える。

第百九条の二　普通地方公共団体の議会は、条例で議会運営委員会を置くことができる。

議会運営委員は、会期の始めに議会において選任し、条例に特別の定めがある場合を除くほか、議員の任期中在任する。

議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、陳情等を審査する。

一　議会の運営に関する事項

二　議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項

三　議長の諮問に関する事項

前条第四項から第六項までの規定は、議会運営委員会について準用する。

第百十条第四項を次のように改める。

第百九条第四項及び第五項の規定は、特別委員会について準用する。

第百十一条中「前二条」を「前三条」に、「除く外」を「除くほか」に改める。

第百四十二条中「法人」の下に「（当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。）」を加える。

第百四十六条を次のように改める。

第百四十六条　削除

第百五十一条の次に次の一条を加える。

第百五十一条の二　主務大臣は、国の機関としての都道府県知事の権限に属する国の事務の管理若しくは執行が法令の規定若しくは主務大臣の処分に違反するものがある場合又はその国の事務の管理若しくは執行を怠るものがある場合において、本項から第八項まで第七項までに規定する措置以外の方法によつてその是正を図ることが困難であり、かつ、それを放置することにより著しく公益を害することが明らかであるときは、文書により、当該都道府県知事に対して、その旨を指摘し、期限を定めて、当該違反を是正し、又は当該怠る事務の管理若しくは執行を改めるべきことを勧告することができる。

主務大臣は、都道府県知事が前項の期限までに同項の規定による勧告に係る事項を行わないときは、文書により、当該都道府県知事に対し、期限を定めて当該事項を行うべきことを命令することができる。

主務大臣は、都道府県知事が前項の期限までに当該事項を行わないときは、高等裁判所に対し、訴えをもつて、当該事項を行うべきことを命ずる旨の裁判を請求することができる。

主務大臣は、高等裁判所に対し前項の規定により訴えを提起したときは、直ちに、文書により、その旨を当該都道府県知事に通告するとともに、当該高等裁判所に対し、その通告をした日時、場所及び方法を通知しなければならない。

当該高等裁判所は、第三項の規定により訴えが提起されたときは、速やかに口頭弁論の期日を定め、当事者を呼び出さなければならない。その期日は、同項の訴えの提起があつた日から十五日以内とする。

当該高等裁判所は、主務大臣の請求に理由があると認めるときは、当該都道府県知事に対し、期限を定めて当該事項を行うべきことを命ずる旨の裁判をしなければならない。

第三項の訴えは、当該都道府県の区域を管轄する高等裁判所の専属管轄とする。

都道府県知事は、前項の規定による命令に不服があるときは、同項の文書が到達した日から十四日以内に、文書により、その旨を内閣総理大臣に申し出ることができる。

内閣総理大臣は、前項の規定による申出があつたときは、三十日以内に調査を行い、当該申出に理由があると認めるときは、主務大臣に対し必要な指示をするとともに、文書によりその旨を当該都道府県知事に通知し、当該申出に理由がないと認めるときは、文書により、その理由を示してその旨を当該都道府県知事に通告しなければならない。

内閣総理大臣は、第三項に定める期間内に同項の都道府県知事の申出がなく、かつ、第二項の期限までになお当該都道府県知事が同項の命令に係る事項を行わないとき、又は当該都道府県知事が前項の規定による当該都道府県知事の申出に理由がない旨の内閣総理大臣の通告を受けた日から三十日を経過した日（その日が第二項の期限前であるときは、当該期限）までになお当該事項を行わないときは、主務大臣の請求に基づき、閣議の決定を経て、その事実を確認する旨を告示することができる。

主務大臣は、前項の規定による告示があつたときは、直ちにその旨を当該都道府県知事に通知しなければならない。

主務大臣は、都道府県知事が第六項の裁判に従い同項第五項の規定による告示があつた日から十五日を経たときは、都道府県知事に代わつて第二項の規定による命令に係る事項を行うことができる。この場合においては、主務大臣は、あらかじめ当該都道府県知事に対し、当該事項を行う日時、場所及び方法を通知しなければならない。

第三項の訴えに係る高等裁判所の判決に対する上告の期間は、一週間とする。

前項の上告は、執行停止の効力を有しない。

都道府県知事は、第四項の規定により当該都道府県知事の申出に理由がない旨の内閣総理大臣の通告があつたときは、当該通告を受けた日から三十日以内に高等裁判所に対し第二項の規定による主務大臣の命令の取消しを求める訴えを提起することができる。

都道府県知事は、高等裁判所に対し前項の規定により訴えを提起したときは、直ちに、文書により、その旨を主務大臣に通知しなければならない。

当該高等裁判所は、第八項の規定により訴えが提起されたときは、速やかに口頭弁論の期日を定め、当事者を呼び出さなければならない。その期日は、同項の訴えの提起があつた日から十五日以内とする。

第八項の訴えの提起は、第二項の規定による命令の効力を妨げない。

第八項の訴えの提起があつた場合において、都道府県知事から申立てがあり、本案について申立人の主張に法律上理由があるとみえるときは、高等裁判所は、決定をもつて、第二項の規定による命令の効力を停止することができる。ただし、申立人の主張に理由がないことについて、疎明があつたときは、この限りでない。

前項の申立ては、第八項の訴えの提起と同時にしなければならない。

第十二項の決定は、口頭弁論を経ないですることができる。ただし、あらかじめ、当事者の意見を聴かなければならない。

第十二項の申立ての管轄裁判所は、本案の係属する裁判所とする。

主務大臣の請求に理由がない旨の判決が確定した場合において、既に第八項の規定による命令に係る事項が行われているときは、主務大臣の請求に理由がない旨の判決が確定した場合において、既に第八項の規定による命令に係る事項が行われているときは、

第二項の規定による主務大臣の命令が判決により取り消された場合において、既に第七項の規定に基づき当該命令に係る事項が行われているときは、

○「当該都道府県の区域」と読み替えるものとする。

第八項（前項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の訴えについては、行政事件訴訟法第四十三条第三項の規定にかかわらず、同法第十二条第二項及び第三項、第十三条、第十六条から第二十二条まで、第二十五条から第二十九条まで、第三十一条並びに第三十四条の規定は、準用しない。

前各項に定めるもののほか、第八項の訴えについては、主張及び証拠の申出の時期の制限その他審理の促進に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

前各項の規定は、他の法律中にこれらに相当する規定がある場合においては、適用しない。

第百八十条の五第六項中「法人」の下に「（当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。）」を加える。

第百八十四条の次に次の一条を加える。

第百八十四条の二　普通地方公共団体の議会は、選挙管理委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は選挙管理委員に職務上の義務違反その他選挙管理委員たるに適しない非行があると認めるときは、議決によりこれを罷免することができる。この場合においては、議会の常任委員会又は特別委員会において公聴会を開かなければならない。

委員は、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることがない。

第百八十五条の次に次の一条を加える。

第百八十五条の二　選挙管理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第百九十六条第一項中「財務管理又は事業の経営管理について専門の知識又は経験を有する者」を「人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者」に、「知識経験を有する者」を「識見を有する者」に改め、同条第三項中「知識経験を有する者」を「識見を有する者」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

識見を有する者のうちから選任される監査委員の数が二人以上である普通地方公共団体にあつては、少なくともその一人以上は、選任前五年間において当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものでなかつた者でなければならない。

第百九十六条に次の一項を加える。

都道府県及び政令で定める市にあつては、識見を有する者のうちから選任される監査委員のうち少なくとも一人以上は、常勤としなければならない。

第百九十七条中「知識経験を有する者」を「識見を有する者」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第百九十七条の二　普通地方公共団体の長は、監査委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は監査委員に職務上の義務違反その他監査委員たるに適しない非行があると認めるときは、議会の同意を得て、これを罷免することができる。この場合においては、議会の常任委員会又は特別委員会において公聴会を開かなければならない。

監査委員は、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることがない。

第百九十八条の二の次に次の一条を加える。

第百九十八条の三　監査委員は、その職務を遂行するに当たつては、常に公正不偏の態度を保持して、監査をしなければならない。

監査委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第百九十九条第二項中「前項」を「第一項又は前項」に、「あたつては」を「当たつては」に改め、「管理」の下に「又は同項に規定する事務の執行」を加え、「則つて」を「のつとつて」に改め、同条第六項中「及び当該普通地方公共団体」を「、当該普通地方公共団体」に改め、「受託者」の下に「及び当該普通地方公共団体が第二百四十四条の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を委託しているもの」を加え、同条第八項中「監査の結果を」を「監査の結果に関する報告を決定し、これを」に、「基く」を「基づく」に、「報告し、且つ」を「提出し、かつ」に改め、同条第九項中「基いて」を「基づいて」に、「報告」を「監査の結果に関する報告」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務又は普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員の権限に属する事務（政令で定めるものを除く。）の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

第百九十九条に次の一項を加える。

第九項の規定による監査の結果に関する報告の決定又は前項の規定による意見の決定は、監査委員の定数が二人以上である場合においては、その合議によるものとする。

第百九十九条の三第一項中「知識経験を有する者」を「識見を有する者」に改める。

第二百七条中「第百九十九条第七項」を「第百九条第五項、第百九条の二第四項及び第百十条第四

項の規定により出頭した参考人、第百九十九条第八項」に改め、「第百九条第四項」の下に「、第百九条の二第四項」を加える。

第二百三十三条第五項中「議決とあわせて」を「議決及び第三項の規定による監査委員の意見と併せて」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に、「あたつては」を「当たつては」に、「あわせて」を「併せて」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　前項の規定による意見の決定は、監査委員の定数が二人以上である場合においては、その合議によるものとする。

第二百三十五条の二第三項中「前二項の規定による検査又は監査の結果」を「第一項の規定による検査の結果に関する報告又は前項の規定による監査の結果に関する報告」に、「報告しなければならない」を「提出しなければならない」に改める。

第二百四十一条第五項中「第二百三十三条第四項」を「第二百三十三条第五項」に、「あわせて」を「併せて」に改め、同条第七項中「前五項」を「第二項から前項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　前項の規定による意見の決定は、監査委員の定数が二人以上である場合においては、その合議によるものとする。

第二百四十四条の二第三項中「公共団体又は公共的団体」を「普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの又は公共団体若しくは公共的団体」に改め、同条第四項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4　普通地方公共団体は、適当と認めるときは、管理受託者（前項の規定に基づき公の施設の管理の委託を受けたものをいう。以下本条において同じ。）に当該公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該管理受託者の収入として収受させることができる。

5　前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、管理受託者が定めるものとする。この場合において、管理受託者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

6　普通地方公共団体の長又は委員会は、委託に係る公の施設の管理の適正を期するため、管理受託者に対して、当該委託に係る業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

第二百五十二条の十一第四項中「行なう」を「行う」に、「少くとも」を「少なくとも」に、「監査の結果」を「監査の結果に関する報告」に、「報告し、且つ」を「提出し、かつ」に改める。

第二百六十条の次に次の一条を加える。

第二百六十条の二　町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、○地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため○市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が自治省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。

一　その区域の住民相互の連絡を行う、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する○地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行つていると認められること。

二　その区域が、住民にとつて客観的に明らかな市町村の条例で定められていること。

三　その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。

四　規約を定めていること。

規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。

一　目的

二　名称

三　区域

四　事務所の所在地

五　構成員の資格に関する事項

六　代表者に関する事項

七　会議に関する事項

八　資産に関する事項

第二項第二号の区域を定める条例を定める場合には、当該地縁による団体が相当の期間にわたつて存続している区域の現況によらなければならない。

市町村長は、地縁による団体が第二項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第一項の認可をしなければならない。

第一項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。

第一項の認可を受けた地縁による団体は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

第一項の認可を受けた地縁による団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

第一項の認可を受けた地縁による団体は、特定の政党のために利用してはならない。

市町村長は、第一項の認可をしたときは、自治省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。

第一項の認可を受けた地縁による団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、自治省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。

何人も、市町村長に対し、自治省令で定めるところにより、第八項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便により、当該証明書の送付を求めることができる。

第一項の認可を受けた地縁による団体は、第八項の告示があるまでは、第一項の認可を受けた地縁による団体となつたこと及び第八項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない。

市町村長は、第一項の認可を受けた地縁による団体が第二項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第一項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。

民法第三十八条、第四十四条○第一項、第五十条、第五十一条、第五十二条第一項、第五十三条から第六十六条まで、第六十八条（同条第一項第二号を除く。）、第六十九条、第七十条、第七十二条から第七十六条まで及び第七十八条から第八十三条までの規定並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条から第三十七条ノ二までの規定は、第一項の認可を受けた地縁による団体に準用する。この場合において、民法第三十八条第二項、第七十二条第二項及び第八十三条中「主務官庁」とあるのは「市町村長」と、同法第四十四条○第一項、第五十四条から第五十七条まで、第五十九条第二号、第六十条、第六十一条、第六十三条、第七十条、第七十二条第二項及び第七十四条中「理事」とあるのは「代表者」と、同法第四十四条第二項中「社員、理事」とあるのは「構成員」と、同法第五十二条第一項中「一人又ハ数人ノ理事」とあるのは「一

人ノ代表者」と、同法第五十三条中「理事ハ総テ」とあるのは「代表者ハ」と、同法第五十六条中「仮理事」とあるのは「仮代表者」と、同法第五十九条第三号中「総会又ハ主務官庁」とあるのは「総会」と、同法第六十八条第一項第四号中「設立許可」とあり、及び第七十二条第二項中「許可」とあるのは「認可」と、同法第七十二条第三項中「国庫」とあるのは「市町村」と、非訟事件手続法第三十五条第一項中「仮理事」とあるのは「仮代表者」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第一項の認可を受けた地縁による団体は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第三項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体を除く。）」と、同条第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体を除く。）」とする。

第一項の認可を受けた地縁による団体は、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

次の各号の一に該当する場合においては、第一項の認可を受けた地縁による団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法により、五十万円以下の過料に処する。

一　第十五前項において準用する民法第七十九条又は第八十一条第一項の規定による破産宣告の請求を怠つたとき。

二　第十五前項において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

第二百八十五条中「設けることを妨げるものではない」を「設けることができる」に改め、同条に次の一項を加える。

公益上必要がある場合においては、都道府県知事は、関係のある市町村に対し、前項の一部事務組合を設けるべきことを勧告することができる。

第二百八十七条第三項中「第二百八十五条」を「第二百八十五条第一項」に、「第百九十六条第二項」を「第百九十六条第三項」に改める。

第二百八十七条の二第一項及び第二項並びに第二百八十七条の三中「第二百八十五条」を「第二百八十五条第一項」に改める。

第三百十五条の見出しを「（監査の結果に関する報告）」に改め、同条第一項中「監査の結果」を「監査の結果に関する報告」に、「報告し」を「提出し」に改め、同条第二項中「前項の報告」を「前項の規定により監査の結果に関する報告の提出」に改める。

別表第一第一号中「行なう」を「行う」に改め、「作成の指導」の下に「、市町村の消防が行う人命の救助に係る活動の指導」を加え、同表中第一号の二十九を第一号の四十とし、第一号の二十八を第一号の三十九とし、第一号の二十七を削り、第一号の二十六を第一号の三十八とし、第一号の二十から第一号の二十五までを十二号ずつ繰り下げ、第一号の十九を第一号の二十九とし、同号の次に次の二号を加える。

一の三十　過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、過疎地域活性化方針を定め、これに基づいて都道府県過疎地域活性化計画を定め、市町村過疎地域活性化計画について協議し、過疎地域における基幹道路を整備し、及び無医地区の医療の確保に必要な措置を講ずる等の事務を行うこと。

一の三十一　半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、半島振興対策実施地域に係る半島振興計画を作成し、半島振興計画に基づく事業を実施し、及び半島振興対策実施地域における基幹道路を整備すること。

別表第一中第一号の十八を第一号の二十八とし、第一号の十七を第一号の二十六とし、同号の次に次の一号を加える。

一の二十七　国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）の定めるところにより、全国の区域について定める国土の利用に関する計画について意見を述べること。

別表第一中第一号の十六を第一号の二十四とし、同号の次に次の一号を加える。

一の二十五　公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の定めるところにより、土地開発公社が行う市街地開発事業等の用に供する土地の処分について協議すること。

別表第一中第一号の十五を第一号の二十三とし、第一号の十から第一号の十四までを八号ずつ繰り下げ、第一号の九を第一号の十五とし、同号の次に次の二号を加える。

一の十六　地域振興整備公団法（昭和三十七年法律第九十五号）の定めるところにより、地域振興整備公団が行う特定の地域の開発整備のための大規模な事業の施行に係る業務を指定する政令の制定又は改廃の立案及び同公団が定める土地区画整理事業の事業計画について意見を述べ、並びに同公団が作成する事業実施基本計画について協議すること。

一の十七　水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号）の定めるところにより、水源地域整備計画の案の作成について意見を述べ、及び水源地域整備計画に基づく事業を実施すること。

別表第一中第一号の八を第一号の十四とし、第一号の五から第一号の七までを六号ずつ繰り下げ、第一号の四を第一号の九とし、同号の次に次の一号を加える。

一の十　自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律（昭和五十五年法律第八十七号）の定めるところにより、条例で、商業地域等において、自転車の大量の駐車需要を生じさせる施設を新築しようとする者等が自転車駐車場を設置しなければならない旨を定めること。

別表第一第一号の三中「活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律」を「活動火山対策特別措置法」に改め、「避難施設緊急整備地域」の下に「又は降灰防除地域」を加え、「並びに」を削り、「及び防災営農施設整備計画を作成する」を「、防災営農施設整備計画、防災林業経営施設整備計画又は防災漁業経営施設整備計画を作成し、地域防災計画において火山現象による災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項等について定め、並びに火山現象に関する情報により予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、指定地方行政機関の長等に必要な通報又は要請を行う」に改め、同号を同表第一号の八とし、同表中第一号の二を第一号の六とし、同号の次に次の一号を加える。

一の七　大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、地震防災対策強化地域の指定等について意見を述べ、地震防災強化計画を定め、地震防災訓練を実施し、警戒宣言が発せられた場合に、歩行者若しくは車両の通行を禁止し若しくは制限し、他の都道府県知事に対して応急措置の実施について応援を求め、又は地震防災応急対策に係る措置を実施するため特に必要があるときに関係者に対して協力命令若しくは保管命令を発し、土地、家屋若しくは物資を使用し、若しくは物資を収用し、若しくは職員をして物資の所在する場所等に立入検査させ、若しくは物資を保管させた者から必要な報告を徴し、及び

都道府県知事の行う応急公用負担の処分等に係る損失補償をする等地震防災応急対策を実施し、その他地震防災に関する事務を行うこと。

別表第一第一号の次に次の四号を加える。

一の二　消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）の定めるところにより、救急業務を行っていない市町村の区域に係る高速自動車国道又は一般国道のうち救急業務が特に必要な区間内における救急業務を行い、及び消防本部を置かない市町村の区域における火災原因の調査を行うこと。

一の三　消防法の定めるところにより、消防に必要な水利施設を設置し、維持し、及び管理し、並びに火災の予防等に関する条例を設け、その他火災の予防、警戒、鎮圧等のため必要な措置を講じ、救急業務を行い、並びに消防作業に従事した者等の災害について療養その他の給付を行うこと。（都が特別区の存する区域において処理する場合に限る。）

一の四　石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）の定めるところにより、第一種事業所の新設等に関する計画について意見を述べ、石油コンビナート等防災計画を作成し、及び特別防災区域を指定する政令の制定又は改正の立案について意見を述べること。

一の五　石油コンビナート等災害防止法の定めるところにより、自衛防災組織及び共同防災組織に対して、災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施について指示すること。（都が特別区の存する区域において処理する場合に限る。）

別表第一中第二号の八を第二号の九とし、第二号の七を削り、同表第二号の六中「瀬戸内海環境保全臨時措置法」を「瀬戸内海環境保全特別措置法」に改め、「定めるところにより、」の下に「瀬戸内海環境保全基本計画又は」を加え、「述べる」を「述べ、及び自然海浜保全地区を指定する等の事務を行う」に改め、同号を同表第二号の七とし、同号の次に次の一号を加える。

二の八　湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）の定めるところにより、指定湖沼又は指定地域の指定等について意見を述べ、湖沼水質保全計画を定め、及び湖沼水質保全計画に基づく事業を実施し、並びに総量削減指定湖沼を定める政令の制定又は改廃の立案について意見を述べること。

別表第一第二号の五中「及び公共用水域」を「排水基準のみによっては水質環境基準の確保が困難であると認められる水域等を定める政令の制定若しくは改廃の立案又は総量削減基本方針の決定若しくは変更について意見を述べ、並びに公共用水域及び地下水」に改め、同号を同表第二号の六とし、同表第二号の四中「及びいおう酸化物」を「及び排出基準のみによっては大気環境基準の確保が困難であると認められる地域を指定する政令若しくは硫黄酸化物」に、「又はいおう酸化物」を「又は硫黄酸化物」に改め、同号を同表第二号の五とし、同表第二号の三の次に次の一号を加える。

二の四　公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）の定めるところにより、事業活動その他の人の活動に伴って生じた相当範囲にわたる著しい大気の汚染又は水質の汚濁の影響による疾病が多発している地域等を指定する政令の制定又は改廃の立案について意見を述べ、公害医療機関の診療内容及び診療報酬を審査し、並びに診療報酬の額を決定すること。

別表第一第四号中「精神衛生法」を「精神保健法」に改め、同表第五号の次に次の一号を加える。

五の二　伝染病予防法及びこれに基づく政令の定めるところにより、伝染病院、隔離病舎、隔離所又は消毒所を設置し、及び家用水の使用の停止期間中家用水を供給すること。（都が特別区の存する区域において処理する場合に限る。）

別表第一第六号を次のように改める。

六　結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）の定めるところにより、物件の廃棄等による損失の補償に関する事務を行い、患者に係る医療等に要する費用の全部又は一部を負担し、緊急その他やむを得ない理由により医療を受けた患者に係る療養費を支給し又は支払い、市町村が支弁した医療費等の給付に要する費用の一部を負担し、及び事業者等が支弁した健康診断等に要する費用に対して補助すること。

別表第一第七号の二中「のための」を「及び医療費等の給付に要する」に、「支出する」を「負担する」に改め、同表第八号を次のように改める。

八　老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の定めるところにより、市町村が行う医療等以外の保健事業の実施に関して市町村に対する必要な援助及び市町村相互間の連絡調整を行い、市町村に代わって医療等以外の保健事業の一部を行い、市町村の支弁する保健事業に要する費用の一部を負担し、並びに市町村から医療等以外の保健事業の実施の状況に関する報告を求めること。

別表第一第九号中「及びこれに基づく政令」、「並びに」及び「及び尿浄化槽清掃業」を削り、「行う」を「行い、一般廃棄物処理業者等から必要な報告を求め、又は職員をしてこれらの者の事業場等に立入検査させ、並びに基準に適合しない一般廃棄物の処理を行った者に対して必要な措置を命ずる等の事務を行う」に改め、同表中第九号の二を第九号の五とし、第九号の次に次の三号を加える。

九の二　浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）の定めるところにより、条例で浄化槽工事の技術上の基準について特別の定めをし、及び浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度を設けること。

九の三　浄化槽法の定めるところにより、浄化槽清掃業の許可に関する事務を行い、浄化槽清掃業者に対して必要な指示をし、及び浄化槽清掃業者から必要な報告を求め、又は職員をしてその事務所等に立入検査させる等の事務を行うこと。（都が特別区の存する区域において処理する場合に限る。）

九の四　広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）の定めるところにより、広域処理対象区域の指定等について意見を述べ、及び広域臨海環境整備センターが作成する基本計画等について協議すること。

別表第一第十四号中「定めるところにより、」の下に「医療計画を定め、病院を開設しようとする者又は病院の開設者等に対して病院の開設又は病院の病床数の増加等に関して勧告し、及び」を加え、同表中第十四号の二を削り、第十七号の二を第十七号の三とし、同号の次に次の一号を加える。

十七の四　民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）の定めるところにより、特定民間施設の整備の事業を行おうとする者が提出する当該特定民間施設の整備計画を受理し、これを主務大臣に送付し、主務大臣が行う特定民間施設の整備計画の認定について意見を述べ、並びに認定事業者に対し特定民間施設の整備の事業の実施に関し必要な指導及び助言を行うこと。

別表第一第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二　災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）の定めるところにより、市町村の災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に要する費用の一部を負担し、並びに災害援護資金の貸付けに要する費用を市町村に貸し付けること。

別表第一第二十号の三中「母子福祉法」を「母子及び寡婦福祉法」に、「父母のない児童」を「寡婦、

父母のない児童等」に、「行なう」を「行う」に改め、同表第二十号の五中「行なわれる」を「行われる」に改め、「指導をし」の下に「、指定市町村の指定について意見を述べ」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同表中第二十二号の二を第二十二号の四とし、同号の次に次の一号を加える。

二十二の五　地力増進法（昭和五十九年法律第三十四号）の定めるところにより、職員をして農地に立入調査させること。

別表第一中第二十二号を第二十二号の三とし、同表第二十一号の三中「定めるところにより、」の下に「協同農業普及事業の運営に関する指針について意見を述べ、協同農業普及事業の実施に関する方針を定め、及び」を加え、同号を同表第二十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十二の二　農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）の定めるところにより、主務大臣が定める農用地整備公団の事業実施方針について意見を述べ、及び同公団が作成する農用地整備事業実施計画等について協議する等の事務を行うこと。

別表第一中第二十一号の二を第二十一号の八とし、同号の次に次の一号を加える。

二十一の九　雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第百六号）の定めるところにより、雇用促進事業団に対して、職業訓練の実施に関する事項について報告を求め、及び必要な要請をすること。

別表第一中第二十一号を第二十一号の七とし、同表第二十号の十中「昭和四十年法律第百二十号」を「昭和六十三年法律第四十号」に、「港湾雇用調整計画」を「港湾雇用安定等計画」に改め、同号を同表第二十一号の六とし、同表第二十号の九中「身体障害者雇用促進法」を「障害者の雇用の促進等に関する法律」に、「身体障害者について」を「障害者について」に、「行なう」を「行う」に改め、同号を同表第二十一号の四とし、同号の次に次の一号を加える。

二十一の五　地域雇用開発等促進法（昭和六十二年法律第二十三号）の定めるところにより、雇用開発促進地域、特定雇用開発促進地域及び緊急雇用安定地域を指定する政令の制定又は改正の立案について意見を述べ、並びに地域雇用開発計画を作成すること。

別表第一中第二十一号の三とし、同表第二十号の七中「勤労婦人福祉法」を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」に、「勤労婦人福祉対策基本方針」を「女子労働者福祉対策基本方針」に改め、同号を同表第二十一号の二とし、同表中第二十一号の六を第二十一号とし、同表第二十三号中「並びに」を「及び」に改め、「及び防除に必要な器具」を削り、同表第二十三号の二中「指定種子生産ほ場」を「指定種子生産ほ場等」に、「ほ場及び」を「ほ場及び」に、「ほ場審査証明書」を「ほ場審査証明書」に、「市町村、農業者の組織する団体又は指定種子生産者に対し」を「指定種子生産者等又は指定種子生産者等に主要農作物の種子の生産を委託した者に対して」に改め、同表第二十三号の三を次のように改める。

二十三の三　果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）の定めるところにより、特定果実生産者等に対して必要な勧告をすること。

別表第一第二十三号の七中「（昭和二十四年法律第二百八号）」の下に「及びこれに基づく政令」を加え、同表第二十三号の十中「農村地域工業導入促進法」を「農村地域工業等導入促進法」に、「農村地域工業導入実施計画」を「農村地域工業等導入実施計画」に改め、同表中第二十五号の六を第二十五号の九とし、第二十五号の五を第二十五号の七とし、同号の次に次の一号を加える。

二十五の八　沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）の定めるところにより、沿岸漁場整備開発計画について意見を述べ、並びに漁場利用協定の締結のための交渉に関する勧告をし、漁場利用協定の届出を受理し、及びその遵守についてあっせんすること。

別表第一中第二十五号の四を第二十五号の六とし、第二十五号の三を第二十五号の五とし、第二十五号の二を第二十五号の四とし、第二十五号の次に次の二号を加える。

二十五の二　分収林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）の定めるところにより、分収林契約に係る募集等をする者の届出を受理し、当該届出をした者等に対して届出事項の変更又は遵守を勧告し、勧告に従っていないと認めるときにその旨を公表し、及び当該届出をした者等から必要な報告を求めること。

二十五の三　保安林整備臨時措置法（昭和二十九年法律第八十四号）の定めるところにより、特定保安林の指定等について主務大臣と協議し、及び要整備森林等についての所有権の移転等について協議すべき旨を勧告すること。

別表第一中第二十六号の十九を第二十六号の二十九とし、第二十六号の十八を第二十六号の二十八とし、第二十六号の十七を第二十六号の二十七とし、同表第二十六号の十六中「講ずる」を「講じ、及び国の設置に係る都市公園を設置すべき区域の決定について協議する」に改め、同号を同表第二十六号の二十六とし、同表中第二十六号の十五を第二十六号の二十五とし、第二十六号の十四を第二十六号の二十三とし、同号の次に次の一号を加える。

二十六の二十四　土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）の定めるところにより、地方住宅供給公社が施行する土地区画整理事業の事業計画について意見を述べること。

別表第一第二十六号の十三中「日本住宅公団」を「住宅・都市整備公団又は地域振興整備公団」に改め、同号を同表第二十六号の二十一とし、同号の次に次の一号を加える。

二十六の二十二　住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号）の定めるところにより、住宅・都市整備公団が定める住宅の建設計画、宅地の造成計画又は土地区画整理事業の事業計画について意見を述べ、及び同公団が特定公共施設の新設等に関する工事（河川工事を除く。）を代行することについて同意を与える等の事務を行うこと。

別表第一中第二十六号の十二を第二十六号の二十とし、第二十六号の十一を第二十六号の十八とし、同号の次に次の一号を加える。

二十六の十九　大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の定めるところにより、住宅・都市整備公団又は地方住宅供給公社が定める住宅街区整備事業の事業計画について意見を述べる等の事務を行うこと。

別表第一中第二十六号の十を第二十六号の十七とし、第二十六号の九を第二十六号の十四とし、同号の次に次の二号を加える。

二十六の十五　大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法（昭和六十三年法律第四十七号）の定めるところにより、宅地開発事業者が提出する宅地開発事業計画を受理し、これを主務大臣に送付し、主務大臣が行う宅地開発事業計画の認定について意見を述べ、及び宅地開発事業者から宅地開発事業の実施状況について報告を求めること。

二十六の十六　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、都市計画を決定し、及びその旨を告示する等の事務を行うこと。（都が特別区の存する区域において処理する場合に限る。）

別表第一中第二十六号の八を第二十六号の十とし、同号の次に次の三号を加える。

二十六の十一　公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）の定めるところに

より、主務大臣が行う航空機の航行の方法の指定及び航空機の騒音により生ずる障害が著しい特定飛行場の周辺の区域等の指定について意見を述べること。

二十六の十二　特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（昭和五十三年法律第二十六号）の定めるところにより、特定空港の設置者の要請に基づき航空機騒音対策基本方針を定めること。

二十六の十三　海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）の定めるところにより、排出油防除計画について意見を述べること。

別表第一第二十六号の七の次に次の二号を加える。

二十六の八　中小企業技術開発促進臨時措置法（昭和六十年法律第五十五号）の定めるところにより、認定中小企業者等に対して必要な指導及び助言を行うこと。

二十六の九　大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（平成元年法律第六十一号）の定めるところにより、宅地開発及び鉄道の整備の一体的推進に関する基本計画の作成に関する事務を行い、並びに宅地開発及び特定鉄道事業の一体的推進のための協議会を組織し、その庶務を処理すること。

別表第一第二十七号の二中「述べる」を「述べ、並びに市町村長が行う改良工事に関し市町村が要する費用の一部を負担する」に改め、同表中第二十九号の四を第二十九号の六とし、第二十九号の三を第二十九号の五とし、第二十九号の二を第二十九号の四とし、同表第二十九号中「学校教育法」の下に「（昭和二十二年法律第二十六号）及びこれに基づく政令」を、「管理し」の下に「、技能教育のための施設を指定し、学校（大学及び高等専門学校を除く。）の学期を定め、私立の学校（大学及び高等専門学校を除く。）が廃止されたとき必要な書類を保存し」を加え、同号を同表第二十九号の三とし、同表中第二十八号の十四を第二十九号の二とし、第二十八号の十二を削り、第二十八号の十三を第二十八号の十二とし、同号の次に次の一号を加える。

二十九　教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の定めるところにより、初任者研修の実施に関する事務を行うこと。

別表第一第三十二号中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に、「行なう」を「行い、並びに遺跡の現状を変更することとなるような行為に対する文化庁長官の停止等の命令について意見を述べる」に改め、同表中第三十六号を削り、第三十五号の二を第三十六号とし、第三十九号及び第四十号を削り、第三十八号の二を第四十七号とし、同表第三十八号中「及び道路」を「道路」に、「行う」を「行い、自動車及び原動機付自転車の運転免許試験及び運転免許に関する事務等を行い、並びに交通安全対策特別交付金の用途等に関する国への報告等を行う」に改め、同号を同表第四十六号とし、同表第三十七号の次に次の八号を加える。

三十八　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）の定めるところにより、風俗営業、風俗関連営業及び深夜における飲食店営業に係る営業の禁止その他の営業の規制に関する条例を設け、風俗営業の許可、風俗営業者に係る営業所の構造等の変更の承認、管理者の解任の勧告、遊技機の認定等に関する事務を行い、風俗関連営業及び深夜における酒類提供飲食店営業を営もうとする者の届出を受理し、風俗営業者等に対する指示を行い、風俗営業等の営業の停止又は廃止を命じ、都道府県風俗環境浄化協会の指定等を行い、風俗営業者の団体の届出を受理し、並びに風俗営業者等から必要な報告を求め、又は警察職員をしてその営業所に立ち入らせること。

三十九　警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）の定めるところにより、警備業を営もうとする者に係る認定等を行い、警備業及び機械警備業についての届出を受理し、警備員又は警備員になろうとする者について検定を行い、警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習を行い、警備員指導教育責任者資格者証及び機械警備業務管理者資格者証を交付し、警備業者に対して、必要な措置をとるべきことを指示し、又は営業の停止若しくは廃止を命じ、並びに警備業者から必要な報告を求め、又は警察職員をして営業所等に立入検査させる等の事務を行うこと。

四十　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）の定めるところにより、狩猟等の用途に供する銃砲又は刀剣類の所持等の許可に関する事務等を行うこと。

四十一　火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の定めるところにより、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入又は消費についての許可を行い、火薬類を運搬しようとする者に対して運搬証明書を交付し、及び必要な指示をし、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため火薬類の運搬又は猟銃用火薬類等の消費を一時禁止し、又は制限し、並びに警察職員をして火薬類の製造所等に立入検査させる等の事務を行うこと。

四十二　質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）の定めるところにより、質屋営業の許可及び営業の停止に関する事務を行い、並びに他の公安委員会の許可を受けた質屋若しくはその代理人、使用人その他の従業者の違反事実又は自らした質屋の許可の取消し若しくは営業停止処分を関係公安委員会に通知すること。

四十三　古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）の定めるところにより、古物商又は市場主になろうとする者の許可及び営業の停止に関する事務を行い、並びに古物商が行商をしようとし、又はその従業者に行商をさせようとする場合及び古物商が市場以外において競り売りをしようとする場合の許可に関する事務を行うこと。

四十四　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）の定めるところにより、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬に係る使用者等からの届出を受理し、運搬証明書を交付し、当該使用者等に対して必要な指示を行い、及びこれらの者から必要な報告を求め、又は警察職員をしてこれらの者の事務所等に立入検査させる等の事務を行うこと。

四十五　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）の定めるところにより、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の運搬に係る使用者等からの届出を受理し、当該使用者等に対して必要な指示を行い、及びこれらの者から必要な報告を求め、又は警察職員をしてこれらの者の事務所等に立入検査させる等の事務を行うこと。

別表第二第一号中「一の三」を「一の四」とし、「一の二」の次に次のように加える。

一の三	公害健康被害の補償等に関する法律の定めるところにより、公害医療機関の診療内容及び診療報酬を審査し、並びに診療報酬の額を決定すること。（政令で定める市に限る。）

別表第二第一号(二)を次のように改める。

（二）　結核予防法の定めるところにより、物件の廃棄等による損失の補償に関する事務を行い、患者に係る医療等に要する費用の全部又は一部を負担し、及び緊急その他やむを得ない理由により医療を受けた患者に係る療養費を支給し又は支払うこと。（保健所を設置する市に限る。）

別表第二第一号中(四)を(三の三)とし、その次に次のように加える。

（四）　浄化槽法の定めるところにより、条例で浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度を設けること。（保健所を設置する市に限る。）

別表第二第一号中(六)を(十二)とし、(五の四)を(十一)とし、(五の三)を(十)とし、(五の二)を(九)とし、(五)を(八)とし、(四の七)を(五)とし、その次に次のように加える。

（六）　小売商業調整特別措置法（昭和三十四年法律第百五十五号）の定めるところにより、都道府県知事が行う小売市場の許可について協議する等の事務を行うこと。

（七）　大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の定めるところにより、主務大臣が行う宅地開発事業計画の認定について意見を述べること。（指定都市に限る。）

別表第二第一号中(四の六)を(四の七)とし、(四の五)を(四の六)とし、(四の四)を(四の五)とし、(四の三)を(四の四)とし、(四の二)の次に次のように加える。

(四の三)　民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律の定めるところにより、主務大臣が行う特定民間施設の整備計画の認定について意見を述べること。（指定都市に限る。）

別表第二第二号中(二)を(一の二)とし、その次に次のように加える。

(一の三)　石油コンビナート等災害防止法の定めるところにより、第一種事業所の新設等に関する計画について意見を述べ、自衛防災組織及び共同防災組織に対して災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施について指示し、並びに特別防災区域を指定する政令の制定又は改正の立案について意見を述べること。

別表第二第二号中(二の二)を(二)とし、その次に次のように加える。

(二の二)　大規模地震対策特別措置法及びこれに基づく政令の定めるところにより、地震防災対策強化地域の指定等について意見を述べ、地震防災強化計画を定め、地震防災訓練を実施し、警戒宣言が発せられた場合に、関係機関、住民等に警戒宣言の伝達等を行い、地震防災応急計画を作成した者等に対して必要な措置を指示し、要請し若しくは勧告し、消防機関若しくは水防団に出動を命じ、警察官若しくは海上保安官の出動を求め、居住者等に対する避難を指示し、警戒区域を設定し、当該警戒区域への立入りを制限し、他の市町村長等若しくは都道府県知事等に対して応急措置について応援を求め、若しくは応急措置の実施を要請し、又は地震防災応急対策に係る措置を実施するため緊急の必要があるときに他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、土石、竹木その他の物件を使用し、及び市町村長の行う応急公用負担の処分等に係る損失補償をする等地震防災応急対策を実施し、その他地震防災に関する事務を行うこと。

別表第二第二号(二の三)中「活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律」を「活動火山対策特別措置法」に、「及び防災営農施設整備計画、防災林業経営施設整備計画又は防災漁業経営施設整備計画」に改め、「並びに」を削り、「実施する」を「実施し、地域防災計画において火山現象による災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項等について定め、並びに火山現象に関する情報により予想される災害及びこれに対してとるべき措置を関係機関、住民等に伝達する」に改め、同号中(三の二)を(三の五)とし、(三)を(三の四)とし、(二の二十三)を(三の三)とし、(二の二十二)を(三の二)とし、(二の二十一)を(三)とし、(二の二十)を削り、(二の十九)を(二の三十一)とし、(二の十八)を(二の二十九)とし、その次に次のように加える。

(二の三十)　山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）の定めるところにより、振興山村の指定の申請及び山村振興計画について協議すること。

別表第二第二号中(二の十七)を(二の二十八)とし、(二の十六)を(二の二十七)とし、(二の十五)を(二の二十六)とし、(二の十四)を(二の二十五)とし、(二の十三)を(二の二十四)とし、(二の十二)を(二の二十)とし、その次に次のように加える。

(二の二十一)　総合保養地域整備法（昭和六十二年法律第七十一号）の定めるところにより、都道府県が定める基本構想について協議すること。

(二の二十二)　過疎地域活性化特別措置法の定めるところにより、市町村過疎地域活性化計画を定めること。

(二の二十三)　半島振興法の定めるところにより、半島振興対策実施地域の指定の申請及び半島振興計画について協議し、並びに半島振興計画に基づく事業を実施すること。

別表第二第二号中(二の十一)を(二の十七)とし、その次に次のように加える。

(二の十八)　公有地の拡大の推進に関する法律の定めるところにより、土地開発公社が行う市街地開発事業等の用に供する土地の処分について協議すること。

(二の十九)　農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）の定めるところにより、農住組合の設立、定款の変更等について意見を述べ、農地利用規約の認定等を行い、及び農住組合から必要な報告を徴すること。

別表第二第二号中(二の十)を(二の十六)とし、(二の九)を(二の十五)とし、(二の八)を(二の十四)とし、(二の七)を(二の十三)とし、(二の六)を(二の十二)とし、(二の五)を(二の十一)とし、(二の四)の次に次のように加える。

(二の五)　自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の定めるところにより、条例で、商業地域等において、自転車の大量の駐車需要を生じさせる施設を新築しようとする者等が自転車駐車場を設置しなければならない旨を定めること。

（二の六）　発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）の定めるところにより、都道府県知事が作成する公共用施設の整備に関する計画について意見を述べること。

（二の七）　地域振興整備公団法の定めるところにより、地域振興整備公団が行う特定の地域の開発整備のための大規模な事業の施行に係る業務を指定する政令の制定又は改廃の立案及び同公団が定める土地区画整理事業の事業計画について意見を述べ、並びに同公団が作成する事業実施基本計画について協議すること。

（二の八）　水源地域対策特別措置法の定めるところにより、水源地域の指定の申出及び水源地域整備計画の案の作成について意見を述べ、並びに水源地域整備計画に基づく事業を実施すること。

（二の九）　多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）の定めるところにより、都道府県が作成する振興拠点地域基本構想及び業務核都市基本構想について協議すること。

（二の十）　国土利用計画法の定めるところにより、都道府県の区域について定める国土の利用に関する計画及び土地利用基本計画並びに監視区域の指定等について意見を述べること。

別表第二第二号（五）の次に次のように加える。

（五の二）　公害健康被害の補償等に関する法律の定めるところにより、事業活動その他の人の活動に伴って相当範囲にわたる著しい大気の汚染又は水質の汚濁の影響による疾病が多発している地域等を指定する政令の制定又は改廃の立案について意見を述べること。

（五の三）　大気汚染防止法の定めるところにより、指定ばい煙総量削減計画について意見を述べること。

別表第二第二号（六）中「公共用水域」を「総量削減計画について意見を述べ、並びに公共用水域及び地下水」に改め、同号中（八）及び（九）を削り、（七）を（九）とし、（六の六）を（八）とし、同号（六の五）中「瀬戸内海環境保全臨時措置法」を「瀬戸内海環境保全特別措置法」に改め、同号中（六の五）を（六の六）とし、その次に次のように加える。

（七）　湖沼水質保全特別措置法の定めるところにより、指定湖沼等の指定の申出等及び湖沼水質保全計画について意見を述べ、並びに湖沼水質保全計画に基づく事業を実施すること。

別表第二第二号中（六の四）を（六の五）とし、（六の三）を（六の四）とし、（六の二）の次に次のように加える。

（六の三）　振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）の定めるところにより、指定地域の指定等について意見を述べ、及び条例で当該地域に係る振動の規制基準の特例を定めること。

別表第二第二号（十）中「日本住血吸虫病の予防のための溝渠の新設の実施計画を作成し、並びに寄生虫病の予防及び治療に関する施設を設ける」を「寄生虫病の予防方法及び治療を施行する」に改め、同号（十）の次に次のように加える。

（十の二）　老人保健法の定めるところにより、医療等以外の保健事業を行うこと。

別表第二第二号（十一）中「及びこれに基づく政令」、「並びに」及び「及びし尿浄化槽清掃業」を削り、「行う」を「行い、一般廃棄物処理業者等から必要な報告を求め、又は職員をしてこれらの者の事業場等に立入検査させ、並びに基準に適合しない一般廃棄物の処分を行った者に対して必要な措置を命ずる等の事務を行う」に改め、同号（十一）の次に次のように加える。

（十一の二）　浄化槽法の定めるところにより、浄化槽清掃業の許可に関する事務を行い、浄化槽清掃業者に対して必要な指示をし、及び浄化槽清掃業者から必要な報告を求め、又は職員をしてその事務所等に立入検査させる等の事務を行うこと。

（十一の三）　広域臨海環境整備センター法の定めるところにより、広域処理対象区域の指定等について意見を述べ、及び広域臨海環境整備センターが作成する実施計画について協議すること。

別表第二第二号（十三）中「定めるところにより、」の下に「都道府県が定める医療計画について意見を述べ、及び」を加え、同号中（十四の四）を（十四の五）とし、（十四の三）を（十四の四）とし、（十四の二）の次に次のように加える。

（十四の三）　民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律の定めるところにより、主務大臣が行う特定民間施設の整備計画の認定について意見を述べ、並びに認定事業者に対し特定民間施設の整備の事業の実施に関し必要な指導及び助言を行うこと。

別表第二第二号中（十六）を（十五の四）とし、（十七）を（十五の五）とし、（十八）を（十六）とし、その次に次のように加える。

（十七）　国民健康保険法の定めるところにより、国民健康保険事業の運営の安定化計画を作成し、及び国民健康保険事業の運営の安定化のための措置を講ずること。（厚生大臣の指定する市町村に限る。）

（十八）　地域雇用開発等促進法の定めるところにより、地域雇用開発計画の作成について意見を述べること。

別表第二第二号中（二十）を（二十の二）とし、（十九）の次に次のように加える。

（二十）　農用地整備公団法の定めるところにより、農用地整備公団が作成する農用地整備事業実施計画等について協議する等の事務を行うこと。

別表第二第二号（二十一）中「協議し、及び」を「協議し、」に、「作成する等の事務」を「作成し、並びに特定の農業用施設の用に供することを予定する土地の区域等の設定に関する協定の認可及び農業用用排水施設等の維持運営に関する協定が適当である旨の認定に関する事務等」に改め、同号（二十一の二）中「農村地域工業導入促進法」を「農村地域工業等導入促進法」に、「農村地域工業導入実施計画」を「農村

地域工業等導入実施計画」に改め、同号二十二の二中「及び国又は都道府県の」を「並びに土地改良区が行う農業集落排水施設整備事業の計画及び国又は都道府県が」に改め、同号中二十二の二を二十二の三とし、その次に次のように加える。

二十二の四　地力増進法の定めるところにより、地力増進地域の指定及び地力増進対策指針について意見を述べること。

二十二の五　果樹農業振興特別措置法及びこれに基づく政令の定めるところにより、果樹園経営計画を都道府県知事に送付すること。

別表第二第二十二の次に次のように加える。

二十二の二　農用地利用増進法（昭和五十五年法律第六十五号）の定めるところにより、農用地について利用権の設定等を受けようとする者が定める農業経営の規模の拡大を図るための計画及び農事組合法人等が定める農用地利用規程が適当である旨の認定に関する事務を行い、並びに遊休農地所有者等に対し農地の農業上の利用の増進に関する指導又は勧告を行い、及びその勧告に係る農地の買入れ又は借受けの協議に関する事務を行うこと。

別表第二第二十三の二を二十三の三とし、二十三の次に次のように加える。

二十三の二　食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、米穀の販売業の許可の実施に関する基本的事項等に関し都道府県知事に対して意見を述べること。

別表第二第二十四の四を二十四の六とし、二十四の三の次に次のように加える。

二十四の四　高度技術工業集積地域開発促進法（昭和五十八年法律第三十五号）の定めるところにより、都道府県の作成する開発計画について協議すること。

二十四の五　地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律（昭和六十三年法律第三十二号）の定めるところにより、都道府県が作成する特定事業集積促進計画について協議すること。

別表第二第二号中二十五の十六を二十五の二十八とし、二十五の十五を二十五の二十七とし、二十五の十四を二十五の二十五とし、その次に次のように加える。

二十五の二十六　公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）の定めるところにより、公有水面の埋立ての免許等について意見を述べること。

別表第二第二号中二十五の十三を二十五の二十三とし、その次に次のように加える。

二十五の二十四　生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）の定めるところにより、生産緑地地区内に標識を設け、同地区内における建築物その他の工作物の新築、改築又は増築等の許可に関する事務を行い、許可を受けないでこれらの行為を行つた者、許可の条件に違反した者等に対して原状回復等を命じ、及び許可を受けた者等から必要な報告を求め、又は職員をして同地区内の土地等に立入検査させる等の事務を行うこと。

別表第二第二号中二十五の十二を二十五の二十二とし、二十五の十一を二十五の二十一とし、二十五の十を二十五の二十とし、二十五の九を二十五の十八とし、その次に次のように加える。

二十五の十九　土地区画整理法の定めるところにより、地方住宅供給公社が施行する土地区画整理事業の事業計画について意見を述べること。

別表第二第二号二十五の八中「日本住宅公団」を「住宅・都市整備公団又は地域振興整備公団」に改め、同号中二十五の八を二十五の十六とし、その次に次のように加える。

二十五の十七　住宅・都市整備公団法の定めるところにより、住宅・都市整備公団が定める住宅の建設計画、宅地の造成計画又は土地区画整理事業の事業計画について意見を述べ、及び同公団が特定公共施設の新設等に関する工事（河川工事を除く。）を代行することについて同意を与える等の事務を行うこと。

別表第二第二号中二十五の七を二十五の十五とし、二十五の六を二十五の十三とし、その次に次のように加える。

二十五の十四　大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法の定めるところにより、住宅・都市整備公団又は地方住宅供給公社が定める住宅街区整備事業の事業計画について意見を述べる等の事務を行うこと。

別表第二第二号中二十五の五を二十五の十二とし、同号二十五の四中「（昭和四十三年法律第百号）」を削り、「行ない」を「行い」に改め、同号中二十五の四を二十五の九とし、その次に次のように加える。

二十五の十　幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）の定めるところにより、都道府県知事が行う沿道整備道路の指定について協議すること。

二十五の十一　集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、都道府県知事が行う集落地域整備基本方針の作成について意見を述べ、集落農業振興地域整備計画の区域内の農用地の保全及び利用に関する協定が適当である旨の認定に関する事務を行い、並びに当該協定区域内の農用地の所有者による農用地区域としての指定の要請を受理すること。

別表第二第二号中二十五の三を二十五の四とし、その次に次のように加える。

二十五の五　公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の定めるところにより、空港周辺整備計画について意見を述べること。

二十五の六　特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法の定めるところにより、航空機騒音対策基本方針について意見を述べること。

二十五の七　海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の定めるところにより、排出油防除計画について意見を述べること。

二十五の八　大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の定めるところにより、主務大臣が行う宅地開発事業計画の認定について意見を述べ、及び宅地開発事業者から宅地開発事業の実施状況について報告を求めること。

別表第二第二号二十五の二の次に次のように加える。

二十五の三　大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法の定めるところにより、宅地開発及び特定鉄道事業の一体的推進のための協議会を組織すること。

別表第二第二号中二十八の二を二十八の六とし、二十八を二十八の五とし、二十七の三を二十八の四とし、二十七の二を二十八の三とし、二十七を二十八の二とし、二十六の十二を削り、二十六の十三を二十六の十二とし、その次に次のように加える。

二十七　道路交通法及びこれに基づく政令の定めるところにより、交通安全対策特別交付金の用途等に関する国への報告等を行うこと。

二十八　教育公務員特例法の定めるところにより、初任者研修の実施に関する事務を行うこと。

別表第二第二号二十九の七中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に、「行なう」を「行い、並びに遺跡の現状を変更することとなるような行為に対する文化庁長官の停止等の命令について意見を述べる」に改める。

別表第三第一号(二)中「完成検査」の下に「及び完成検査前検査」を、「命じ」の下に「保安に関する検査を行い、危険物の流出その他の事故が発生した場合に応急の措置を講ずべきことを命じ、これらの所有者等からの危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者の届出を受理し、これらの所有者等に対して危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者の解任を命じ」を加え、その次に次のように加える。

二の二　石油コンビナート等災害防止法及びこれに基づく政令の定めるところにより、第二種事業所を指定し、特定防災施設等の設置の検査を行い、自衛防災組織及び共同防災組織に係る届出を受理し、これらの届出の内容を管区海上保安本部の事務所の長に通知し、特定事業者に対して必要な措置を行うことを命じ、特定事業所の施設の全部又は一部の使用の停止を命じ、発生した災害の状況等について石油コンビナート等防災本部に報告し、特定事業者から必要な報告を求め、又は職員をして特定事業所に立入検査させ、並びに市町村長に対して特別防災区域に係る災害の発生又は拡大を防止するため必要な措置を講ずべきことを要請する等の事務を行うこと。

別表第三第一号三の五中「公職選挙法及びこれに基く政令」を「政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）及びこれに基づく政令」に改め、同号中三の五を三の七とし、三の四を三の五とし、その次に次のように加える。

三の六　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、郵便による不在者投票を行う選挙人について身体に重度の障害があることを証明すること。

別表第三第一号三の三中「その公告」を「使用又は収用の認定の告示」に改め、同号中三の三を三の四とし、三の二を三の三とし、三の次に次のように加える。

三の二　大規模地震対策特別措置法の定めるところにより、警戒宣言が発せられた場合に、市町村長に対して、応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村長を応援すべきことを指示すること。

別表第三第一号四中「つけて主務官庁」を「付けて主務大臣」に、「交付する交付金」を「交付すべき地方交付税」に、「行ない」を「行い」に、「交付税の」を「地方交付税の」に、「行なう」を「行う」に改め、同号四の二中「基き」を「基づき」に、「概要調書に記載された固定資産の価格について市町村間に著しい不均衡があると認めたとき、その修正」を「決定が固定資産評価基準によって行われていないと認めた場合に固定資産課税台帳に登録された価格の修正」に改め、同号五の四中「（昭和四十七年法律第六十六号）」を削り、同号五の五を次のように改める。

五の五　国土利用計画法及びこれに基づく政令の定めるところにより、土地利用基本計画を定め、土地に関する権利の移転等に係る規制区域又は監視区域を指定し、土地に関する権利の移転等の許可又は届出の受理を行い、その届出をした者に対して必要な勧告を行い、その勧告に従わないときにその旨及び勧告の内容を公表し、遊休土地である旨の通知を行い、遊休土地に係る計画の届出を受理し、その届出をした者に対して必要な助言又は勧告を行い、遊休土地の買取りの協議に関する事務を行い、並びに職員をして土地に関する権利の移転等の許可又は届出に係る当事者の営業所等に立入検査させる等の事務を行うこと。

別表第三第一号中五の十一を五の十三とし、五の十を五の十二とし、五の九を五の十とし、その次に次のように加える。

五の十一　水源地域対策特別措置法の定めるところにより、水源地域整備計画の案を作成すること。

別表第三第一号五の八中「（昭和四十年法律第六十四号）」を削り、同号中五の八を五の九とし、五の七を五の八とし、五の六を五の七とし、五の五の次に次のように加える。

五の六　農住組合法の定めるところにより、農住組合の設立、定款の変更、交換分合計画等の認可に関する事務を行い、及び農住組合から必要な報告を徴し、その業務又は会計の状況を検査し、農住組合の解散を命ずる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号(七)中「登録原票の写票を分類整理し、及び」を削り、「承認し、その他外国人の登録に関する事務」を「承認する等の事務」に改め、同号中七の二を削り、九の十二を九の十四とし、同号九の十一中「和解の仲介」を「あっせん」に改め、同号中九の十一を九の十三とし、九の十を削り、同号九の九中「瀬戸内海環境保全臨時措置法」を「瀬戸内海環境保全特別措置法」に改め、「定めるところにより」の下に「、瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画を定め」を加え、「及び」を削り、「命ずる」を「命じ、並びに指定物質削減指導方針を定め、及び指定物質を排出する者から必要な報告を求める等の事務を行う」に改め、同号中九の九を九の十一とし、その次に次のように加える。

九の十二　湖沼水質保全特別措置法の定めるところにより、湖沼特定事業場の排出水について規制基準を定め、湖沼特定事業場の汚水等の処理の方法の改善その他必要な措置を命じ、指定施設の設置等の届出を受理し、指定施設等の設置者が遵守すべき基準を定め、指定施設等の構造又は使用の方法の改善を勧告し又は命じ、及び指定施設等の設置者から必要な報告を求め、又は職員をして指定施設等の設置場所に立入検査させ、並びに湖沼総量削減計画及び総量規制基準を定める等の事務を行うこと。

別表第三第一号中九の八を九の十とし、同号九の七中「及びこれに基づく政令」を削り、同号中九の七を九の九とし、同号九の六中「及びこれに基づく政令」を削り、同号中九の六を九の七とし、その次に次のように加える。

九の八　振動規制法の定めるところにより、指定地域を指定し、及び当該地域に係る振動の規制基準を定めること。

別表第三第一号九の五中「定めるところにより」の下に「、総量削減計画及び総量規制基準を定め」を加え、「若しくは排出水の排出の一時停止又は緊急時における必要な措置を命じ、公共用水域」を「、排出水の排出又は特定地下浸透水の浸透の一時停止その他必要な措置を命じ、公共用水域及び地下水」に、「及び」を「、並びに」に改め、同号中九の五を九の六とし、同号九の四中「定めるところにより」の下に「、指定ばい煙総量削減計画及び総量規制基準を定め」を加え、「又は粉じん発生施設」を「、一般粉じん発生施設又は特定粉じん発生施設」に改め、「受理し、」の下に「ばい煙排出者等に対して」を加え、「若しくは使用の一時停止又は緊急時における必要な措置を命じ」を「、使用の一時停止その他必要な措置を命じ、大気中の自動車排出ガスの濃度の測定を行い」に、「及び」を「、並びに」に改め、同号中九の四を九の五とし、九の三の次に次のように加える。

九の四　公害健康被害の補償等に関する法律の定めるところにより、指定疾病に係る認定、公害医療手帳の交付及び補償給付の支給に関する事務を行い、公害保健福祉事業を行い、指定疾病に係る認定を受けた者等から必要な報告を求め、指定疾病に係る認定を受けた者等に対して受診命令等の措置を講じ、並びに公害医療機関から必要な報告を求め、又は職員をしてその施設に立入検査させる等の事務を行うこと。

別表第三第一号十の二中「（昭和三十二年法律第四十一号）」の下に「及びこれに基づく政令」を加え、「行ない、並びに」を「行い、」に、「指定する等の事務を行なう」を「指定し、並びに医療費及び一般疾病医療費を支給し、医療を行つた者等に対して報告等を命じ、又は職員をして質問させる等の事務を行う」に改め、同号十の三中「被爆者に対し、特別手当、健康管理手当、医療手当、介護手当等」を「被爆者等に対して医療特別手当等」に改め、同号十二を次のように改める。

十二　精神保健法及びこれに基づく政令の定めるところにより、病院を指定し、精神保健指定医が公務員として行う職務を指定し、精神保健指定医の指定を受けようとする者が提出する申請書を受理し、これを主務大臣に送付し、精神障害者若しくは覚せい剤の慢性中毒者又はそれらの疑いのある者等に関する申請、通報又は届出を受理し、精神保健指定医をしてこれらの者を診察させ、並びに必要と認める場合には、これらの者を精神病院若しくは指定病院に入院させ、精神病院の管理者等から入院の措置に関する届出及び入院者の症状等に関する定期の報告を受理し、精神病院の管理者に対して入院者を退院させることを命じ、又は入院者の処遇の改善のために必要な措置を採ることを命じ、並びに精神病院の管理者等から報告を求め、若しくは必要な帳簿書類の提出等を命じ、又は職員等をして精神病院に立入検査させる等の事務を行うこと。

別表第三第一号十二の二中「行い」の下に「、管理栄養士を置かなければならない集団給食施設を指定し」を加え、同号十八中「性病予防法」の下に「（昭和二十三年法律第百六十七号）」を加え、「売いん常習の疑」を「売いん常習の疑い」に改め、同号十八の次に次のように加える。

十八の二　後天性免疫不全症候群の予防に関する法律（平成元年法律第二号）の定めるところにより、後天性免疫不全症候群の病原体に感染している者に関する報告を受理し、後天性免疫不全症候群の病原体を感染させたと認められる者に対して健康診断を受けるべきことを勧告し又は命じ、及びこれらの者又はその保護者に対して後天性免疫不全症候群の伝染の防止に関し必要な指示を行い、又は職員をして必要な質問をさせ、並びに主務大臣の命を受けて他の都道府県に応援のため防疫員を派遣すること。

別表第三第一号十九中「伝ばん」を「伝ぱ」に、「日本住血吸虫病の予防のための溝渠の新設の実施計画の作成並びに寄生虫病の予防及び治療に関する施設」を「寄生虫病の予防方法及び治療」に改め、同号十九の次に次のように加える。

十九の二　老人保健法の定めるところにより、医療等に関し保険医療機関等及び保険医等に対して指導を行い、老人保健施設の開設の許可等に関する事務を行い、保険医療機関等、医師等、医療等を受けた者若しくは老人保健施設の開設者等に対して必要な報告若しくは帳簿書類等の提示等を命じ、又は職員をして保険医療機関等若しくは老人保健施設の設備若しくは帳簿書類等を検査させ、並びに社会保険診療報酬支払基金等若しくは保険者からこれらの業務若しくは財産の状況に関し報告を求め、又は職員をしてその状況を検査させる等の事務を行うこと。

別表第三第一号二十の二中「設置」を「設置等」に改め、「受理し」の下に「、これらの届出に係る計画の変更又は廃止を命じ」を加え、「及び業務の停止」及び「並びに」を削り、「立入検査させる」を「立入検査させ、及び基準に適合しない産業廃棄物の処分を行つた者等に対して必要な措置を命ずる等の事務を行う」に改め、同号二十の二の次に次のように加える。

二十の三　浄化槽法の定めるところにより、浄化槽の設置等に関する届出を受理し、当該届出をした者に対して必要な勧告を行い、当該届出に係る計画の変更又は廃止を命じ、浄化槽の保守点検又は清掃についての改善命令等を行い、指定検査機関の指定を行い、浄化槽工事業者の登録に関する事務を行い、浄化槽工事業者に対して必要な指示等を行い、建設業者で浄化槽工事業を営むものに係る届出を受理し、及び浄化槽管理者等から必要な報告を求め、又は職員をしてその事務所等に立入検査させること。

二十の四　下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和五十年法律第三十一号）の定めるところにより、市町村が定める一般廃棄物処理業等についての合理化事業計画を承認すること。

別表第三第一号二十五中「クリーニング所において講ずべき措置を定め、及び」を「クリーニング師等の研修及び講習を指定し、」に改め、同号二十六中「行い」の下に「、建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録を行い」を、「特定建築物所有者等」の下に「若しくは登録業者」を、「職員をして特定建築物」の下に「若しくは登録営業所」を加え、同号二十六の三中「基く」を「基づく」に、「営業者及び環境衛生同業組合」を「環境衛生同業小組合の設立、定款の変更等を認可し、組合協約等に関するあつせん及び調停を行い、都道府県環境衛生営業指導センターの指定に関する事務を行い、並びに営業者、環境衛生同業組合、環境衛生同業小組合及び都道府県環境衛生営業指導センター」に、「監督上必要な措置を講ずる」を「の事務を行う」に改め、同号三十中「行い」の下に「、予防注射済票を交付し」を加え、同号三十一中「並びに」を削り、「、業務の停止等に関する事務等」を「に関する事務を行い、医療法人に対して必要な措置をとるべき旨を命じ、その命令に従わないときに業務の停止を命じ、又は役員の解任を勧告し、並びに医療法人から必要な報告を求め、又は職員をしてその事務所に立入検査させる等の事務」に改め、同号三十六の二中「（昭和三十年法律第百六十八号）」の下に「及びこれに基づく政令」を加え、「試験及び免許」を「試験等」に改め、同号三十九中「薬事法」の下に「（昭和三十五年法律第百四十五号）」を加え、「医薬品の販売業等の許可」を「医薬品等の製造業、販売業等の許可及び医薬品等の製造等の承認」に、「行ない」を「行い」に、「医薬品の販売業者等」を「医薬品等の製造業者、販売業者等」に、「廃棄等」を「廃棄、回収等」に、「、及び」を「並びに」に改め、同号四十一中「販売業者」の下に「、製剤製造業者等」を加え、「、及び」を「、並びに」に、「若しくは」を「又は」に改め、同号四十四の二の次に次のように加える。

四十四の三　民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律の定めるところにより、軽費老人ホームを設置しようとする認定事業者からの届出を受理すること。

別表第三第一号五十の二中「額を認定し」を「額の認定並びに児童扶養手当の支給に関する事務を行い」に、「行ない」を「行い」に改め、同号五十の三中「特別児童扶養手当法」を「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に改め、「及びこれに基づく政令」を削り、「受給資格者の受給資格及び特別児童扶養手当の額を認定し、特別児童扶養手当」を「特別児童扶養手当の受給資格者の受給資格及びその額を認定し、障害児福祉手当及び特別障害者手当の受給資格者の受給資格の認定及び支給に関する事務を行い、これらの手当」に、「受給資格者に」を「これらの手当の受給資格者に」に、「受給資格者等」を「これらの手当の受給資格者等」に、「行ない」を「行い」に、「官公署等」を「官公署」に、「求める」を「求める等の事務を行う」に改め、同号五十一中「価額」の下に「及び日雇労働者が受ける賃金で通貨以外のもので支払われるものの価額」を加え、「、保険薬局の指定及び保険医、」を「及び保険薬局の指定、保険医及び」に改め、「登録」の下に「、特定承認保険医療機関の承認」を、「事務、」の下に「日雇特例被保険者手帳の交付等に関する事務並びに政府の管掌する健康保険の」を加え、「並びに健康保険組合」を「健康保険組合に、「講ずる」を「講じ、並びに被保険者に対し一部負担金に相当する額の範囲内における給付を行う法人等の承認を行う」に改め、同号五十一の二を削り、同号五十三中「行ない」を「行い」に、「療養取扱機関」を「並びに療養取扱機関」に、「並びに国民健康保険医」を「、国民健康保険医」に改め、「登録」の下に「、特定承認療養取扱機関の承認及びこれらに対する指導等」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同号五十三の二を削り、同号五十五中「及び保険薬剤師」を「、保険薬剤師及び特定承認保険医療機関」に、「並びに被保険者」を「被保険者」に、「講ずる」を「講じ、並びに被保険者に対し一部負担金に相当する額の範囲内における給付を行う法人等の承認を行う」に改め、同号五十五の二中「定めるところにより」の下に「、被扶養配偶者の認定を行い」を加え、「特別支給による福祉年金の受給権の裁定を行い、老齢年金又は通算老齢年金に係るものを除く給付」を「障害基礎年金を受ける権利の裁定の請求の受理及びその請求に係る事実についての審査、老齢基礎年金等」に、「、障害年金」を「、障害基礎年金」に、「及び障害年金の額の改定並びに国民年金」を「、障害基礎年金の額の改定の請求の受理、受給権者等からの届出等の受理及びその届出に係る事実についての審査並びに年金たる給付」に改め、同号五十五の三中「、弔慰金及び遺族一時金に関する請求書等の受理、遺族年金、遺族給与金、弔慰金及び遺族一時金に関する証書等の記入及び交付」を「及び弔慰金に関する請求書等の受理」に、「、弔慰金及び遺族一時金を」を「及び弔慰金を」に、「行なう」を「行う」に改め、同号五十七の三中「基く」を「基づく」に改め、「労働金庫から必要な報告を求め、業務又は会計の状況を検査する」を「労働金庫等から必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は職員をして労働金庫等の事務所等に立入検査させる」に改め、同号五十八中「基く」を「基づく」に、「募集を許可する」を「募集の届出の受理又は許可を行う」に改め、同号五十八の二を次のように改める。

五十八の二　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、市町村その他これに準ずるものの事業に雇用される者について同法を適用しない旨を認定する等の事務を行うこと。

別表第三第一号中五十九を削り、五十八の三を五十九とし、五十八の二の次に次のように加える。

五十八の三　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、都道府県高年齢者雇用安定センターの指定等に関する事務を行うこと。

別表第三第一号五十九の二中「、失業保険の加入及び保険関係の消滅の認可」を削り、「並びに労働保険事務組合に関する認可等を行う」を「、労働保険事務組合に関する認可等並びに雇用保険暫定任意適用事業に係る雇用保険の加入及び保険関係の消滅の認可を行い、並びに労働保険事務組合等から必要な報告を求め、又は職員をしてこれらの者の事務所に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずる」に改め、同号五十九の三中「身体障害者雇用促進法」を「障害者の雇用の促進等に関する法律」に、「市町村の任命権者の」を「市町村等の任命権者が」に、「重度障害者」を「特定身体障害者」に改め、「並びに」を削り、「勧告する」を「勧告し、並びに市町村等における身体障害者である職員の任免に関する状況の通報を受理する」に改め、同号五十九の五中「社会保険労務士業の届出を受理し、社会保険労務士」を「開業社会保険労務士」に、「及び社会保険労務士」を「及び開業社会保険労務士」に、「立入検査させる」を「立入検査させ、並びに社会保険労務士会の設立又は会則の変更を認可し、社会保険労務士会の総会の決議の取消し又は役員の解任を命じ、及び社会保険労務士会から必要な報告を徴し、その業務の改善について勧告をし、又は職員をしてその業務の状況若しくは帳簿書類等を検査させる」に改め、同号中五十九の六を五十九の八とし、五十九の五の次に次のように加える。

五十九の六　割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、前払式割賦販売業の許可を受けた者及び前払式特定取引業の許可を受けた者から必要な報告を求め、又は職員をしてその営業所に立入検査させること。

五十九の七　訪問販売等に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、訪問販売に係る販売業者若しくは役務提供事業者又は連鎖販売業の統括者に対し、必要な措置をとるべきことを指示し、又はその業務の全部若しくは一部を停止すべきこと等を命じ、及びこれらの者等から必要な報告を求め、又は職員をしてその事業所に立入検査させること。

別表第三第一号六十及び六十一を次のように改める。

六十　預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）に基づき、信用協同組合についての解散の命令又は解散の決議の認可を行つたとき等においてこれを預金保険機構に通知し、主務大臣が行う信用協同組合の合併等の適格性の認定等又は合併若しくは営業譲渡等の緊急性の認定について協議し、及び破綻金融機関が信用協同組合である場合に主務大臣に対して合併等の適格性の認定等を行うことを要請する等の事務を行うこと。

六十一　貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）の定めるところにより、貸金業者の登録に関する事務を行い、貸金業者に対して業務の停止を命じ、又は登録を取り消し、及び貸金業者から必要な報告を求め、又は職員をしてその営業所等に立入検査させ、並びに貸金業協会に対して必要な報告若しくは資料の提出を命じ、又は職員をしてその業務を行う場所に立入検査させること。

別表第三第一号中六十二及び六十二の二を削り、六十三を六十二とし、六十三の二を六十三とし、六十三の三を六十三の二とし、六十三の四を六十三の三とし、同号六十三の五中「市町村の」を「市町村が」に、「並びに」を「市町村が定める交換分合計画の認可に関する事務を行い、」に、「行う」を「行い、特定利用権の設定に関する協議についての承認及び特定利用権の設定についての裁定に関する事務を行い、特定利用権に係る賃貸借の解除の承認を行い、農用地区域内における開発行為を許可し、許可を受けないで開発行為をした者等に対して開発行為の中止等を命じ、並びに農用地区域以外の区域内における開発行為について必要な措置を講ずべきことを勧告する等の事務を行う」に改め、同号中六十三の五を六十三の四とし、六十五の二を次のように改める。

六十五の二　種苗法（昭和二十二年法律第百十五号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、種苗業者に対して稲等の指定種苗について表示に関する基準を遵守すべきことを勧告し、若しくは命じ、表示事項の表示等を命じ、又は販売を禁止し、生産業者及び種苗業者に対して稲等の指定種苗の生産等に関する基準を遵守すべきことを勧告し、又はこれらの者がその勧告に従わない旨を公表し、並びに種苗業者から必要な報告等を求め、又は職員をして必要な数量の種苗を集取させること。

別表第三第一号六十五の三中「野菜出荷安定法及びこれに基づく政令」を「野菜生産出荷安定法」に改め、同号六十五の四中「（昭和三十六年法律第十五号）」を削り、「行なう」を「行う」に改め、同号六十六中「、農薬販売業者」の下に「及び防除業者」を、「受理し」の下に「、防除業者に対して防除の方法の変更を命ずる等の事務を行い」を加え、同号六十七中「農業共済組合又は共済事業を行う市町村及び果実の品質の低下を共済事故とする地域」を「地域等」に、「地域基準共済掛金率」を「農作物危険段階基準共済掛金率等」に、「ととのわない」を「調わない」に、「、業務」を「、これらの者の業務」に改め、同号六十七の二を削り、同号六十八中「基く」を「基づく」に、「認可に関する事務及び」を「認可及び共済規程等の承認に関する事務並びに」に、「業務」を「これらの者の業務」に改め、同号六十八の二を削り、同号中六十八の三を六十八の二とし、同号六十八の四中「通知し」の下に「、農水産業協同組合の合併等の適格性の認定等に関する事務を行い、主務大臣が行う農水産業協同組合の合併の適格性の認定等について協議する等の事務を行い」を加え、同号中六十八の四を六十八の三とし、七十の二を七十の三とし、七十の次に次のように加える。

七十の二　農用地利用増進法の定めるところにより、市町村が定める農用地利用増進事業の実施に関する方針の承認に関する事務を行うこと。

別表第三第一号七十二中「、土地改良区等についてその事業又は会計の状況を検査し、土地改良区の解散を命ずる等必要な監督を行い」を削り、「管理規程」の下に「、農業集落排水施設整備事業の計画」を加え、「並びに土地改良財産を管理する」を「土地改良財産を管理し、並びに土地改良区等又は都道府県土地改良事業団体連合会から必要な報告を徴し、これらの者の業務又は会計の状況を検査し、これらの者に対して必要な措置を命ずる等必要な監督を行う」に改め、同号七十三中「家畜商法」の下に「及びこれに基づく政令」を加え、同号七十三の二中「酪農振興法」を「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」に、「市町村酪農近代化計画」を「市町村における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画」に、「行ない」を「行い」に、「行なう」を「行う」に改め、同号中七十三の七を七十三の八とし、七十三の六を七十三の七とし、七十三の五の次に次のように加える。

七十三の六　肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）の定めるところにより、都道府県肉用子牛価格安定基金協会の指定に関する事務を行い、肉用子牛の生産者等から必要な報告を求め、又は職員をしてその事業場に立入検査させること。

別表第三第一号七十四の二を次のように改める。

七十四の二　飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、飼料等の販売業者に対して、飼料等の廃棄又は回収を図ることその他必要な措置をとるべきことを命じ、飼料等の製造業者等に対して、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨を指示し、飼料等の販売業者からの届出を受理し、及び飼料等の製造業者等から必要な報告を求め、又は職員をしてこれらの者の事業場等に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号八十を次のように改める。

八十　食糧管理法及びこれに基づく政令の定めるところにより、米穀の販売業の許可に関する事務を行い、当該許可を受けた販売業者に対してその業務に関し必要な改善措置を講ずることを命じ、米穀の市町村別申込限度数量を決定し、及び市町村長に対し政府買入基準数量の決定に関し必要な指示を行う等の事務を行うこと。

別表第三第一号中八十三の四を八十三の五とし、八十三の三を八十三の四とし、八十三の二を八十三の三とし、八十三の次に次のように加える。

八十三の二　林業等振興資金融通暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）の定めるところにより、林業経営改善計画が適当である旨の認定に関する事務を行うこと。

別表第三第一号八十八の次に次のように加える。

八十八の二　漁業再建整備特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）の定めるところにより、漁業経営再建計画が適当である旨の認定に関する事務を行い、及びその認定を受けた中小漁業者から漁業経営再建計画の実施状況について必要な報告を求めること。

別表第三第一号八十九中「又は水産業協同組合共済会」を削り、「行い」の下に「、その共済規程等を認可し」を加え、「若しくは水産業協同組合共済会」を削り、「業務又は」を「又はその業務若しくは」に改め、同号八十九の五中「水域及び」を「水域等」に改め、「単位漁場区域等」の下に「及び特定養殖共済の被共済者資格に係る区域」を、「設定し」の下に「、共済契約の締結の申込みに係る同意の公示等に関する事務を行い」を加え、「業務」を「これらの者の業務」に改め、同号中八十九の六を八十九の八とし、八十九の五の次に次のように加える。

八十九の六　遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）の定めるところにより、遊漁船業を営もうとする者からの届出を受理し、遊漁船業を営む者等から必要な報告を求め、又は職員をしてその事務所等に立入検査させる等の事務を行うこと。

八十九の七　沿岸漁場整備開発法の定めるところにより、特定水産動物育成事業の認可に関する事務を行い、及びその認可を受けた漁業協同組合等に対して必要な措置を採るべきことを勧告すること。

別表第三第一号九十中「漁船損害補償法」を「漁船損害等補償法」に、「基く」を「基づく」に、「行ない」を「行い」に、「専任等」を「選任等」に、「業務又は」を「又はその業務若しくは」に改め、同号九十二中「及び第二種漁港」を削り、「指定し、及び」を「指定し、第一種漁港及び第二種漁港についての」に改め、「受理し」の下に「、及び漁港管理規程について必要な助言又は勧告を行い」を加え、同号中九十三の三を九十三の六とし、九十三の二の次に次のように加える。

九十三の三　商工会議所法及びこれに基づく政令の定めるところにより、商工会議所による特定商工業者に関する基準の特例の設定及び特定商工業者に対する負担金の賦課を許可する等の事務を行うこと。

九十三の四　大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第百九号）の定めるところにより、第二種大規模小売店舗について、新設をする者等からの届出を受理し、調整の公示等を行い、第二種大規模小売店舗において小売業を営もうとする者等からの届出を受理し、その届出をした者に対して開店日を繰り下げるべきこと等を勧告し、その勧告に従わないときに開店日を繰り下げるべきこと等を命じ、第二種大規模小売店舗における小売業者等に対して営業の停止を命じ、及び第二種大規模小売店舗における小売業者等に対して報告を求め、又は職員をしてこれらの者の事務所等に立入検査させる等の事務を行うこと。

九十三の五　工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、特定工場の新設等の届出を受理し、その届出をした者に対して特定工場の設置の場所等

に関し必要な事項について勧告し、及びその勧告に従わない場合にその勧告に係る事項の変更を命ずる等の事務を行うこと。

別表第三第一号九十四の二の次に次のように加える。

九十四の三	消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、特定製品の販売の事業を行う者からその業務の状況に関し報告を求め、又は職員をしてその事業所等に立入検査させ、及び特定製品の販売の事業を行う者に対して特定製品の提出を命ずること。
九十四の四	伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）の定めるところにより、振興計画を受理し、意見を付して、これを主務大臣に送付し、及び認定振興計画に基づく事業を実施している事業協同組合等から必要な報告を求める等の事務を行うこと。

別表第三第一号九十五中「（昭和二十五年法律第百四十九号）」を削り、「基く」を「基づく」に改め、「許可」の下に「並びに火薬類製造保安責任者及び火薬類取扱保安責任者の試験及び免状の交付」を加え、「行ない」を「行い」に改め、同号九十六中「（昭和二十六年法律第二百四号）」の下に「及びこれに基づく政令」を加え、「行ない」を「行い」に、「並びに高圧ガスの爆発の虞」を「高圧ガスの爆発のおそれ」に、「立入検査させる等」を「立入検査させ、」に、「講ずる」を「講ずる等の事務を行う」に改め、同号九十六の二中「販売施設」を「販売施設等」に、「行ない」を「行い」に、「並びに液化石油ガス販売事業者」を「液化石油ガス販売事業者の委託を受けて調査業務を行う者の認定に関する事務を行い、液化石油ガス設備工事及び特定液化石油ガス設備工事事業に関する届出を受理し、液化石油ガス設備士試験及び免状の交付に関する事務を行い、並びに液化石油ガス販売事業者等」に、「行なう」を「行う」に改め、同号九十七の四中「及び電気工事士」の下に「、特種電気工事資格者又は認定電気工事従事者」を加え、同号九十七の五中「登録」を「登録等」に改め、同号九十七の七中「基く」を「基づく」に、「とのわない」を「調わない」に、「ガス用品」を「第一種ガス用品」に改め、同号中九十七の十を九十七の十一とし、九十七の九を九十七の十とし、九十七の八を九十七の九とし、九十七の七の次に次のように加える。

九十七の八	特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律（昭和五十四年法律第三十三号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、特定ガス消費機器の設置又は変更の工事の事業を行う者から必要な報告を求めること。

別表第三第一号九十八の二を次のように改める。

九十八の二	中小企業技術開発促進臨時措置法の定めるところにより、技術開発計画が適当である旨の認定に関する事務を行い、及び認定を受けた中小企業者等から技術開発事業の実施状況について報告を求めること。

別表第三第一号中九十八の三を九十八の四とし、九十八の二の次に次のように加える。

九十八の三	中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和五十二年法律第七十四号）の定めるところにより、中小企業団体から提出する大企業者の事業の開始又は拡大の計画に関する調査の申出を受理し、主務大臣に送付すること。

別表第三第一号九十九中「（昭和二十四年法律第百八十三号）」の下に「及びこれに基づく政令」を加え、「、事業の廃止」及び「及び」を削り、「必要な報告、監査書その他書類帳簿」を「必要な報告若しくは資料」に、「業務又は財産の状況を検査する」を「又は職員をして信用協同組合等の事務所等に立入検査させ、及び信用協同組合等の理事等の解任又は解散を命ずる」に改め、同号百一中「（昭和三十四年法律第百五十五号）」を削り、「行なう」を「行う」に、「行ない」を「行い」に、「及び」を「大企業者の事業の開始等の計画について調査を行い、その調査の申出に係る事業の開始の時期の繰下げ等の勧告を行い、その勧告に係る措置を執るべきことを命じ、」に、「事務所等」を「これらの者の事務所等」に、「並びに」を「及び」に改め、同号中百一の六及び百一の七を削り、百二を次のように改める。

百二	道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、自動車道事業について、工事施行の認可申請期間等の伸長、工事方法の変更等の認可、事業の休止の許可等の事務を行い、及び一般自動車道に関する測量等のための自動車道事業者の他人の土地への立入り又は他人の土地の一時使用の許可を行い、並びに自動車道事業者等から必要な報告を求め、又は職員をしてこれらの者の事務所等に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号百二の二から百三の三までを削り、同号百三の四中「国内旅行業を営む者のためにのみ旅行業を取り扱う」を「国内旅行業者を所属旅行業者とする」に、「旅行業務の取扱いの料金、旅行業約款等」を「旅行業約款の認可、受託契約の届出の受理、業務の改善又は停止の命令等」に改め、「、旅行業者の業務の停止を命じ」を削り、同号中百三の四を百三とし、百四の次に次のように加える。

百四の二	国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、登録ホテル業等を営む者に対して施設の管理の方法の改善その他必要な措置を指示し、及びこれらの者から必要な報告を求め、又は職員をして登録ホテル等に立入検査させること。

別表第三第一号百六を次のように改める。

百六	港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の定めるところにより、港湾区域を認可し、港湾区域の定めのない港湾について水域を定め、当該水域における占用等を許可し、水域施設等の建設又は改良についての届出を受理し、その届出をした者に対して基準に適合しない水域施設等の建設若しくは改良を禁止し若しくは制限し、又は必要な措置を命じ、許可を受けないで水域の占用等をする者等に対して工事の中止、工作物の改築その他の必要な措置又は原状回復を命じ、及び水域の占用等の許可を受けた者から必要な報告を徴し、又は職員をしてその事務所等に立入検査させる等の事務を行うこと。

別表第三第一号百六の二中「（昭和四十二年法律第百十号）」を削り、「損失補償申請書」を「空港周辺整備計画を策定し、及び損失補償申請書」に改め、同号百六の二の次に次のように加える。

百六の三　特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法の定めるところにより、航空機騒音障害防止特別地区内における学校等の建築を許可し、並びに航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区内における違反建築物の所有者等に対してその模様替その他必要な措置を命ずること。

百六の四　鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、鉄道事業者に対して鉄道施設に関する測量等のための他人の土地への立入り又はその一時使用を許可し、立入り又は使用による損失の補償について当事者間の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときに裁定し、及び鉄道線路を道路に敷設するに当たって、建設大臣に提出すべき許可申請書を受理し、道路管理者等の意見を付してこれを建設大臣に送付する等の事務を行うこと。

別表第三第一号百七中「基く」を「基づく」に、「工事方法」を「工事方法等」に、「こえない」を「超えない」に改め、「敷設の工事」の下に「、建設大臣以外の道路管理者が軌道敷地を道路敷地とすること、他の軌道経営者又は鉄道運送事業者が現にその事業の用に供している車両の購入又は当該車両の運転、車両の設計の変更」を加え、「、運転速度」を「並びに運転速度」に、「決定等」を「決定」に改め、同号百七の次に次のように加える。

百七の二　電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の定めるところにより、第一種電気通信事業者が第一種電気通信事業の用に供する線路を設置するための他人の土地等の使用に関する協議について認可し、その土地等の使用について協議が調わないとき、又は協議をすることができないときに裁定し、及び線路に関する工事の施行等のための他人の土地等の一時使用、線路に関する測量等のための他人の土地の立入り、線路に障害を及ぼす場合等における植物の伐採又は移植の許可を行い、並びに土地の立入り、伐採等による損失の補償又は線路の移転等について当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときに裁定し、公用水面の使用の届出を受理し、水底線路を保護するため必要があるときに保護区域内の水面に設定されている漁業権を取り消す等の事務を行うこと。

別表第三第一号百八の三を削り、同号百十二中「（大正十年法律第五十七号）」を削り、「竣功認可前の埋立地の使用」を「竣功認可の告示前の埋立地の使用、埋立地に関する権利の移転若しくは設定又は埋立地の用途変更」に改め、同号中百十六の二を百十六の三とし、百十六の次に次のように加える。

百十六の二　集落地域整備法の定めるところにより、集落地域整備基本方針の作成並びに市町村が定める集落農業振興地域整備計画及び交換分合計画の認可に関する事務を行うこと。

別表第三第一号百十七中「（昭和二十九年法律第百十九号）」を削り、「市町村長の」を「市町村長が」に改め、「概要」の下に「、市のみが設立した地方住宅供給公社の施行する土地区画整理事業の施行規程等」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同号百十七の二中「定めるところにより」の下に「、市街地再開発促進区域内における建築物の建築を許可し、許可を受けないで建築物の建築をした者に対してその違反を是正するため必要な措置を命じ、個人施行者が施行する第一種市街地再開発事業の施行」を加え、「市町村の」を「市町村が」に改め、「概要」の下に「、市のみが設立した地方住宅供給公社が施行する市街地再開発事業の施行規程等」を加え、「、市街地再開発事業」を「、第一種市街地再開発事業」に改め、「許可し、」の下に「許可を受けないで土地の形質を変更した者等に対して」を、「命じ、」の下に「市街地再開発組合等が施設建築物の建築を行わせる者の決定について承認し、個人施行者又は」を、「代行し」の下に「、第二種市街地再開発事業に係る管理処分計画を認可し」を加え、同号中百十八を削り、百十七の九を百十八とし、百十七の八を百十七の十とし、百十七の七を百十七の九とし、百十七の六を百十七の八とし、百十七の五を百十七の七とし、同号百十七の四中「又は日本住宅公団」を「、住宅・都市整備公団又は地域振興整備公団」に改め、同号中百十七の四を百十七の五とし、その次に次のように加える。

百十七の六　住宅・都市整備公団法の定めるところにより、住宅・都市整備公団が特定公共施設の新設等に関する工事（河川工事に限る。）を代行することについて同意を与える等の事務を行うこと。

別表第三第一号中百十七の三を百十七の四とし、百十七の二の次に次のように加える。

百十七の三　大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法の定めるところにより、土地区画整理促進区域又は住宅街区整備促進区域内における土地の形質の変更等を許可し、個人が行う住宅街区整備事業の施行、住宅街区整備組合の設立、市町村が行う住宅街区整備事業の事業計画及び市のみが設立した地方住宅供給公社が行う住宅街区整備事業の施行規程等を認可し、住宅街区整備事業の施行のための土地の試掘等及び住宅街区整備事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更等を許可し、住宅街区整備事業に係る換地計画について認可し、住宅街区整備組合等から必要な報告等を求め、又は住宅街区整備組合等に対して勧告、助言若しくは援助を行う等監督上必要な措置を講じ、住宅街区整備組合等がした処分に対する不服申立てに対する裁決をし、並びに許可を受けないで土地の形質の変更をした者等に対して土地の原状回復又は違反建築物等の移転若しくは除却を命ずる等の事務を行うこと。

別表第三第一号百十九の二中「及び宅地建物取引主任者の登録」を「、宅地建物取引主任者の登録及び宅地建物取引主任者証の交付」に、「宅地建物取引主任者等に対して懲戒処分を行い」を「宅地建物取引主任者に対してその事務を行うことを禁止し、又は登録を消除し」に改め、同号中百二十の二を削り、百二十の三を百二十の二とし、百二十の四を百二十の三とし、百二十の五を百二十の四とし、百二十の六を百二十の五とし、百二十の七を百二十の六とし、同号百二十二中「の試験を行い、その」を「及び木造建築士の試験、」に改め、同号百二十三の二中「認定をする」を「認定をする等の事務を行う」に改め、同号百二十四中「助成及び」を削り、同号百二十四の二を次のように改める。

百二十四の二　私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）の定めるところにより、助成を受けた学校法人等に対して、その業務若しくは会計の状況について報告を徴し、又は職員をして帳簿、書類その他の物件を検査させる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第二号(二)中「、公立」を「、並びに公立」に、「行い、並びに公立の学校（大学及び高等専門学校を除く。）について学期を定める」を「行う」に改め、同号中(三)を削り、(四)を(三)とし、四の二を四の三とし、(十)を削り、同号(十一)中「行ない」を「行い」に、「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に、「行なう」を「行う」に改め、同号中(十一)を(十)とし、同号(十二)中「（昭和三十三年法律第六号）」を削り、「火なわ式銃砲等」を「火縄式銃砲等」に改め、同号中(十二)を(十一)とし、(十三)を(十二)とし、十三の二を削り、十三の三を十三とし、十三の四及び十三の五を削り、同表第三号(一)中「参議院（地方選出）議員」を「参議院選挙区選出議員」に改め、同号(二)を次のように改める。

(二)　政治資金規正法の定めるところにより、政治団体についての届出を受理し、政治団体の収入及び支出についての報告書を受理し、特定公職の候補者の政治資金を取り扱うため指定された政治団体についての届出を受理し、特定公職の候補者の保有金に係る収入及び支出についての報告書を受理し、並びにこれらの届出及び報告書を公表し、並びに報告書の提出を怠つたことにより政治活動のために寄附を受け又は支出をすることができないこととなつた政治団体を告示する等の事務を行うこと。

別表第三第四号中「風俗営業等取締法の定めるところにより、風俗営業を営もうとする者の許可及び風俗営業等の営業の停止若しくは廃止又は善良の風俗を害する行為を防止するために必要な処分に関する」を「犯罪被害者等給付金支給法（昭和五十五年法律第三十六号）の定めるところにより、犯罪被害者等給付金の支給を受ける権利を裁定する等の」に改め、同号(三)から(九)までを削る。

別表第三第五号(一)中「労働組合法」の下に「及びこれに基づく政令」を加え、「基き」を「基づき」に改める。

別表第四第一号中(一)を一の四とし、その前に次のように加える。

(一)　国土利用計画法の定めるところにより、土地に関する権利の移転等に係る監視区域を指定し、土地に関する権利の移転等の届出を受理し、その届出をした者に対して必要な勧告を行い、その勧告に従わないときにその旨及び勧告の内容を公表し、遊休土地である旨の通知を行い、遊休土地に係る計画の届出を受理し、その届出をした者に対して必要な助言又は勧告を行い、遊休土地の買取りの協議に関する事務を行い、並びに職員をして土地に関する権利の移転等の届出に係る当事者の営業所等に立入検査させる等の事務を行うこと。（指定都市の市長に限る。）

一の二　農住組合法及びこれに基づく政令の定めるところにより、農住組合の設立、定款の変更等の認可に関する事務を行い、及び農住組合から必要な報告を徴し、その業務又は会計の状況を検査し、農住組合の解散を命ずる等監督上必要な措置を講ずること。（指定都市の市長に限る。）

一の三　公職選挙法及びこれに基づく政令の定めるところにより、郵便による不在者投票を行う選挙人について身体に重度の障害があることを証明すること。（指定都市の市長に限る。）

別表第四第一号中二の六を二の九とし、その次に次のように加える。

二の十　温泉法及びこれに基づく政令の定めるところにより、温泉を公共の浴用又は飲用に供することの許可に関する事務を行い、及び温泉源から温泉を採取する者若しくは温泉利用施設の管理者から必要な報告を求め、又は職員をして温泉の利用施設に立入検査させること。（政令で定める市の市長に限る。）

別表第四第一号二の五を削り、同号二の四中「瀬戸内海環境保全臨時措置法」を「瀬戸内海環境保全特別措置法」に、「及び許可」を「許可」に、「命ずる」を「命じ、及び指定物質を排出する者から必要な報告を求める等の事務を行う」に改め、同号中二の四を二の七とし、その次に次のように加える。

二の八　湖沼水質保全特別措置法及びこれに基づく政令の定めるところにより、湖沼特定事業場の汚水等の処理の方法の改善その他必要な措置を命じ、指定施設の設置等の届出を受理し、指定施設等の構造又は使用の方法の改善を勧告し又は命じ、及び指定施設等の設置者から必要な報告を求め、又は職員をして指定施設等の設置場所に立入検査させる等の事務を行うこと。（政令で定める市の市長に限る。）

別表第四第一号中二の三を二の六とし、同号二の二中「若しくは排出水の排出の一時停止又は緊急時における必要な措置を命じ、公共用水域」を「、排出水の排出又は特定地下浸透水の浸透の一時停止その他必要な措置を命じ、公共用水域及び地下水」に、「、及び」を「、並びに」に改め、同号中二の二を二の三とし、その次に次のように加える。

二の四　騒音規制法及びこれに基づく政令の定めるところにより、指定地域を指定し、及び当該地域に係る騒音の規制基準を定めること。（指定都市の市長に限る。）

二の五　振動規制法及びこれに基づく政令の定めるところにより、指定地域を指定し、及び当該地域に係る振動の規制基準を定めること。（指定都市の市長に限る。）

別表第四第一号(二)中「又は粉じん発生施設」を「、一般粉じん発生施設又は特定粉じん発生施設」に改め、「受理し、」の下に「ばい煙排出者等に対して」を加え、「若しくは使用の一時停止又は緊急時における必要な措置を命じ」を「、使用の一時停止その他必要な措置を命じ、大気中の自動車排出ガスの濃度の測定を行い」に改め、同号中(一)を二の二とし、その前に次のように加える。

(二)　公害健康被害の補償等に関する法律の定めるところにより、指定疾病に係る認定、公害医療手帳の交付及び補償給付の支給に関する事務を行い、公害保健福祉事業を行い、指定疾病に係る認定を受けた者等から必要な報告を求め、指定疾病に係る認定を受けた者等に対して受診命

令等の措置を講じ、並びに公害医療機関から必要な報告を求め、又は職員をしてその施設に立入検査させる等の事務を行うこと。（政令で定める市の市長に限る。）

別表第四第一号(三)及び(三の二)を削り、同号(三の三)中「定めるところにより」の下に「、国民栄養調査の執行に関する事務を行い、管理栄養士を置かなければならない集団給食施設を指定し」を加え、同号中(三の三)を(三)とし、(三の四)を(三の二)とし、(三の五)を(三の三)とし、(四)の次に次のように加える。

(四の二)　後天性免疫不全症候群の予防に関する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、後天性免疫不全症候群の病原体に感染している者に関する報告を受理し、後天性免疫不全症候群の病原体を感染させたと認められる者に対して健康診断を受けるべきことを勧告し又は命じ、及びこれらの者又はその保護者に対して後天性免疫不全症候群の伝染の防止に関し必要な指示を行い、又は職員をして必要な質問をさせ、並びに厚生大臣の命を受けて他の都道府県に応援のため防疫員を派遣すること。（指定都市の市長に限る。）

別表第四第一号(五)の次に次のように加える。

(五の二)　老人保健法の定めるところにより、老人保健施設の開設者等に対して必要な報告若しくは帳簿書類等の提示等を命じ、又は職員をして老人保健施設の設備若しくは帳簿書類等を検査させる等の事務を行うこと。（保健所を設置する市の市長に限る。）

別表第四第一号(六)中「設置」を「設置等」に改め、「受理し」の下に「、これらの届出に係る計画の変更又は廃止を命じ」を加え、「及び業務の停止」及び「並びに」を削り、「立入検査させる」を「立入検査させ、及び基準に適合しない産業廃棄物の処分を行った者等に対して必要な措置を命ずる等の事務を行う」に改め、同号(六)の次に次のように加える。

(六の二)　浄化槽法の定めるところにより、浄化槽の設置等に関する届出を受理し、当該届出をした者に対して必要な勧告を行い、浄化槽の保守点検又は清掃についての改善命令等を行い、及び浄化槽管理者等から必要な報告を求め、又は職員をしてその事務所等に立入検査させること。（保健所を設置する市の市長に限る。）

別表第四第一号(七)中「営業者」を「旅館業の営業の許可に関する事務を行い、営業者に対して営業の施設の構造設備を基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを命じ、及び営業者」に改め、同号(八)中「営業者」を「公衆浴場の経営の許可に関する事務を行い、及び営業者」に改め、同号(十五)中「行い」の下に「、予防注射済票を交付し」を加え、同号(十八)中「行い、並びに保護に関する処分に対する不服申立てを処理する等の事務を」を削り、同号(十九の二)を次のように改める。

(十九の二)　特別児童扶養手当等の支給に関する法律の定めるところにより、障害児福祉手当及び特別障害者手当の受給資格者の受給資格の認定及び支給に関する事務を行い、これらの手当の受給資格者に対して書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は職員をしてこれらの手当の受給資格者等に質問させる等必要な調査を行い、並びに官公署に対して必要な書類の閲覧若しくは資料の提出を求め、又は銀行等から必要な報告を求める等の事務を行うこと。

別表第四第一号中(十九の八)を(十九の十一)とし、(十九の七)を(十九の十)とし、(十九の六)を(十九の九)とし、(十九の五)を(十九の七)とし、その次に次のように加える。

(十九の八)　大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法及びこれに基づく政令の定めるところにより、土地区画整理促進区域又は住宅街区整備促進区域内における土地の形質の変更等を許可し、個人が行う住宅街区整備事業の施行及び住宅街区整備組合の設立を認可し、住宅街区整備事業の施行のための土地の試掘等及び住宅街区整備事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更等を許可し、住宅街区整備事業に係る換地計画について認可し、住宅街区整備組合等から必要な報告を求め、又は住宅街区整備組合等に対して勧告、助言若しくは援助を行う等監督上必要な措置を講じ、住宅街区整備組合等がした処分に対する不服申立てに対する裁決をし、並びに許可を受けないで土地の形質の変更をした者等に対して土地の原状回復又は違反建築物等の移転若しくは除却を命ずる等の事務を行うこと。（指定都市の市長に限る。）

別表第四第一号中(十九の四)を(十九の五)とし、その次に次のように加える。

(十九の六)　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）の定めるところにより、自動車の臨時運行の許可に関する事務を行うこと。

別表第四第一号中(十九の三)を(十九の四)とし、(十九の二)の次に次のように加える。

(十九の三)　伝統的工芸品産業の振興に関する法律の定めるところにより、振興計画を受理し、意見を付して、これを主務大臣に送付し、及び認定振興計画に基づく事業を実施している事業協同組合等から必要な報告を求める等の事務を行うこと。（指定都市の市長に限る。）

別表第四第一号(二十一)の次に次のように加える。

(二十一の二)　住宅地区改良法の定めるところにより、住宅地区改良事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更等の許可に関する事務を行い、土地の原状回復又は違反建築物等の移転若しくは除却を命じ、及び住宅地区改良事業の施行の準備又は施行のための他人の占有する土地の試掘等を許可すること。（指定都市の市長に限る。）

別表第四第一号(二十二)中「市街地再開発事業」を「市街地再開発促進区域内における建築物の建築を許可し、許可を受けないで建築物の建築をした者に対してその違反を是正するため必要な措置を命じ、第一種市街地再開発事業」に改め、「並びに」の下に「許可を受けないで土地の形質の変更をした者等に対して」を加え、同号に次のように加える。

(二十九)　租税特別措置法及びこれに基づく政令の定めるところにより、宅地の譲渡を受けた者がその宅地の上に住宅を新築し、かつ、当該住宅とともにその宅地を公募の方法により譲渡するものであることについての認定をする等の事務を行うこと。（指定都市の市長に限る。）

別表第四第二号中(三)及び(四)を削り、(二)を(四)とし、(一の九)を(三)とし、(一の八)を(二)とし、その次に次のように加える。

(二の二)　大規模地震対策特別措置法の定めるところにより、警戒宣言が発せられたときに、避難状況等の報告をすること。

(二の三)　国土利用計画法の定めるところにより、規制区域内の土地に関する権利の移転等に係る許可の申請、土地に関する権利の移転等に係る届出及び遊休土地に係る計画の届出を受理し、意見を付して、これらを都道府県知事に送付する等の事務を行うこと。

別表第四第二号(一の七)中「完成検査を行ない」を「完成検査及び完成検査前検査を行い」に改め、「命じ」の下に「、保安に関する検査を行い、危険物の流出その他の事故が発生した場合に応急の措置を講ずべきことを命じ、これらの所有者等からの危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者の届出を受理し、これらの所有者等に対して危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者の解任を命じ」を加え、同号中(一の七)を(一の九)とし、その次に次のように加える。

(一の十)　石油コンビナート等災害防止法の定めるところにより、特定事業所における異常な現象の発生についての通報を受け、及びその旨を関係機関に通報し、発生した災害の状況等について石油コンビナート等防災本部に報告し、並びに特定事業者から必要な報告を求め、又は職員をして特定事業所に立入検査させること。

(一の十一)　石油コンビナート等災害防止法及びこれに基づく政令の定めるところにより、特定防災施設等の設置の検査を行い、自衛防災組織及び共同防災組織に係る届出を受理し、これらの届出の内容を管区海上保安本部の事務所の長に通知し、特定事業者に対して必要な措置を行うことを命じ、特定事業所の施設の全部又は一部の使用の停止を命じ、第一種事業所に係る届出の受理等について都道府県知事に報告し、並びに都道府県知事に対して特別防災区域に係る災害の発生又は拡大を防止するため必要な措置を講ずべきことを要請する等の事務を行うこと。（消防本部及び消防署を置く市町村の市町村長に限る。）

別表第四第二号中(一の六)を(一の七)とし、その次に次のように加える。

(一の八)　地方税法及びこれに基づく政令の定めるところにより、農地等を贈与した場合の徴収の猶予に係る通知をすること。

別表第四第二号中(一の五)を(一の六)とし、(一の四)の次に次のように加える。

(一の五)　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用及び漁船の操業制限等に関する法律の定めるところにより、防衛施設局長が障害物を伐除することを許可し、裁決申請書又は協議確認申請書を公告し、縦覧に供し、及び土地の使用又は収用の際に土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転を代行する等の事務を行うこと。

別表第四第二号(七)中「基く」を「基づく」に、「登録証明書の記載事項を書き換え」を「登録証明書の返納及び引換交付の申請をすべきことを命じ、登録証明書に記載事項の変更に係る記載を行い」に、「指紋を押させる」を「指紋の押なつを命じ、登録証明書に指紋を転写する」に改め、同号(七の二)中「送付し、主務大臣の永住許可があったときにその旨を外国人登録原票及び登録証明書に記載する」を「送付する」に改め、同号中(八の三)を(八の四)とし、(八の二)を(八の三)とし、(八)の次に次のように加える。

(八の二)　振動規制法及びこれに基づく政令の定めるところにより、特定施設の設置等又は特定建設作業の実施の届出を受理し、特定工場等の設置者又は特定建設作業の施工者に対して、振動防止のための措置をとるべきことを勧告し、又は命じ、及び指定地域について振動の大きさを測定する等の事務を行い、並びにこれらの者から必要な報告を求め、又は職員をして特定工場等若しくは特定建設作業を伴う建設工事の場所に立入検査させること。

別表第四第二号(十)中「精神衛生法」を「精神保健法」に改め、同号(十二)中「並びに」を削り、「作成等に関する」を「作成等を行い、並びに予防接種による疾病等に係る医療費等の給付を行う等の」に改め、同号(十三)中「予防接種済証を交付する」を「予防接種による疾病等に係る医療費等の給付を行う」に改め、同号(十四)の次に次のように加える。

(十四の二)　老人保健法の定めるところにより、七十歳以上の加入者等に対して医療若しくは特定療養費の支給を行い、又は医療費若しくは老人保健施設療養費を支給し、一部負担金の減額又は免除を受ける者を認定し、医療等を受ける者若しくは医療等を担当する者から文書等の提出等を求め、又は職員をして質問若しくは照会をさせ、並びに社会保険診療報酬支払基金及び各保険者に対して、その支弁した医療等に要する費用の額を通知する等の事務を行うこと。

別表第四第二号(十九)を次のように改める。

(十九)　生活保護法の定めるところにより、福祉事務所を設置しない町村の町村長にあつては放置することのできない状況にある要保護者に対して応急の保護を行い、及び要保護者の状況の通報等保護の実施機関又は福祉事務所の長に対する協力に関する事務を行い、福祉事務所を管理する町村長にあつては保護の決定及び実施等に関する事務を行うこと。

別表第四第二号(二十四)中「受給資格者又はその監護し若しくは養育する児童の戸籍に関し無料で証明を行ない、受給資格者又は児童扶養手当を受けている者等」を「児童扶養手当の受給資格者等」に、「届出等」を「受給資格等に関する届出等」に、「行なう」を「行う」に改め、同号(二十四の二)中「特別児童扶養手当法」を「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に、「受給資格者又はその監護し若しくは養育する児童の戸籍に関し無料で証明を行ない、受給資格者又は特別児童扶養手当を受けている者等」を「特別児童扶養手当の受給資格者等」に、「届出等」を「受給資格等に関する届出等」に、「行なう」を「行う」に改め、同号(二十四の三)を次のように改める。

(二十四の三)　特別児童扶養手当等の支給に関する法律の定めるところにより、障害児福祉手当及び特別障害者手当の受給資格者の受給資格の認定及び支給に関する事務を行い、これらの手当の受給資格者に対して書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は職員をしてこれらの

手当の受給資格者等に質問させる等必要な調査を行い、並びに官公署に対して必要な書類の閲覧若しくは資料の提出を求め、又は銀行等から必要な報告を求める等の事務を行うこと。（福祉事務所を管理する町村長に限る。）

別表第四第二号二十四の三の次に次のように加える。

二十四の四　健康保険法及びこれに基づく政令の定めるところにより、主務官庁が指定する地域に居住する日雇特例被保険者に係る日雇特例被保険者手帳の交付、受給資格者票の発行等に関する事務を行うこと。

別表第四第二号二十五中「行ない」を「行い」に改め、「喪失」の下に「並びに種別の変更等」を加え、「障害年金」を「老齢基礎年金等を受ける権利の裁定、障害基礎年金」に改め、「、特別支給による福祉年金の受給権及び老齢年金又は通算老齢年金に係るものを除く給付を受ける権利の裁定の請求を受理し、その請求に係る事実を審査し」を削り、「及び国民年金」を「及び年金たる給付」に、「行なう」を「行う」に改め、同号中二十七から二十八の二までを削り、二十八の三を二十七とし、二十九を削り、三十を二十八とし、その次に次のように加える。

二十九　特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第十八号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、特定農地貸付けに係る承認に関する事務を行うこと。（農業委員会を置かない市町村の市町村長に限る。）

別表第四第二号中三十一及び三十二を削り、三十三を三十とし、三十四を三十一とし、同号三十五中「基く」を「基づく」に改め、「、主要食糧の購入券を交付し」を削り、「生産者別の政府買入数量」を「生産者別申込限度数量を決定し、並びに米穀の生産者別政府買入基準数量等」に、「裁決その他主要食糧の管理に関する」を「決定を行う等の」に改め、同号中三十五を三十一とし、その次に次のように加える。

三十三　森林法の定めるところにより、地域森林計画について意見を述べること。

別表第四第二号中三十六を三十四とし、三十六の二を三十五とし、三十七を三十六とし、三十七の二を三十七とし、三十七の三を三十七の二とし、三十七の四を三十七の三とし、同号三十九中「及びこれに基く政令」を削り、「市長及び主務大臣の告示する」を「政令で定める」に改め、同号中四十を削り、四十一を四十とし、四十一の二を四十一とし、四十二の次に次のように加える。

四十二の二　電気通信事業法の定めるところにより、第一種電気通信事業者の土地等の使用等について都道府県知事から送付された裁定の申請書の写しを公衆の縦覧に供する等の事務を行うこと。

別表第四第二号四十三の四を削り、同号四十五中「定めるところにより、」の下に「指定区間内の一級河川及び二級河川について河川工事又は河川の維持を行い、並びに」を加え、「行ない」を「行い」に、「行なう」を「行う」に改め、同号四十五の次に次のように加える。

四十五の二　公有水面埋立法の定めるところにより、竣功認可に係る図書を閲覧させる等の事務を行うこと。

別表第四第二号四十八中「許可する」を「許可し、地区計画の区域内において土地の区画形質の変更等を行おうとする者の届出を受理し、及びその届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置を執ることを勧告する等の事務を行う」に改め、同号四十八の次に次のように加える。

四十八の二　幹線道路の沿道の整備に関する法律の定めるところにより、沿道整備計画区域内において土地の区画形質の変更等を行おうとする者の届出を受理し、及びその届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置を執ることを勧告する等の事務を行うこと。

四十八の三　集落地域整備法の定めるところにより、集落地区計画の区域内において土地の区画形質の変更等を行おうとする者の届出を受理し、及びその届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置を執ることを勧告する等の事務を行うこと。

別表第四第二号四十九の二中「定めるところにより」の下に「、第一種市街地再開発事業に係る借地権の申告に関する事務を行い、再開発地区計画の区域内において土地の区画形質の変更等を行おうとする者の届出を受理し、及びその届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告する等の事務を行い」を加え、「施行する市街地再開発事業」を「施行する第一種市街地再開発事業」に改め、「公告し、」の下に「市街地再開発組合等が定める事業計画並びに」を加え、「概要等を表示する図書等」を「概要を表示する図書」に、「市街地再開発事業の施行のための」を「第一種市街地再開発事業の施行のための」に、「市街地再開発組合に対し」を「市街地再開発組合等に対して」に改め、同号中四十九の八を四十九の九とし、四十九の七を四十九の八とし、四十九の六を削り、四十九の五を四十九の七とし、四十九の四を四十九の五とし、その次に次のように加える。

四十九の六　住宅・都市整備公団法の定めるところにより、住宅・都市整備公団が特定公共施設の新設等に関する工事（河川工事に限る。）を代行することについて同意を与える等の事務を行うこと。

別表第四第二号中四十九の三を四十九の四とし、四十九の二の次に次のように加える。

四十九の三　大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法の定めるところにより、住宅街区整備事業の施行のための他人の占有する土地への立入り等を許可し、及び住宅街区整備組合等から必要な報告等を求め、又は住宅街区整備組合等に対して勧告、助言若しくは援助を行うこと。

別表第四第二号五十一中「認定をする」を「認定をする等の事務を行う」に改め、同号中五十一を五十二とし、五十の次に次のように加える。

五十一　浄化槽法の定めるところにより、浄化槽の設置等に関する届出を受理し、当該届出に係る計画の変更又は廃止を命じ、及び浄化槽管理者等から必要な報告を求め、又は職員をしてその事務所等に立入検査させること。（建築主事を置く市町村の市町村長に限る。）

別表第四第三号(四)中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改め、同号五の二中「若しくは聾学校」を「、聾学校若しくは養護学校」に、「行ない」を「行い」に、「行なう」を「行う」に改め、同表第四号中(二)を削り、(三)を(二)とし、(四)を(三)とし、(五)を(四)とし、(六)を(五)とし、同表第五号中(二)及び(三)を削り、(一)の次に次のように加える。

(二)　特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、特定農地貸付けに係る承認に関する事務を行うこと。

別表第四第五号中(四)を(三)とし、同号に次のように加える。

(四)　農住組合法の定めるところにより、農住組合の定める交換分合計画及び当該交換分合計画に対する都道府県知事の認可について意見を述べること。

(五)　租税特別措置法及びこれに基づく政令の定めるところにより、農地等を贈与し、又は相続した場合の納税の猶予に係る証明及び通知をする等の事務を行うこと。

(六)　地方税法及びこれに基づく政令の定めるところにより、農地等を贈与した場合の徴収の猶予に係る通知をすること。

別表第五第一号の表中「母子福祉法」を「母子及び寡婦福祉法」に、「家畜保健衛生所法第三条」を「家畜保健衛生所法（昭和二十五年法律第二百十二号）第三条第一項」に改め、同表第二号の表中「母子福祉法」を「母子及び寡婦福祉法」に改める。

別表第六第四号の表中「農業委員会等に関する法律第二十条第四項の規定に基づく政令」を「農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）第十一条の三」を「農業委員会等に関する法律第二十条第四項の規定に基づく政令」に改める。

別表第七第一号の表中「(昭和四十九年法律第九十二号)」を削り、「地方精神衛生審議会」を「精神保健審議会」に、「精神衛生法」を「精神保健法」に、「精神衛生に関する事項の調査審議」を「精神保健に関する事項の調査審議及び一般患者の医療に要する費用の負担の申請に関する必要な事項の審議」に、

精神衛生診査協議会	精神衛生法第十五条の規定による一般患者の医療に要する費用の負担の申請に関する必要な事項の審議に関する事務

を、

医療機関整備審議会	医療法第三十二条第二項の規定による医療機関の整備に関する重要事項の調査審議に関する事務

を、

精神医療審査会	精神保健法第十七条の二の規定による精神病院等の入院者の入院の要否及び処遇の適否の審査に関する事務

に、

都道府県医療審議会	医療法第七十一条の二第二項の規定による医療計画に関する意見の陳述等及び医療を提供する体制の確保に関する重要事項の調査審議に関する事務

に、

国民健康保険審査会	国民健康保険法第九十一条第一項の規定による保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定による徴収金（拠出金を除く。）に関する処分に対する不服の審査に関する事務

を、

都道府県森林審議会	森林法第六十八条第二項及び第三項の規定による森林に関する重要事項についての都道府県知事に対する答申及び関係行政庁に対する建議に関する事務

を、

都道府県地代家賃審査会	地代家賃統制令第十五条第一項の規定による都道府県知事の行う地代又は家賃の停止統制額又は認可統制額の減額に対する意見の答申に関する事務

に改め、「(昭和五十年法律第八十四号)」を削り、「公害健康被害補償法」を「公害健康被害の補償等に関する法律」に改め、「(昭和四十八年法律第百十一号)」を削る。

附　則

(施行期日)

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第百四十六条の改正規定、第百五十一条の次に一条を加える改正規定及び附則第三条から第五条までの規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条　この法律の施行の際現に在職する監査委員は、その任期が満了するまでの間、改正後の地方自治法第百九十六条第一項の規定により選任された監査委員とみなす。

2　改正後の地方自治法第百九十六条第二項及び第五項の規定は、この法律の施行の際現に在職する監査委員（議員のうちから選任された監査委員を除く。）のうちこの法律の施行の日以後最初に任期が満了する監査委員の当該任期が満了するまでの間においては、当該監査委員が選任されている地方公共団体については、適用しない。

(国家行政組織法の一部改正)

第三条　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項後段を削り、同条第二項を次のように改める。

2　国の機関としての都道府県知事の権限に属する国の事務の管理若しくは執行が法令の規定若しくは主任の各大臣の処分に違反するものがある場合又はその国の事務の管理若しくは執行を怠るものがある場合において、地方自治法第百五十一条の二に規定する措置以外の方法によつてその是正を図ることが困難であり、かつ、それを放置することにより著しく公益を害することが明らかであるときは、主任の各大臣は、同条の規定により、当該違反を是正し、若しくは当該怠る事務の管理若しくは執行を改めるべきことを勧告し、命令し、訴えをもつて裁判所の裁判を請求し、又は内閣総理大臣の告示を経て、当該都道府県知事に代わつて当該命令に係る事項を行うことができる。

(教育職員免許法の一部改正)

第四条　教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「第百四十六条第一項から第七項まで、第十一項、第十二項及び第十七項の例により、その行うべき事項を命令し、高等裁判所の裁判を請求し、又は」を「第百五十一条の二第一項から

第十一項まで、第十三項及び第十四項第十六項まで及び第十八項から第二十項までの規定の例により、当該違反を是正すべきことを勧告し、命令し、訴えをもつて高等裁判所の裁判を請求し、又は又は内閣総理大臣の告示を経て、」に、「代つて当該事項」を「代わつて当該命令に係る事項」に改める。

（建築基準法の一部改正）

第五条　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

第十七条第四項及び第五項を削る。

（地方税法の一部改正）

第六条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第五項中「団地管理組合法人」の下に「並びに地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第五十二条第二項第三号中「団地管理組合法人」の下に「並びに地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体」を加える。

第七十二条の五第一項に次の一号を加える。

十　地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体

第二百九十四条第七項中「団地管理組合法人」の下に「並びに地方自治法第二百六十条の二第一項の認可をずけた地縁による団体」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第三百十二条第三項第三号及び第七百一条の三十四第二項中「団地管理組合法人」の下に「並びに地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体」を加える。

（地方公務員法の一部改正）

第七条　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第五十五条の二第三項中「もつぱら」を「専ら」に、「同法附則第四項」を「同法附則第五項」に、「こえる」を「超える」に改める。

（地方公営企業労働関係法の一部改正）

第八条　地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

附則第八項を附則第九項とし、附則第四項から附則第七項までを一項ずつ繰り下げ、附則第三項の次に次の一項を加える。

4　第六条の規定の適用については、地方公営企業の運営の実態にかんがみ、労働関係の適正化を促進し、もつて地方公営企業の効率的な運営に資するため、当分の間、同条第三項中「五年」とあるのは、「七年以下の範囲内で労働協約で定める期間」とする。

（地方公営企業法の一部改正）

第九条　地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第四号中「第二百四十四条の二第四項」を「第二百四十四条の二第七項」に改める。

第二十七条の二第二項中「その結果」を「監査の結果に関する報告」に、「報告しなければならない」を「提出しなければならない」に改める。

第三十条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「前項」を「第四項」に、「あたつては」を「当たつては」に、「あわせて」を「併せて」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　前項の規定による意見の決定は、監査委員の定数が二人以上である場合においては、その合議によるものとする。

第三十九条の二第六項中「事業の経営管理について専門の知識又は経験を有する者」を「人格が高潔で、事業の経営管理に関し優れた識見を有する者」に改める。

（地方公営企業法の一部改正に伴う経過措置）

第十七条　この法律の施行の際現に在職する地方公営企業法第三十九条の二第一項に規定する企業団の監査委員は、その任期が満了するまでの間、前条の規定による改正後の地方公営企業法第三十九条の二第六項の規定により選任された監査委員とみなす。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第十一条　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第百十三条第五項及び第百四十二条第二項の表第百十三条第五項の項中「同法附則第四項」を「同法附則第五項」に改める。

（海岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律の一部改正）

第十二条　海岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律（平成三年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項の表に次のように加える。

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）	第二百六十条の二第十六項	法人税に
		法人税及び法人臨時特別税に

（政令への委任）

第十三条　附則第二条及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置その他の事項は、政令で定める。

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

過疎地域活性化特別措置法の一部を改正する法律

過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条の次に次の一条を加える。

（公共下水道の幹線管渠等の整備）

第十四条の二　過疎地域における市町村が管理する公共下水道のうち、広域の見地から設置する必要があるものであって、過疎地域の市町村のみでは設置することが困難なものとして建設大

臣が指定するものの幹線管渠、終末処理場及びポンプ施設（以下「幹線管渠等」という。）の設置については、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第三条第一項の規定にかかわらず、都道府県計画に基づいて、都道府県が行うことができる。

2　前項の指定は、当該公共下水道の公共下水道管理者（下水道法第四条第一項に規定する公共下水道管理者をいう。以下同じ。）である市町村の申請に基づいて行うものとする。

3　市町村は、前項の申請をしようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。

4　都道府県は、第一項の規定により公共下水道の幹線管渠等の設置を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該公共下水道の公共下水道管理者に代わってその権限を行うものとする。

5　第一項の規定により都道府県が公共下水道の幹線管渠等の設置を行う場合においては、下水道法第二十二条第一項の規定の適用については、当該都道府県を公共下水道管理者とみなす。

6　第一項の規定により都道府県が行う公共下水道の幹線管渠等の設置に係る事業（以下「公共下水道幹線管渠等整備事業」という。）に要する経費については、当該都道府県が負担する。

7　前項の規定にかかわらず、公共下水道幹線管渠等整備事業を行う都道府県は、当該公共下水道の公共下水道管理者である市町村に対し、当該事業に要する経費の全部又は一部を負担させることができる。

8　前項の経費について市町村が負担すべき額は、当該市町村の意見を聴いた上、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

9　公共下水道幹線管渠等整備事業に要する経費に係る国の補助及び資金の融通については、当該事業に係る公共下水道を都道府県が設置する公共下水道とみなす。

10　負担特例法第二条第一項の規定の例によって算定した同項に規定する財政力指数が〇・四六に満たない都道府県（以下「特定都道府県」という。）が行う公共下水道幹線管渠等整備事業に係る経費に対する国の補助の割合については、負担特例法第三条及び第四条の規定の例による。ただし、負担特例法第三条中「適用団体」とあるのは、「特定都道府県」とする。

附　則

この法律は、平成三年四月一日から施行する。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律

（地方税法の一部改正）

第一条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四款　犯則取締り（第百三十九条―第百四十四条）」を「第四款　犯則取締り（第百三十九条―第百四十四条の二）　第五款　交付（第百四十四条の二）」に、「第五款　犯則取締（第六百十六条―第六百六十八条）」を「第五款　第六款　犯則取締（第六百十六条―第六百二十条）　遊休土地に係る特別土地保有税（第六百二十一条―第六百六十八条）」に改める。

第二十五条第一項第一号中「、日本国有鉄道清算事業団」を削る。

第三十四条第一項第五号の四中「に限る。）」の下に「又は日本赤十字社」を加え、「の額（その額」を「（日本赤十字社に対する寄附金にあっては、当該所得割の納税義務者に係る賦課期日現在における住所所在の道府県内に事務所を有する同社の支部において収納されたものに限る。）の額の合計額（当該合計額」に改め、同項第六号中「第七項」を「第八項」に改め、同項第十号中「三十万円」を「三十一万円」に、「第七項」を「第八項」に、「三十五万円」を「三十六万円」に改め、同項第十号の二イ及びロを次のように改める。

イ　控除対象配偶者　次に掲げる者の区分に応じ次に定める金額

(1)　前年の合計所得金額が五万円未満である者　三十一万円

(2)　前年の合計所得金額が五万円以上十万円未満である者　三十万円

(3)　前年の合計所得金額が十万円以上である者　三十万円からその者の前年の合計所得金額のうち五万円を超える部分の金額（当該超える部分の金額が五万円の整数倍でないときは、当該超える部分の金額に満たない五万円の整数倍である金額のうち最も多い金額とする。）を控除した金額

ロ　控除対象配偶者以外の配偶者　次に掲げる者の区分に応じ次に定める金額

(1)　前年の合計所得金額が四十万円未満である者　三十一万円

(2)　前年の合計所得金額が四十万円以上四十五万円未満である者　三十万円

(3)　前年の合計所得金額が四十五万円以上である者　三十万円からその者の前年の合計所得金額のうち四十万円を超える部分の金額（当該超える部分の金額が三十万円未満であり、かつ、五万円の整数倍でないときは、当該超える部分の金額に満たない五万円の整数倍である金額のうち最も多い金額とし、当該超える部分の金額が三十万円を超えるときは、三十万円とする。）を控除した金額

第三十四条第一項第十一号中「三十万円」を「三十一万円」に、「第七項」を「第八項」に、「三十五万円」を「三十六万円」に改め、同条第二項中「三十万円」を「三十一万円」に改め、同条第四項中「五十一万円」を「五十二万円」に、「五十六万円」を「五十七万円」に改め、同条第五項中「四十二万円」を「四十三万円」に、「六十三万円」を「六十四万円」に改め、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第七項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第六項中「前項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　租税特別措置法第四条の四第一項に規定する勤労者財産形成貯蓄保険契約等に係る生命保険若しくは損害保険の保険料又は生命共済の共済掛金については、第一項第五号から第五号の三までの規定は、適用しない。

第三十五条第一項及び第五十条の四の表中「五百万円」を「五百五十万円」に改める。

第五十三条第三項中「第四十二条の七第六項」の下に「、第六十二条の三第一項」を加える。

第七十二条の十四第一項ただし書中「及び第五十八条」を「、第五十八条及び第六十三条の二第五項」に改める。

第七十三条の四第一項第十一号中「及び日本芸術文化振興会」を削り、同項第十一号の二を同項第十一号の三とし、同項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二　日本芸術文化振興会が日本芸術文化振興会法（昭和四十一年法律第八十八号）第十九条第一項に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

第七十三条の七に次の一号を加える。

十五　漁業協同組合、漁業生産組合若しくは漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が水産業協同組合法第九十一条の三第一項（同法第百条第五項において準用する場合を含む。）の規定により権利を承継する場合における不動産の取得

第七十三条の十四第十一項中「に係る不動産」の下に「（政令で定めるものを除く。）」を加える。

第百十四条の二の見出しを「（修学旅行の場合における特別地方消費税の非課税）」に改める。

第百十四条の四第一項中「一万円」を「一万五千円」に改め、同条第二項中「前条第一項」を「前条」に改め、同条を第百十四条の五とする。

第百十四条の三第一項中「五千円」を「七千五百円」に改め、同条第二項を削り、同条を第百十四条の四とする。

第百十四条の二の次に次の一条を加える。

（外国の大使等に対する特別地方消費税の非課税）

第百十四条の三　道府県は、本邦に派遣された外国の大使、公使、領事その他これらに準ずる者（以下この条において「大使等」という。）が、外交、領事その他の任務を遂行するために必要なものとして、政令で定める方法により行う第百十三条第一項の場所における遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為（第百十四条第一項の規定により第百十三条第一項の飲食店における飲食とみなされる飲食を含む。以下この条において同じ。）に対しては、特別地方消費税を課することができない。ただし、外国に派遣された本邦の大使等が行う同項の場所における遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為について特別地方消費税に類似する租税の免除に制限を付する国の大使等については、相互条件による。

第二章第六節に次の一款を加える。

第五款　交付

（特別地方消費税の旅館等所在の市町村に対する交付）

第百四十四条の二　道府県は、当該道府県内の市町村に対し、自治省令で定めるところにより、当該各市町村に所在する第百十三条第一項の場所（第百十四条第一項の料理店、仕出屋及び旅館等並びに同条第三項の宿泊所、寮、クラブその他これらに類する場所を含む。）に係る特別地方消費税の額で当該道府県に納入され、又は納付されたものの五分の一に相当する額の範囲内において自治省令で定める額を交付するものとする。

第二百九十六条第一項第一号中「、日本国有鉄道清算事業団」を削る。

第三百十四条の二第一項第五号の四中「に限る。）」の下に「又は日本赤十字社」を加え、「の額（その額」を「（日本赤十字社に対する寄附金にあつては、当該所得割の納税義務者に係る賦課期日現在における住所所在の道府県内に事務所を有する同社の支部において収納されたものに限る。）の額の合計額（当該合計額」に改め、同項第六号中「第七項」を「第八項」に改め、同項第十号中「三十万円」を「三十一万円」に、「第七項」を「第八項」に、「三十五万円」を「三十六万円」に改め、同項第十号の二イ及びロを次のように改める。

イ　控除対象配偶者　次に掲げる者の区分に応じ次に定める金額

(1)　前年の合計所得金額が五万円未満である者　三十一万円

(2)　前年の合計所得金額が五万円以上十万円未満である者　三十万円

(3)　前年の合計所得金額が十万円以上である者　三十万円からその者の前年の合計所得金額のうち五万円を超える部分の金額（当該超える部分の金額が五万円の整数倍でないときは、当該超える部分の金額に満たない五万円の整数倍である金額のうち最も多い金額とする。）を控除した金額

ロ　控除対象配偶者以外の配偶者　次に掲げる者の区分に応じ次に定める金額

(1)　前年の合計所得金額が四十万円未満である者　三十一万円

(2)　前年の合計所得金額が四十万円以上四十五万円未満である者　三十万円

(3)　前年の合計所得金額が四十五万円以上である者　三十万円からその者の前年の合計所得金額のうち四十万円を超える部分の金額（当該超える部分の金額が三十万円未満であり、かつ、五万円の整数倍でないときは、当該超える部分の金額に満たない五万円の整数倍である金額のうち最も多い金額とし、当該超える部分の金額が三十万円を超えるときは、三十万円とする。）を控除した金額

第三百十四条の二第一項第十一号中「三十万円」を「三十一万円」に、「第七項」を「第八項」に、「三十五万円」を「三十六万円」に改め、同条第二項中「三十万円」を「三十一万円」に改め、同条第四項中「五十一万円」を「五十二万円」に、「五十六万円」を「五十七万円」に改め、同条第五項中「四十二万円」を「四十三万円」に、「六十三万円」を「六十四万円」に改め、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第七項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第六項中「前項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　租税特別措置法第四条の四第一項に規定する勤労者財産形成貯蓄保険契約等に係る生命

保険若しくは損害保険の保険料又は生命共済の共済掛金については、第一項第五号から第五号の三までの規定は、適用しない。

第三百十四条の三第一項の表中「百二十万円」を「百六十万円」に、「五百万円」を「五百五十万円」に改める。

第三百二十一条の八第三項中「第四十二条の七第六項」の下に「、第六十二条の三第一項」を加える。

第三百二十八条の三の表中「百二十万円」を「百六十万円」に、「五百万円」を「五百五十万円」に改める。

第三百四十八条第二項第十七号中「及び日本芸術文化振興会」を削り、同項第十七号の二を同項第十七号の三とし、同項第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二　日本芸術文化振興会が日本芸術文化振興会法第十九条第一項に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

第三百四十八条第二項第十八号の二を削る。

第三百四十九条の三第二十五項中「（第三百四十八条第二項第十八号の二に掲げるものを除く。）」を削る。

第三百五十一条中「十五万円」を「三十万円」に、「八万円」を「二十万円」に、「百万円」を「百五十万円」に、「但し」を「ただし」に改める。

第五百八十五条第三項中「一月一日」を「、昭和四十四年一月一日（沖縄県の区域内に所在する土地その他の土地で政令で定めるものについては、それぞれこれらの土地の所有者につき政令で定める日）前に取得したもの及び第五百九十九条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において都市計画法第七条第一項に規定する市街化区域内に所在する土地以外の土地で同日」に改める。

第五百八十六条第二項第二号ロ中「特定施設（」を「特定施設若しくは同条第三項に規定する指定地域特定施設（瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第十二条の二又は」に、「水質汚濁防止法第二条第三項に規定する指定地域特定施設」を「当該指定地域特定施設」に改め、同項第五号の六中「簡易保険郵便年金福祉事業団が簡易保険郵便年金福祉事業団法」を「簡易保険福祉事業団が簡易保険福祉事業団法」に改め、同項第十三号の三を削り、同項第十三号の四を同項第十三号の三とする。

第六百二十一条から第六百六十八条までを削る。

第三章第八節に次の一款を加える。

第六款　遊休土地に係る特別土地保有税

（遊休土地に対して課する特別土地保有税の納税義務者等）

第六百二十一条　都市計画法第十条の三第一項に規定する遊休土地転換利用促進地区（第六百二十九条第一項において「遊休土地転換利用促進地区」という。）の区域内に所在する土地で同一の者が第六百二十五条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日に所有する一団の土地の面積が千平方メートル以上であるもの（以下本款において「遊休土地」という。）に対しては、土地に対して課する特別土地保有税のほか、当該遊休土地所在の市町村において、当該遊休土地の所有者に特別土地保有税を課する。

（遊休土地に対して課する特別土地保有税の課税標準）

第六百二十二条　遊休土地に対して課する特別土地保有税の課税標準は、遊休土地の時価又は遊休土地である土地の取得価額のいずれか高い金額（第六百二十五条第二項において「時価等」という。）とする。

2　前項に規定する遊休土地の時価及び遊休土地である土地の取得価額は、政令で定めるところにより算定した金額とする。

3　遊休土地である土地の取得のうち無償又は著しく低い価額による土地の取得その他特別の事情がある場合における土地の取得で政令で定めるものについては、当該土地の取得価額として政令で定めるところにより算定した金額を当該土地の取得価額とみなす。

（遊休土地に対して課する特別土地保有税の税率）

第六百二十三条　遊休土地に対して課する特別土地保有税の税率は、百分の一・四とする。

（遊休土地に対して課する特別土地保有税の税額）

第六百二十四条　遊休土地に対して課する特別土地保有税の税額は、次条第二項の課税標準額に前条の税率を乗じて得た額から、同項の遊休土地である土地に対して第三百四十二条及び第三百四十三条の規定により市町村が課すべき当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に百分の一・四を乗じて得た額の合計額（当該遊休土地である土地のうちに土地に対して課する特別土地保有税が課される土地がある場合にあつては、当該合計額に当該土地に対して第五百八十五条の規定により市町村が課すべき当該年度分の第五百九十六条に規定する第五百九十九条第一項第一号の特別土地保有税の税額の合計額を加えた額）を控除した額とする。

（遊休土地に対して課する特別土地保有税の申告納付）

第六百二十五条　遊休土地に対して課する特別土地保有税の納税義務者（次項において「納税義務者」という。）は、その年の五月三十一日までに、当該特別土地保有税の課税標準額及び税額その他の自治省令で定める事項を記載した申告書を市町村長に提出するとともに、その申告した税額を当該市町村に納付しなければならない。

2　前項の課税標準額は、納税義務者が一月一日において所有する遊休土地の時価等の合計額とする。

（遊休土地に係る土地に対して課する特別土地保有税の納税義務の免除等の特例）

第六百二十六条　遊休土地に対して課する特別土地保有税が課される土地（第六百二十九条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する特別土地保有税については、第六百一条から第六百三条の二までの規定は、適用しない。

（土地に対して課する特別土地保有税に関する規定の準用）

第六百二十七条　第六百二十一条の規定により特別土地保有税を課する場合には、本節第一款から前款までの規定中土地に対して課する特別土地保有税に関する規定（第五百八十五条第一項及び第三項、第五百八十六条第二項から第四項まで、第五百八十七条第一項、第五百九十三条から第五百九十七条まで、第五百九十九条並びに第六百一条から第六百三条の三までの規定を除く。）を準用する。この場合において、第五百八十五条第二項中「前項の「土地」」とあるのは「第六百二十一条の遊休土地転換利用促進地区の区域内に所在する「土地」」と、同条第五項及び第六項中「第五百八十五条第一項の土地の所有者等」とあるのは「第六百二十一条に規定する遊休土地の所有者」と、第六百条中「前条第一項」とあり、及び第六百六条中「第五百九十九条第一項」とあるのは「第六百二十五条第一項」と、第六百七条第二項中「第五百九十九条第一項の納期限」とあるのは「第六百二十五条第一項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）」と、第六百八条第一項中「第五百九十九条第一項の納期限」とあるのは「第六百二十五条第一項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。以下本条において同じ。）」と、同条第二項中「第五百九十九条第一項」とあるのは「第六百二十五条第一項」と、第六百十一条第一項中「不足税額の納期限」とあるのは「不足税額の納期限をいい、納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする」と読み替えるものとする。

（政令への委任）

第六百二十八条　第六百二十一条から前条までに定めるもののほか、共有者等に係る第六百二十一条の規定の適用その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（遊休土地に対して課する特別土地保有税の納税義務の免除等）

第六百二十九条　市町村は、遊休土地について次の各号のいずれかに掲げる事情があることにつき市町村長が認定した場合には、当該遊休土地に対して課する特別土地保有税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

一　当該遊休土地に関する都市計画についてその目的が達成されたと認められる場合において、遊休土地転換利用促進地区に関する都市計画の変更により当該遊休土地を遊休土地転換利用促進地区の区域外としたならば変更後の遊休土地転換利用促進地区が都市計画法第十条の三第一項第二号から第四号までの規定に該当しなくなることが明らかであること。

二　当該遊休土地を遊休土地転換利用促進地区の区域外とすることについて、都市計画法第十七条第四項の規定により意見を聴取したこと。

2　遊休土地の所有者は、前項の規定の適用を受けようとする場合においては、第六百二十五条第一項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。第五項において同じ。）までに市町村長に対して当該遊休土地に対して課する特別土地保有税について前項の規定の適用があるべき旨の申請をしなければならない。ただし、既に同項の認定を受けた遊休土地について、当該認定に係る事情に変更がなく、かつ、当該遊休土地の所有者に変更のないときは、この限りでない。

3　第一項の認定は、前項本文の申請があつた場合又は同項ただし書の規定に該当する場合に限り、するものとする。

4　市町村長は、第一項の認定をしたとき、又は当該認定をしない旨の決定をしたときは、遅滞なくその旨を当該遊休土地の所有者に通知しなければならない。ただし、第二項ただし書の規定に該当する遊休土地について、第一項の認定をするときは、この限りでない。

5　市町村長は、第二項本文の申請があつた場合又は既に第一項の認定を受けた遊休土地について当該認定に係る事情に変更がなく、かつ、当該遊休土地の所有者に変更のない場合には、第六百二十五条第一項の納期限から第一項の認定をする日（同項の認定をしない旨の決定をしたときは、前項の通知をする日）までの期間、当該第二項本文の申請に係る遊休土地又は既に第一項の認定を受けた遊休土地に対して課する特別土地保有税に係る地方団体の徴収金の徴収を猶予するものとする。ただし、当該遊休土地について同項各号に掲げるいずれの事情もないことが明らかである場合は、この限りでない。

6　前項の規定により徴収金の徴収を猶予した場合における第六百二十七条において準用する第六百七条第二項及び第六百八条第一項第四号の規定の適用については、これらの規定中「第六百一条第三項若しくは第四項（これらの規定を第六百二条第二項において準用する場合を含む。）、第六百三条第三項又は第六百三条の二第六項」とあるのは、「第六百二十九条第五項」とする。

7　第一項の認定は、第六百二十五条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日の現況によるものとする。

8　第六百一条第七項から第九項までの規定は、第一項の場合について準用する。

9　第二項の申請の手続その他第一項から第五項まで及び第七項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六百三十条から第六百六十八条まで　削除

第七百一条の三十四第三項第二号中「又は商品取引所」を「、商品取引所又は金融先物取引所」に改める。

第七百三条の四第十七項中「四十二万円」を「四十四万円」に改める。

附則第三条の三中「九万円」を「十五万円」に改める。

附則第六条第一項及び第五項中「平成三年度」を「平成八年度」に改める。

附則第八条の二を次のように改める。

第八条の二　租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第　　号）附則第十四条

第二項及び第三項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条第一項又は第六十三条の二第一項の規定により法人税額について加算された金額がある場合における第五十三条第三項及び第三百二十一条の八第三項の規定の適用については、これらの規定中「第六十三条第一項又は第六十三条の二第一項」とあるのは、「第六十三条第一項（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第　号）附則第十四条第二項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条第一項を含む。）又は第六十三条の二第一項（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第　号）附則第十四条第三項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項を含む。）」とする。

附則第八条の三を削る。

附則第九条第二項中「昭和五十五年法律第九号附則第二十条第一項から第三項まで、第五項及び第六項の規定によりその例によることとされ、若しくは同条第四項の規定によりなお効力を有することとされる昭和五十五年法律第九号による改正前の租税特別措置法第六十六条第一項に規定する被合併法人」を「租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第九号。以下本項において「昭和五十五年法律第九号」という。）附則第二十条第一項から第三項まで、第五項及び第六項の規定によりその例によることとされ、若しくは同条第四項の規定によりなお効力を有することとされる昭和五十五年法律第九号による改正前の租税特別措置法第六十六条第一項に規定する被合併法人」に改める。

附則第九条の二第一項中「附則第十五条第二十三項」を「附則第十五条第二十四項」に改める。

附則第十条第一項中「昭和六十二年四月一日から平成三年三月三十一日まで」を「平成三年四月一日から平成九年三月三十一日まで」に改め、「に限り」の下に「、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず」を加え、同条第四項中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改め、同条に次の一項を加える。

5　道府県は、日本国有鉄道清算事業団法第二十七条第一項の規定による投資を受けた事業を経営する者で政令で定めるものが、日本国有鉄道清算事業団から同法第二十六条第一項第二号の業務に基づき平成十年三月三十一日までに地上権の設定を受けた場合において、その者が日本国有鉄道清算事業団の所有する土地の効果的な処分を推進するため、当該地上権の設定を受けた土地を政令で定める方法により取得したときは、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該土地の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

附則第十条の二中「平成三年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改める。

附則第十一条第二項中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改め、同項第一号中「第四項まで」を「本項及び次項」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「地下に設けられるもの」を「、複数の階に設けられるもの、地下に設けられるもの又は自治省令で定める特殊の装置を用いて設けられるもの」に、「昭和六十一年四月一日から平成四年三月三十一日まで」を「平成三年四月一日から平成五年三月三十一日まで」に、「地下に設けられる路外駐車場」に、「五分の一」を「二分の一（地上に設けられるこれらの路外駐車場の用に供する部分にあつては、当該部分の価格の三分の一）」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項から第十一項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十二項を同条第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12　消防法第十七条第一項に規定する防火対象物のうち百貨店その他の政令で定めるもの（以下本項において「百貨店等」という。）に係る家屋について、当該家屋を平成六年十二月一日以降に当該百貨店等に対し適用されるべきものとされる同条に規定する技術上の基準に適合させるための改築が行われた場合における当該改築による家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成三年四月一日から平成五年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該家屋のうち消火設備で政令で定めるものの価格に相当する額を価格から控除するものとする。

附則第十一条第十四項中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改め、同条第十五項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は同条第十一項に規定する不動産」を削り、「、第五項又は第九項」を「又は第五項」に、「、第七項又は第十一項」を「又は第七項」に改め、「（同条第十一項に規定する不動産の取得に係るものにあつては、五分の一）」を削る。

附則第十一条の四第一項中「平成三年三月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に改め、同項ただし書中「第十一項」を「第九項」に、「第四項」を「第三項」に改め、同条第三項中「及び第五項」、「。第五項において「特定市街化区域農地の所有者等」という」及び「。第五項において同じ」を削り、「平成三年三月三十一日」を「平成三年十二月三十一日」に改め、同条第五項及び第六項を削り、同条第七項中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「附則第十一条の四第七項」を「附則第十一条の四第五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項中「附則第十一条の四第九項」を「附則第十一条の四第七項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一項を同条第九項とし、同条第十二項中「附則第十一条の四第十一項」を「附則第十一条の四第九項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十三項及び第十四項を削り、同条第十五項を同条第十一項とし、同条第十六項中

「附則第十一条の四第十五項」を「附則第十一条の四第十一項」に改め、同項を同条第十二項とする。

附則第十二条第一項中「同条第一項から第五項まで」を「同項から同条第八項まで」に改め、同条第二項中「第七十条の四第七項から第十一項まで、第十二項第二号、第十五項及び第十六項」を「第七十条の四第十項から第十四項まで、第十五項第二号、第十八項及び第十九項」に改め、同条第三項中「の規定又は第一項の規定によりその例によるものとされる同条第一項ただし書及び第四項の規定の適用があつた場合並びに」を「（同条第六項の規定の適用があつた場合を含む。）の規定又は」に、「同条第九項又は第十一項」を「同条第十二項若しくは第十四項」に、「同条第二項の規定」を「同条第三項（同条第六項の規定の適用があつた場合を含む。）の規定」に、「同条第二項及び第四項」を「同条第四項」に改める。

附則第十二条の三第一項中「平成二年度分」を「平成三年度分及び平成四年度分」に改め、「同年度分及び」を削り、同条第三項中「、第五項及び第七項」を「及び第五項」に改め、同条第七項及び第八項を削る。

附則第十四条第一号中「粉じん、鉱滓」を「粉じん（石綿に限る。）、鉱さい」に改め、同条第二号中「特定施設（」を「特定施設又は同条第三項に規定する指定地域特定施設（瀬戸内海環境保全特別措置法第十二条の二又は」に、「水質汚濁防止法第二条第三項に規定する指定地域特定施設」を「当該指定地域特定施設」に改める。

附則第十五条第三項中「平成二年一月一日」を「平成四年一月一日」に改め、同条第四項中「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改め、同条第六項中「処理施設で」を「処理施設又は鉱山保安法第二条第二項に規定する鉱山に設置される石綿以外の粉じんの処理施設で、」に改め、同条第七項中「（鉱山保安法第二条第二項に規定する鉱山に設置される同種の施設を含む。）」を削り、同条第十項中「路外駐車場で地下に設けられるもののうち、昭和六十四年一月二日から平成三年一月一日まで」を「路外駐車場（以下本項において「路外駐車場」という。）で、複数の階に設けられるもの、地下に設けられるもの又は自治省令で定める特殊の装置を用いて設けられるもののうち、平成三年一月二日から平成五年一月一日まで」に、「六分の五」を「二分の一（当該家屋及び償却資産のうち地上に設けられる路外駐車場の用に供する部分にあつては、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二）」に改め、同条第十一項中「昭和六十一年一月二日から平成二年一月一日まで」を「平成二年一月二日から平成四年一月一日まで」に、「線路設備又は電路設備にあつては、当該線路設備又は電路設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二」を「電路設備にあつては当該電路設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二、線路設備にあつては当該線路設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三」に改め、同条第十三項中「昭和六十年四月一日から平成二年三月三十一日まで」を「平成二年四月一日から平成四年三月三十一日まで」に、「二分の一」を「五分の三」に改め、同条第十四項中「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改め、同条第十六項及び第十七項を削り、同条第十八項を同条第十六項とし、同条第十九項中「昭和五十九年一月二日から平成二年一月一日まで」を「平成二年一月二日から平成四年一月一日まで」に改め、「及び償却資産」及び「又は第三百四十九条の二」を削り、同項を同条第十七項とし、同条第二十項中「が同項」を「（以下本項及び次項において「指定法人」という。）が同条第一項」に改め、「適用があつたもの」の下に「のうち政令で定めるもの」を加え、「昭和六十三年度から平成三年度までの各年度分」を「平成三年度分」に改め、同項を同条第十八項とし、同項の次に次の一項を加える。

19　指定法人が平成三年四月一日から平成八年三月三十一日までの間に取得し、かつ、外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律第三条第一項第二号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

附則第十五条第二十一項を同条第二十項とし、同条第二十二項中「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十三項から第二十六項までを一項ずつ繰り上げ、同条第二十七項中「当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分」を「平成三年度分及び平成四年度分」に、「二分の一」を「三分の二」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十八項から第三十項までを一項ずつ繰り上げ、同条第三十一項中「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十項とする。

附則第十五条の二第一項中「旧交納付金法附則第十七項から第二十項までの規定の」を「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第九十四号。以下本項及び次条第一項において「国鉄関連改正法」という。）第二条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号。以下本項及び次条第七項において「旧交納付金法」という。）附則第十七項から第二十項までの規定（国鉄関連改正法附則第十三条第二項の規定によりなお効力を有することとされる場合を含む。以下本項において同じ。）の」に、「とあるのは」を「とあるのは、」に改める。

附則第十五条の三第二項、第四項及び第六項中「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改める。

附則第十六条第一項及び第二項中「平成二年一月一日」を「平成五年一月一日」に改め、同条第三項及び第四項中「平成三年三月三十一日」を「平成三年十二月三十一日」に改め、同条第五項中「昭和五十七年一月二日から平成二年一月一日まで」を「平成二年一月二日から平成四年一月

一日まで」に、「住宅で政令で定めるもの以外の」を「住宅以外の」に改め、同条第六項中「昭和六十一年一月二日から平成二年一月一日まで」を「平成二年一月二日から平成四年一月一日まで」に改め、「（当該住宅が政令で定める住宅以外の住宅である場合には、四分の一）」を削る。

附則第十七条の見出し中「昭和六十三年度から平成二年度まで」を「平成三年度から平成五年度まで」に改め、同条第四号中「昭和六十二年度」を「平成二年度」に改め、同号イの表を次のように改める。

(1)　(2)に掲げる土地以外の土地	平成二年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該土地が同年度分の固定資産税について地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二年法律第　号）による改正前の地方税法（以下「平成二年改正前の地方税法」という。）第三百四十九条の三又は附則第十九条の三の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に平成三年改正前の地方税法第三百四十九条の三又は附則第十九条の三第一項本文に定める率を乗じて得た額）
(2)　平成二年度分の固定資産税について平成三年改正前の地方税法附則第十八条第一項、第十九条第一項又は第十九条の四第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地	これらの規定に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額（当該土地が同年度分の固定資産税について平成三年改正前の地方税法第三百四十九条の三、附則第十五条から第十五条の三まで、第三十八条第五項若しくは第六項又は第三十九条第四項の規定の適用を受ける土地であるときは当該課税標準となるべき額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、当該土地が同年度分の固定資産税について平成三年改正前の地方税法附則第十九条の三第一項ただし書（同条第二項及び第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地であるときは当該課税標準となるべき額を同年度に係る同条第一項の表の下欄に掲げる率で除して得た額とする。）

附則第十七条第四号ロの表を次のように改める。

(1)　(2)に掲げる土地以外の土地	平成二年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格
(2)　平成二年度分の都市計画税について平成三年改正前の地方税法附則第二十五条第一項、第二十六条第一項又は第二十七条の二第一項（同条第二十項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地（平成二年度において都市計画税を課されなかつた土地で同年度においてこれらの規定の適用を受けることとなるものを含む。）	これらの規定に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額（当該土地が同年度分の固定資産税について平成三年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項及び第二十八項を除く。）又は附則第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは当該課税標準となるべき額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、当該土地が同年度分の固定資産税について平成三年改正前の地方税法附則第十九条の三第一項ただし書（同条第二項及び第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地であるときは当該課税標準となるべき額を同年度に係る同条第一項の表の下欄に掲げる率で除して得た額とする。）

附則第十七条第五号中「昭和六十二年度に」を「平成二年度に」に、「昭和六十二年度課税標準額」を「平成二年度課税標準額」に、「昭和六十三年度分」を「平成三年度分」に改め、同条第六号中「昭和六十二年度課税標準額」を「平成二年度課税標準額」に、「昭和六十三年度」を「平成三年度」に、「平成二年度」を「平成五年度」に、「平成元年度」を「平成四年度」に改める。

附則第十八条の前の見出し中「昭和六十三年度から平成二年度まで」を「平成三年度から平成五年度まで」に改め、同条第一項中「昭和六十三年度から平成二年度まで」を「平成三年度から平成五年度まで」に、「上欄」を「上欄に掲げる用途等の区分及び同表の中欄」に改め、同項の表を次のように改める。

用途等の区分	上昇率の区分	負担調整率
一　住宅用地（第三百四十九条の三の二第一項に規定する住宅用地をいう。以下同じ。）	一・二七倍以下のもの	一・〇五
	一・二七倍を超え、一・四三倍以下のもの	一・〇七五
	一・四三倍を超え、一・六倍以下のもの	一・一
	一・六倍を超え、二・〇倍以下のもの	一・一五
	二・〇倍を超え、二・四倍以下のもの	一・二
	二・四倍を超え、三・〇倍以下のもの	一・二五
	三・〇倍を超えるもの	一・三
二　法人非住宅用宅地（住宅用地以外の宅地で法人の所有するものをいう。以下同じ。）	一・三倍以下のもの	一・一
	一・三倍を超え、一・七倍以下のもの	一・二
	一・七倍を超え、二・一倍以下のもの	一・三
	二・一倍を超えるもの	一・四
三　個人非住宅用宅地等（住宅用地以外の宅地で個人の所有するもの及び宅地等のうち宅地以外の地目の土地をいう。以下同じ。）	一・一五倍以下のもの	一・〇五
	一・一五倍を超え、一・三倍以下のもの	一・一
	一・三倍を超え、一・五倍以下のもの	一・一五
	一・五倍を超え、一・七倍以下のもの	一・二
	一・七倍を超え、一・九倍以下のもの	一・二五
	一・九倍を超えるもの	一・三

附則第十八条第二項第一号中「昭和六十二年度に」を「平成二年度に」に、「昭和六十三年度」を「平成三年度」に、「昭和六十二年度課税標準額」を「平成二年度課税標準額」に、「平成元年度」を「平成三年度」に、「平成二年度」を「平成五年度」に改め、同項第二号中「昭和六十三年度」を「平成四

「平成元年度」を「平成四年度」に、「平成二年度」を「平成五年度」に改め、同項第三号中「平成元年度」を「平成四年度」に、「平成二年度」を「平成五年度」に改める。

附則第十八条の二第一項中「昭和六十三年度から平成二年度まで」を「平成三年度から平成五年度まで」に、「昭和六十二年度」を「平成二年度」に改め、同項の表を次のように改める。

小規模住宅用地（第三百四十九条の三の二第二項に規定する小規模住宅用地をいう。以下同じ。）	小規模住宅用地以外の宅地等又は小規模住宅用地である部分及び小規模住宅用地以外である部分を併せ有する宅地等
一般住宅用地（住宅用地で小規模住宅用地以外のものをいう。以下同じ。）	一般住宅用地以外の宅地等又は一般住宅用地である部分及び一般住宅用地以外である部分を併せ有する宅地等
法人非住宅用宅地	法人非住宅用宅地以外の宅地等又は法人非住宅用宅地である部分及び法人非住宅用宅地以外である部分を併せ有する宅地等
個人非住宅用宅地等	個人非住宅用宅地等以外の宅地等又は個人非住宅用宅地等である部分及び個人非住宅用宅地等以外である部分を併せ有する宅地等

附則第十八条の二第二項中「昭和六十三年度から平成二年度まで」を「平成三年度から平成五年度まで」に、「昭和六十二年度」を「平成二年度」に改め、同条第三項中「昭和六十三年度から平成二年度まで」を「平成三年度から平成五年度まで」に、「法人非住宅用地」を「法人非住宅用宅地」に、「個人非住宅用地」を「個人非住宅用宅地等」に改める。

附則第十九条の見出し及び同条第一項中「昭和六十三年度から平成二年度まで」を「平成三年度から平成五年度まで」に改める。

附則第十九条の二第一項中「第一種生産緑地地区及び第二種生産緑地地区」を「生産緑地地区」に、「並びに」を「及び」に改める。

附則第十九条の四第一項中「昭和六十三年度から平成二年度までの各年度分」を「平成三年度分」に改め、同条第三項中「昭和六十二年度分」を「平成二年度分」に、「昭和六十三年改正前の地方税法」を「平成三年改正前の地方税法」に改める。

附則第二十二条第一項及び第二十四条中「昭和六十三年度から平成二年度まで」を「平成三年度から平成五年度まで」に改める。

附則第二十五条の見出し中「昭和六十三年度から平成二年度まで」を「平成三年度から平成五年度まで」に改め、同条第一項中「昭和六十三年度から平成二年度まで」を「平成三年度から平成五年度まで」に、「上欄」を「上欄に掲げる用途等の区分及び同表の中欄」に改め、同項の表を次のように改める。

用途等の区分	上昇率の区分	負担調整率
一　住宅用地	一・二七倍以下のもの	一・〇五
	一・二七倍を超え、一・四三倍以下のもの	一・〇七五
	一・四三倍を超え、一・六倍以下のもの	一・一
	一・六倍を超え、二・〇倍以下のもの	一・一五
	二・〇倍を超え、二・四倍以下のもの	一・二
	二・四倍を超え、三・〇倍以下のもの	一・二五
	三・〇倍を超えるもの	一・三
二　法人非住宅用宅地	一・三倍以下のもの	一・一
	一・三倍を超え、一・七倍以下のもの	一・二
	一・七倍を超え、二・一倍以下のもの	一・三
	二・一倍を超えるもの	一・四
三　個人非住宅用宅地等	一・一五倍以下のもの	一・〇五
	一・一五倍を超え、一・三倍以下のもの	一・一
	一・三倍を超え、一・五倍以下のもの	一・一五
	一・五倍を超え、一・七倍以下のもの	一・二
	一・七倍を超え、一・九倍以下のもの	一・二五
	一・九倍を超えるもの	一・三

附則第二十五条の次に次の一条を加える。

第二十五条の二　附則第十八条の二の規定は、平成三年度から平成五年度までの各年度分の都市計画税の算定について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第二項第一号」とあるのは「附則第二十五条第二項において読み替えられた前条第二項第一号」と、「前二条」とあるのは「附則第十七条及び第二十五条」と、同条第二項中「前条第二項第二号、第三号又は第四号」とあるのは「附則第二十五条第二項において読み替えられた前条第二項第二号、第三号又は第四号」と、「固定資産税に係る宅地等調整固定資産税額」とあるのは「都市計画税に係る附則第二十五条第一項に規定する宅地等調整都市計画税額」と、「前二条」とあるのは「附則第十七条及び第二十五条」と、

同条第三項中「前二条及び」とあるのは「附則第十七条及び第二十五条並びに」と読み替えるものとする。

附則第二十六条の見出し及び同条第一項中「昭和六十三年度から平成二年度まで」を「平成三年度から平成五年度まで」に改める。

附則第二十七条の二第一項中「昭和六十三年度から平成二年度までの各年度分」を「平成三年度分」に改め、同条第三項中「昭和六十二年度分」を「平成二年度分」に、「昭和六十三年改正前の地方税法」を「平成三年改正前の地方税法」に改める。

附則第二十八条第一項中「昭和六十三年度から平成二年度まで」を「平成三年度から平成五年度まで」に改め、同条第二項第一号中「法人非住宅用地」を「個人非住宅用宅地等」に改める。

附則第二十九条の五第一項中「昭和五十七年度以降」を「昭和五十七年度から平成三年度まで」に改め、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第十一項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「第八項」を「第七項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条に次の一項を加える。

14　第一項、第三項及び第五項の規定にかかわらず、平成三年度における前各項の規定の適用については、第一項中「起算して五年を経過する日（平成三年十二月三十一日後に当該五年を経過する日が到来する場合にあつては、平成三年十二月三十一日）」と、「起算して更に五年を経過する日」とあるのは「起算して更に五年を経過する日（平成三年十二月三十一日後に当該五年を経過する日が到来する場合にあつては、平成三年十二月三十一日）」と、第三項第二号中「年度」とあるのは「年度（平成三年度にあつては、平成三年四月一日から同年十二月三十一日までの間に限る。）」と、第五項中「起算して五年を経過する日」とあるのは「起算して五年を経過する日（平成三年十二月三十一日後に当該五年を経過する日が到来する場合にあつては、平成三年十二月三十一日）」と、「起算して更に五年を経過する日」とあるのは「起算して更に五年を経過する日（平成三年十二月三十一日後に当該五年を経過する日が到来する場合にあつては、平成三年十二月三十一日）」とする。

附則第三十条の二第一項を削り、同条第二項中「平成元年度分及び平成二年度分」を「平成三年度分及び平成四年度分」に改め、「及び前項」を削り、同項の表中前項の項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前項」に改め、「から第三項まで」を削り、同項を同条第二項とする。

附則第三十一条の二第四項中「産業構造転換円滑化臨時措置法」の下に「（昭和六十二年法律第二十四号）」を加え、「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改め、同条第七項中「平成五年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改め、同条第九項中「する」を「、第六百二十六条中「第六百一条から第六百三条の二まで」とあるのは「附則第三十一条の二第九項において読み替えて適用される第六百一条」とする」に改める。

附則第三十一条の三第一項中「第三百四十九条の三の二第一項に規定する住宅用地」を「第三百四十九条の三、第三百四十九条の三の二、附則第十五条から第十五条の三まで、第三十八条第五項若しくは第六項又は第三十九条第四項の規定の適用がある宅地等」に、「昭和六十三年度から平成二年度まで」を「平成三年度から平成五年度まで」に改め、「第五百九十六条第一号」の下に「及び第六百二十四条」を加える。

附則第三十一条の四を次のように改める。

第三十一条の四　第三章第八節の規定中土地に対して課する特別土地保有税に関する規定の適用を受けて当該年度分の特別土地保有税の課される土地のほか、平成三年度から平成十二年度までの各年度の末日の属する年の一月一日において、都の区域（特別区の存する区域に限る。）、首都圏整備法第二条第一項に規定する首都圏、近畿圏整備法第二条第一項に規定する近畿圏若しくは中部圏開発整備法第二条第一項に規定する中部圏内にある地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の区域又はその他の市でその区域の全部若しくは一部が首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地若しくは同条第四項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域若しくは同条第四項に規定する近郊整備区域若しくは中部圏開発整備法第二条第三項に規定する都市整備区域内にあるものの区域（以下本条から附則第三十一条の五までにおいて「特定市の区域」という。）内に所在する土地で、当該土地の所在する一の市の区域（都の特別区の存する区域にあつては当該特別区の区域、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の区域にあつては当該市の区の区域。次項において同じ。）内において同一の者が所有するもののうち、その者が昭和六十一年一月一日以後取得した土地の合計面積が千平方メートル以上である土地に対しては、当該土地の所在する市（都の特別区の存する区域にあつては、都。次項において同じ。）において、特別土地保有税を課する。

2　第三章第八節の規定中土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する規定の適用を受けて当該年度分の特別土地保有税の課される土地の取得のほか、平成三年度から平成十二年度までの各年度の初日の属する年の七月一日又は当該各年度の末日の属する年の一月一日（以下本項において「基準日」という。）において、特定市の区域内に所在する土地で、当該土地の所在する一の市の区域内において同一の者が当該基準日前一年以内に取得した土地の合計面積が千平方メートル以上である土地の取得に対しては、当該土地の所在する市において、特別土地保有税を課する。

3　前二項の規定により特別土地保有税を課する場合には、第三章第八節の規定（第五百九十五条の規定を除く。）並びに第七百三十四条

第一項及び前条の規定を適用する。この場合において、第五百九十九条第一項第一号中「基準面積以上の土地を所有する者」とあるのは「所有する土地（昭和六十一年一月一日以後取得したものに限る。）の合計面積が千平方メートル以上である者」と、同項第二号及び第三号中「基準面積以上の土地を取得した者」とあるのは「取得した土地の合計面積が千平方メートル以上である者」と、第六百二十一条中「土地に対して課する特別土地保有税」とあるのは「土地に対して課する特別土地保有税（附則第三十一条の四第一項の規定により課する特別土地保有税を含む。）」とする。

4　前三項に定めるもののほか、市町村の廃置分合又は境界変更があった場合における第一項の規定の適用その他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第三十一条の四の次に次の一条を加える。

第三十一条の四の二　第三章第八節の規定中土地に対して課する特別土地保有税に関する規定又は前条第一項の規定により特定市の区域内に所在する土地に対して課する平成四年度から平成十三年度までの各年度分の特別土地保有税については、第六百三条の二第一項第二号中「ものの用に供する土地」とあるのは、「ものの用に供する土地（昭和六十一年一月一日以後取得した土地で、駐車場、資材置場その他の土地自体の利用を主たる目的とする特定施設のうち建物又は構築物を伴わないものとして政令で定めるものの用に供する土地を除く。）」とする。

2　第三章第八節の規定中土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する規定又は前条第二項の規定により特定市の区域内に所在する土地の取得で平成三年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第六百三条の二第一項第二号中「ものの用に供する土地」とあるのは、「ものの用に供する土地（駐車場、資材置場その他の土地自体の利用を主たる目的とする特定施設のうち建物又は構築物を伴わないものとして政令で定めるものの用に供する土地を除く。）」とする。

附則第三十一条の五第一項中「都の区域（特別区の存する区域に限る。）、ア都圏整備法第二条第一項に規定する首都圏、近畿圏整備法第二条第一項に規定する近畿圏若しくは中部圏開発整備法第二条第一項に規定する中部圏内にある地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の区域又はその他の市でその区域の全部若しくは一部が首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地若しくは同条第四項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域若しくは同条第四項に規定する近郊整備区域若しくは中部圏開発整備法第二条第三項に規定する都市整備区域内にあるものの区域」を「特定市の区域」に改め、「に関する規定」の下に「及び第六百二十一条に規定する遊休土地に対して課する特別土地保有税に関する規定並びに附則第三十一条の四の規定」を加える。

附則第三十二条第三項中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改め、同条第四項中「及び次項」を削り、同条第五項を次のように改める。

5　道路運送車両法第四十一条の規定により平成三年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置に係る保安上若しくは公害防止上の技術基準（以下本項において「制動装置保安基準」という。）に適合する自動車で自治省令で定めるもの（以下本項において「平成三年規制適合車」という。）又は同条の規定により平成四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置保安基準に適合する自動車で自治省令で定めるもの（以下本項において「平成四年規制適合車」という。）の取得に対して課する自動車取得税の税率は、同条の規定により平成三年十月一日又は平成四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置保安基準に適合しない自動車で自治省令で定めるものにつき自治省令で定める期間内に同法第十五条第一項の申請に基づく抹消登録を受けた者が、当該自動車に代わるものとして平成三年規制適合車又は平成四年規制適合車を取得した場合には、当該取得が平成三年四月一日から平成五年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第六百九十九条の八及び第二項の規定にかかわらず、当該取得について本項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二項に定める率から百分の〇・三を控除した率とする。

附則第三十二条の三第二項を削り、同条第三項中「第十三項」を「第十項」に、「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項中「増築で」を「増築（第七百一条の三十一第一項第六号に規定する増築をいう。以下次条までにおいて同じ。）で」に改め、「事業所税」の下に「（第七百一条の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税をいう。以下次条までにおいて同じ。）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第六項中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項を同条第五項とし、同条第八項を削り、同条第九項中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十項中「次条第五項」を「次条第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十一項中「事業所等」の下に「（第七百一条の三十一第一項第五号に規定する事業所等をいう。次条において同じ。）」を加え、同項を同条第八項とし、同条第十二項中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十三項中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十四項の表の下欄中「附則第三十二条の三第四項から第十三項まで」を「附則第三十二条の三第三項から第十項まで」に、「から第三項まで」を「若しくは第二項」に改め、「若しくは第三項」を削り、同項を同条第十一項とし、同条第十五項中「第十三項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とする。

附則第三十二条の三の二第一項中「前条第五項」を「前条第三項」に、「から第三項まで」を「若しくは第二項」に改め、同条第二項中「前条第六項」を「前条第四項」に改め、同条第三項を削り、

同条第四項中「前条第九項」を「前条第六項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前条第十項」を「前条第七項」に、「から第三項まで」を「若しくは第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「前条第十一項」を「前条第八項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「前条第十二項」を「前条第九項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第十項」を「第九項」に、「第十二項」を「第十一項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項前段中「第八項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に、「前条第四項、第五項若しくは第八項」を「前条第三項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第九項」を「第八項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項を同条第十三項とする。

附則第三十三条の三第三項第一号中「第八項」を「第九項」に改め、同条第四項中「及び第八項」を「及び第九項」に改める。

附則第三十三条の四第一項中「平成五年度」を「平成十年度」に改める。

附則第三十四条第一項中「以下次条まで」を「附則第三十四条の三」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する」を「百分の三の税率を適用して」に改め、同項各号を削り、同条第三項第一号中「第八項」を「第九項」に改め、同条第四項中「当該課税長期譲渡所得金額の百分の二」とあるのは「当該課税長期譲渡所得金額の百分の四」と、「八十万円」とあるのは「百六十万円」と、「控除した金額の百分の二」とあるのは「控除した金額の百分の五・五」を「百分の三」とあるのは「百分の六」に、「及び第八項」を「及び第九項」に改める。

附則第三十四条の二第一項中「平成四年度」を「平成九年度」に改め、「又は附則第三十四条の四」を削り、「課税長期譲渡所得金額に対して課する道府県民税の所得割の額は、前条第一項各号の規定にかかわらず、当該譲渡に係る課税長期譲渡所得金額の百分の二に相当する額」を「前条の規定の適用については、同条第一項中「百分の三」とあるのは、「百分の一・六」に改め、同条第二項中「平成四年度」を「平成九年度」に、「第八項」を「第七項」に改め、「に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する道府県民税の所得割」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に、「「前条第一項各号」とあるのは「前条第四項において準用する同条第一項各号」と、「百分の二」とあるのは「同条第四項において準用する同条第一項」と、「百分の三」とあるのは「百分の六」と、「百分の一・六」とあるのは「百分の三・四」に、「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第八項」を「第七項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項から第八項までを一項ずつ繰り上げ、同条第九項第一号中「附則第三十四条の二第七項」を「附則第三十四条の二第六項」に改め、同項を同条第八項とする。

附則第三十四条の三を削る。

附則第三十四条の四第一項中「第三十一条の四第一項」を「第三十一条の三第一項」に、「に係る附則第三十四条の規定の適用については、同条第一項第一号中「百分の二」とあるのは「百分の一・三」と、同項第二号イ中「八十万円」とあるのは「五十二万円」と、同号ロ中「百分の二」とあるのは「百分の一・六」を「については、附則第三十四条第一項の規定により当該譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対し課する道府県民税の所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額」に改め、同項に次の各号を加える。

一　課税長期譲渡所得金額が六千万円以下である場合　当該課税長期譲渡所得金額の百分の一・三に相当する金額

二　課税長期譲渡所得金額が六千万円を超える場合　次に掲げる金額の合計額

イ　七十八万円

ロ　当該課税長期譲渡所得金額から六千万円を控除した金額の百分の一・六に相当する金額

附則第三十四条の四第三項中「「同条第一項第一号」とあるのは「同条第四項において準用する同条第一項第一号」と」を「「附則第三十四条第一項」とあるのは「附則第三十四条第四項において準用する同条第一項」に、「五十二万円」を「七十八万円」に、「百八万円」を「百六十二万円」に改め、同条を附則第三十四条の三とする。

附則第三十五条の二第五項第一号及び第六項中「第八項」を「第九項」に改める。

附則第三十五条の三第一項中「平成三年度」を「平成五年度」に改め、同条第三項第一号中「平成二年十二月三十一日」を「平成四年十二月三十一日」に改める。

附則第三十七条第十三項中「附則第三十二条の三第十四項」を「附則第三十二条の三第十一項」に、「附則第三十二条の三第四項から第十三項まで」を「附則第三十二条の三第三項から第十項まで」に、「から第三項まで」を「若しくは第二項」に改め、「若しくは第三項」を削る。

附則第三十八条第八項中「に対しては」の下に「、第五百八十五条第一項の規定にかかわらず」を加え、同条第九項中「第五百八十六条第二項第八号」と」の下に「、第六百二十六条中「第六百一条から第六百三条の二まで」とあるのは「附則第三十八条第九項において読み替えて適用される第六百一条」と」を加え、同条第十一項中「附則第三十二条の三第十四項」を「附則第三十二条の三第十一項」に、「附則第三十二条の三第四項から第十三項まで」を「附則第三十二条の三第三項から第十項まで」に改める。

附則第三十九条第一項から第四項まで、第六項及び第七項中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改め、同条第九項中「第五百八十六条第二項第八号」と」の下に「、第六百二十六条中「第六百一条から第六百三条の二まで」とあるのは「附則第三十九条第九項において読み替えて適用される第六百一条」と」を加え、同条第十項中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改め、同条第十一項中「附則第三十二条の三第十四項」を「附則第三十二条の三第十一項」に、「から第十三項まで」を「附則第三十二条の三第三項から第十項まで」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一　退職所得に係る道府県民税の特別徴収税額表（第五十条の六、第五十条の八、附則第七条関係）

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	8,000円未満	0	100,000	104,000	900	200,000	204,000	1,800	348,000	356,000	3,100
8,000	12,000	0	104,000	108,000	900	204,000	208,000	1,800	356,000	364,000	3,200
12,000	16,000	100	108,000	112,000	900	208,000	212,000	1,800	364,000	372,000	3,200
16,000	20,000	100	112,000	116,000	1,000	212,000	216,000	1,900	372,000	380,000	3,300
20,000	24,000	100	116,000	120,000	1,000	216,000	220,000	1,900	380,000	388,000	3,400
24,000	28,000	200	120,000	124,000	1,000	220,000	224,000	1,900	388,000	396,000	3,400
28,000	32,000	200	124,000	128,000	1,100	224,000	228,000	2,000	396,000	404,000	3,500
32,000	36,000	200	128,000	132,000	1,100	228,000	232,000	2,000	404,000	412,000	3,600
36,000	40,000	300	132,000	136,000	1,100	232,000	236,000	2,000	412,000	420,000	3,700
40,000	44,000	300	136,000	140,000	1,200	236,000	240,000	2,100	420,000	428,000	3,700
44,000	48,000	300	140,000	144,000	1,200	240,000	244,000	2,100	428,000	436,000	3,800
48,000	52,000	400	144,000	148,000	1,200	244,000	248,000	2,100	436,000	444,000	3,900
52,000	56,000	400	148,000	152,000	1,300	248,000	252,000	2,200	444,000	452,000	3,900
56,000	60,000	500	152,000	156,000	1,300	252,000	260,000	2,200	452,000	460,000	4,000
60,000	64,000	500	156,000	160,000	1,400	260,000	268,000	2,300	460,000	468,000	4,100
64,000	68,000	500	160,000	164,000	1,400	268,000	276,000	2,400	468,000	476,000	4,200
68,000	72,000	600	164,000	168,000	1,400	276,000	284,000	2,400	476,000	484,000	4,200
72,000	76,000	600	168,000	172,000	1,500	284,000	292,000	2,500	484,000	492,000	4,300
76,000	80,000	600	172,000	176,000	1,500	292,000	300,000	2,600	492,000	500,000	4,400
80,000	84,000	700	176,000	180,000	1,500	300,000	308,000	2,700	500,000	508,000	4,500
84,000	88,000	700	180,000	184,000	1,600	308,000	316,000	2,700	508,000	516,000	4,500
88,000	92,000	700	184,000	188,000	1,600	316,000	324,000	2,800	516,000	524,000	4,600
92,000	96,000	800	188,000	192,000	1,600	324,000	332,000	2,900	524,000	532,000	4,700
96,000	100,000	800	192,000	196,000	1,700	332,000	340,000	2,900	532,000	540,000	4,700
			196,000	200,000	1,700	340,000	348,000	3,000	540,000	548,000	4,800

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
548,000	556,000	4,900	748,000	756,000	6,700	1,032,000	1,044,000	9,200	1,332,000	1,344,000	11,900
556,000	564,000	5,000	756,000	764,000	6,800	1,044,000	1,056,000	9,300	1,344,000	1,356,000	12,000
564,000	572,000	5,000	764,000	772,000	6,800	1,056,000	1,068,000	9,500	1,356,000	1,368,000	12,200
572,000	580,000	5,100	772,000	780,000	6,900	1,068,000	1,080,000	9,600	1,368,000	1,380,000	12,300
580,000	588,000	5,200	780,000	792,000	7,000	1,080,000	1,092,000	9,700	1,380,000	1,392,000	12,400
588,000	596,000	5,200	792,000	804,000	7,100	1,092,000	1,104,000	9,800	1,392,000	1,404,000	12,500
596,000	604,000	5,300	804,000	816,000	7,200	1,104,000	1,116,000	9,900	1,404,000	1,416,000	12,600
604,000	612,000	5,400	816,000	828,000	7,300	1,116,000	1,128,000	10,000	1,416,000	1,428,000	12,700
612,000	620,000	5,500	828,000	840,000	7,400	1,128,000	1,140,000	10,100	1,428,000	1,440,000	12,800
620,000	628,000	5,500	840,000	852,000	7,500	1,140,000	1,152,000	10,200	1,440,000	1,452,000	12,900
628,000	636,000	5,600	852,000	864,000	7,600	1,152,000	1,164,000	10,300	1,452,000	1,464,000	13,000
636,000	644,000	5,700	864,000	876,000	7,700	1,164,000	1,176,000	10,400	1,464,000	1,476,000	13,100
644,000	652,000	5,700	876,000	888,000	7,800	1,176,000	1,188,000	10,500	1,476,000	1,488,000	13,200
652,000	660,000	5,800	888,000	900,000	7,900	1,188,000	1,200,000	10,600	1,488,000	1,500,000	13,300
660,000	668,000	5,900	900,000	912,000	8,100	1,200,000	1,212,000	10,800	1,500,000	1,512,000	13,500
668,000	676,000	6,000	912,000	924,000	8,200	1,212,000	1,224,000	10,900	1,512,000	1,524,000	13,600
676,000	684,000	6,000	924,000	936,000	8,300	1,224,000	1,236,000	11,000	1,524,000	1,536,000	13,700
684,000	692,000	6,100	936,000	948,000	8,400	1,236,000	1,248,000	11,100	1,536,000	1,548,000	13,800
692,000	700,000	6,200	948,000	960,000	8,500	1,248,000	1,260,000	11,200	1,548,000	1,560,000	13,900
700,000	708,000	6,300	960,000	972,000	8,600	1,260,000	1,272,000	11,300	1,560,000	1,576,000	14,000
708,000	716,000	6,300	972,000	984,000	8,700	1,272,000	1,284,000	11,400	1,576,000	1,592,000	14,100
716,000	724,000	6,400	984,000	996,000	8,800	1,284,000	1,296,000	11,500	1,592,000	1,608,000	14,300
724,000	732,000	6,500	996,000	1,008,000	8,900	1,296,000	1,308,000	11,600	1,608,000	1,624,000	14,400
732,000	740,000	6,500	1,008,000	1,020,000	9,000	1,308,000	1,320,000	11,700	1,624,000	1,640,000	14,600
740,000	748,000	6,600	1,020,000	1,032,000	9,100	1,320,000	1,332,000	11,800	1,640,000	1,656,000	14,700

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,656,000	1,672,000	14,900	2,056,000	2,072,000	18,500	2,456,000	2,472,000	22,100	2,920,000	2,940,000	26,200
1,672,000	1,688,000	15,000	2,072,000	2,088,000	18,600	2,472,000	2,488,000	22,200	2,940,000	2,960,000	26,400
1,688,000	1,704,000	15,100	2,088,000	2,104,000	18,700	2,488,000	2,504,000	22,300	2,960,000	2,980,000	26,600
1,704,000	1,720,000	15,300	2,104,000	2,120,000	18,900	2,504,000	2,520,000	22,500	2,980,000	3,000,000	26,800
1,720,000	1,736,000	15,400	2,120,000	2,136,000	19,000	2,520,000	2,536,000	22,600	3,000,000	3,020,000	27,000
1,736,000	1,752,000	15,600	2,136,000	2,152,000	19,200	2,536,000	2,552,000	22,800	3,020,000	3,040,000	27,100
1,752,000	1,768,000	15,700	2,152,000	2,168,000	19,300	2,552,000	2,568,000	22,900	3,040,000	3,060,000	27,300
1,768,000	1,784,000	15,900	2,168,000	2,184,000	19,500	2,568,000	2,584,000	23,100	3,060,000	3,080,000	27,500
1,784,000	1,800,000	16,000	2,184,000	2,200,000	19,600	2,584,000	2,600,000	23,200	3,080,000	3,100,000	27,700
1,800,000	1,816,000	16,200	2,200,000	2,216,000	19,800	2,600,000	2,620,000	23,400	3,100,000	3,120,000	27,900
1,816,000	1,832,000	16,300	2,216,000	2,232,000	19,900	2,620,000	2,640,000	23,500	3,120,000	3,140,000	28,000
1,832,000	1,848,000	16,400	2,232,000	2,248,000	20,000	2,640,000	2,660,000	23,700	3,140,000	3,160,000	28,200
1,848,000	1,864,000	16,600	2,248,000	2,264,000	20,200	2,660,000	2,680,000	23,900	3,160,000	3,180,000	28,400
1,864,000	1,880,000	16,700	2,264,000	2,280,000	20,300	2,680,000	2,700,000	24,100	3,180,000	3,200,000	28,600
1,880,000	1,896,000	16,900	2,280,000	2,296,000	20,500	2,700,000	2,720,000	24,300	3,200,000	3,220,000	28,800
1,896,000	1,912,000	17,000	2,296,000	2,312,000	20,600	2,720,000	2,740,000	24,400	3,220,000	3,240,000	28,900
1,912,000	1,928,000	17,200	2,312,000	2,328,000	20,800	2,740,000	2,760,000	24,600	3,240,000	3,260,000	29,100
1,928,000	1,944,000	17,300	2,328,000	2,344,000	20,900	2,760,000	2,780,000	24,800	3,260,000	3,280,000	29,300
1,944,000	1,960,000	17,400	2,344,000	2,360,000	21,000	2,780,000	2,800,000	25,000	3,280,000	3,300,000	29,500
1,960,000	1,976,000	17,600	2,360,000	2,376,000	21,200	2,800,000	2,820,000	25,200	3,300,000	3,320,000	29,700
1,976,000	1,992,000	17,700	2,376,000	2,392,000	21,300	2,820,000	2,840,000	25,300	3,320,000	3,340,000	29,800
1,992,000	2,008,000	17,900	2,392,000	2,408,000	21,500	2,840,000	2,860,000	25,500	3,340,000	3,360,000	30,000
2,008,000	2,024,000	18,000	2,408,000	2,424,000	21,600	2,860,000	2,880,000	25,700	3,360,000	3,380,000	30,200
2,024,000	2,040,000	18,200	2,424,000	2,440,000	21,800	2,880,000	2,900,000	25,900	3,380,000	3,400,000	30,400
2,040,000	2,056,000	18,300	2,440,000	2,456,000	21,900	2,900,000	2,920,000	26,100	3,400,000	3,420,000	30,600

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税　額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税　額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税　額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税　額
以　上	未　満		以　上	未　満		以　上	未　満		以　上	未　満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,420,000	3,440,000	30,700	3,920,000	3,940,000	35,200	4,420,000	4,440,000	39,700	4,920,000	4,940,000	44,200
3,440,000	3,460,000	30,900	3,940,000	3,960,000	35,400	4,440,000	4,460,000	39,900	4,940,000	4,960,000	44,400
3,460,000	3,480,000	31,100	3,960,000	3,980,000	35,600	4,460,000	4,480,000	40,100	4,960,000	4,980,000	44,600
3,480,000	3,500,000	31,300	3,980,000	4,000,000	35,800	4,480,000	4,500,000	40,300	4,980,000	5,000,000	44,800
3,500,000	3,520,000	31,500	4,000,000	4,020,000	36,000	4,500,000	4,520,000	40,500	5,000,000	5,020,000	45,000
3,520,000	3,540,000	31,600	4,020,000	4,040,000	36,100	4,520,000	4,540,000	40,600	5,020,000	5,040,000	45,100
3,540,000	3,560,000	31,800	4,040,000	4,060,000	36,300	4,540,000	4,560,000	40,800	5,040,000	5,060,000	45,300
3,560,000	3,580,000	32,000	4,060,000	4,080,000	36,500	4,560,000	4,580,000	41,000	5,060,000	5,080,000	45,500
3,580,000	3,600,000	32,200	4,080,000	4,100,000	36,700	4,580,000	4,600,000	41,200	5,080,000	5,100,000	45,700
3,600,000	3,620,000	32,400	4,100,000	4,120,000	36,900	4,600,000	4,620,000	41,400	5,100,000	5,120,000	45,900
3,620,000	3,640,000	32,500	4,120,000	4,140,000	37,000	4,620,000	4,640,000	41,500	5,120,000	5,140,000	46,000
3,640,000	3,660,000	32,700	4,140,000	4,160,000	37,200	4,640,000	4,660,000	41,700	5,140,000	5,160,000	46,200
3,660,000	3,680,000	32,900	4,160,000	4,180,000	37,400	4,660,000	4,680,000	41,900	5,160,000	5,180,000	46,400
3,680,000	3,700,000	33,100	4,180,000	4,200,000	37,600	4,680,000	4,700,000	42,100	5,180,000	5,200,000	46,600
3,700,000	3,720,000	33,300	4,200,000	4,220,000	37,800	4,700,000	4,720,000	42,300	5,200,000	5,220,000	46,800
3,720,000	3,740,000	33,400	4,220,000	4,240,000	37,900	4,720,000	4,740,000	42,400	5,220,000	5,240,000	46,900
3,740,000	3,760,000	33,600	4,240,000	4,260,000	38,100	4,740,000	4,760,000	42,600	5,240,000	5,260,000	47,100
3,760,000	3,780,000	33,800	4,260,000	4,280,000	38,300	4,760,000	4,780,000	42,800	5,260,000	5,280,000	47,300
3,780,000	3,800,000	34,000	4,280,000	4,300,000	38,500	4,780,000	4,800,000	43,000	5,280,000	5,300,000	47,500
3,800,000	3,820,000	34,200	4,300,000	4,320,000	38,700	4,800,000	4,820,000	43,200	5,300,000	5,320,000	47,700
3,820,000	3,840,000	34,300	4,320,000	4,340,000	38,800	4,820,000	4,840,000	43,300	5,320,000	5,340,000	47,800
3,840,000	3,860,000	34,500	4,340,000	4,360,000	39,000	4,840,000	4,860,000	43,500	5,340,000	5,360,000	48,000
3,860,000	3,880,000	34,700	4,360,000	4,380,000	39,200	4,860,000	4,880,000	43,700	5,360,000	5,380,000	48,200
3,880,000	3,900,000	34,900	4,380,000	4,400,000	39,400	4,880,000	4,900,000	43,900	5,380,000	5,400,000	48,400
3,900,000	3,920,000	35,100	4,400,000	4,420,000	39,600	4,900,000	4,920,000	44,100	5,400,000	5,420,000	48,600

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
5,420,000	5,440,000	48,700	5,920,000	5,940,000	53,200	6,420,000	6,440,000	57,700	6,920,000	6,940,000	62,200
5,440,000	5,460,000	48,900	5,940,000	5,960,000	53,400	6,440,000	6,460,000	57,900	6,940,000	6,960,000	62,400
5,460,000	5,480,000	49,100	5,960,000	5,980,000	53,600	6,460,000	6,480,000	58,100	6,960,000	6,980,000	62,600
5,480,000	5,500,000	49,300	5,980,000	6,000,000	53,800	6,480,000	6,500,000	58,300	6,980,000	7,000,000	62,800
5,500,000	5,520,000	49,500	6,000,000	6,020,000	54,000	6,500,000	6,520,000	58,500	7,000,000	7,020,000	63,000
5,520,000	5,540,000	49,600	6,020,000	6,040,000	54,100	6,520,000	6,540,000	58,600	7,020,000	7,040,000	63,100
5,540,000	5,560,000	49,800	6,040,000	6,060,000	54,300	6,540,000	6,560,000	58,800	7,040,000	7,060,000	63,300
5,560,000	5,580,000	50,000	6,060,000	6,080,000	54,500	6,560,000	6,580,000	59,000	7,060,000	7,080,000	63,500
5,580,000	5,600,000	50,200	6,080,000	6,100,000	54,700	6,580,000	6,600,000	59,200	7,080,000	7,100,000	63,700
5,600,000	5,620,000	50,400	6,100,000	6,120,000	54,900	6,600,000	6,620,000	59,400	7,100,000	7,120,000	63,900
5,620,000	5,640,000	50,500	6,120,000	6,140,000	55,000	6,620,000	6,640,000	59,500	7,120,000	7,140,000	64,000
5,640,000	5,660,000	50,700	6,140,000	6,160,000	55,200	6,640,000	6,660,000	59,700	7,140,000	7,160,000	64,200
5,660,000	5,680,000	50,900	6,160,000	6,180,000	55,400	6,660,000	6,680,000	59,900	7,160,000	7,180,000	64,400
5,680,000	5,700,000	51,100	6,180,000	6,200,000	55,600	6,680,000	6,700,000	60,100	7,180,000	7,200,000	64,600
5,700,000	5,720,000	51,300	6,200,000	6,220,000	55,800	6,700,000	6,720,000	60,300	7,200,000	7,220,000	64,800
5,720,000	5,740,000	51,400	6,220,000	6,240,000	55,900	6,720,000	6,740,000	60,400	7,220,000	7,240,000	64,900
5,740,000	5,760,000	51,600	6,240,000	6,260,000	56,100	6,740,000	6,760,000	60,600	7,240,000	7,260,000	65,100
5,760,000	5,780,000	51,800	6,260,000	6,280,000	56,300	6,760,000	6,780,000	60,800	7,260,000	7,280,000	65,300
5,780,000	5,800,000	52,000	6,280,000	6,300,000	56,500	6,780,000	6,800,000	61,000	7,280,000	7,300,000	65,500
5,800,000	5,820,000	52,200	6,300,000	6,320,000	56,700	6,800,000	6,820,000	61,200	7,300,000	7,320,000	65,700
5,820,000	5,840,000	52,300	6,320,000	6,340,000	56,800	6,820,000	6,840,000	61,300	7,320,000	7,340,000	65,800
5,840,000	5,860,000	52,500	6,340,000	6,360,000	57,000	6,840,000	6,860,000	61,500	7,340,000	7,360,000	66,000
5,860,000	5,880,000	52,700	6,360,000	6,380,000	57,200	6,860,000	6,880,000	61,700	7,360,000	7,380,000	66,200
5,880,000	5,900,000	52,900	6,380,000	6,400,000	57,400	6,880,000	6,900,000	61,900	7,380,000	7,400,000	66,400
5,900,000	5,920,000	53,100	6,400,000	6,420,000	57,600	6,900,000	6,920,000	62,100	7,400,000	7,420,000	66,600

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
7,420,000	7,440,000	66,700	7,620,000	7,640,000	68,500	7,820,000	7,840,000	70,300	8,000,000	11,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に0.9%を乗じて算出した金額
7,440,000	7,460,000	66,900	7,640,000	7,660,000	68,700	7,840,000	7,860,000	70,500			
7,460,000	7,480,000	67,100	7,660,000	7,680,000	68,900	7,860,000	7,880,000	70,700			
7,480,000	7,500,000	67,300	7,680,000	7,700,000	69,100	7,880,000	7,900,000	70,900			
7,500,000	7,520,000	67,500	7,700,000	7,720,000	69,300	7,900,000	7,920,000	71,100			
7,520,000	7,540,000	67,600	7,720,000	7,740,000	69,400	7,920,000	7,940,000	71,200	11,000,000円以上		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に1.8%を乗じて算出した金額から99,000円を控除した金額
7,540,000	7,560,000	67,800	7,740,000	7,760,000	69,600	7,940,000	7,960,000	71,400			
7,560,000	7,580,000	68,000	7,760,000	7,780,000	69,800	7,960,000	7,980,000	71,600			
7,580,000	7,600,000	68,200	7,780,000	7,800,000	70,000	7,980,000	8,000,000	71,800			
7,600,000	7,620,000	68,400	7,800,000	7,820,000	70,200						

（注）　この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額をいう。

（備考）　税額を求めるには、まず、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が8,000,000円以上の納税義務者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その納税義務者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

別表第二　退職所得に係る市町村民税の特別徴収税額表（第三百二十八条の六、第三百二十八条の十三、附則第七条関係）

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	8,000円未満	0	100,000	104,000	1,300	200,000	204,000	2,700	348,000	356,000	4,600
8,000	12,000	100	104,000	108,000	1,400	204,000	208,000	2,700	356,000	364,000	4,800
12,000	16,000	100	108,000	112,000	1,400	208,000	212,000	2,800	364,000	372,000	4,900
16,000	20,000	200	112,000	116,000	1,500	212,000	216,000	2,800	372,000	380,000	5,000
20,000	24,000	200	116,000	120,000	1,500	216,000	220,000	2,900	380,000	388,000	5,100
24,000	28,000	300	120,000	124,000	1,600	220,000	224,000	2,900	388,000	396,000	5,200
28,000	32,000	300	124,000	128,000	1,600	224,000	228,000	3,000	396,000	404,000	5,300
32,000	36,000	400	128,000	132,000	1,700	228,000	232,000	3,000	404,000	412,000	5,400
36,000	40,000	400	132,000	136,000	1,700	232,000	236,000	3,100	412,000	420,000	5,500
40,000	44,000	500	136,000	140,000	1,800	236,000	240,000	3,100	420,000	428,000	5,600
44,000	48,000	500	140,000	144,000	1,800	240,000	244,000	3,200	428,000	436,000	5,700
48,000	52,000	600	144,000	148,000	1,900	244,000	248,000	3,200	436,000	444,000	5,800
52,000	56,000	700	148,000	152,000	1,900	248,000	252,000	3,300	444,000	452,000	5,900
56,000	60,000	700	152,000	156,000	2,000	252,000	260,000	3,400	452,000	460,000	6,100
60,000	64,000	800	156,000	160,000	2,100	260,000	268,000	3,500	460,000	468,000	6,200
64,000	68,000	800	160,000	164,000	2,100	268,000	276,000	3,600	468,000	476,000	6,300
68,000	72,000	900	164,000	168,000	2,200	276,000	284,000	3,700	476,000	484,000	6,400
72,000	76,000	900	168,000	172,000	2,200	284,000	292,000	3,800	484,000	492,000	6,500
76,000	80,000	1,000	172,000	176,000	2,300	292,000	300,000	3,900	492,000	500,000	6,600
80,000	84,000	1,000	176,000	180,000	2,300	300,000	308,000	4,000	500,000	508,000	6,700
84,000	88,000	1,100	180,000	184,000	2,400	308,000	316,000	4,100	508,000	516,000	6,800
88,000	92,000	1,100	184,000	188,000	2,400	316,000	324,000	4,200	516,000	524,000	6,900
92,000	96,000	1,200	188,000	192,000	2,500	324,000	332,000	4,300	524,000	532,000	7,000
96,000	100,000	1,200	192,000	196,000	2,500	332,000	340,000	4,400	532,000	540,000	7,100
			196,000	200,000	2,600	340,000	348,000	4,500	540,000	548,000	7,200

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税　額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税　額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税　額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税　額
以　上	未　満		以　上	未　満		以　上	未　満		以　上	未　満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
548,000	556,000	7,300	748,000	756,000	10,000	1,032,000	1,044,000	13,900	1,332,000	1,344,000	17,900
556,000	564,000	7,500	756,000	764,000	10,200	1,044,000	1,056,000	14,000	1,344,000	1,356,000	18,100
564,000	572,000	7,600	764,000	772,000	10,300	1,056,000	1,068,000	14,200	1,356,000	1,368,000	18,300
572,000	580,000	7,700	772,000	780,000	10,400	1,068,000	1,080,000	14,400	1,368,000	1,380,000	18,400
580,000	588,000	7,800	780,000	792,000	10,500	1,080,000	1,092,000	14,500	1,380,000	1,392,000	18,600
588,000	596,000	7,900	792,000	804,000	10,600	1,092,000	1,104,000	14,700	1,392,000	1,404,000	18,700
596,000	604,000	8,000	804,000	816,000	10,800	1,104,000	1,116,000	14,900	1,404,000	1,416,000	18,900
604,000	612,000	8,100	816,000	828,000	11,000	1,116,000	1,128,000	15,000	1,416,000	1,428,000	19,100
612,000	620,000	8,200	828,000	840,000	11,100	1,128,000	1,140,000	15,200	1,428,000	1,440,000	19,200
620,000	628,000	8,300	840,000	852,000	11,300	1,140,000	1,152,000	15,300	1,440,000	1,452,000	19,400
628,000	636,000	8,400	852,000	864,000	11,500	1,152,000	1,164,000	15,500	1,452,000	1,464,000	19,600
636,000	644,000	8,500	864,000	876,000	11,600	1,164,000	1,176,000	15,700	1,464,000	1,476,000	19,700
644,000	652,000	8,600	876,000	888,000	11,800	1,176,000	1,188,000	15,800	1,476,000	1,488,000	19,900
652,000	660,000	8,800	888,000	900,000	11,900	1,188,000	1,200,000	16,000	1,488,000	1,500,000	20,000
660,000	668,000	8,900	900,000	912,000	12,100	1,200,000	1,212,000	16,200	1,500,000	1,512,000	20,200
668,000	676,000	9,000	912,000	924,000	12,300	1,212,000	1,224,000	16,300	1,512,000	1,524,000	20,400
676,000	684,000	9,100	924,000	936,000	12,400	1,224,000	1,236,000	16,500	1,524,000	1,536,000	20,500
684,000	692,000	9,200	936,000	948,000	12,600	1,236,000	1,248,000	16,600	1,536,000	1,548,000	20,700
692,000	700,000	9,300	948,000	960,000	12,700	1,248,000	1,260,000	16,800	1,548,000	1,560,000	20,800
700,000	708,000	9,400	960,000	972,000	12,900	1,260,000	1,272,000	17,000	1,560,000	1,576,000	21,000
708,000	716,000	9,500	972,000	984,000	13,100	1,272,000	1,284,000	17,100	1,576,000	1,592,000	21,200
716,000	724,000	9,600	984,000	996,000	13,200	1,284,000	1,296,000	17,300	1,592,000	1,608,000	21,400
724,000	732,000	9,700	996,000	1,008,000	13,400	1,296,000	1,308,000	17,400	1,608,000	1,624,000	21,700
732,000	740,000	9,800	1,008,000	1,020,000	13,600	1,308,000	1,320,000	17,600	1,624,000	1,640,000	21,900
740,000	748,000	9,900	1,020,000	1,032,000	13,700	1,320,000	1,332,000	17,800	1,640,000	1,656,000	22,100

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,656,000	1,672,000	22,300	2,056,000	2,072,000	27,700	2,456,000	2,472,000	33,100	2,920,000	2,940,000	39,400
1,672,000	1,688,000	22,500	2,072,000	2,088,000	27,900	2,472,000	2,488,000	33,300	2,940,000	2,960,000	39,600
1,688,000	1,704,000	22,700	2,088,000	2,104,000	28,100	2,488,000	2,504,000	33,500	2,960,000	2,980,000	39,900
1,704,000	1,720,000	23,000	2,104,000	2,120,000	28,400	2,504,000	2,520,000	33,800	2,980,000	3,000,000	40,200
1,720,000	1,736,000	23,200	2,120,000	2,136,000	28,600	2,520,000	2,536,000	34,000	3,000,000	3,020,000	40,500
1,736,000	1,752,000	23,400	2,136,000	2,152,000	28,800	2,536,000	2,552,000	34,200	3,020,000	3,040,000	40,700
1,752,000	1,768,000	23,600	2,152,000	2,168,000	29,000	2,552,000	2,568,000	34,400	3,040,000	3,060,000	41,000
1,768,000	1,784,000	23,800	2,168,000	2,184,000	29,200	2,568,000	2,584,000	34,600	3,060,000	3,080,000	41,300
1,784,000	1,800,000	24,000	2,184,000	2,200,000	29,400	2,584,000	2,600,000	34,800	3,080,000	3,100,000	41,500
1,800,000	1,816,000	24,300	2,200,000	2,216,000	29,700	2,600,000	2,620,000	35,100	3,100,000	3,120,000	41,800
1,816,000	1,832,000	24,500	2,216,000	2,232,000	29,900	2,620,000	2,640,000	35,300	3,120,000	3,140,000	42,100
1,832,000	1,848,000	24,700	2,232,000	2,248,000	30,100	2,640,000	2,660,000	35,600	3,140,000	3,160,000	42,300
1,848,000	1,864,000	24,900	2,248,000	2,264,000	30,300	2,660,000	2,680,000	35,900	3,160,000	3,180,000	42,600
1,864,000	1,880,000	25,100	2,264,000	2,280,000	30,500	2,680,000	2,700,000	36,100	3,180,000	3,200,000	42,900
1,880,000	1,896,000	25,300	2,280,000	2,296,000	30,700	2,700,000	2,720,000	36,400	3,200,000	3,220,000	43,200
1,896,000	1,912,000	25,500	2,296,000	2,312,000	30,900	2,720,000	2,740,000	36,700	3,220,000	3,240,000	43,900
1,912,000	1,928,000	25,800	2,312,000	2,328,000	31,200	2,740,000	2,760,000	36,900	3,240,000	3,260,000	44,600
1,928,000	1,944,000	26,000	2,328,000	2,344,000	31,400	2,760,000	2,780,000	37,200	3,260,000	3,280,000	45,300
1,944,000	1,960,000	26,200	2,344,000	2,360,000	31,600	2,780,000	2,800,000	37,500	3,280,000	3,300,000	46,000
1,960,000	1,976,000	26,400	2,360,000	2,376,000	31,800	2,800,000	2,820,000	37,800	3,300,000	3,320,000	46,800
1,976,000	1,992,000	26,600	2,376,000	2,392,000	32,000	2,820,000	2,840,000	38,000	3,320,000	3,340,000	47,500
1,992,000	2,008,000	26,800	2,392,000	2,408,000	32,200	2,840,000	2,860,000	38,300	3,340,000	3,360,000	48,200
2,008,000	2,024,000	27,100	2,408,000	2,424,000	32,500	2,860,000	2,880,000	38,600	3,360,000	3,380,000	48,900
2,024,000	2,040,000	27,300	2,424,000	2,440,000	32,700	2,880,000	2,900,000	38,800	3,380,000	3,400,000	49,600
2,040,000	2,056,000	27,500	2,440,000	2,456,000	32,900	2,900,000	2,920,000	39,100	3,400,000	3,420,000	50,400

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,420,000	3,440,000	51,100	3,920,000	3,940,000	69,100	4,420,000	4,440,000	87,100	4,920,000	4,940,000	105,100
3,440,000	3,460,000	51,800	3,940,000	3,960,000	69,800	4,440,000	4,460,000	87,800	4,940,000	4,960,000	105,800
3,460,000	3,480,000	52,500	3,960,000	3,980,000	70,500	4,460,000	4,480,000	88,500	4,960,000	4,980,000	106,500
3,480,000	3,500,000	53,200	3,980,000	4,000,000	71,200	4,480,000	4,500,000	89,200	4,980,000	5,000,000	107,200
3,500,000	3,520,000	54,000	4,000,000	4,020,000	72,000	4,500,000	4,520,000	90,000	5,000,000	5,020,000	108,000
3,520,000	3,540,000	54,700	4,020,000	4,040,000	72,700	4,520,000	4,540,000	90,700	5,020,000	5,040,000	108,700
3,540,000	3,560,000	55,400	4,040,000	4,060,000	73,400	4,540,000	4,560,000	91,400	5,040,000	5,060,000	109,400
3,560,000	3,580,000	56,100	4,060,000	4,080,000	74,100	4,560,000	4,580,000	92,100	5,060,000	5,080,000	110,100
3,580,000	3,600,000	56,800	4,080,000	4,100,000	74,800	4,580,000	4,600,000	92,800	5,080,000	5,100,000	110,800
3,600,000	3,620,000	57,600	4,100,000	4,120,000	75,600	4,600,000	4,620,000	93,600	5,100,000	5,120,000	111,600
3,620,000	3,640,000	58,300	4,120,000	4,140,000	76,300	4,620,000	4,640,000	94,300	5,120,000	5,140,000	112,300
3,640,000	3,660,000	59,000	4,140,000	4,160,000	77,000	4,640,000	4,660,000	95,000	5,140,000	5,160,000	113,000
3,660,000	3,680,000	59,700	4,160,000	4,180,000	77,700	4,660,000	4,680,000	95,700	5,160,000	5,180,000	113,700
3,680,000	3,700,000	60,400	4,180,000	4,200,000	78,400	4,680,000	4,700,000	96,400	5,180,000	5,200,000	114,400
3,700,000	3,720,000	61,200	4,200,000	4,220,000	79,200	4,700,000	4,720,000	97,200	5,200,000	5,220,000	115,200
3,720,000	3,740,000	61,900	4,220,000	4,240,000	79,900	4,720,000	4,740,000	97,900	5,220,000	5,240,000	115,900
3,740,000	3,760,000	62,600	4,240,000	4,260,000	80,600	4,740,000	4,760,000	98,600	5,240,000	5,260,000	116,600
3,760,000	3,780,000	63,300	4,260,000	4,280,000	81,300	4,760,000	4,780,000	99,300	5,260,000	5,280,000	117,300
3,780,000	3,800,000	64,000	4,280,000	4,300,000	82,000	4,780,000	4,800,000	100,000	5,280,000	5,300,000	118,000
3,800,000	3,820,000	64,800	4,300,000	4,320,000	82,800	4,800,000	4,820,000	100,800	5,300,000	5,320,000	118,800
3,820,000	3,840,000	65,500	4,320,000	4,340,000	83,500	4,820,000	4,840,000	101,500	5,320,000	5,340,000	119,500
3,840,000	3,860,000	66,200	4,340,000	4,360,000	84,200	4,840,000	4,860,000	102,200	5,340,000	5,360,000	120,200
3,860,000	3,880,000	66,900	4,360,000	4,380,000	84,900	4,860,000	4,880,000	102,900	5,360,000	5,380,000	120,900
3,880,000	3,900,000	67,600	4,380,000	4,400,000	85,600	4,880,000	4,900,000	103,600	5,380,000	5,400,000	121,600
3,900,000	3,920,000	68,400	4,400,000	4,420,000	86,400	4,900,000	4,920,000	104,400	5,400,000	5,420,000	122,400

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
5,420,000	5,440,000	123,100	5,920,000	5,940,000	141,100	6,420,000	6,440,000	159,100	6,920,000	6,940,000	177,100
5,440,000	5,460,000	123,800	5,940,000	5,960,000	141,800	6,440,000	6,460,000	159,800	6,940,000	6,960,000	177,800
5,460,000	5,480,000	124,500	5,960,000	5,980,000	142,500	6,460,000	6,480,000	160,500	6,960,000	6,980,000	178,500
5,480,000	5,500,000	125,200	5,980,000	6,000,000	143,200	6,480,000	6,500,000	161,200	6,980,000	7,000,000	179,200
5,500,000	5,520,000	126,000	6,000,000	6,020,000	144,000	6,500,000	6,520,000	162,000	7,000,000	7,020,000	180,000
5,520,000	5,540,000	126,700	6,020,000	6,040,000	144,700	6,520,000	6,540,000	162,700	7,020,000	7,040,000	180,700
5,540,000	5,560,000	127,400	6,040,000	6,060,000	145,400	6,540,000	6,560,000	163,400	7,040,000	7,060,000	181,400
5,560,000	5,580,000	128,100	6,060,000	6,080,000	146,100	6,560,000	6,580,000	164,100	7,060,000	7,080,000	182,100
5,580,000	5,600,000	128,800	6,080,000	6,100,000	146,800	6,580,000	6,600,000	164,800	7,080,000	7,100,000	182,800
5,600,000	5,620,000	129,600	6,100,000	6,120,000	147,600	6,600,000	6,620,000	165,600	7,100,000	7,120,000	183,600
5,620,000	5,640,000	130,300	6,120,000	6,140,000	148,300	6,620,000	6,640,000	166,300	7,120,000	7,140,000	184,300
5,640,000	5,660,000	131,000	6,140,000	6,160,000	149,000	6,640,000	6,660,000	167,000	7,140,000	7,160,000	185,000
5,660,000	5,680,000	131,700	6,160,000	6,180,000	149,700	6,660,000	6,680,000	167,700	7,160,000	7,180,000	185,700
5,680,000	5,700,000	132,400	6,180,000	6,200,000	150,400	6,680,000	6,700,000	168,400	7,180,000	7,200,000	186,400
5,700,000	5,720,000	133,200	6,200,000	6,220,000	151,200	6,700,000	6,720,000	169,200	7,200,000	7,220,000	187,200
5,720,000	5,740,000	133,900	6,220,000	6,240,000	151,900	6,720,000	6,740,000	169,900	7,220,000	7,240,000	187,900
5,740,000	5,760,000	134,600	6,240,000	6,260,000	152,600	6,740,000	6,760,000	170,600	7,240,000	7,260,000	188,600
5,760,000	5,780,000	135,300	6,260,000	6,280,000	153,300	6,760,000	6,780,000	171,300	7,260,000	7,280,000	189,300
5,780,000	5,800,000	136,000	6,280,000	6,300,000	154,000	6,780,000	6,800,000	172,000	7,280,000	7,300,000	190,000
5,800,000	5,820,000	136,800	6,300,000	6,320,000	154,800	6,800,000	6,820,000	172,800	7,300,000	7,320,000	190,800
5,820,000	5,840,000	137,500	6,320,000	6,340,000	155,500	6,820,000	6,840,000	173,500	7,320,000	7,340,000	191,500
5,840,000	5,860,000	138,200	6,340,000	6,360,000	156,200	6,840,000	6,860,000	174,200	7,340,000	7,360,000	192,200
5,860,000	5,880,000	138,900	6,360,000	6,380,000	156,900	6,860,000	6,880,000	174,900	7,360,000	7,380,000	192,900
5,880,000	5,900,000	139,600	6,380,000	6,400,000	157,600	6,880,000	6,900,000	175,600	7,380,000	7,400,000	193,600
5,900,000	5,920,000	140,400	6,400,000	6,420,000	158,400	6,900,000	6,920,000	176,400	7,400,000	7,420,000	194,400

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
7,420,000	7,440,000	195,100	7,620,000	7,640,000	202,300	7,820,000	7,840,000	209,500	8,000,000	11,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に8.6%を乗じて算出した金額から72,000円を控除した金額
7,440,000	7,460,000	195,800	7,640,000	7,660,000	203,000	7,840,000	7,860,000	210,200			
7,460,000	7,480,000	196,500	7,660,000	7,680,000	203,700	7,860,000	7,880,000	210,900			
7,480,000	7,500,000	197,200	7,680,000	7,700,000	204,400	7,880,000	7,900,000	211,600			
7,500,000	7,520,000	198,000	7,700,000	7,720,000	205,200	7,900,000	7,920,000	212,400			
7,520,000	7,540,000	198,700	7,720,000	7,740,000	205,900	7,920,000	7,940,000	213,100	11,000,000円以上		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に4.95%を乗じて算出した金額から220,500円を控除した金額
7,540,000	7,560,000	199,400	7,740,000	7,760,000	206,600	7,940,000	7,960,000	213,800			
7,560,000	7,580,000	200,100	7,760,000	7,780,000	207,300	7,960,000	7,980,000	214,500			
7,580,000	7,600,000	200,800	7,780,000	7,800,000	208,000	7,980,000	8,000,000	215,200			
7,600,000	7,620,000	201,600	7,800,000	7,820,000	208,800						

（注）　この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額をいう。

（備考）　税額を求めるには、まず、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が8,000,000円以上の納税義務者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その納税義務者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

第二条　地方税法の一部を次のように改正する。

附則第十一条の四第三項中「所有者又は」を「所有者若しくは」に、「を含む。）」を「を含む。以下本項において「特定市街化区域農地の所有者等」という。）又は特定市街化区域農地の所有者等のみで設ける農住組合」に、「昭和六十年四月一日から平成三年十二月三十一日までの間に行われた」を「平成四年一月一日から平成六年三月三十一日までの間に行われ、当該住宅の用に供する土地が良好な居住環境の整備のための公共施設の整備が行われたものであることにつき道府県知事が政令で定めるところにより認める」に改める。

附則第十六条第三項中「所有者又は」を「所有者若しくは」に、「次項において「特定市街化区域農地の所有者等」という。）」を「以下次項までにおいて「特定市街化区域農地の所有者等」という。）又は特定市街化区域農地の所有者等のみで設ける農住組合」に、「昭和六十年四月一日から平成三年十二月三十一日まで」を「平成四年一月一日から平成十一年十二月三十一日まで」に改め、「固定資産税については」の下に「、当該貸家住宅の敷地の用に供する土地が良好な居住環境の整備のための公共施設の整備が行われたものであることにつき市町村長が政令で定めるところにより認めたときは」を、「三分の二」の下に「（当該貸家住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については、四分の三）」を加え、同条第四項中「所有者等」の下に「又は特定市街化区域農地の所有者等のみで設ける農住組合（以下本項において「特定市街化区域農地の関係者」という。）」を加え、「昭和六十年四月一日から平成三年十二月三十一日まで」を「平成四年一月一日から平成十一年十二月三十一日まで」に、「その者」を「特定市街化区域農地の関係者」に改め、「固定資産税については」の下に「、当該貸家住宅の敷地の用に供する土地が良好な居住環境の整備のための公共施設の整備が行われたものであることにつき市町村長が政令で定めるところにより認めたときは」を、「三年度分」の下に「（平成六年十二月三十一日までに新築し、かつ、現に貸家の用に供している場合は、五年度分）」を加え、「二分の一」を「三分の二」に改める。

附則第十九条の三を次のように改める。

第十九条の三　市街化区域農地に係る平成四年度以降の各年度分の固定資産税に限り、平成三年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地に対して課する固定資産税の額は、附則第十九条の規定にかかわらず、当該市街化区域農地の固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。ただし、当該市街化区域農地のうち平成三年度適用市街化区域農地以外の市街化区域農地に対して課する次の表の上欄に掲げる各年度分の固定資産税の額は、当該市街化区域農地の当該各年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を課税標準となるべき額とした場合の税額とする。

年度	率
平成四年度	○・二
平成五年度	○・四
平成六年度	○・六
平成七年度	○・八

2　市街化区域農地に係る平成四年度以降の各年度分の固定資産税に限り、平成三年度に係る賦課期日後において地目の変換その他の政令で定める事情により新たに市街化区域農地となつた土地に対して課する各年度分の固定資産税については、当該市街化区域農地となつた土地が平成三年度に係る賦課期日に市街化区域農地として所在し、かつ、同項の規定の適用があつたものとみなして、同項の規定を適用する。

3　前二項の規定は、平成三年度に係る賦課期日後に都市計画法第七条第一項の市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が当該市町村の区域について定められたことその他の政令で定める事由により新たに市街化区域農地となつた土地（当該政令で定める事由の生じた日以後地目の変換その他の政令で定める事情により新たに市街化区域農地となつた土地を含む。）に係る固定資産税について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項中表以外の部分	平成四年度	平成三年度に	市街化区域設定年度に	市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が当該市町村の区域について定められたことその他の政令で定める事由の生じた日の属する年の翌年の一月一日（当該政令で定める事由の生じた日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度をいう。以下本条において同じ。）に
第一項の表	平成四年度		市街化区域設定年度	
	平成五年度		市街化区域設定年度の翌年度	
	平成六年度		市街化区域設定年度の翌々年度	
	平成七年度		市街化区域設定年度から起算して三年度を経過した年度	
前項	平成四年度		市街化区域設定年度	
	平成三年度		市街化区域設定年度	
	前項		次項において準用する前項	

4　第一項に規定する平成三年度適用市街化区域農地とは、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成三年法律第　号）第二条の規定による改正前の地方税法附則第二十九条の七第一項に規定する都又は市の区域内に所在する市街化区域農地で、当該市街化区域農地に対して課する平成三年度分の固定資産税について同法附則第十九条の三第一項（同条第二項及び第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けたものをいう。

5　前項に規定する平成三年度適用市街化区域農地には、第二項の規定により平成三年度に係る賦課期日に市街化区域農地として所在したものとみなされた土地のうち、当該みなされた土地に類似する市街化区域農地が当該市街化区域農地に係る平成三年度分の固定資産税について地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成三年法律第　号）第二条の規定による改正前の地方税法附則第十九条の三第一項（同条第二項及び第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けたものである場合における当該みなされた土地を含むものとする。

附則第十九条の四第一項中「前条第五項」を「前条第四項」に、「既適用市街化区域農地に係る平成三年度分」を「平成三年度適用市街化区域農地に係る平成四年度分及び平成五年度分」に改め、同条第三項を削る。

附則第二十七条の二第一項中「附則第十九条の三第五項」を「附則第十九条の三第四項」に、「既適用市街化区域農地に係る平成三年度分」を「平成三年度適用市街化区域農地に係る平成四年度分及び平成五年度分」に改め、同条第三項を削る。

附則第二十八条第四項中「同条第五項」を「同条第四項」に、「既適用市街化区域農地」を「平成三年度適用市街化区域農地」に改める。

附則第二十九条の二中「（以下「農地課税相当額」という。）」を削る。

附則第二十九条の四第一項中「同条第二項及び第四項」を「同条第三項」に改める。

附則第二十九条の五を次のように改める。

（宅地化農地に対して課する固定資産税及び都市計画税の納税義務の免除等）

第二十九条の五　市町村は、平成四年度分及び平成五年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、平成四年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地で当該市街化区域農地の所有者が平成三年四月一日から平成四年十二月三十一日までの間に当該市街化区域農地につき都市計画法第二十九条に規定する開発行為の許可（以下本項において「開発許可」という。）の申請その他の計画的な宅地化のための手続で政令で定めるものを開始し、かつ、当該手続が開始されたことにつき市町村長の認定を受けたもの（以下本項及び第五項において「宅地化農地」という。）に対してその者に課する固定資産税及び都市計画税については、当該宅地化農地について平成三年四月一日から平成五年十二月三十一日までの間に開発許可その他の政令で定める宅地化のための計画策定等がなされたことにつき市町村長の確認を受けた場合には、平成四年度分及び平成五年度分（平成四年度に当該確認を受けたときにあつては、平成四年度分）の当該宅地化農地に係る固定資産税額又は都市計画税額のそれぞれ十分の九に相当する額に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

2　前項の認定を受けようとする者は、平成四年四月一日から平成五年一月三十一日までの間にその旨を市町村長に申告しなければならない。ただし、市町村長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

3　第一項の確認を受けようとする者は、平成四年四月一日から平成六年一月三十一日までの間にその旨を市町村長に申請しなければならない。ただし、市町村長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

4　市町村長は、第一項の確認をしたとき、又は当該確認をしない旨の決定をしたときは、遅滞なくその旨を当該土地の所有者に通知しなければならない。

5　市町村長は、第一項の認定をした場合には、平成六年三月三十一日までの期間、当該認定に係る宅地化農地に係る当該各年度分の固定資産税額又は都市計画税額のそれぞれ十分の九に相当する額に係る地方団体の徴収金の徴収を猶予するものとする。この場合において、市町村長は、政令で定める要件に該当して担保を徴する必要がないと認めるときを除き、その猶予に係る金額に相当する担保で第十六条第一項各号に掲げるものを、政令で定めるところにより徴しなければならない。

6　市町村長は、前項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る固定資産税又は都市計画税について第一項の規定の適用がないことが明らかとなつたときは、当該徴収の猶予に係る固定資産税又は都市計画税に係る地方団体の徴収金の全部又は一部についてその徴収の猶予を取り消さなければならない。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予の取消しに係る固定資産税又は都市計画税に係る地方団体の徴収金を納付しなければならない。

7　第十五条第四項、第十五条の二第一項及び第十五条の三第三項並びに第十六条の二第一項から第三項までの規定は第五項の規定による徴収の猶予について、第十一条、第十六条第三項、第十六条の二第四項並びに第十六条の五第一項及び第二項の規定は第五項後段の規定による担保の提供及び処分について準用する。

8　市町村は、固定資産税又は都市計画税に係る地方団体の徴収金を徴収した場合において、当該固定資産税又は都市計画税の課された土地について第一項の規定の適用があることとなつたときは、当該固定資産税又は都市

計画税の納税義務者の申請に基づいて、当該土地に係る固定資産税額又は都市計画税額のそれぞれ十分の九に相当する額に係る地方団体の徴収金を還付するものとする。

9　市町村長は、前項の規定により固定資産税又は都市計画税に係る地方団体の徴収金を還付する場合において、還付を受ける者の未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しなければならない。

10　前二項の規定により固定資産税又は都市計画税に係る地方団体の徴収金を還付し、又は充当する場合には、第八項の規定による還付の申請があつた日から起算して十日を経過した日を第十七条の四第一項第四号に掲げる日とみなして、同項（第一号から第三号までを除く。）の規定を適用する。

11　第二項の申告及び第三項の申請の手続その他第一項から第六項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

12　市町村は、平成五年度までに第一項の確認を受けた土地に対して同項の納税義務の免除を受けた者に課する固定資産税又は都市計画税については、平成六年度分（平成四年度に当該確認を受けた場合にあつては、平成五年度分及び平成六年度分）の固定資産税又は都市計画税に限り、当該確認に係る土地の固定資産税額又は都市計画税額のそれぞれ十分の九に相当する額を当該確認に係る土地の固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

13　前項の規定の適用がある場合において、平成五年度又は平成六年度に附則第十六条第四項の規定の適用を受けることとなつたときにおける同項の適用については、同項中「当該貸家住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度」とあるのは、「平成七年度」とする。

14　第一項、第五項又は第十二項の規定の適用を受ける土地に係る固定資産税又は都市計画税については、附則第十九条の三第一項ただし書（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。ただし、第五項の規定の適用を受けた土地につき第六項の規定の適用を受けることとなる場合は、この限りでない。

15　前各項の規定は、平成四年度に係る賦課期日後に都市計画法第七条第一項の市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が当該市町村の区域について定められたことその他の政令で定める事由により新たに市街化区域農地となつた土地に係る固定資産税及び都市計画税について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項	市町村は、平成四年度分	市町村は、市街化区域設定年度（都市計画法第七条第一項の市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が当該市町村の区域について定められたことその他の政令で定める事由の生じた日（以下本条において「市街化区域設定日」という。）の属する年の翌年の一月一日（当該市街化区域設定日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度をいう。以下本条において同じ。）分
	平成五年度分	市街化区域設定年度の翌年度分
	平成四年度に	市街化区域設定年度に
	平成三年四月一日	市街化区域設定日
	平成四年十二月三十一日	市街化区域設定年度の初日の属する年の十二月三十一日
	平成五年十二月三十一日	市街化区域設定年度の翌年度の初日の属する年の十二月三十一日
	場合には、平成四年度分	場合には、市街化区域設定年度分
	平成四年度分）	市街化区域設定年度分）
第二項	平成四年四月一日	市街化区域設定年度の初日
	平成五年一月三十一日	同年度の翌年度の初日の属する年の一月三十一日
第三項	平成四年四月一日	市街化区域設定年度の初日
	平成六年一月三十一日	同年度の翌々年度の初日の属する年の一月三十一日
第五項	平成六年三月三十一日	市街化区域設定年度の翌々年度の初日の属する年の三月三十一日
第十二項	平成五年度まで	市街化区域設定年度の翌年度まで
	平成六年度分	市街化区域設定年度の翌々年度分
	平成四年度	市街化区域設定年度
	平成五年度分	市街化区域設定年度の翌年度分
第十三項	平成五年度	市街化区域設定年度の翌年度

附則第二十九条の六を削る。

附則第二十九条の七第一項中「昭和五十七年度」を「平成四年度」に改め、同条第二項中「昭和五十八年度」を「平成五年度」に、「及び第二十七条の二」を「、第二十七条の二及び前条」に改め、同条を附則第二十九条の六とする。

（国有資産等所在市町村交付金法の一部改正）

第三条　国有資産等所在市町村交付金法（昭和三十一年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十五項の見出し中「昭和六十四年度から昭和六十六年度まで」を「平成四年度から平成六年度まで」に改め、同項中「昭和六十四年度から昭和六十六年度まで」を「平成四年度から平成六年度まで」に改め、「（当該市街化区域農地のうち、同項に規定するその年度分の固定資産税額の算定について同法附則第十九条の三第一項ただし書（同条第二項及び第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける市街化区域農地については、当該額をその年度に係る同条第一項の表の下欄に掲げる率で除して得た額）」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中特別地方消費税に関する改正規定及び附則第六条の規定　平成三年七月一日

二　第一条中地方税法第五十三条第三項、第七十二条の十四第一項ただし書、第三百二十一条の八第三項、附則第八条の二、附則第九条第二項及び附則第十二条の改正規定並びに第二条中同法附則第十一条の四第三項の改正規定並びに次条第八項並びに附則第三条、第四条第二項、第五条及び第七条第八項の規定　平成四年一月一日

三　第一条中地方税法第三十四条第一項第五号の四及び第三百十四条の二第一項第五号の四の改正規定、同法附則第三十四条第一項の改正規定（「以下次条まで」を「附則第三十四条の三」に改める部分に限る。）、同法附則第三十四条の二の改正規定、同法附則第三十四条の三を削る改正規定、同法附則第三十四条の四第一項の改正規定（「第三十一条の四第一項」を「第三十一条の三第一項」に改める部分に限る。）並びに同条を同法附則第三十四条の三とする改正規定、第二条の規定（同法附則第十一条の四第三項の改正規定を除く。）並びに次条第六項並びに附則第七条第六項、第十一条、第十二条、第十八条、第二十一条第二項から第六項まで及び第二十三条第三項の規定　平成四年四月一日

四　第一条中地方税法附則第三十四条第一項の改正規定（「以下次条まで」を「附則第三十四条の三」に改める部分を除く。）、同条第四項の改正規定（「及び第八項」を「及び第九項」に改める部分を除く。）、同法附則第三十四条の四第一項の改正規定（「第三十一条の四第一項」を「第三十一条の三第一項」に改める部分を除く。）及び同条第三項の改正規定並びに附則第二十一条第一項及び第七項の規定　平成五年四月一日

五　第一条中地方税法附則第十九条の二第一項の改正規定　生産緑地法の一部を改正する法律（平成三年法律第　号）の施行の日

（道府県民税に関する経過措置）

第二条　別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）の規定中個人の道府県民税に関する部分は、平成三年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2　新法の規定中分離課税に係る所得割（新法第五十条の二の規定によって課する所得割をいう。以下この項から第四項までにおいて同じ。）に関する部分は、平成三年一月一日以後に支払うべき退職手当等（同条に規定する退職手当等をいう。以下この項から第五項までにおいて同じ。）に係る分離課税に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

3　前項の規定にかかわらず、新法の規定中分離課税に係る所得割に関する部分（新法第四十一条第一項の規定によってその例によることとされる新法第三百二十八条の五第二項の規定による特別徴収に係る部分に限る。）は、平成三年中に支払うべき退職手当等で平成三年四月一日（以下「施行日」という。）以後に支払われるものについて適用し、同年中に支払うべき退職手当等で施行日前に支払われたものについては、なお従前の例による。

4　平成三年中に支払うべき退職手当等で施行日前に支払われたものにつき徴収された分離課税に係る所得割の額が、当該退職手当等の金額について新法の規定中分離課税に係る所得割に関する部分を適用した場合における分離課税に係る所得割の額（以下この項において「改正後の道府県民税の退職所得割額」という。）を超える場合には、第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第五十条の五の規定による納入申告書に、改正後の道府県民税の退職所得割額が記載されたものとみなす。この場合において、新法第十七条の規定による当該過納に係る税額の還付は、当該退職手当等の支払を受

	平成六年度	市街化区域設定年度の翌々年度
	平成七年度	附則第二十九条の五に規定する市街化区域設定年度から起算して三年度を経過した年度

けた者に対して行うものとする。

5　前項前段に規定する場合には、平成三年中に支払うべき退職手当等で施行日以後に支払われるものに係る新法第五十条の六第一項第二号の規定又は同年中に支払うべき退職手当等に係る新法第五十条の八の規定の適用については、これらの規定中「徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額」とあるのは、「徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額（地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成三年法律第　号）の施行の日前に支払われた退職手当等にあつては、同法附則第二条第四項に規定する改正後の道府県民税の退職所得割額）」とする。

6　新法第三十四条第一項第五号の四の規定（日本赤十字社に関する部分に限る。）は、道府県民税の所得割の納税義務者が施行日以後に日本赤十字社に対して支出する寄附金について適用する。

7　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の道府県民税に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

8　新法第五十三条第三項（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十二条の三第一項の規定に関する部分に限る。）の規定は、法人の平成四年一月一日以後に行う租税特別措置法第六十二条の三第一項に規定する土地の譲渡等について適用する。

（事業税に関する経過措置）

第三条　新法第七十二条の十四第一項（租税特別措置法第六十三条の二第五項の規定に関する部分に限る。）の規定は、法人の平成四年一月一日以後に行う租税特別措置法第六十三条の二第一項に規定する超短期所有に係る土地の譲渡等について適用する。

（不動産取得税に関する経過措置）

第四条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2　新法附則第十二条第一項から第三項までの規定は、平成四年一月一日以後の同条第一項に規定する農地、採草放牧地及び準農地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の旧法附則第十二条第一項に規定する農地、採草放牧地及び準農地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

第五条　第二条の規定による改正後の地方税法附則第十一条の四第三項の規定は、平成四年一月一日以後の住宅の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の住宅の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（特別地方消費税に関する経過措置）

第六条　新法の規定中特別地方消費税に関する部分は、平成三年七月一日以後における遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為（新法第百十三条第一項に規定するその他の利用行為をいう。）に対して課すべき特別地方消費税について適用し、同日前におけるこれらの行為に対して課する特別地方消費税については、なお従前の例による。

（市町村民税に関する経過措置）

第七条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、平成三年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2　新法の規定中分離課税に係る所得割（新法第三百二十八条の規定によって課する所得割をいう。以下この項から第四項までにおいて同じ。）に関する部分は、平成三年一月一日以後に支払うべき退職手当等（同条に規定する退職手当等をいう。以下この項から第五項までにおいて同じ。）に係る分離課税に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

3　前項の規定にかかわらず、新法の規定中分離課税に係る所得割に関する部分（新法第三百二十八条の五第二項の規定による特別徴収に係る部分に限る。）は、平成三年中に支払うべき退職手当等で施行日以後に支払われるものについて適用し、同年中に支払うべき退職手当等で施行日前に支払われたものについては、なお従前の例による。

4　平成三年中に支払うべき退職手当等で施行日前に支払われたものにつき徴収された分離課税に係る所得割の額が、当該退職手当等の金額について新法の規定中分離課税に係る所得割に関する部分を適用した場合における分離課税に係る所得割の額（以下この項において「改正後の市町村民税の退職所得割額」という。）を超える場合には、旧法第三百二十八条の五第二項の規定による納入申告書に、改正後の市町村民税の退職所得割額が記載されたものとみなす。この場合において、新法第十七条の規定による当該過納に係る税額の還付は、当該退職手当等の支払を受けた者に対して行うものとする。

5　前項前段に規定する場合には、平成三年中に支払うべき退職手当等で施行日以後に支払われるものに係る新法第三百二十八条の六第一項第二号の規定又は同年中に支払うべき退職手当等に係る新法第三百二十八条の十三第一項の規定の適用については、これらの規定中「徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額」とあるのは、「徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額（地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成三年法律第　号）の施行の日前に支払われた退職手当等にあつては、同法附則第七条第四項に規定する改正後の市町村民税の退職所得割額）」とする。

6　新法第三百十四条の二第一項第五号の四の規定（日本赤十字社に関する部分に限る。）は、市町村民税の所得割の納税義務者が施行日以後に日本赤十字社に対して支出する寄附金について適用する。

7　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税につ

いて適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

8　新法第三百二十一条の八第三項（租税特別措置法第六十二条の三第一項の規定に関する部分に限る。）の規定は、法人の平成四年一月一日以後に行う租税特別措置法第六十二条の三第一項に規定する土地の譲渡等について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第八条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、平成三年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成二年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2　新法第三百四十八条第二項第十七号及び第十七号の二の規定は、平成二年一月二日以後に取得された同項に規定する固定資産に対して課する平成三年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に取得された旧法第三百四十八条第二項第十七号に規定する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3　新法第三百四十九条の三第二十五項の規定は、平成二年一月二日以後に取得された同項に規定する家屋及び償却資産に対して課する平成三年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に取得された旧法第三百四十八条第二項第十八号の二及び第三百四十九条の三第二十五項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4　昭和六十四年一月二日から平成三年一月一日までの間に建設され、又は設置された旧法附則第十五条第十項に規定する路外駐車場の用に供する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5　昭和六十一年一月二日から平成二年一月一日までの間に敷設された旧法附則第十五条第十一項に規定する停車場設備等に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6　昭和六十年四月一日から平成二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第十三項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7　昭和六十二年四月一日から平成二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第十六項及び第十七項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8　昭和五十九年一月二日から平成二年一月一日までの間に取得された旧法附則第十五条第十九項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9　昭和五十七年一月二日から平成二年一月一日までの間に新築された旧法附則第十六条第五項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10　昭和六十一年一月二日から平成二年一月一日までの間に新築された旧法附則第十六条第六項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第九条　平成三年度分の固定資産税に限り、新法附則第十八条第一項、第十九条第一項又は第十九条の四の規定の適用を受ける土地に対して課する固定資産税については、市町村長は、新法附則第二十八条第一項の規定により土地課税台帳等に登録された同項各号に定める額及び同項の比準課税標準額並びに同条第二項の規定により土地課税台帳等に登録された同項各号に定める額についての額を当該土地の所有者に通知することにより新法第四百十五条の規定による固定資産課税台帳の縦覧に代えることができる。この場合において、当該土地の新法附則第二十八条第一項の比準課税標準額に係る新法附則第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される新法第四百十七条第一項及び新法第四百三十二条第一項の規定の適用については、新法附則第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される新法第四百十七条第一項中「第四百十五条第一項の規定によつて固定資産課税台帳を縦覧に供した日以後において固定資産の価格等（附則第二十八条第一項の比準課税標準額を含む。以下本項において同じ。）の登録がなされていないこと又は登録された価格等」とあるのは「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成三年法律第　号）附則第九条の規定による附則第二十八条第一項の比準課税標準額の通知をした日以後において当該通知に係る同項の比準課税標準額」と、「価格若しくは同項の比準課税標準額」とあるのは「同項の比準課税標準額」と、「価格等を」とあるのは「同項の比準課税標準額を」と、新法第四百三十二条第一項中「第四百十五条第一項（第四百十九条第三項の場合を含む。）の縦覧期間の初日からその末日後十日までの間において、又は第四百十七条第一項」とあるのは「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成三年法律第　号）附則第九条の規定による附則第二十八条第一項の比準課税標準額の通知を受けた日又は同法附則第九条の規定により読み替えて適用される第四百十七条第一項」とする。

第十条　平成三年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、市町村は、宅地等に対して課する固定資産税又は都市計画税について、新法第三百六十四条第二項の納税通知書の交付期限までに、新法附則第十八条第一項に規定する宅地等調整固定資産税額又は新法附則第二十五条第一項に規定する宅地等調整都市計画税額の算定ができない場合には、当該宅地等について旧法附則第十八条第一項又は第二十五条第一項の規定の適用があるものとして、これらの規定により仮に算定した当該宅地等に係る固定資産税額又は都市計画税額に相当する額（以下この条において「仮算定税額」という。）を当該年度の納期の数で除して得た額の範囲において、当該宅地等に係る固定資産税又は都市計画税をそれぞれの納期において徴収することができる。

2　市町村長は、前項の規定により固定資産税又は都市計画税を賦課した後において、当該宅地等に係る平成三年度分の固定資産税又は都市計画税の税額の算定（以下この条において「本算定」という。）をした場合には、遅滞なく、その旨を納税者に通知しなければならない。この場合において、既に賦課した固定資産税額又は都市計画税額が当該宅地等に係る平成三年度分の固定資産税額又は都市計画税額（以下この条において「本算定税額」という。）に満たないときは

本算定が行われた日以後の納期においてその不足税額を徴収し、既に徴収した固定資産税額又は都市計画税額が本算定税額を超えるときは新法第十七条又は第十七条の二の規定の例によって、その過納額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当しなければならない。

3　市町村長は、第一項の規定により固定資産税又は都市計画税を徴収する場合において当該固定資産税又は都市計画税の納税者に交付する納税通知書には、次の事項を内容とする記載をし、又は記載をした文書を添付しなければならない。

一　納税通知書に記載された土地に係る課税標準額及び税額は、宅地等については旧法附則第十八条第一項又は第二十五条第一項の規定により仮に算定した額であり、又は当該仮に算定した額を含むものであること。

二　既に賦課した仮算定税額が本算定税額に満たない場合においては本算定が行われた日以後の納期においてその不足税額を徴収し、既に徴収した仮算定税額が本算定税額を超える場合においてはその過納額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものであること。

4　第一項の規定により徴収する固定資産税又は都市計画税について滞納処分をする場合には、当該宅地等について第二項の規定による通知が行われる日までの間は、財産の換価は、することができない。

第十一条　別段の定めがあるものを除き、第二条の規定による改正後の地方税法の規定中固定資産税に関する部分は、平成四年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成三年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2　昭和六十年四月一日から平成三年十二月三十一日までの間に新築され、かつ、貸家の用に供された第二条の規定による改正前の地方税法附則第十六条第三項に規定する貸家住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3　昭和六十年四月一日から平成三年十二月三十一日までの間に新築され、かつ、貸家の用に供された第二条の規定による改正前の地方税法附則第十六条第四項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（市街化区域農地に対して課する固定資産税又は都市計画税の特例に関する経過措置）

第十二条　平成三年度に係る賦課期日において所在する第二条の規定による改正前の地方税法附則第十九条の二第一項に規定する市街化区域農地で平成三年度分の固定資産税について同法附則第十九条の三第一項ただし書（同条第二項及び第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けたものに対して課する固定資産税又は都市計画税については、なお従前の例による。

2　平成三年度に係る賦課期日後において第二条の規定による改正後の地方税法附則第十九条の三第二項に規定する地目の変換その他の政令で定める事情により新たに同法附則第十九条の二に規定する市街化区域農地となった土地のうち、当該土地に類似する市街化区域農地が前項に規定する市街化区域農地である場合における当該土地に対して課する固定資産税又は都市計画税の額は、当該土地が同年度に係る賦課期日に市街化区域農地として所在したものとみなして、第二条の規定による改正前の地方税法附則第十九条の三及び第十九条の四の規定又は同法附則第二十七条及び第二十七条の二の規定の例により算定した税額とする。

3　第二条の規定による改正後の地方税法附則第二十九条の五第一項、第五項又は第十二項の規定の適用を受ける土地に係る固定資産税又は都市計画税については、前二項の規定は、適用しない。ただし、同条第五項の規定の適用を受けた土地につき同条第六項の規定の適用を受けることとなる場合は、この限りでない。

（特別土地保有税に関する経過措置）

第十三条　新法第五百八十六条第二項第二号ロの規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、平成三年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成二年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2　新法第五百八十六条第二項第二号ロの規定（土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

3　旧法第五百八十六条第二項第十三号の三に規定する土地に係る平成三年度分までの土地に対して課する特別土地保有税及び特定地域中小企業対策臨時措置法（昭和六十一年法律第九十七号）が効力を失う日の前日までにされる同号に規定する土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

4　新法附則第三十一条の四第三項において読み替えて適用される新法第五百九十九条第一項第三号の規定により平成三年八月三十一日までに申告納付すべき土地の取得に対して課する特別土地保有税については、新法附則第三十一条の四第三項において読み替えて適用される新法第五百九十九条第一項第二号の規定により平成四年二月末日までに申告納付すべき土地の取得に対して課する特別土地保有税については、新法附則第三十一条の四第三項において読み替えて適用される新法第五百九十九条第一項第二号中「一月一日前一年以内」とあり、及び新法附則第三十一条の四第二項中「当該基準日前一年以内」とあるのは、「平成三年四月一日から同年六月三十日までの間」とする。

5　新法附則第三十一条の四第三項において読み替えて適用される新法第五百九十九条第一項第二号の規定により平成四年二月末日までに申告納付すべき土地の取得に対して課する特別土地保有税については、新法附則第三十一条の四第三項において読み替えて適用される新法第五百九十九条第一項第二号中「一月一日前一年以内」とあるのは、「平成三年四月一日から同年十二月三十一日までの間」とする。

（事業所税に関する経過措置）

第十四条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中事業に係る事業所税（新法第七百一条の三十二第一項に規定する事業に係る事業所税を

いう。以下この項、第三項及び第六項において同じ。）に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成三年以後の年分の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業に係る事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成三年前の年分の個人の事業及び平成三年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

2　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中新増設に係る事業所税（新法第七百一条の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税をいう。以下この項、第四項及び第五項において同じ。）に関する部分は、施行日以後に行われる事業所用家屋（新法第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋をいう。以下この項、第四項及び第五項において同じ。）の新築又は増築に対して課すべき新増設に係る事業所税について適用し、施行日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

3　平成三年十二月四日までに終了する事業年度分までの旧法附則第三十二条の三第二項に規定する事業に対して課すべき事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

4　平成三年十一月十二日までに行われる旧法附則第三十二条の三第四項に規定する施設に係る事業所用家屋の新築又は増築に対して課すべき新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

5　平成三年十二月四日までに行われる旧法附則第三十二条の三第八項に規定する施設に係る事業所用家屋の新築又は増築に対して課すべき新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

6　旧法附則第三十二条の三の二第三項に規定する事業のうち平成三年十二月四日までに終了する事業年度分の法人の事業に対して課すべき事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第十五条　新法第七百三条の四第十七項の規定は、平成三年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成二年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

第十六条　新法附則第十二条の三の規定は、平成三年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成二年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第十七条　新法の規定中都市計画税に関する部分は、平成三年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成二年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

第十八条　別段の定めがあるものを除き、第二条の規定による改正後の地方税法の規定中都市計画税に関する部分は、平成四年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成三年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第十九条　新法附則第三十条の二の規定は、平成三年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成二年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

第二十条　新法附則第三十二条第五項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（長期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例等に関する経過措置）

第二十一条　新法附則第三十四条の規定は、所得割の納税義務者が平成四年一月一日以後に行う租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第　　号）による改正後の租税特別措置法（第七項において「改正後の租税特別措置法」という。）第三十一条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行った租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第　　号）による改正前の租税特別措置法（以下この条において「改正前の租税特別措置法」という。）第三十一条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

2　新法附則第三十四条の二の規定は、所得割の納税義務者が平成三年一月一日以後に行う同条第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡について、所得割の納税義務者が同日前に行った旧法附則第三十四条の二第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行った旧法附則第三十四条の二第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。この場合において、平成三年十二月三十一日までに行うこれらの譲渡に係る新法附則第三十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「前条の規定の適用については、同条第一項中「百分の三」とあるのは、「百分の一・六」とあるのは「課税長期譲渡所得金額に対して課する道府県民税の所得割の額は、前条第一項各号の規定にかかわらず、当該譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額の百分の一・六に相当する額」と、同条第二項中「譲渡所得に」とあるのは「譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する道府県民税の所得割に」と、同条第三項中「同条第一項」とあるのは「同条第四項において準用する同条第一項」と、「百分の三」とあるのは「百分の六」と、「百分の一・六」とあるのは「百分の三・四」と、「前条第一項各号」とあるのは「前条第四項において準用する同条第一項各号」と、「百分の一・六」とあるのは「百分の三・四」とする。

3　平成三年一月一日から同年三月三十一日までの間に行う新法附則第三十四条の二第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡について、

改正前の租税特別措置法第三十四条の二第二項第三号又は第四号に掲げる場合に該当することとなった土地等の譲渡につき旧法附則第三十四条第一項の規定（改正前の租税特別措置法第三十四条の二第一項の規定の適用により計算される特別控除額の控除に係る部分に限る。）の適用を受けるときは、これらの譲渡については、当該優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

4　租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第　号）附則第七条第四項の規定によりなお効力を有することとされる改正前の租税特別措置法第三十一条の三第一項に規定する譲渡所得については、旧法附則第三十四条の三の規定は、なおその効力を有する。

5　前項の場合において、所得割の納税義務者が施行日から平成三年十二月三十一日までの間に行う改正前の租税特別措置法第三十一条の三第一項に規定する特定市街化区域農地等の譲渡に係る譲渡所得については、旧法附則第三十四条の三第一項中「租税特別措置法第三十一条の三第一項」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第　号）附則第七条第四項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第三十一条の三第一項」と、「附則第三十四条第一項から第三項まで」とあるのは「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成三年法律第　号）第一条の規定による改正前の地方税法附則第三十四条第一項から第三項まで」とし、所得割の納税義務者が平成四年一月一日から平成五年三月三十一日までの間に行う当該特定市街化区域農地等の譲渡に係る譲渡所得については、同項中「租税特別措置法第三十一条の三第一項」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第　号）附則第七条第四項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第三十一条の三第一項」と、「道府県民税の所得割については、附則第三十四条第一項から第三項までの規定を適用」とあるのは「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成三年法律第　号）第一条の規定による改正後の地方税法附則第三十四条の規定の適用については、同条第一項中「百分の三」とあるのは、「百分の二・二」と」と、同条第三項中「附則第三十四条第一項から第三項まで」とあるのは「附則第三十四条第四項において準用する同条第一項第二号ロ中「百分の五・五」とあるのは、「百分の五」として、同条第四項において準用する同条第一項から第三項まで」とあるのは「同条第一項」とあるのは「同条第四項において準用する同条第一項」と、「百分の三」とあるのは「百分の六」と、「百分の二・二」とあるのは「百分の五・八」とする。

6　前二項の規定の適用がある場合における新法附則第三十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「次条」とあるのは、「次条又は地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成三年法律第　号）附則第二十一条第四項の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第三十四条の三」とする。

7　新法附則第三十四条の三の規定は、所得割の納税義務者が平成四年一月一日以後に行う改正後の租税特別措置法第三十一条の三第一項に規定する土地等又は建物等で同項に規定する居住用財産に該当するものの譲渡に係る個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行った改正前の租税特別措置法第三十一条の四第一項に規定する土地等又は建物等で同項に規定する居住用財産に該当するものの譲渡に係る個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第二十二条　この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（国有資産等所在市町村交付金法の一部改正に伴う経過措置）

第二十三条　別段の定めがあるものを除き、第三条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金法（次項において「新交付金法」という。）附則第十五項の規定は、平成四年度以後の年度分の国有資産等所在市町村交付金（以下この条において「交付金」という。）について適用し、平成三年度分までの交付金については、なお従前の例による。

2　平成四年度分の交付金に係る新交付金法附則第十五項の規定の適用については、同項中「地方税法附則第十八条第一項」とあるのは「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成三年法律第　号）第二条の規定による改正前の地方税法附則第十八条第一項」と、「二分の一で除して得た額」とあるのは「二分の一で除して得た額（当該市街化区域農地のうち、同項に規定するその年度分の固定資産税額の算定について同法附則第十九条の三第一項ただし書（同条第二項及び第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける市街化区域農地については、当該額をその年度に係る同条第一項の表の下欄に掲げる率で除して得た額）」とする。

3　附則第十二条第一項又は第二項の規定の適用を受ける土地については、第三条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金法附則第十五項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項（見出しを含む。）中「昭和六十四年度から昭和六十六年度まで」とあるのは、「平成四年度から平成六年度まで」とする。

（政令への委任）

第二十四条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（地方交付税法の一部改正）

第二十五条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「地方税法第百三条」を「同法第百三条」に、「、自動車取得税」を「、特別地方消費税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の特別地方消費税の収入見込額から同法第百四十四条の二の規定により

市町村に対し交付するものとされる特別地方消費税に係る交付金（以下「特別地方消費税交付金」という。）の交付見込額の百分の八十に相当する額を控除した額とし、自動車取得税に、「地方税法第六百九十九条の三十二」を「同法第六百九十九条の三十二」に、「当該市町村の自動車取得税交付金」を「当該市町村の特別地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の自動車取得税交付金に、「当該指定市の自動車取得税交付金」を「当該指定市の特別地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の自動車取得税交付金」に改め、同条第三項の表市町村の項中第十八号を第十九号とし、第十号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次のように加える。

十　特別地方消費税交付金	前年度の特別地方消費税交付金の交付額

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第二十六条　前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条の規定は、平成三年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定から適用する。

2　平成三年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定に限り、前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第三項の表市町村の項第十号中「前年度の特別地方消費税交付金の交付額」とあるのは、「当該年度の特別地方消費税交付金の交付見込額として自治大臣が定める額」とする。

（地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正）

第二十七条　地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第十号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条第二項中「。次項において同じ。」を削り、同条第三項を削る。

（地方税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十八条　地方税法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第九号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第三項中「平成三年」を「平成四年」に改め、同条第六項中「平成三年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改める。

欧州復興開発銀行を設立する協定

締約者は、

複数政党制民主主義、法の支配、人権の尊重及び市場経済の基本原則を誓約し、

欧州における安全保障及び協力に関するヘルシンキ会議の最終文書、特にその諸原則に関する宣言を想起し、

中欧及び東欧の諸国が、複数政党制民主主義を現実に実施することを推進し、民主主義的な諸制度、法の支配及び人権の尊重を強化する意図を有すること並びに市場指向型経済に向かって発展するために改革を実施する意思を有することを歓迎し、

中欧及び東欧の諸国の経済的な発展を促進し、これら諸国の経済が国際的により競争力を持つように助力し、これら諸国の復興及び開発を支援し、並びに適当な場合にはこれら諸国の経済に対する融資に関する危険を減少させるため、緊密なかつ調整の図られた協力が重要であることを考慮し、

基本的性格においては欧州的でありかつ加盟についても広く国際的である多数国間の金融機関の設立が、これらの目的に役立つものであり、かつ、欧州における新たな独特の協力の体制を形成するものであることを確信して、

次に定めるところにより運営される欧州復興開発銀行（以下「銀行」という。）をここに設立することを協定した。

第一章　目的、任務及び加盟者の地位

第一条　目的

銀行は、経済的な発展及び復興に貢献するに当たり、複数政党制民主主義、多元主義及び市場経済の諸原則を誓約しかつ適用している中欧及び東欧の各国における開放された市場指向型経済への移行並びに民間及び企業家の自発的活動を促進することを目的とする。

第二条　任務

1　銀行は、中欧及び東欧の各国における開放された市場指向型経済への移行並びに民間及び企業家の自発的活動を促進するという目的を長期的な基礎に立って達成するため、また、これらの国の経済が完全に国際経済に統合されるよう支援することを目的として、受益国が、独占の排除、分権化及び民営化を含む構造的な及び部門別の経済改革を実施することを次の方法によって援助する。

(i)　民間その他の関心を有する投資家を通じ、生産的であり、かつ、競争的である民間の分野の特に中小企業の活動の育成、改善及び拡大を促進すること。

(ii)　(i)に定める目的のため、国内及び外国の資本を調達し並びに経験のある経営者を活用すること。

(iii)　生産的な投資（サービス及び金融の部門に対するもの並びに民間及び企業家の自発的活動を支援するために必要な場合には、関連する経済基盤に対するものを含む。）を助長し、これにより競争的な環境を作り並びに生産性、生活水準及び労働条件が向上することを支援すること。

(iv)　関係事業計画（個別のものであるか特定の投資計画に関連するものであるかを問わない。）の準備、資金調達及び実施のための技術援助を供与すること。

(v)　資本市場の発展を促進し及び奨励すること。

(vi)　二以上の受益国に関係する健全なかつ経済的に実行可能な事業を支援すること。

(vii)　銀行の活動のすべての範囲において、環境上健全なかつ持続的な開発を促進すること。

(viii)　(i)から(vii)までに定める任務を促進するその他の活動及び役務の提供を行うこと。

2　1に定める任務の遂行に当たり、銀行は、すべての加盟者との間で並びにこの協定の範囲内で銀行が適当と認める方法により、国際通貨基金、国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関及び経済協力開発機構との間で緊密な協力を行うものとし、また、国際連合及びその専門機関並びに他の関連する機関並びに中欧及び東欧の国の経済的な発展及びこれらの国への投資に関係する団体（公的なものであるか私的なものであるかを問わない。）と協力する。

第三条　加盟者の地位

1　銀行の加盟者の地位は、次のものに対して開放する。

(i)　(1)　欧州の国

(2)　欧州の国以外の国（国際通貨基金の加盟国に限る。）

(ii)　欧州経済共同体及び欧州投資銀行

2　1の規定に基づいて加盟者の地位を得る資格を有する国であって第六十一条の規定に従って加盟者とならないものは、銀行が決定する条件に従い、かつ、総務の総数の三分の二以上の多数であって加盟者の総投票権数の四分の三以上

を代表するものによる賛成投票により銀行への加盟を承認される。

第二章　資本

第四条　授権資本

1　当初の授権資本は、百億（一〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇）欧州通貨単位とする。この授権資本は、それぞれ一万（一〇、〇〇〇）欧州通貨単位の額面価額を有する百万（一、〇〇〇、〇〇〇）株に分け、その株式には、次条の規定に従い加盟者のみが応募することができる。

2　当初の資本は、払込株式と請求払株式とに分ける。当初の払込株式の額面価額の総計は、三十億（三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇）欧州通貨単位とする。

3　総務会は、適当と認める時に、及び適当と認める条件で、総務の総数の三分の二以上の多数であって加盟者の総投票権数の四分の三以上を代表するものによる投票により授権資本を増額することができる。

第五条　株式の応募

1　各加盟者は、各自の法律の要件を満たすことを条件として、銀行の株式に応募する。当初の授権資本への各加盟者の応募は、払込株式及び請求払株式につき三対七の比率で行う。第六十一条の規定に従って加盟者となるこの協定の署名者が応募することができる当初の株式数は、附属書Aに掲げる数とする。加盟者が当初に応募する株式数は、百株以上とする。

2　第三条2の規定に従って加盟を承認される国が応募する当初の株式数は、総務会が決定する。ただし、いかなる応募も、欧州経済共同体の加盟国並びに欧州経済共同体及び欧州投資銀行が保有する資本の割合を応募済資本の総額の過半数より減少させることとなるときは、認められない。

3　総務会は、銀行の資本を五年を超えない間隔を置いて検討する。授権資本が増額される場合には、各加盟者は、総務会が決定する一定の条件に従い、資本の増額の直前において自己の応募済資本の総額に対して占める割合に等しい割合で資本の増額分について応募する適当な機会を与えられる。加盟者は、資本の増額のいかなる部分についても応募の義務を負わない。

4　総務会は、3の規定に従うことを条件として、加盟者の要請に基づき、当該加盟者の応募額を増額すること又は当該加盟者に他の加盟者が引き受けない授権資本の範囲内で株式を割り当てることができる。ただし、いかなる加盟者の応募額の増額も、欧州経済共同体の加盟国並びに欧州経済共同体及び欧州投資銀行が保有する資本の割合を応募済資本の総額の過半数より減少させることとなってはならない。

5　加盟者が当初に応募する株式は、額面で発行する。その他の株式も、総務会が総務の総数の三分の二以上の多数であって加盟者の総投票権数の三分の二以上を代表するものによる投票により他の条件による発行を決定する特別の場合を除くほか、額面で発行する。

6　株式は、方法のいかんを問わず、質に入れ又は担保に供してはならず、また、第七章の規定に従って銀行に譲渡する場合を除くほか、譲渡してはならない。

7　株式に基づく加盟者の責任は、その株式の発行価格の未払込部分相当額を限度とする。加盟者は、加盟者であるという理由によって、銀行の義務に対して責任を負うものではない。

第六条　応募額の払込み

1　第六十一条の規定に従って加盟者となるこの協定の署名者が当初に応募した額の払込株式の払込みは、その額の二十パーセントずつの五回の分割払によって行う。各加盟者は、この協定の効力発生の日の後六十日以内の日に又は当該加盟者が第六十一条の規定に従い批准書、受諾書若しくは承認書を寄託する日がこの協定の効力発生の日より遅い場合には寄託する日の後六十日以内の日に最初の分割払の額を払い込む。残りの四回の分割払の額は、順次、前回の分割払の額の払込期限が到来した日から一年後に払込期限が到来し、各加盟者の各自の法律の要件に従って払い込む。

2　1の規定に基づく各分割払の額又は第三条2の規定に基づき加盟を承認された国による各分割払の額の五十パーセントは、当該加盟者が発行する欧州通貨単位、合衆国ドル又は日本円により表示される約束手形その他の債務証書によって払い込むことができる。銀行は、その業務の結果支出のための資金が必要となる場合には、これらの約束手形その他の債務証書を引き出す。これらの約束手形その他の債務証書は、譲渡禁止かつ無利子のもので、要求に応じて額面価額で銀行に払い込まれるものでなければならない。これらの約束手形その他の債務証書に対する要求は、各加盟者に対する要求の価額がその要求が行われる時の欧州通貨単位で、これらの約束手形その他の債務証書を寄託した各加盟者が応募し及び保有する払込株式の数に、合理的な期間を通じて比例するように行う。

3　当初の資本の株式への応募に関する加盟者のすべての払込義務は、欧州通貨単位、合衆国ドル又は日本円のいずれかにより、千九百八十九年九月三十日から千九百九十年三月三十一日までの間（両日を含む。）の欧州通貨単位に対するそれぞれの通貨の平均為替相場を基準として履行する。

4　銀行の請求払資本に対する応募額の払込みは、銀行の債務を履行するために必要な場合に限り、第十七条及び第四十二条の規定を考慮して払込請求に応じて行う。

5　4に規定する払込請求の場合には、加盟者は、欧州通貨単位、合衆国ドル又は日本円で払い込む。この払込請求は、各請求払株式について当該払込請求時に計算される欧州通貨単位の価額で同一となるように行う。

6　銀行は、この条の規定に基づいて払込みが行われる場所を銀行の総務会の創立総会の後一箇月以内に決定する。ただし、その決定が行われるまでは、1に規定する最初の分割払の払込みは、銀行の受託者としての欧州投資銀行に対して行う。

7　1から3までに規定するもの以外の応募につき、加盟者による授権資本の払込株式に対する応募額の払込みは、現金又は約束手形その他の債務証書のいずれによるかを問わず、欧州通貨単位、合衆国ドル又は日本円で行う。

8　この条の規定の適用上、欧州通貨単位による払込み又は表示には、払込み又は現金化の日において欧州通貨単位による関係債務の価額と等

しい価額の完全に交換可能な通貨による払込み又は表示を含む。

第七条　通常資本財源

この協定において、銀行の「通常資本財源」には、次のものを含む。

(i)　第五条の規定に基づいて応募された銀行の授権資本（払込株式及び請求払株式を含む。）

(ii)　第二十条1(i)の規定によって与えられた権限に基づき銀行が借入れによって調達した資金。前条4に定める払込請求応諾義務は、この資金について適用する。

(iii)　(i)及び(ii)に定める財源で行われた貸付け又は保証に係る返済によって得た資金及び当該財源で行われた株式又は持分への投資の処分による収入

(iv)　(i)及び(ii)に定める財源で行われた貸付け及び株式又は持分への投資から生ずる収入並びに銀行の特別業務の一部を構成しない保証及び証券の引受けから生ずる収入

(v)　銀行が受領するその他の資金又は収入で第十九条に規定する銀行の特別基金財源の一部を構成しないもの

第三章　業務

第八条　受益国及び財源の使用

1　銀行の財源及び便宜は、専ら、第一条に規定する目的を実施し及び第二条に規定する任務を遂行するために使用する。

2　銀行は、市場指向型経済への移行並びに民間及び企業家の自発的活動の促進を着実に実行し、かつ、具体的な措置等により第一条に規定する諸原則を適用する中欧及び東欧の国においてその業務を行うことができる。

3　加盟国が第一条の規定と合致しない政策を実施しているおそれがある場合又は例外的な場合には、理事会は、加盟国による銀行の財源の利用を停止し又はその利用につきその他の変更を行うべきであるかないかを検討しなければならず、また、その検討に従い総務会に勧告することができる。これらの問題についてのいかなる決定も、総務会が総務の総数の三分の二以上の多数であって加盟者の総投票権数の四分の三以上を代表するものによって行う。

4　(i)　潜在的な受益国は、この協定の効力発生後に始まる三年の期間は、限定された目的のために財源を利用する機会を提供するよう銀行に対し要請することができる。この要請は、当該要請が行われた後直ちにこの協定の不可分の一部として添付される。

(ii)　(i)に規定する期間中、

(a)　銀行は、(i)に規定する要請を行った国又はその領域内の企業に対し、その要請に基づき、第十一条3に定める割合に従い、民間部門に対して融資し、国有企業の民間による所有及び支配への移行を容易にし並びに競争的に活動しかつ市場指向型経済への参加へ移行しつつある企業を支援するため、技術援助その他の形態の援助を供与する。

(b)　(a)の規定に基づき供与される援助の総額は、当該国がその株式に応じ支払った現金及び発行した約束手形の総額を超えてはならない。

(iii)　(i)に規定する期間が経過した時に、当該国に対し(a)及び(b)に定める制限を超える銀行の財源の利用を認める決定は、総務会が総務の総数の四分の三以上の多数であって加盟者の総投票権数の八十五パーセント以上を代表するものによって行う。

第九条　通常業務及び特別業務

銀行の業務は、第七条に規定する銀行の通常資本財源によって賄う通常業務及び第十九条に規定する特別基金財源によって賄う特別業務とする。これらの二の業務は、組み合わせることができる。

第十条　業務の分離

1　銀行の通常資本財源及び特別基金財源は、これらの保管、使用、使用約束、投資又は処分に当たり、いかなる時にも、かつ、いかなる点においても、それぞれ完全に別個なものとする。銀行の財務諸表においては、通常業務とともに銀行の準備金を示し、また、これらとは別個に特別業務を示す。

2　銀行の通常資本財源は、いかなる場合にも、特別業務から又は当初に特別基金財源を使用し若しくはその使用を約束した他の活動から生じた損失又は債務を負担してはならず、又はこれらを処理するために用いてはならない。

3　通常業務に直接関係する費用は、銀行の通常資本財源の負担とする。特別業務に直接関係する費用は、特別基金財源の負担とする。その他の費用は、第十八条1の規定に従うことを条件として、銀行が決定するところに従って負担される。

第十一条　業務の方法

1　銀行は、第一条及び第二条に規定するその目的及び任務を推進するため、次のいずれか又はすべての方法によりその業務を行う。

(i)　民間部門の企業に対し、競争的に活動しかつ市場指向型経済への参加へ移行しつつある国有企業に対し、並びに国有企業の民間による所有及び支配への移行を容易にするため特に民間又は外国の資本の国有企業への参加を容易にし又は拡大するため当該国有企業に対し、貸付けを行い、多数国間機関、商業銀行その他関心を有する者との協調貸付けを行い又は貸付けに参加すること。

(ii)　(a)　民間部門の企業の株式又は持分への投資を行うこと。

(b)　競争的に活動しかつ市場指向型経済への参加へ移行しつつある国有企業に対し、並びに国有企業の民間による所有及び支配への移行を容易にするため特に民間又は外国の資本の国有企業への参加を容易にし又は拡大するため当該国有企業に対し、株式又は持分への投資を行うこと。

(c)　他に融資の適当な手段がない場合には、民間部門の企業及び、(b)に定める目的のため、(b)に規定する国有企業による株式又は持分に係る証券の発行を引き受けること。

(iii)　他に融資の適当な手段がない場合には保証を行うことにより、及び金融に関する助言その他の援助を行うことにより、民間部門の企業又は、(i)に定める目的のため、その他の(i)に規定する企業による国内資本市場及び国際資本市場の利用を容易にすること。

(iv)　特別基金財源をその使用について定める合意に従って用いること。

(v)　民間部門の発展及び市場指向型経済への移

行のために必要な経済基盤の復興又は開発（環境計画を含む。）のため、貸付けを行い又は貸付けに参加し及び技術援助を供与すること。

この1の規定の適用上、国有企業は、競争的な市場環境において自律的に活動しかつ破産法の適用を受けるものでない限り、競争的に活動しているとは認められない。

2 (i) 理事会は、各受益国に対する銀行の業務及び貸付方針が第一条及び第二条に規定する銀行の目的及び任務に十分に適合していることを確保するため、少なくとも毎年これらの業務及び貸付方針の見直しを行う。この見直しに基づく決定は、理事の総数の三分の二以上の多数であって加盟者の総投票権数の四分の三以上を代表するものによって行う。

(ii) 当該見直しには、特に、各受益国の分権化、独占の排除及び民営化に関する進展についての検討並びに銀行の貸付けであって、民間企業に対するもの、市場指向型経済への参加又は民営化へ移行しつつある国有企業に対するもの、経済基盤のためのもの、技術援助のためのもの及び他の目的のためのものの相対的な比率についての検討を含む。

3 (i) 銀行は、その貸付け、保証及び株式又は持分への投資を、銀行のこれらについての約束額の合計の四十パーセントを超えない限度において、また、この条に規定する他の業務を害さない限りにおいて、公的部門に供与するものとする。その比率の制限は、銀行の業務の開始の日から当初の二年間を一の期間として、その後は各会計年度ごとに適用する。

(ii) 銀行は、いずれの国に対しても、銀行の貸付け、保証及び株式又は持分への投資を、五年間を一の期間として、銀行のこれらについての約束額の合計の四十パーセントを超えない限度において、また、この条に規定する他の業務を害さない限りにおいて、公的部門に供与するものとする。

(iii) この3の規定の適用上、

(a) 公的部門には、国及び地方の政府、これらの機関並びにこれらのいずれかが所有し又は支配する企業を含む。

(b) 民間による所有及び支配を達成するための計画を実施している国有企業に対する貸付け、保証又は株式若しくは持分への投資は、公的部門に供与されるものと解してはならない。

(c) 金融仲介機関が民間部門に対し転貸を行うための貸付けは、公的部門に供与されるものと解してはならない。

第十二条　通常業務に対する制限

1 銀行が通常業務として行った貸付け、株式又は持分への投資及び保証の現在高総額が銀行の通常資本財源に含まれる毀損されていない応募済資本、準備金及び剰余金の合計額を超えることとなる場合には、いかなる時にも当該現在高総額を増額してはならない。

2 株式又は持分への投資の額は、関係企業の資本について理事会が一般規則において適当と決定する比率を通常超えてはならない。銀行は、株式又は持分への投資により当該企業の支配力を取得しようとし、銀行が投資した企業を支配し又は直接その経営の責任を負ってはならない。ただし、当該投資のいずれかに対する債務不履行が現に生じ又は生ずるおそれがある場合、当該投資が行われた企業の支払不能が現に生じ又は生ずるおそれがある場合その他当該投資が危険にさらされるおそれがあると銀行が認める場合には、銀行は、その利益の保護のため、必要と認める措置をとり及び必要と認める権利を行使することができる。

3 銀行の株式又は持分への投資の実行残高は、いかなる時にも、毀損されていない応募済払込資本、剰余金及び一般準備金の合計に相当する額を超えてはならない。

4 銀行は、輸出信用のための保証は行わず、また、保険業務も行わない。

第十三条　業務の原則

銀行は、次の原則に従って業務を行う。

(i) 銀行は、そのすべての業務について健全な銀行経営の原則を適用する。

(ii) 銀行は、第一条及び第二条に規定するその目的及び任務を達成するため、特定の事業計画（個別のものであるか特定の投資計画に関連するものであるかを問わない。）に対し融資を行うこと及び技術援助を供与することを業務とする。

(iii) 銀行は、加盟国の反対があるときは、その加盟国の領域内の事業に融資してはならない。

(iv) 銀行は、その財源がいずれかの加盟国の利益のために均衡を失するほどに使用されることを認めてはならない。

(v) 銀行は、すべての投資につき合理的な多様性を保つように努めなければならない。

(vi) 申請人は、貸付け、保証又は株式若しくは持分への投資が行われるに先立ち、適切な申請を提出するものとし、また、銀行の総裁は、職員による審査に基づく当該申請に関する報告書を意見を付して理事会に提出する。

(vii) 銀行は、合理的であると認める条件で申請人が第三者から十分な融資又は便宜を受けることができる場合には、いかなる融資又は便宜の供与も行ってはならない。

(viii) 銀行は、融資を行い又は融資を保証するに当たり、借入人及び、保証人がある場合には、保証人が融資契約に基づくその債務を履行することができる見込みにつき、妥当な考慮を払う。

(ix) 銀行は、直接貸付けを行う場合には、支出が実際に生じたときにその支出に充てるためにのみ借入人が資金を引き出すことを認める。

(x) 銀行は、満足すべき条件でその投資を民間投資者に適当に売却することができるときはいつでも、そのような売却を行うことによってその資金を回転させるように努めなければならない。

(xi) 銀行は、個々の企業に投資するに当たり、当該企業の要求、銀行が負担する危険及び民間投資者が類似の融資を行うに際し通常確保する条件を考慮して、銀行が適当と認める条件に従って融資を行う。

(xii) 銀行は、その通常業務又は特別業務として行う貸付け、投資その他の融資に係る資金により行われる物品及び役務のいかなる国からの調達についても制限を課してはならない。

また、適当な場合にはいつでも、貸付けその他の業務に関し国際入札を行うことを条件とする。

(xiii) 銀行は、銀行が行い、保証し若しくは参加した貸付けの資金又は株式若しくは持分に投資した資金が、その貸付け又は株式若しくは持分への投資が行われた目的のためにのみ使用されること並びにその使用に当たり経済性及び有効性の問題に妥当な注意が払われることを確保するため、必要な措置をとる。

第十四条　貸付け及び保証に関する条件

1　銀行が行い、参加し又は保証する貸付けの場合には、貸付け又は保証に関する条件（貸付け又は保証に関するそれぞれの元本、利子及び貸付手数料又は保証料の支払、他の手数料、償還期限並びに支払日を含む。）は、契約によって定める。銀行は、この条件を定めるに当たり、銀行の収入を確保する必要を十分に考慮に入れる。

2　貸付け又は貸付けの保証の受益人が加盟国自身でなく国有企業である場合には、銀行は、望ましいと認めるときは、民間による所有及び支配に移行しつつある国有企業に対しては適当な他の方法に留意し、当該貸付け又は貸付けの保証の対象となる事業計画が行われる領域の属する加盟国又はその公的機関若しくは下部機関で銀行が受諾することのできるものが貸付けの条件に従った元本の償還並びに利子及び手数料の支払を保証することを要求することができる。理事会は、毎年、銀行の信用力に注意を払い、このような問題に関する銀行の処理について見直しを行う。

3　貸付け又は保証の契約には、銀行に対するすべての支払に用いる一若しくは二以上の通貨又は欧州通貨単位を明示する。

第十五条　貸付手数料及び保証料又は引受手数料

1　銀行は、通常業務として行い又は参加した貸付けに対して、利子のほかに、貸付手数料を課する。この貸付手数料の条件は、理事会が決定する。

2　銀行は、通常業務として貸付けの保証を行う場合又は証券の売却に当たってその引受けを行う場合には、銀行の危険を適切に補うため、理事会が決定する率及び回数によって支払われる保証料又は引受手数料を課する。

3　理事会は、銀行が通常業務に関して課するその他の手数料及び銀行が特別業務に関して課する貸付手数料、保証料、引受手数料又は他の手数料を決定することができる。

第十六条　特別準備金

1　銀行が前条の規定に基づいて受領した貸付手数料、保証料及び引受手数料の額は、特別準備金として積み立てるものとし、次条の規定に従って銀行の損失を補塡するために保留する。この特別準備金は、銀行が決定するところに従い、流動性のある形態により保有する。

2　理事会は、特別準備金の規模が十分であると決定する場合には、前条に規定する貸付手数料、保証料又は引受手数料の全部又は一部が、以後、銀行の利益の一部となることを決定することができる。

第十七条　銀行の損失の補塡の方法

1　銀行がその通常業務として行い、参加し又は保証した貸付けに関し債務の履行遅滞その他の債務不履行が生ずる場合並びに証券の引受け及び株式又は持分への投資に関し損失が生ずる場合には、銀行は、適当と認める措置をとる。銀行は、予想される損失に備え適当な引当金を保持する。

2　銀行の通常業務において生ずる損失には、次のものを充てる。

(i) 最初に1に規定する引当金

(ii) 第二に純益

(iii) 第三に前条に規定する特別準備金

(iv) 第四に一般準備金及び剰余金

(v) 第五に毀損されていない払込資本

(vi) 最後に第六条の4及び5の規定に従い払込みを請求される応募済みの請求払資本中の請求未済分の適当な額

第十八条　特別基金

1　銀行は、その目的に役立つことを意図しかつ銀行の任務の範囲内に入る特別基金の管理を受諾することができる。特別基金のすべての管理費用は、当該特別基金によって負担される。

2　銀行が管理を受諾した特別基金は、銀行の目的及び任務、その他この協定の関連規定並びに当該特別基金に関する合意に合致するいずれの方法及び条件によっても使用することができる。

3　銀行は、各特別基金の設定、管理及び使用のため必要な規則を採択する。この規則は、明らかに銀行の通常業務にのみ適用される規定を除くほか、この協定の規定に適合しなければならない。

第十九条　特別基金財源

「特別基金財源」とは、特別基金の財源をいい、次のものを含む。

(i) 銀行がいずれかの特別基金に繰り入れるために受け入れる資金

(ii) いずれかの特別基金の財源から行われた貸付け又は保証に関して返済された資金及び当該財源から行われた株式又は持分への投資からの収入であって、当該特別基金を規制する規則に従って当該特別基金によって受領されたもの

(iii) 特別基金の財源を運用することによって得られる収入

第四章　借入れその他の権限

第二十条　一般的権限

1　銀行は、この協定において別に規定する権限のほか、次の権限を有する。

(i) 加盟国内又は加盟国外において資金を借り入れること。もっとも、常に次のことを条件とする。

(a) 銀行は、その債務証書をいずれかの国の領域において売却するに先立ち、その国の承認を得なければならない。

(b) 銀行は、その債務証書がいずれかの加盟国の通貨で表示される場合には、その加盟国の承認を得なければならない。

(ii) 業務上必要としない資金を投資し又は預金すること。

(iii) 銀行が発行し、保証し又は投資した証券を流通市場において売買すること。

(iv) 銀行が投資している証券の売却を容易にするためその証券を保証すること。

(v) 銀行の目的及び任務に合致する目的のためいずれかの企業が発行する証券を引き受け又はその引受けに参加すること。

(vi) 銀行の目的に役立ちかつ銀行の任務の範囲内に入る技術的な助言及び援助を行うこと。

(vii) この協定の規定に従い、銀行の目的及び任務を推進するため必要な又は適当な範囲内で、その他の権限を行使し及び規則を採択すること。

(viii) いずれかの公的又は私的な団体と協力に関する取決めを締結すること。

2 銀行が発行し又は保証する各証券には、いかなる政府又は加盟者の債務でもない旨の目につきやすい記載をその証券面に行う。ただし、実際にいずれか特定の政府又は加盟者の債務である場合には、この限りでないものとし、この場合には、その旨を記載する。

第五章　通貨

第二十一条　通貨の決定及び使用

1 この協定の適用上、いずれかの通貨が完全に交換可能であるかないかを決定することがこの協定の下で必要となる場合には、銀行は、その財務上の利益を保全することが最も必要であることを考慮に入れ、必要なときは国際通貨基金と協議した後に、当該決定を行う。

2 加盟者は、銀行による次のものの受領、保有、使用又は移転に関し、いかなる制限も課してはならない。

(i) 第六条の規定に従い、銀行の資本への応募額の払込みとして銀行が受領する通貨又は欧州通貨単位

(ii) 銀行が借入れによって取得する通貨

(iii) 特別基金への拠出として銀行が管理する通貨その他の財源

(iv) (i)から(iii)までに定めるいずれかの資金から行われた貸付け若しくは投資に係る元本、利子、配当若しくは手数料のための支払として、その投資の処分による収入のための支払として又は貸付手数料、保証料、引受手数料若しくは他の手数料のための支払として銀行が受領する通貨

第六章　組織及び運営

第二十二条　機構

銀行に、総務会、理事会、総裁、一人又は二人以上の副総裁並びに必要と認めるその他の役員及び職員を置く。

第二十三条　総務会の構成

1 各加盟者は、総務会に代表者を出すものとし、総務一人及び代理一人を任命する。総務及び代理は、任命した加盟者が任意に定めるところに従って勤務する。代理は、総務が不在である場合を除くほか、投票することができない。

2 総務及び代理は、その資格においては、銀行から報酬を受けないで勤務する。

第二十四条　総務会の権限

1 銀行のすべての権限は、総務会に属する。

2 総務会は、その権限の一部又は全部を理事会に委任することができる。ただし、次の権限を除く。

(i) 新たな加盟国の加盟を承認し及びその加盟の承認の条件を決定すること。

(ii) 銀行の授権資本を増額し又は減額すること。

(iii) 加盟者の資格停止を行うこと。

(iv) 理事会が行ったこの協定の解釈又は適用に関する異議の申立てを裁決すること。

(v) 他の国際機関との協力のための一般的な協定の締結を許可すること。

(vi) 銀行の理事及び総裁を選出すること。

(vii) 理事及びその代理の報酬並びに総裁の給料その他勤務に関する契約の条件を定めること。

(viii) 銀行の貸借対照表及び損益計算書を、監査人の報告を審査した上で承認すること。

(ix) 銀行の純益の留保並びに割当て及び分配を決定すること。

(x) この協定を改正すること。

(xi) 銀行の業務を終了させることを決定し及びその資産を分配することを決定すること。

(xii) この協定において明示的に総務会に付与されたその他の権限を行使すること。

3 総務会は、2の規定又はこの協定の他の規定に基づき理事会に委任され又は付与されたいかなる事項についても指揮監督を行う完全な権限を保有する。

第二十五条　総務会の手続

1 総務会は、年次会合のほか、総務会が定め又は理事会が招集する会合を開催する。理事会は、銀行の五以上の加盟者又は加盟者の総投票権数の四分の一以上の投票権を有する加盟者が要請したときは、総務会を招集する。

2 総務会の会合の定足数は、総務の総数の三分の二以上であって加盟者の総投票権数の三分の二以上を代表するものとする。

3 総務会は、規則を設けることにより、理事会が望ましいと認めるときに総務会の会合を招集することなく特定の問題に関する総務による投票を得る手続を定めることができる。

4 総務会及び権限を与えられた範囲内で理事会は、銀行の業務を運営するために必要な又は適当な規則及び補助機関を採択し及び設置することができる。

第二十六条　理事会の構成

1 理事会は、二十三人の理事で構成するものとし、これらの理事は、総務会の構成員であってはならない。そのうち、

(i) 十一人は、ベルギー、デンマーク、フランス、ドイツ連邦共和国、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ポルトガル、スペイン、連合王国、欧州経済共同体及び欧州投資銀行を代表する総務が選出する。

(ii) 十二人は、その他の加盟国を代表する総務が選出する。そのうち、

(a) 四人は、附属書Aに銀行からの援助を受ける資格を有する中欧及び東欧の国として掲げられる国を代表する総務が選出する。

(b) 四人は、附属書Aにその他の欧州の国として掲げられる国を代表する総務が選出する。

(c) 四人は、附属書Aに欧州の国以外の国として掲げられる国を代表する総務が選出する。

理事は、自己を選出した総務が属する加盟者を

代表するとともに、投票を自己に委任した加盟者も代表することができる。

2　理事は、経済及び金融に関する問題について有能な者でなければならず、附属書Bに従って選出される。

3　総務会は、銀行の加盟者の数の変動に考慮を払うため、総務の総数の三分の二以上の多数であって加盟者の総投票権数の四分の三以上を代表するものによる賛成投票により、理事会の規模を拡大し若しくは縮小し又はその構成を修正することができる。総務会がその後の選挙に関しこの権限を行使できることを条件として、第二次の理事会の規模及び構成については、1に定めるところによる。

4　各理事は、不在のときに自己に代わって行動する完全な権限を有する代理を任命する。理事及び代理は、加盟国の国民でなければならない。いかなる加盟者も、二人以上の理事によって代表されてはならない。代理は、理事会の会合に参加することはできるが、理事に代わって行動しているときでなければ、投票することはできない。

5　理事は、三年間在任し、再選されることができる。ただし、最初の理事会の理事は、総務会によりその創立総会において選出され、その直後の総務会の第一回年次会合まで（総務会が当該年次会合においてその次の年次会合までと決定した場合には、その時まで）在任する。理事は、後任者が選出され、かつ、着任するまで在任する。理事が任期の満了前百八十日を超える期間欠員となった場合には、前任の理事を選出した総務は、この協定の附属書Bに従い残任期間のため後任者を選出する。選出には、当該総務による投票の過半数を必要とする。理事が任期の満了前百八十日を超えない期間欠員となった場合にも、同様に、前任の理事を選出した総務による投票により残任期間のため後任者を選出することができる。選出には、当該総務による投票の過半数を必要とする。欠員の間は、前任の理事の代理は、代理を任命する権限を除くほか、理事の権限を行使する。

第二十七条　理事会の権限

理事会は、第二十四条に規定する総務会の権限を害することなく、銀行の業務全般を運営する責任を有し、このため、この協定により明示的に与えられる権限のほか、総務会から委任されたすべての権限を行使する。特に、次の権限を有する。

(i)　総務会の作業を準備すること。

(ii)　総務会の一般的な指示に従い、貸付け、保証、株式又は持分への投資、銀行の借入れ、技術援助の供与その他の銀行の業務に関する政策を定め及びこれらの業務に関する決定を行うこと。

(iii)　各年次会合において総務会の承認を得るため各会計年度の監査済みの決算書を提出すること。

(iv)　銀行の予算を承認すること。

第二十八条　理事会の手続

1　理事会は、銀行の主たる事務所で通常その職務を行い、銀行の業務の必要に応じて会合する。

2　理事会の会合の定足数は、理事の過半数であって加盟者の総投票権数の三分の二以上を代表するものとする。

3　総務会は、いずれの加盟国も、自国の国籍を有する理事がいない場合において自国に特に関係のある事項について審議が行われているときは、理事会の会合に投票権を有しないで出席する代表者一人を送ることができるよう、規則を採択する。

第二十九条　投票

1　各加盟者の投票権数は、銀行の資本における当該加盟者の応募済株式数に等しいものとする。加盟者が第六条の規定に基づく払込株式に係る当該加盟者の義務に関し、払込期限が到来した額のいずれかの部分を払い込んでいない場合には、当該加盟者は、その未払が継続する限り、払込期限の到来した未払額が銀行の資本における当該加盟者の応募済払込株式の総額に対して占める割合に相当する割合の投票権数を、行使することができない。

2　各総務は、総務会における投票において、自己が代表する加盟者の票を投ずる資格を有する。この協定に別段の明文の規定がある場合を除くほか、総務会が決定すべきすべての事項は、投票した加盟者の投票権数の過半数によって決定する。

3　各理事は、理事会における投票において、自己を選出した総務が資格を有する票数及び附属書BのDの規定に基づき自己に投票を委任した総務が資格を有する票数を投票する資格を有する。二以上の加盟者を代表する理事は、自己が代表する二以上の加盟者の票を分割して投ずることができる。この協定に別段の明文の規定がある場合を除くほか、また、投票した加盟者の総投票権数の三分の二以上の多数による決定を必要とする一般的な政策に関する決定を除くほか、理事会が決定すべきすべての事項は、投票した加盟者の投票権数の過半数によって決定する。

第三十条　総裁

1　総務会は、総務の総数の過半数であって加盟者の総投票権数の過半数を代表するものによる投票により銀行の総裁一人を選出する。総裁は、在任期間中、総務、理事、総務代理又は理事代理であってはならない。

2　総裁の任期は、四年とする。総裁は、再選されることができる。ただし、総裁は、総務会が総務の総数の三分の二以上の多数であって加盟者の総投票権数の三分の二以上を代表するものによる賛成投票によって決定する場合には、退任する。総裁がいずれかの理由により欠員となったときは、総務会は、1の規定に従い四年を限度とする期間で後任者を選出する。

3　総裁は、可否同数の場合の決定投票を除くほか、投票してはならない。総裁は、総務会の会合に参加することができるものとし、また、理事会の会合の議長となる。

4　総裁は、銀行の法律上の代表者とする。

5　総裁は、銀行の職員の長とする。総裁は、理事会が採択した規則に従い、役員及び職員の組織及び任免の責任を負う。役員及び職員の任命に当たっては、能率及び技術的能力が最も重要であるが、総裁は、加盟国間の広範な地理的基礎に基づいて採用することについても妥当な考慮を払う。

6　総裁は、理事会の指揮の下に、銀行の経常的業務を行う。

第三十一条　副総裁

1　理事会は、総裁の勧告に基づき、一人又は二人以上の副総裁を任命する。副総裁は、理事会が定める期間在任し、かつ、理事会が決定するところに従い、権限を行使し、及び銀行の管理の任務を遂行する。総裁の不在又は心身の故障の場合には、副総裁は、総裁の権限及び任務を代行する。

2　副総裁は、理事会の会合に参加することはできるが、その会合における投票権を有しない。ただし、副総裁は、総裁に代わって行動するときは、決定投票を行うことができる。

第三十二条　銀行の国際的性格

1　銀行は、その目的又は任務を阻害し、ゆがめ又はその他の方法で変更するおそれのある特別基金又は他の貸付け若しくは援助を受け入れてはならない。

2　銀行、総裁、副総裁並びに役員及び職員は、決定を行うに当たっては、この協定に規定する銀行の目的、任務及び業務に関連した考慮にのみ基づいて行う。これらの考慮に当たっては、銀行の目的及び任務を達成し及び遂行するため、公平に比較衡量を行う。

3　銀行の総裁、副総裁並びに役員及び職員は、職務の遂行に当たり、銀行に対してのみ責任を負い、その他の当局に対しては責任を負わない。銀行の各加盟者は、この責任の国際的性格を尊重し、これらの者の職務の遂行に影響を及ぼすすべての企図を差し控えなければならない。

第三十三条　事務所の所在地

1　銀行の主たる事務所は、ロンドンに置く。

2　銀行は、代理事務所又は支所を銀行の加盟国の領域内に設けることができる。

第三十四条　寄託所及び連絡経路

1　各加盟者は、銀行が保有する当該加盟者の通貨その他の銀行の資産の寄託所として、その中央銀行又は銀行との合意によって定める他の機関を指定する。

2　各加盟者は、銀行がこの協定の下で生ずる事項に関して連絡することができる適当な公的機関を指定する。

第三十五条　報告書の公表及び情報の提供

1　銀行は、監査済みの決算書を含む年次報告書を公表し、また、財務状況の概要書及び業務の結果を示す損益計算書を三箇月以内の期間ごとに加盟者に送付する。財務会計に係る記録は、欧州通貨単位で行う。

2　銀行は、毎年、その活動による環境への影響について報告するものとし、銀行の目的を推進するために望ましいと認めるその他の報告書を公表することができる。

3　この条に定めるすべての報告書、文書及び刊行物は、銀行の加盟者に配布する。

第三十六条　純益の割当て及び分配

1　総務会は、少なくとも毎年、銀行の純益から、準備金のための控除及び必要な場合には第十七条1に規定する予想される損失に備えるための控除を行ったものについて、剰余金に繰り入れ又は他の目的のために割り当てる額及び分配が行われるときは分配額を、決定する。銀行の純益の他の目的のための割当てについては、総務の総数の三分の二以上の多数であって加盟者の総投票権数の三分の二以上を代表するものによって決定する。いかなる割当て及び分配も、一般準備金が授権資本の少なくとも十パーセントに達するまでは行ってはならない。

2　1に規定する分配は、各加盟者が保有する払込株式の数に比例して行う。ただし、その払込株式数の計算においては、当該分配に係る会計年度の終了する時までに当該株式に関し現金によって受領した払込み及び約束手形によって受領した払込みで現金化されたもののみを考慮する。

3　各加盟者に対する支払は、総務会が決定する方法により行う。当該支払及び受領国によるその使用は、いかなる加盟者からも制限を受けない。

第七章　加盟者の脱退及び資格停止並びに業務の一時的停止及び終了

第三十七条　加盟者の脱退の権利

1　加盟者は、銀行に対する書面による通告を主たる事務所に送付することにより、いつでも銀行から脱退することができる。

2　加盟者による脱退は、通告に明記する日に効力を生ずるものとし、加盟者は、同日にその資格を失う。ただし、この日は、いかなる場合にも、銀行が当該通告を受領する日から少なくとも六箇月後の日でなければならない。もっとも、加盟者は、脱退が最終的に効力を生ずる前は、いつでも、脱退の意思の通告を取り消すことを書面により銀行に通告することができる。

第三十八条　資格停止

1　加盟者が銀行に対するいずれかの義務を履行しない場合には、銀行は、総務の総数の三分の二以上の多数であって加盟者の総投票権数の三分の二以上を代表するものによる決定により、当該加盟者の資格を停止することができる。資格停止を受けた加盟者は、その資格停止の日から一年で自動的に銀行の加盟者でなくなる。ただし、資格停止に必要な多数と同様の多数により当該加盟者の資格を回復することが決定される場合は、この限りでない。

2　加盟者は、資格停止中は、脱退する権利を除くほか、この協定に基づくいかなる権利も行使することはできないが、引き続きすべての義務には服さなければならない。

第三十九条　旧加盟者との勘定の決済

1　いずれかの加盟者が加盟者でなくなった日の後は、その旧加盟者は、加盟者でなくなる前に契約された貸付け、株式若しくは持分への投資又は保証の一部に残高がある間は、銀行に対する直接の債務及び銀行に対する偶発債務について引き続いて責任を負うが、その後に銀行が新たに契約した貸付け、株式又は持分への投資及び保証についてはこのような責任を負わないものとし、また、銀行の収入にあずからず、かつ、銀行の経費を負担しない。

2　いずれかの加盟者が加盟者でなくなった場合には、銀行は、この条の規定に従い、その旧加盟者との間の勘定の決済の一部として当該旧加盟者の株式を買い戻すための措置をとる。この場合において、その株式の買戻価格は、当該旧加盟者が加盟者でなくなった日における銀行の帳簿価額とし、当初の各株式の購入価格を上限価額とする。

3　この条の規定に基づいて銀行が買い戻す株式の代金の支払は、次の条件によるものとする。

(i)　旧加盟者に対してその株式の代金として支払うべき額は、当該旧加盟者、その中央銀行又は当該旧加盟者のいずれかの機関若しくは下部機関が、借入人又は保証人として銀行に対し引き続いて責任を負う間は、その支払を保留するものとし、かつ、銀行の選択によりこの責任に係る債務にその期限が到来したときに充てることができる。第六条の4、5及び7の規定に基づく株式の応募から生ずる当該旧加盟者の責任を理由としては、いかなる額についてもその支払を保留してはならない。加盟者の株式の代金としてその加盟者に支払うべき額は、いかなる場合にも、その加盟者が加盟者でなくなった日から六箇月後までは支払わない。

(ii)　株式の代金の支払は、旧加盟者が買戻価格の全額を受領するまで、当該旧加盟者が株式を引き渡す都度、2の買戻価格として支払うべき額が(i)に定める貸付け、株式又は持分への投資及び保証に対する責任額の総計を超える額の範囲内で行うことができる。

(iii)　支払は、銀行が定める条件で、銀行が定める完全に交換可能な通貨又は欧州通貨単位により銀行が定める期日に行う。

(iv)　いずれかの加盟者が加盟者でなくなった日に残高がある保証、貸付けへの参加若しくは貸付けにつき銀行が損失を受けた場合又は銀行が保有する株式若しくは持分への投資について同日に銀行が純損失を被っている場合において、損失の額が同日における損失引当準備金の額を超えるときは、当該旧加盟者は、株式の買戻価格の決定の際にその損失が考慮されていたとすれば株式の買戻価格から減額されていたはずである額を要求に応じて払い戻す。更に、旧加盟者は、第六条4の規定に基づく未払込応募額に係る払込請求につき、株式の買戻価格の決定の際に資本に毀損が生じていて払込請求がされていたとすれば要求されていたはずである額の範囲内で引き続き責任を負う。

4　いずれかの加盟者が加盟者でなくなった日から六箇月以内に銀行が第四十一条の規定に基づきその業務を終了する場合には、当該旧加盟者のすべての権利は、第四十一条から第四十三条までの規定に従って定める。

第四十条　業務の一時的停止

理事会は、緊急の場合には、総務会が検討して措置をとるまでの間、新規の貸付け、保証、証券の引受け、技術援助及び株式又は持分への投資について業務を一時的に停止することができる。

第四十一条　業務の終了

銀行は、総務の総数の三分の二以上の多数であって加盟者の総投票権数の四分の三以上を代表するものによる賛成投票により業務を終了することができる。銀行は、業務の終了に当たり、その資産の秩序ある換価、保全及び管理並びにその債務の決済に付随する活動を除くほか、すべての活動を直ちに停止する。

第四十二条　加盟者の責任及び請求権の弁済

1　銀行の業務を終了する場合には、すべての加盟者が銀行の資本に対する払込請求未済の応募額について有する責任は、すべての偶発的な請求権を含む債権者のすべての請求権の履行が完了するまでの間、継続する。

2　直接の請求権を有する通常業務に係る債権者に対しては、最初に銀行の資産から、第二に払い込まれていない払込株式に係る銀行への払込金から、次に請求払資本に係る銀行への払込金から弁済する。直接の請求権を有する債権者に対する支払に先立って、理事会は、直接の請求権を有する者と偶発的な請求権を有する者との間に比例的な分配を確保するため必要と認める措置をとる。

第四十三条　資産の分配

1　銀行の資本に対する応募を理由とする加盟者へのこの章に基づく分配は、次の要件を満たすまでは行わない。

(i)　債権者に対するすべての債務を履行し又は履行する用意を完了すること。

(ii)　総務会が総務の総数の三分の二以上の多数であって加盟者の総投票権数の四分の三以上を代表するものによる投票により分配すること を決定すること。

2　銀行の資産は、各加盟者が有する資本に比例して、銀行が公正かつ衡平と認める時期及び条件により加盟者に分配する。分配される資産の各加盟者の取り分は、資産の種類について画一的であることを必要としない。いかなる加盟者も、銀行に対するすべての債務を決済するまでは、資産の分配において自己の取り分を受け取る資格を有しない。

3　この条の規定に従って分配される資産を受け取った加盟者は、銀行がその資産について分配前に有していた権利と同一の権利を有する。

第八章　地位、免除、特権及び課税免除

第四十四条　この章の目的

銀行がその目的及び与えられた任務を達成することができるようにするため、銀行に対し、この章に規定する地位、免除、特権及び課税免除を各加盟国の領域において与える。

第四十五条　銀行の地位

銀行は、完全な法人格を有し、特に、次のことを行う完全な法的能力を有する。

(i)　契約をすること。

(ii)　動産及び不動産を取得し及び処分すること。

(iii)　訴えを提起すること。

第四十六条　訴訟手続に関する銀行の地位

銀行に対する訴えは、銀行の事務所がある国、銀行が訴訟に関する送達若しくは告知を受けるため代理人を任命している国又は銀行が証券の発行若しくは保証を行っている国の領域内の管轄裁判所にのみ提起することができる。ただし、加盟者又はその代理人若しくは加盟者から請求権を承継した者は、訴えを提起してはならない。銀行の財産及び資産は、所在地及び占有者のいかんを問わず、銀行に対する裁判の確定前は、あらゆる形式の押収、差押え又は強制執行を免除される。

第四十七条　資産に対する強制処分の免除

銀行の財産及び資産は、所在地及び占有者のいかんを問わず、行政上又は立法上の措置による捜索、徴発、没収、収用その他あらゆる形式の強制処分を免除される。

第四十八条　文書に関する免除

銀行の文書及び一般に銀行が所有し又は保管する文書は、不可侵とする。

第四十九条　資産に対する制限からの自由

銀行のすべての財産及び資産は、銀行の目的及び任務を遂行するために必要な範囲内で、かつ、この協定の規定に従うことを条件として、いかなる性質の制限、規制、管理及びモラトリアムをも課されない。

第五十条　通信に関する特権

各加盟者は、銀行の公用通信に対し、他の加盟者の公用通信に対して与える待遇と同一の待遇を与える。

第五十一条　役員及び使用人の免除

銀行の総務、理事、代理、役員及び使用人並びに銀行のための任務を遂行する専門家は、銀行が当該免除を放棄する場合を除くほか、公的資格で行う行為について訴訟手続から免除され、また、これらの者の公用の書類及び文書は、不可侵とする。ただし、当該免除は、これらの総務、理事、代理、役員、使用人又は専門家が引き起こした道路交通事故から生ずる損害の場合における民事責任については、適用しない。

第五十二条　役員及び使用人の特権

1　銀行の総務、理事、代理、役員及び使用人並びに銀行のための任務を遂行する専門家は、次の免除及び特権を享受する。

(i)　これらの者が当該加盟国の国民でない場合には、当該加盟国が他の加盟国の同等の地位の代表者、公務員及び使用人に対して与える出入国制限、外国人登録義務及び国民的服役義務の免除並びに為替制限に関する便宜と同一の免除及び便宜

(ii)　加盟国が他の加盟国の同等の地位の代表者、公務員及び使用人に対して与える旅行上の便宜に関する待遇と同一の待遇

2　銀行の主たる事務所が置かれる国に居住する理事、理事代理、役員、使用人及び銀行の専門家の配偶者及び直接の被扶養者は、当該国で就職する機会を与えられる。銀行の代理事務所又は支所が置かれる国に居住する理事、理事代理、役員、使用人及び銀行の専門家の配偶者及び直接の被扶養者は、可能な限り、当該国の国内法に従い、当該国で同様の機会を与えられるものとする。銀行は、主たる事務所が置かれる国及び適当な場合には他の関係国とこの2の規定を実施するための具体的な協定について交渉する。

第五十三条　課税の免除

1　銀行並びにその資産、財産及び収入は、銀行の公的活動の範囲内において、すべての直接税を免除される。

2　銀行がその公的活動を遂行するために必要な相当の価額の物品又は役務を購入し又は使用する場合において、当該物品又は役務の価格に税が含まれ、その税が識別できるときは、当該税を課した加盟国は、これを免除し又は還付するための適当な措置をとる。

3　銀行が輸入する物品でその公的活動の遂行に必要なものは、すべての輸入に関する税並びにすべての輸入に関する禁止及び制限を免除される。同様に、銀行が輸出する物品でその公的活動の遂行に必要なものは、すべての輸出に関する税並びにすべての輸出に関する禁止及び制限を免除される。

4　銀行が取得し又は輸入した物品でこの条の規定に基づく免除を受けたものは、免除又は還付を行った加盟国が定めた条件に従って行う場合を除くほか、売却し、賃貸し、貸与し又は有償若しくは無償で譲渡してはならない。

5　この条の規定は、公益事業の使用料にすぎない税については、適用しない。

6　銀行の理事、理事代理、役員及び使用人は、この協定の効力発生の日から一年以内に総務会が定める条件及び採択する規則に従い、銀行が支払う給料その他の給与に関し銀行の利益のために事実上の内部税を課される。この税が適用される日から、当該給料その他の給与は、国内の所得税を免除される。ただし、加盟国は、他の源泉からの所得に対して課する租税の額を算定するときは、このように免除された給料その他の給与を考慮に入れることができる。

7　6の規定にかかわらず、加盟国は、自国の市民又は国民に銀行が支払う給料その他の給与に対し、自国又はその行政区画若しくは地方政府が課税する権利を留保する旨の宣言を批准書、受諾書又は承認書とともに寄託することができる。銀行は、このような租税の納付、源泉徴収又は徴収の義務を免除される。銀行は、当該租税のためのいかなる補償も行わない。

8　6の規定は、銀行が支払う年金については、適用しない。

9　銀行が発行する債務証書その他の証書（その配当又は利子を含む。）に対しては、保有者のいかんを問わず、次の課税のいずれも行ってはならない。

(i)　銀行が発行したことのみを理由として債務証書その他の証書に対して不利な差別を設ける課税

(ii)　債務証書その他の証書の発行、支払予定若しくは支払実施の場所若しくは通貨又は銀行が維持する事務所若しくは業務所の位置を唯一の法律上の基準とする課税

10　銀行が保証する債務証書その他の証書（その配当又は利子を含む。）に対しては、保有者のいかんを問わず、次の課税のいずれも行ってはならない。

(i)　銀行が保証したことのみを理由として債務証書その他の証書に対して不利な差別を設ける課税

(ii)　銀行が維持する事務所又は業務所の位置を唯一の法律上の基準とする課税

第五十四条　この章の規定の実施

加盟者は、この章の規定を実施するために速やかに必要な措置をとり、その措置の詳細を銀行に通報する。

第五十五条　免除、特権及び課税免除の放棄

この章の規定に基づいて与えられる免除、特権及び課税免除は、銀行の利益のために与えられる。理事会は、銀行の利益にとって最も適当であると認める場合には、この章の規定に基づいて与えられる免除、特権及び課税免除を理事会が決定する範囲内及び条件で放棄することができる。総裁は、自己及び副総裁以外の役員、使用人又は銀行の専門家に関する免除、特権及び課税免除が正義の実現を阻害するものであり、かつ、銀行の利

益を害することなくこれを放棄することができると認める場合には、当該免除、特権及び課税免除を放棄する権利及び義務を有する。これと同様の状況の下において及び同一の条件により、理事会は、総裁及び副総裁に関する免除、特権又は課税免除を放棄する権利及び義務を有する。

第九章　改正、解釈及び仲裁

第五十六条　改正

1　この協定を改正する提案は、加盟者、総務又は理事会のいずれから提議されたものであっても、総務会の議長に送付し、議長は、この提案を総務会に提出する。総務会が改正案を承認したときは、銀行は、すべての加盟者に対し、改正案を受諾するか受諾しないかについて迅速な通報の手段により照会する。加盟者の四分の三以上の多数（附属書Aに掲げる中欧及び東欧の国の少なくとも二の国を含むことを要する。）であって加盟者の総投票権数の五分の四以上を有するものが改正案を受諾したときは、銀行は、すべての加盟者にあてた公式の通報によってその事実を確認する。

2　1の規定にかかわらず、

(i)　次の事項を変更する改正の場合には、すべての加盟者の受諾を必要とする。

(a)　銀行から脱退する権利

(b)　第五条3に定める株式の買入れに関する権利

(c)　第五条7に定める責任の限度

(d)　第一条及び第二条に規定する銀行の目的及び任務

(ii)　第八条4の規定を変更する改正の場合には、加盟者の四分の三以上の多数であって加盟者の総投票権数の八十五パーセント以上を有するものによる受諾を必要とする。

(i)及び(ii)に定める改正案の受諾に関する要件が満たされたときは、銀行は、すべての加盟者にあてた公式の通報によってその事実を確認する。

3　改正は、1及び2に規定する公式の通報の日の後三箇月ですべての加盟者について効力を生ずる。ただし、総務会が異なる期間を明示する場合は、この限りでない。

第五十七条　解釈及び適用

1　この協定の規定の解釈又は適用について加盟者と銀行との間又は加盟者相互の間に生ずる疑義は、理事会に対しその決定のため提出する。審議される疑義につき特に関係を有する加盟国は、理事会に自国の国籍を有する理事がいない場合には、当該審議が行われる間理事会の会合に自国を直接代表する者を出席させる権利を有するが、このような代表者は、投票権を有しない。代表者を出席させるこの権利については、総務会が定めるところによる。

2　理事会が1の規定に基づいて決定を行ったときは、いずれの加盟者も、その疑義を総務会に付託することを要求することができるものとし、総務会の裁決は、最終的なものとする。銀行は、総務会が裁決を行うまでの間、必要と認める限り、理事会の決定に基づいて行動することができる。

第五十八条　仲裁

銀行と加盟者でなくなった者との間又は銀行の業務を終了する決定を採択した後において銀行と加盟者との間に意見の相違が生じた場合には、この意見の相違は、三人の仲裁人による仲裁に付する。仲裁人の一人は銀行が任命し、他の一人は当該加盟者又は当該旧加盟者が任命し、第三の仲裁人は当事者が別段の合意をしない限り国際司法裁判所長又は総務会が採択した規則で定める他の当局が任命する。最終的であり、かつ、当事者を拘束する決定は、仲裁人の過半数の投票によって行うことができる。第三の仲裁人は、手続問題に関して当事者の意見が相違する場合には、その問題を解決する完全な権限を有する。

第五十九条　承認とみなされる場合

銀行が行為をする前に加盟者の承認又は受諾を必要とする場合には、第五十六条の規定に基づく場合を除くほか、銀行が当該行為の提案を当該加盟者に通知するに当たって定める相当の期間内に当該加盟者が異議を申し立てないときは、承認又は受諾が与えられたものとみなす。

第十章　最終規定

第六十条　署名及び寄託

1　この協定は、フランス共和国政府（以下「寄託者」という。）に寄託するものとし、千九百九十年十二月三十一日まで、附属書Aに掲げる加盟予定者による署名のために開放しておく。

2　寄託者は、すべての署名者にこの協定の認証謄本を送付する。

第六十一条　批准、受諾又は承認

1　この協定は、署名者によって批准され、受諾され又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、2の規定の適用があることを条件として、千九百九十一年三月三十一日以前に寄託者に寄託されなければならない。寄託者は、他の署名者に批准書、受諾書又は承認書の各寄託及び当該寄託の日付を通告する。

2　いずれの署名者も、この協定の効力発生の日の後一年以内に、又は必要な場合には総務の総数の過半数であって加盟者の総投票権数の過半数を代表するものによって決定される更に遅い日までに、批准書、受諾書又は承認書を寄託することによりこの協定の締約者となることができる。

3　この協定の効力発生の日前に1に規定する批准書、受諾書又は承認書を寄託した署名者は、効力発生の日に銀行の加盟者となる。その他の署名者で2の規定に従い批准書、受諾書又は承認書を寄託したものは、その寄託の日に銀行の加盟者となる。

第六十二条　効力発生

1　この協定は、附属書Aに掲げる当初の応募額の総額の三分の二以上を代表する署名者（附属書Aに掲げる中欧及び東欧の国の少なくとも二の国を含むことを要する。）がそれぞれの批准書、受諾書又は承認書の寄託を完了した時に、効力を生ずる。

2　この協定が千九百九十一年三月三十一日までに効力を生じない場合には、寄託者は、将来の行動方針を決定し及び批准書、受諾書又は承認書が寄託される新たな期日を決定するため、関心を有する加盟予定者の会議を招集することができる。

第六十三条　創立総会及び業務の開始

1　この協定が前条の規定に基づき効力を生じたときは直ちに、各加盟者は、総務を任命する。寄託者は、前条の規定に基づくこの協定の効力

発生の日から六十日以内に、又はその後できる限り速やかに総務会の第一回会合を招集する。

2　総務会は、その第一回会合において、次のことを行う。

(i)　総裁を選出すること。

(ii)　第二十六条の規定に従い銀行の理事を選出すること。

(iii)　銀行の業務の開始の日を決定するための措置をとること。

(iv)　銀行の業務の開始の準備のために必要と認められるその他の措置をとること。

3　銀行は、その業務の開始の日を加盟者に通告する。

千九百九十年五月二十九日にパリで、ひとしく正文である英語、フランス語、ドイツ語及びロシア語により原本一通を作成した。この原本は、寄託者に寄託する。寄託者は、その認証謄本をこの協定の附属書Aに掲げる他の加盟予定者に送付する。

附属書A　第六十一条の規定に従って加盟者となる加盟予定者の授権資本への当初の応募額

	株式数	資本への応募額（百万欧州通貨単位）
A　欧州共同体		
(a)		
ベルギー	二二、八〇〇	二二八・〇〇
デンマーク	一二、〇〇〇	一二〇・〇〇
フランス	八五、一七五	八五一・七五
ドイツ連邦共和国	六、五〇〇	六五・〇〇
ギリシャ	三、〇〇〇	三〇・〇〇
アイルランド	八五、一七五	八五一・七五
イタリア	二、〇〇〇	二〇・〇〇
ルクセンブルグ	二四、八〇〇	二四八・〇〇
オランダ	四、二〇〇	四二・〇〇
ボルトガル	三四、〇〇〇	三四〇・〇〇
スペイン	八五、一七五	八五一・七五
連合王国		
(b)		
欧州経済共同体	三〇、〇〇〇	三〇〇・〇〇
欧州投資銀行	三〇、〇〇〇	三〇〇・〇〇
B　その他の欧州の国		
オーストリア	二二、八〇〇	二二八・〇〇
サイプラス	一、〇〇〇	一〇・〇〇
フィンランド	一二、五〇〇	一二五・〇〇
アイスランド	一、〇〇〇	一〇・〇〇
イスラエル	六、五〇〇	六五・〇〇
リヒテンシュタイン	二〇〇	二・〇〇
マルタ	一〇〇	一・〇〇
ノールウェー	一二、五〇〇	一二五・〇〇
スウェーデン	二二、八〇〇	二二八・〇〇
スイス	二二、八〇〇	二二八・〇〇
トルコ	一一、五〇〇	一一五・〇〇
C　受益国		
ブルガリア	七、九〇〇	七九・〇〇
チェッコ・スロヴァキア	一二、八〇〇	一二八・〇〇
ドイツ民主共和国	一五、五〇〇	一五五・〇〇
ハンガリー	七、九〇〇	七九・〇〇
ポーランド	一二、八〇〇	一二八・〇〇
ルーマニア	四、八〇〇	四八・〇〇
ソヴィエト社会主義共和国連邦	六〇、〇〇〇	六〇〇・〇〇
ユーゴースラヴィア	一二、八〇〇	一二八・〇〇
D　欧州の国以外の国		
オーストラリア	一〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇
カナダ	三四、〇〇〇	三四〇・〇〇
エジプト	一、〇〇〇	一〇・〇〇
日本国	八五、一七五	八五一・七五
大韓民国	六、五〇〇	六五・〇〇
メキシコ	三、〇〇〇	三〇・〇〇
モロッコ	一、〇〇〇	一〇・〇〇
ニュー・ジーランド	一、〇〇〇	一〇・〇〇
アメリカ合衆国	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇
E　未割当株	一二五	一・二五
合　計	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇・〇〇

注　加盟予定者は、この協定のためにのみこの附属書Aの区分の下に掲げられる。受益国は、この協定の他の規定においては、中欧及び東欧の国という。

附属書B

A　ベルギー、デンマーク、フランス、ドイツ連邦共和国、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ポルトガル、スペイン、連合王国、欧州経済共同体及び欧州投資銀行を代表する総務（以下「Aの総務」という。）による理事の選挙

1　以下に定めるこのAの規定は、このAについてのみ適用する。

2　理事の候補者は、Aの総務が指名する。ただし、各総務は、一人のみを指名することができる。理事の選挙は、Aの総務が投票によって行う。

3　投票する資格を有する各総務は、自己を任命した加盟者がこの協定第二十九条の1及び2の規定に基づいて有するすべての票を一人に対して投ずる。

4　10の規定に従うことを条件として、最も多数の票を得た十一人は、理事となる。ただし、得票数がこのAにおける投票可能な票数（有権票数）の総数の四・五パーセントに達しなかった者は、選出されなかったものとする。

5　10の規定に従うことを条件として、第一回の投票において十一人が選出されなかった場合には、第二回の投票を行う。この投票においては、第一回の投票において最も少数の票を得た者は、候補者が十一人を超えていなかった場合を除くほか選出される資格がないものとし、次の者のみが投票する。

(a)　第一回の投票において選出されなかった者に投票した総務

(b)　第一回の投票において選出された者に投票した総務であって自己が投じた票によって当該者の得票数が有権票数の五・五パーセントを超えることとなったと6及び7の規定によってみなされるもの

6　いずれの総務が投じた票によってある者の得票数が有権票数の五・五パーセントを超えることとなったとみなすかを決定するに当たっては、この五・五パーセントには、最初に、当該者に対して最も多数の票を投じた総務の票数が、次に、これに次ぐ数の票を投じた総務の票数が、以下順次五・五パーセントに達するまでの票数が含まれるものとみなす。

7　ある者の得票数が四・五パーセントを超えることとなるためにいずれかの総務の票の一部が計上されなければならない場合には、その総務のすべての票は、当該者の得票数がこれにより五・五パーセントを超えるときでも、当該者に投じられたものとみなされ、その後の投票においては投票する資格を有しない。

8　10の規定に従うことを条件として、第二回の投票の後十一人が選出されなかった場合には、このAに定める原則及び手続に従い十一人が選出されるまで更に投票を行う。ただし、十人が選出された場合には、十一番目の者は、4の規定にかかわらず、残余の票数の単純多数で選出することができる。

9　総務会は、Aの総務が選出する理事の数が増加し又は減少する場合には、4から7までに定める百分率の下限及び上限を適当に調整する。

10　附属書Aにおいて資本への応募額の割合が二・四パーセントを超える署名者又は署名者の集団が批准書、承認書又は受諾書を寄託しないときは、当該署名者又は署名者の集団ごとにそれぞれ一人の理事の選挙は、行わない。当該署名者又は署名者の集団を代表する総務は、当該署名者又は署名者の集団が加盟した後直ちに、それぞれに係る理事を選出する。当該理事は、最初の理事会の理事が在任している間に選出された場合には、この協定第二十六条3の規定に従い、総務会の創立総会において選出されたものとみなす。

B　その他の国を代表する総務による理事の選挙

B(i)　附属書Aに中欧及び東欧の国（受益国）として掲げられる国を代表する総務（以下「B(i)の総務」という。）による理事の選挙

1　以下に定めるこのB(i)の規定は、このB(i)についてのみ適用する。

2　理事の候補者は、B(i)の総務が指名する。ただし、各総務は、一人のみを指名することができる。理事の選挙は、B(i)の総務が投票によって行う。

3　投票する資格を有する各総務は、自己を任命した加盟者がこの協定第二十九条の1及び2の規定に基づいて有するすべての票を一人に対して投ずる。

4　10の規定に従うことを条件として、最も多数の票を得た四人は、理事となる。ただし、得票数がこのB(i)における投票可能な票数（有権票数）の総数の十二パーセントに達しなかった者は、選出されなかったものとする。

5　10の規定に従うことを条件として、第一回の投票において四人が選出されなかった場合には、第二回の投票を行う。この投票においては、第一回の投票において最も少数の票を得た者は、候補者が四人を超えていなかった場合を除くほか選出される資格がないものとし、次の者のみが投票する。

(a)　第一回の投票において選出されなかった者に投票した総務

(b)　第一回の投票において選出された者に投票した総務であって自己が投じた票によって当該者の得票数が有権票数の十三パーセントを超えることとなったと6及び7の規定によってみなされるもの

6　いずれの総務が投じた票によってある者の得票数が有権票数の十三パーセントを超えることとなったとみなすかを決定するに当たっては、この十三パーセントには、最初に、当該者に対して最も多数の票を投じた総務の票数が、次に、これに次ぐ数の票を投じた総務の票数が、以下順次十三パーセントに達するまでの票数が含まれるものとみなす。

7　ある者の得票数が十二パーセントを超えることとなるためにいずれかの総務の票の一部が計上されなければならない場合には、その総務のすべての票は、当該者の得票数がこれにより十三パーセントを超えるときでも、当該者に投じられたものとみなされ、その後の投票においては投票する資格を有しない。

8　10の規定に従うことを条件として、第二回の投票の後四人が選出されなかった場合には、このB(i)に定める原則及び手続に従い四人が選出

されるまで更に投票を行う。ただし、三人が選出された場合には、四番目の者は、4の規定にかかわらず、残余の票数の単純多数で選出することができる。

9　総務会は、B(i)の総務が選出する理事の数が増加し又は減少する場合には、4から7までに定める百分率の下限及び上限を適当に調整する。

10　附属書Aにおいて資本への応募額の割合が二・八パーセントを超える署名者又は署名者の集団が批准書、承認書又は受諾書を寄託しないときは、当該署名者又は署名者の集団ごとにそれぞれ一人の理事の選挙は、行わない。当該署名者又は署名者の集団を代表する総務は、当該署名者又は署名者の集団が加盟した後直ちに、それぞれに係る理事を選出する。当該理事は、最初の理事会の理事が在任している間に選出された場合には、この協定第二十六条3の規定に従い、総務会の創立総会において選出されたものとみなす。

B(ii)　附属書Aにその他の欧州の国として掲げられる国を代表する総務（以下「B(ii)の総務」という。）による理事の選挙

1　以下に定めるこのB(ii)の規定は、このB(ii)についてのみ適用する。

2　理事の候補者は、B(ii)の総務が指名する。ただし、各総務は、一人のみを指名することができる。理事の選挙は、B(ii)の総務が投票によって行う。

3　投票する資格を有する各総務は、自己を任命した加盟者がこの協定第二十九条の1及び2の規定に基づいて有するすべての票を一人に対して投ずる。

4　10の規定に従うことを条件として、最も多数の票を得た四人は、理事となる。ただし、得票数がこのB(ii)における投票可能な票数（有権票数）の総数の二十・五パーセントに達しなかった者は、選出されなかったものとする。

5　10の規定に従うことを条件として、第一回の投票において四人が選出されなかった場合には、第二回の投票を行う。この投票においては、第一回の投票において最も少数の票を得た者は、候補者が四人を超えていなかった場合を除くほか選出される資格がないものとし、次の者のみが投票する。

(a)　第一回の投票において選出されなかった者に投票した総務

(b)　第一回の投票において選出された者に投票した総務であって自己が投じた票によって当該者の得票数が有権票数の二十一・五パーセントを超えることとなったと6及び7の規定によってみなされるもの

6　いずれの総務が投じた票によってある者の得票数が有権票数の二十一・五パーセントを超えることとなったとみなすかを決定するに当たっては、この二十一・五パーセントには、最初に、当該者に対して最も多数の票を投じた総務の票数が、次に、これに次ぐ数の票を投じた総務の票数が、以下順次二十一・五パーセントに達するまでの票数が含まれるものとみなす。

7　ある者の得票数が二十・五パーセントを超えることとなるためにいずれかの総務の票の一部が計上されなければならない場合には、その総務のすべての票は、当該者の得票数がこれにより二十一・五パーセントを超えるときでも、当該者に投じられたものとみなされ、その後の投票においては投票する資格を有しない。

8　10の規定に従うことを条件として、第二回の投票の後四人が選出されなかった場合には、このB(ii)に定める原則及び手続に従い四人が選出されるまで更に投票を行う。ただし、三人が選出された場合には、四番目の者は、4の規定にかかわらず、残余の票数の単純多数で選出することができる。

9　総務会は、B(ii)の総務が選出する理事の数が増加し又は減少する場合には、4から7までに定める百分率の下限及び上限を適当に調整する。

10　附属書Aにおいて資本への応募額の割合が二・八パーセントを超える署名者又は署名者の集団が批准書、承認書又は受諾書を寄託しないときは、当該署名者又は署名者の集団ごとにそれぞれ一人の理事の選挙は、行わない。当該署名者又は署名者の集団を代表する総務は、当該署名者又は署名者の集団が加盟した後直ちに、それぞれに係る理事を選出する。当該理事は、最初の理事会の理事が在任している間に選出された場合には、この協定第二十六条3の規定に従い、総務会の創立総会において選出されたものとみなす。

B(iii)　附属書Aに欧州の国以外の国として掲げられる国を代表する総務（以下「B(iii)の総務」という。）による理事の選挙

1　以下に定めるこのB(iii)の規定は、このB(iii)についてのみ適用する。

2　理事の候補者は、B(iii)の総務が指名する。ただし、各総務は、一人のみを指名することができる。理事の選挙は、B(iii)の総務が投票によって行う。

3　投票する資格を有する各総務は、自己を任命した加盟者がこの協定第二十九条の1及び2の規定に基づいて有するすべての票を一人に対して投ずる。

4　10の規定に従うことを条件として、最も多数の票を得た四人は、理事となる。ただし、得票数がこのB(iii)における投票可能な票数（有権票数）の総数の八パーセントに達しなかった者は、選出されなかったものとする。

5　10の規定に従うことを条件として、第一回の投票において四人が選出されなかった場合には、第二回の投票を行う。この投票においては、第一回の投票において最も少数の票を得た者は、候補者が四人を超えていなかった場合を除くほか選出される資格がないものとし、次の者のみが投票する。

(a)　第一回の投票において選出されなかった者に投票した総務

(b)　第一回の投票において選出された者に投票した総務であって自己が投じた票によって当該者の得票数が有権票数の九パーセントを超えることとなったと6及び7の規定によってみなされるもの

6　いずれの総務が投じた票によってある者の得票数が有権票数の九パーセントを超えることとなったとみなすかを決定するに当たっては、この九パーセントには、最初に、当該者に対し

て最も多数の票を投じた総務の票数が、次に、これに次ぐ数の票を投じた総務の票数が、以下順次九パーセントに達するまでの票数が含まれるものとみなす。

7　ある者の得票数が八パーセントを超えることとなるためにいずれかの総務の票の一部が計上されなければならない場合には、その総務のすべての票は、当該者の得票数がこれにより九パーセントを超えるときでも、当該者に投じられたものとみなされ、その後の投票においては投票する資格を有しない。

8　10の規定に従うことを条件として、第二回の投票の後四人が選出されなかった場合には、このB(iii)に定める原則及び手続に従い四人が選出されるまで更に投票を行う。ただし、三人が選出された場合には、四番目の者は、4の規定にかかわらず、残余の票数の単純多数で選出することができる。

9　総務会は、B(iii)の総務が選出する理事の数が増加し又は減少する場合には、4から7までに定める百分率の下限及び上限を適当に調整する。

10　附属書Aにおいて資本への応募額の割合が五パーセントを超える署名者又は署名者の集団が批准書、承認書又は受諾書を寄託しないときは、当該署名者又は署名者の集団ごとにそれぞれ一人の理事の選挙は、行わない。当該署名者又は署名者の集団を代表する総務は、当該署名者又は署名者の集団が加盟した後直ちに、それぞれに係る理事を選出する。当該理事は、最初の理事会の理事が在任している間に選出された場合には、この協定第二十六条3の規定に従い、総務会の創立総会において選出されたものとみなす。

C　附属書Aに掲げられていない国を代表する理事の選挙のための措置

総務会が、この協定第二十六条3の規定に従い、銀行の加盟者の数の変動に考慮を払うため理事会の規模の拡大若しくは縮小又はその構成の修正を決定する場合には、総務会は、最初にこの附属書Bの改正が必要であるかないかを検討しなければならず、必要と認めるときは、当該決定の一部として当該改正を行うことができる。

D　投票の委任

この附属書BのA、B(i)、B(ii)又はB(iii)に基づく理事の選挙において投票に参加しない総務又は自己の票が選挙にいかなる貢献もしない総務は、選出された理事のいずれか一人に対し自己が資格を有する投票を委任することができる。ただし、当該総務は、当該委任に関し当該理事を選出したすべての総務の同意を事前に得なければならない。理事の選挙の投票に参加しないという総務の決定は、この附属書BのA、B(i)、B(ii)又はB(iii)の有権票数の計算に影響を及ぼすものではない。

（ソヴィエト社会主義共和国連邦の書簡）

書簡をもって啓上いたします。貴官も御承知のとおり、ソヴィエト連邦の当局は、中欧及び東欧の国における市場指向型経済への移行を促進することを目的とした欧州復興開発銀行を設立するためのフランスのF・ミッテラン大統領の提案に理解を示し、これを支持してきました。ソヴィエト連邦の代表団は、同銀行を設立するための文書の起草に関する会議に参加しました。その結果、当該会議の構成国により、欧州復興開発銀行を設立する協定の起草に関し相当の進展が遂げられました。

同時に、ソヴィエト連邦がその経済の規模により同銀行の融資の主要な受益国となり、その結果、同銀行が他の中欧及び東欧の国に援助を行う能力が制限されるとの危惧を多くの国が有しており、そのことを主たる原因として困難な問題が生じています。

この関連において、本官は、同銀行の平等な加盟国になるというソヴィエト連邦の意向が、主として、欧州大陸における歴史的な改革を助長するために多数国間の協力のための新たな機関を設立するという意思に基づくものであることを、貴官に保証します。

本官は、我が国政府が、同銀行を設立する協定の第八条4の規定に従い、この協定の効力発生から三年の期間、自らによる同銀行の財源の利用を制限する用意があることを貴官に伝達します。

当該期間中、ソヴィエト連邦は、同銀行が当該協定の第十一条3に定める割合に従い、民間部門に融資し、国有企業の民間部門による所有及び支配への移行を容易にし並びに競争的に活動しかつ市場指向型経済への参加へ移行しつつある企業を支援するため、技術援助その他の形態の援助をソヴィエト連邦に対し供与することを希望します。同銀行がこのようにして供与する援助の総額は、ソヴィエト連邦がその株式に応じ支払った現金及び発行した約束手形の総額を超えないものとします。

本官は、ソヴィエト連邦における経済の改革が継続することにより、同銀行の活動のソヴィエト連邦の領域への拡大が必ず促進されることを確信します。もっとも、ソヴィエト連邦は、同銀行が多数国間の機関としての性格を確保することに関心を有しており、ソヴィエト連邦の借入れが、同銀行の業務において必要な多様性を維持し、かつ、同銀行の実行残高に関する慎重な制限を維持するために要請される額を超えるようなことを将来のいかなる時においても求めません。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かって敬意を表します。

ソヴィエト連邦代表団団長

国立銀行総裁

ヴィクトル・V・ゲラシチェンコ

欧州復興開発銀行の設立に関する会議の議長殿

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正

第一条　改正

A　前文

1　議定書前文の第六段落を次のように改める。

技術的及び経済的考慮を払い、かつ、開発途上国の開発の必要に留意しつつ、科学的知識の発展の成果に基づきオゾン層を破壊する物質の放出を無くすことを最終の目標として、この物質の世界における総放出量を衡平に規制する予防措置をとることによりオゾン層を保護することを決意し、

2　議定書前文の第七段落を次のように改める。

開発途上国の必要を満たすため、追加的な財源及び関連のある技術の利用に関する措置を含む特別な措置が必要であることを確認し、また、必要な資金の規模が予測できること並びに

この資金が科学的に確認されたオゾン層の破壊及びその有害な影響の問題に取り組むための世界の能力を実質的に高めることが期待できることに留意し、

3　議定書前文の第九段落を次のように改める。

開発途上国の必要に特に留意しつつ、オゾン層を破壊する物質の放出の規制及び削減に関連のある代替技術の研究、開発及び移転における国際協力を推進することが重要であることを考慮して、

B　第一条　定義

1　議定書第一条4を次のように改める。

4　「規制物質」とは、附属書A又は附属書Bに掲げる物質（他の物質と混合してあるかないかを問わない。）をいい、関係附属書に別段の定めがない限り、当該物質の異性体を含む。ただし、製品（輸送又は貯蔵に使用する容器を除く。）の中にあるものを除く。

2　議定書第一条5を次のように改める。

5　「生産量」とは、規制物質の生産された量から締約国により承認された技術によって破壊された量及び他の化学物質の製造のための原料として完全に使用された量を減じた量をいう。再利用された量は、「生産量」とはみなされない。

3　議定書第一条に9として次のように加える。

9　「過渡的物質」とは、附属書Cに掲げる物質（他の物質と混合してあるかないかを問わない。）をいい、同附属書に別段の定めがない限り、当該物質の異性体を含む。ただし、製品（輸送又は貯蔵に使用する容器を除く。）の中にあるものを除く。

C　第二条5

議定書第二条5を次のように改める。

5　締約国は、一又は二以上の規制期間において、第二条のAから第二条のEまでに定める生産量の算定値の一部又は全部を他の締約国に移転することができる。ただし、規制物質のグループごとの関係締約国の生産量の算定値の合計がグループごとにこれらの条に定める生産量の算定値の限度を超えないことを条件とする。関係締約国は、この生産量の移転を、その移転の条件及び対象となる期間を示して、事務局に通報する。

D　第二条6

議定書第二条6中「施設のうち」の下に「附属書A又は附属書Bに掲げる」を加える。

E　第二条8(a)

議定書第二条8(a)中「この条に」を「この条から第二条のEまでに」に、「この条の」を「これらの条に」に改める。

F　第二条9(a)(i)

議定書第二条9(a)(i)中「附属書A」の下に「又は附属書B」を加える。

G　第二条9(a)(ii)

議定書第二条9(a)(ii)中「千九百八十六年の水準に対して」を削る。

H　第二条9(c)

議定書第二条9(c)中「締約国による規制物質の消費量の合計の少なくとも五十パーセントを代表するもの」を「出席しかつ投票する第五条1の規定の適用を受ける締約国の過半数及び出席しかつ投票する同条1の規定の適用を受けない締約国の過半数を代表するもの」に改める。

I　第二条10(b)

議定書第二条10(b)を削り、第二条10(a)を第二条10とする。

J　第二条11

議定書第二条11中「この条の規定」を「この条から第二条のEまでの規定」に、「この条の定める」を「これらの条に定める」に改める。

K　第二条のC　他の完全にハロゲン化されたクロロフルオロカーボン

議定書に第二条のCとして次の一条を加える。

第二条のC　他の完全にハロゲン化されたクロロフルオロカーボン

1　締約国は、千九百九十三年一月一日に始まる十二箇月の期間及びその後の十二箇月の期間ごとの附属書Bのグループ1に属する規制物質の消費量の算定値が千九百八十九年における当該物質の消費量の算定値の八十パーセントを超えないことを確保する。当該物質の一又は二以上を生産する締約国は、これらの期間ごとの当該物質の生産量の算定値が千九百八十九年の生産量の算定値の八十パーセントを超えないことを確保する。ただし、当該締約国の生産量の算定値は、第五条1の規定の適用を受ける締約国の基礎的な国内需要を満たすため、千九百八十九年の生産量の算定値の十パーセントを限度として当該算定値の八十パーセントを超えることができる。

2　締約国は、千九百九十七年一月一日に始まる十二箇月の期間及びその後の十二箇月の期間ごとの附属書Bのグループ1に属する規制物質の消費量の算定値が千九百八十九年における当該物質の消費量の算定値の十パーセントを超えないことを確保する。当該物質の一又は二以上を生産する締約国は、これらの期間ごとの当該物質の生産量の算定値が千九百八十九年の生産量の算定値の十五パーセントを超えないことを確保する。ただし、当該締約国の生産量の算定値は、第五条1の規定の適用を受ける締約国の基礎的な国内需要を満たすため、千九百八十九年の生産量の算定値の十五パーセントを限度として当該算定値の十五パーセントを超えることができる。

3　締約国は、二千年一月一日に始まる十二箇月の期間及びその後の十二箇月の期間ごとの当該物質の生産量の算定値が千九百八十九年における当該物質の消費量の算定値の十五パーセントを超えないことを確保する。当該物質の一又は二以上を生産する締約国は、これらの期間ごとの当該物質の生産量の算定値が千九百八十九年の生産量の算定値の十五パーセントを超えないことを確保する。ただし、当該締約国の生産量の算定値は、第五条1の規定の適用を受ける締約国の基礎的な国内需要を満たすため、千九百八十九年の生産量の算定値の十五パーセントを限度として当該算定値の十五パーセントを超えることができる。

1　締約国は、千九百九十五年一月一日に始まる十二箇月の期間及びその後の十二箇月の期間ごとの附属書Bのグループ2に属する規制物質の消費量の算定値が千九百八十九年における当該物質の消費量の算定値の十五パーセント

議定書に第二条のDとして次の一条を加える。

第二条のD　四塩化炭素

1　締約国は、千九百九十五年一月一日に始まる十二箇月の期間及びその後の十二箇月の期間ごとの附属書Bのグループ2に属する規制物質の消費量の算定値が千九百八十九年における当該物質の消費量の算定値の十五パーセント

L　第二条のD　四塩化炭素

ントを超えないことを確保する。当該物質を生産する締約国は、これらの期間ごとの当該物質の生産量の算定値が千九百八十九年の生産量の算定値の十五パーセントを超えないことを確保する。ただし、当該締約国の生産量の算定値は、第五条1の規定の適用を受ける締約国の基礎的な国内需要を満たすため、千九百八十九年の生産量の算定値の十パーセントを限度として当該算定値の十五パーセントを超えることができる。

2　締約国は、二千年一月一日に始まる十二箇月の期間及びその後の十二箇月の期間ごとの附属書Bのグループ2に属する規制物質の消費量の算定値が零を超えないことを確保する。当該物質を生産する締約国は、これらの期間ごとの当該物質の生産量の算定値が零を超えないことを確保する。ただし、当該締約国の生産量の算定値は、第五条1の規定の適用を受ける締約国の基礎的な国内需要を満たすため、千九百八十九年の生産量の算定値の十五パーセントを限度として零を超えることができる。

M　第二条のE　一・一・一―トリクロロエタン（メチルクロロホルム）

議定書に第二条のEとして次の一条を加える。

第二条のE　一・一・一―トリクロロエタン（メチルクロロホルム）

1　締約国は、千九百九十三年一月一日に始まる十二箇月の期間及びその後の十二箇月の期間ごとの附属書Bのグループ3に属する規制物質の消費量の算定値が千九百八十九年における当該物質の消費量の算定値の七十パーセントを超えないことを確保する。当該物質を生産する締約国は、これらの期間ごとの当該物質の生産量の算定値が千九百八十九年における当該物質の生産量の算定値の七十パーセントを超えないことを確保する。ただし、当該締約国の生産量の算定値は、第五条1の規定の適用を受ける締約国の基礎的な国内需要を満たすため、千九百八十九年の生産量の算定値の十パーセントを限度として当該算定値の七十パーセントを超えることができる。

2　締約国は、千九百九十五年一月一日に始まる十二箇月の期間及びその後の十二箇月の期間ごとの附属書Bのグループ3に属する規制物質の消費量の算定値が千九百八十九年における当該物質の消費量の算定値の七十パーセントを超えないことを確保する。当該物質を生産する締約国は、これらの期間ごとの当該物質の生産量の算定値が千九百八十九年における当該物質の生産量の算定値の七十パーセントを超えないことを確保する。ただし、当該締約国の生産量の算定値は、第五条1の規定の適用を受ける締約国の基礎的な国内需要を満たすため、千九百八十九年の生産量の算定値の十パーセントを限度として当該算定値の七十パーセントを超えることができる。

3　締約国は、二千年一月一日に始まる十二箇月の期間及びその後の十二箇月の期間ごとの附属書Bのグループ3に属する規制物質の消費量の算定値が千九百八十九年における当該物質の消費量の算定値の三十パーセントを超えないことを確保する。当該物質を生産する締約国は、これらの期間ごとの当該物質の生産量の算定値が千九百八十九年の生産量の算定値の三十パーセントを超えないことを確保する。ただし、当該締約国の生産量の算定値は、第五条1の規定の適用を受ける締約国の基礎的な国内需要を満たすため、千九百八十九年の生産量の算定値の十パーセントを限度として当該算定値の三十パーセントを超えることができる。

4　締約国は、二千五年一月一日に始まる十二箇月の期間及びその後の十二箇月の期間ごとの附属書Bのグループ3に属する規制物質の消費量の算定値が零を超えないことを確保する。当該物質を生産する締約国は、これらの期間ごとの当該物質の生産量の算定値が零を超えないことを確保する。ただし、当該締約国の生産量の算定値は、第五条1の規定の適用を受ける締約国の基礎的な国内需要を満たすため、千九百八十九年の生産量の算定値の十パーセントを限度として零を超えることができる。

5　締約国は、千九百九十二年に、この条に定める削減の計画よりも速やかな削減の計画の実行可能性を検討する。

N　第三条　規制値の算定

1　議定書第三条中「前条」を「第二条から前条まで」に改める。

2　議定書第三条中「附属書A」の下に「又は附属書B」を加える。

O　第四条　非締約国との貿易の規制

1　議定書第四条1から5までを次のように改める。

1　締約国は、千九百九十年一月一日以降この議定書の締約国でない国から附属書Aに掲げる規制物質を輸入することを禁止するものとする。

1の二　締約国は、この議定書の締約国でない国から附属書Bに掲げる規制物質を輸入することをこの1の二の規定の効力発生の日から一年以内に禁止するものとする。

2　締約国は、千九百九十三年一月一日以降この議定書の締約国でない国に対し附属書Aに掲げる規制物質を輸出することを禁止するものとする。

2の二　締約国は、この2の二の規定の効力発生の日の後一年を経過した日以降この議定書の締約国でない国に対し附属書Bに掲げる規制物質を輸出することを禁止するものとする。

3　締約国は、千九百九十二年一月一日までに、条約第十条に定める手続に従つて、附属書Aに掲げる規制物質を含んでいる製品の表を附属書として作成するものとする。当該附属書に対し当該手続に従つて異議の申立てを行わなかつた締約国は、この議定書の締約国でない国から当該製品を輸入することを当該附属書の効力発生の日から一年以内に禁止するものとする。

3の二　締約国は、この3の二の規定の効力発生の日から三年以内に、条約第十条に定める手続に従つて、附属書Bに掲げる規制物質を含んでいる製品の表を附属書として作成するものとする。当該附属書に対し当該手続に従つて異議の申立てを行わなかつた締約国は、

この議定書の締約国でない国から当該製品を輸入することを当該附属書の効力発生の日から一年以内に禁止するものとする。

4　締約国は、千九百九十四年一月一日までに、この議定書の締約国でない国から附属書Aに掲げる規制物質を用いて生産された製品（規制物質を含まないものに限る。）を輸入することを禁止し又は制限することの実行可能性について決定するものとする。締約国は、実行可能であると決定した場合には、条約第十条に定める手続に従つて、当該製品の表を附属書として作成する。当該附属書に対し当該手続に従つて異議の申立てを行わなかつた締約国は、この議定書の締約国でない国から当該製品を輸入することを当該附属書の効力発生の日から一年以内に禁止し又は制限するものとする。

4の二　締約国は、この4の二の規定の効力発生の日から五年以内に、この議定書の締約国でない国から附属書Bに掲げる規制物質を用いて生産された製品（規制物質を含まないものに限る。）を輸入することを禁止し又は制限することの実行可能性について決定するものとする。締約国は、実行可能であると決定した場合には、条約第十条に定める手続に従つて、当該製品の表を附属書として作成する。当該附属書に対し当該手続に従つて異議の申立てを行わなかつた締約国は、この議定書の締約国でない国から当該製品を輸入することを当該附属書の効力発生の日から一年以内に禁止し又は制限するものとする。

5　締約国は、規制物質を生産し及び利用するための技術をこの議定書の締約国でない国に対し輸出することをできる限り抑制することを約束する。

2　議定書第四条8を次のように改める。

8　この条の規定にかかわらず、この議定書の締約国でない国からの1、1の二、3、3の二、4及び4の二の輸入並びにこの議定書の締約国でない国への2及び2の二の輸出については、当該国が第二条から第二条のEまで及びこの条の規定を完全に遵守していると締約国の会合において認められ、かつ、これらの条の規定を完全に遵守していることを示す資料を第七条の規定に基づいて提出している場合には、許可することができる。

3　議定書第四条9として次のように加える。

9　この条の規定の適用上、「この議定書の締約国でない国」とは、国又は地域的な経済統合のための機関であつて、特定の規制物質に関して当該規制物質に適用される規制措置に拘束されることについて同意していないものをいう。

P　第五条　開発途上国の特別な事情

議定書第五条を次のように改める。

1　開発途上国である締約国で、当該締約国の附属書Aに掲げる規制物質の消費量の算定値が当該締約国についてこの議定書が効力を生ずる日において又はその後千九百九十九年一月一日までのいずれかの時点において一人当たり〇・三キログラム未満であるものは、基礎的な国内需要を満たすため、第二条のAから第二条のEまでに定める規制措置の実施時期を十年遅らせることができる。

2　1の場合において、1の規定の適用を受ける締約国は、附属書Aに掲げる規制物質の消費量の算定値が一人当たり〇・三キログラムを超えないようにし、かつ、附属書Bに掲げる規制物質の消費量の算定値が一人当たり〇・二キログラムを超えないようにする。

3　1の規定の適用を受ける締約国は、第二条のAから第二条のEまでに定める規制措置を実施する場合には、当該規制措置を遵守するための基準として次の値を使用することができる。

(a)　附属書Aに掲げる規制物質については、千九百九十五年から千九百九十七年までの各年の消費量の算定値の平均値又は消費量の算定値が一人当たり〇・三キログラムとなる値のいずれか低い値

(b)　附属書Bに掲げる規制物質については、千九百九十八年から二千年までの各年の消費量の算定値の平均値又は消費量の算定値が一人当たり〇・二キログラムとなる値のいずれか低い値

4　1の規定の適用を受ける締約国は、第二条のAから第二条のEまでに定める規制措置が自国について適用されるまでの間のいずれかの時点において規制物質の供給を十分に得ることができないと認める場合には、その旨を事務局に通報することができる。事務局は、その通報の写しを直ちに締約国に送付するものとし、締約国は、その後の最初の会合においてこれについて検討し、とるべき適当な措置を決定する。

5　1の規定の適用を受ける締約国が第二条のAから第二条のEまでに定める規制措置に従う義務を履行する能力を増大させ、当該規制措置を実施していくことは、第十条に定める資金協力及び第十条のAに定める技術移転の効果的な実施に依存する。

6　1の規定の適用を受ける締約国は、すべての実行可能な措置をとつたにもかかわらず、第十条及び第十条のAの規定の不十分な実施のため第二条のAから第二条のEまでに定める義務の一部又は全部を履行することができない場合には、その旨をいずれの時点においても書面により事務局に通報することができる。事務局は、その通報の写しを直ちに締約国に送付するものとし、締約国は、その後の最初の会合において、5の規定に十分留意しつつこれについて検討し、とるべき適当な措置を決定する。

7　6の通報から適当な措置が決定される締約国の会合までの期間又は当該締約国の会合が一層長い期間を決定する場合にはその期間、違反についての第八条の手続は、当該通報を行つた締約国については、適用しない。

8　締約国の会合は、千九百九十五年までに、1の規定の適用を受ける締約国の状況（当該締約国に対する資金協力及び技術移転の効果的な実施を含む。）を検討し、当該締約国に適用される規制措置の計画に関して必要な修正を採択する。

9　4、6及び7の規定に基づく締約国の決定は、第十条の規定に基づいて行う決定に適用される手続と同じ手続に従つて行う。

Q　第六条　規制措置の評価及び再検討

議定書第六条中「第二条に定める規制措置」を「第二条から第二条のEまでに定める規制措置並びに附属書Cのグループ I に属する過渡的物質の生産量、輸入量及び輸出量に関する状況」に改める。

R　第七条　資料の提出

議定書第七条を次のように改める。

1　締約国は、千九百八十六年における附属書Aに掲げる規制物質ごとの自国の生産量、輸入量及び輸出量に関する統計資料又は、当該統計資料が得られない場合には、その最良の推定値を締約国となつた日から三箇月以内に事務局に提出する。

2　締約国は、千九百八十九年における附属書Bに掲げる規制物質及び附属書Cのグループ I に属する過渡的物質ごとの自国の生産量、輸入量及び輸出量に関する統計資料又は、当該統計資料が得られない場合には、その最良の推定値を、附属書Bに掲げる物質に関する規定が自国について効力を生じた日の後三箇月以内に事務局に提出する。

3　締約国は、附属書Bに掲げる物質に関する規定が自国について効力を生じた年及びその後の各年につき、附属書A及び附属書Bに掲げる規制物質並びに附属書Cのグループ I に属する過渡的物質ごとに自国の年間生産量（第一条5に定義されるもの）及び次の量に関する統計資料を事務局に提出する。

原料として使用された量

締約国により承認された技術によつて破壊された量

締約国及び非締約国それぞれとの間の輸入量及び輸出量

統計資料は、当該統計資料に係る年の末から遅くとも九箇月以内に送付する。

4　第二条8(a)の規定の適用を受ける締約国については、関係する地域的な経済統合のための機関が当該機関と当該機関の構成国でない国との間の輸入量及び輸出量に関する統計資料を提出する場合には、輸入量及び輸出量に関する統計資料についての1から3までに定める義務は、履行されたものとする。

S　第九条　研究、開発、周知及び情報交換

議定書第九条1(a)を次のように改める。

(a)　規制物質及び過渡的物質の封じ込め、回収、再利用若しくは破壊の方法を改善し又は他の方法により規制物質及び過渡的物質の放出を削減するための最良の技術

T　第十条　資金供与の制度

議定書第十条を次のように改める。

第十条　資金供与の制度

1　締約国は、第五条1の規定の適用を受ける締約国による第二条のAから第二条のEまでに定める規制措置の実施を可能とするために、当該締約国に対し資金協力及び技術協力（技術移転を含む。）を行うことを目的とする制度を設ける。当該制度に対する拠出は、当該締約国に対する他の資金の移転とは別に追加的に行われるものとし、当該制度は、当該締約国によるこの議定書に定める規制措置の実施を可能とするためにすべての合意された増加費用を賄うものとする。増加費用の種類を示す表は、締約国がその会合において決定する。

2　1の規定に基づき設けられる制度は、多数国間基金を含むものとする。また、当該制度は、多数国間協力、地域的協力及び二国間協力による他の手段を含むことができる。

3　多数国間基金は、次のことを行う。

(a)　贈与又は緩和された条件により、かつ、締約国が決定する基準に従い、合意された増加費用を賄うこと。

(b)　次に掲げる情報交換及び情報提供に関する活動に対して資金供与を行うこと。

(i)　国別調査その他の技術協力の実施を通じて第五条1の規定の適用を受ける締約国が協力を必要とする事項を特定すること。

(ii)　(i)の規定により特定された事項のための技術協力を促進すること。

(iii)　開発途上国である締約国のため、前条の規定に従い情報及び関連資料を配布し、研究集会及び研修会を開催し並びにその他の関連する活動を行うこと。

(iv)　開発途上国である締約国が利用することができる他の多数国間協力、地域的協力及び二国間協力を促進し及び把握すること。

(c)　多数国間基金のための事務的役務に要する費用及びこれに関連する経費を賄うこと。

4　多数国間基金は、締約国の管理の下に運営され、締約国は、基金の運営に関する一般的な方針を決定する。

5　締約国は、多数国間基金の目的を達成するため、資金の支出に関するものを含め、具体的な運営方針、運営指針及び事務上の取決めを策定し並びにそれらの実施状況を監視するための執行委員会を設置する。執行委員会は、国際復興開発銀行、国際連合環境計画、国際連合開発計画又は専門知識に応じたその他の適当な機関の協力及び援助を得て、締約国が合意した付託事項に定める役務及び責任を遂行する。執行委員会の構成国は、第五条1の規定の適用を受ける締約国及び同条1の規定の適用を受けない締約国が衡平に代表されるように選出され、締約国がこれを承認する。

6　多数国間基金は、国際連合の分担率を基礎として、交換可能な通貨又は特定の場合には現物若しくは自国通貨により、第五条1の規定の適用を受けない締約国の拠出によつて賄われる。他の締約国からの拠出も、勧奨される。二国間協力及び、締約国の決定によつて合意される特別な場合には、地域的協力のための支出は、締約国の決定によつて定められる比率まで、締約国の決定によつて定められ

る基準に従つて、かつ、当該協力が少なくとも次の要件を満たすことを条件として、多数国間基金への拠出とみなすことができる。

(a) 厳密な意味で議定書の規定の遵守に関連すること。

(b) 追加的な資金を供与すること。

(c) 合意された増加費用を賄うこと。

7　締約国は、財政期間ごとに多数国間基金の予算及び当該予算に対する各締約国の拠出の比率を決定する。

8　多数国間基金の資金は、受益国となる締約国の同意の下に支出する。

9　この条の規定に基づく締約国の決定は、可能な限りコンセンサス方式によつて行う。コンセンサスのためのあらゆる努力にもかかわらず合意に達しない場合には、当該決定は、出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数であつて出席しかつ投票する第五条1の規定の適用を受ける締約国の過半数及び出席しかつ投票する同条1の規定の適用を受けない締約国の過半数を代表するものによる議決で採択する。

10　この条に定める資金供与の制度は、他の環境問題に関して策定される将来の取極に影響を及ぼすものではない。

U　第十条のA　技術移転

議定書に第十条のAとして次の一条を加える。

第十条のA　技術移転

締約国は、次のことを確保するため、資金供与の制度によつて支援される計画に合致したすべての実行可能な措置をとるものとする。

(a) 最も有効で環境上安全な代替品及び関連技術を第五条1の規定の適用を受ける締約国に対し速やかに移転すること。

(b) (a)の移転が公正で最も有利な条件の下に行われること。

V　第十一条　締約国の会合

議定書第十一条4(g)を次のように改める。

(g) 規制措置及び過渡的物質に関する状況を第六条の規定に従つて評価すること。

W　第十七条　効力発生の後に参加する締約国

議定書第十七条中「第二条」の下に「から第二条のEまで」を加える。

X　第十九条　脱退

議定書第十九条を次のように改める。

締約国は、第二条のA1に定める義務を四年間負つた後いつでも、寄託者に対して書面による通告を行うことにより、この議定書から脱退することができる。脱退は、寄託者が脱退の通告を受領した日の後一年を経過した日又はそれよりも遅い日であつて脱退の通告において指定されている日に効力を生ずる。

Y　附属書

議定書に次の附属書を加える。

附属書B　規制物質

グループ	物質	オゾン破壊係数
グループⅠ	CF_3Cl(CFC-13)	一・〇
	C_2FCl_5(CFC-111)	一・〇
	$C_2F_2Cl_4$(CFC-112)	一・〇
	C_3FCl_7(CFC-211)	一・〇
	$C_3F_2Cl_6$(CFC-212)	一・〇
	$C_3F_3Cl_5$(CFC-213)	一・〇
	$C_3F_4Cl_4$(CFC-214)	一・〇
	$C_3F_5Cl_3$(CFC-215)	一・〇
	$C_3F_6Cl_2$(CFC-216)	一・〇
	C_3F_7Cl(CFC-217)	一・〇
グループⅡ	CCl_4　四塩化炭素	一・一
グループⅢ	$C_2H_3Cl_3$（注） 一・一・一―トリクロロエタン （メチルクロロホルム）	〇・一

注　この化学式は、一・一・二―トリクロロエタンを指さない。

附属書C　過渡的物質

グループ	物質
グループⅠ	$CHFCl_2$(HCFC-21)
	CHF_2Cl(HCFC-22)
	CH_2FCl(HCFC-31)
	C_2HFCl_4(HCFC-121)
	$C_2HF_2Cl_3$(HCFC-122)
	$C_2HF_3Cl_2$(HCFC-123)
	C_2HF_4Cl(HCFC-124)
	$C_2H_2FCl_3$(HCFC-131)
	$C_2H_2F_2Cl_2$(HCFC-132)
	$C_2H_2F_3Cl$(HCFC-133)
	$C_2H_3FCl_2$(HCFC-141)
	$C_2H_3F_2Cl$(HCFC-142)
	C_2H_4FCl(HCFC-151)
	C_3HFCl_6(HCFC-221)
	$C_3HF_2Cl_5$(HCFC-222)

$C_3HF_3Cl_4$(HCFC-223)	
$C_3HF_4Cl_3$(HCFC-224)	
$C_3HF_5Cl_2$(HCFC-225)	
C_3HF_6Cl(HCFC-226)	
$C_3H_2FCl_5$(HCFC-231)	
$C_3H_2F_2Cl_4$(HCFC-232)	
$C_3H_2F_3Cl_3$(HCFC-233)	
$C_3H_2F_4Cl_2$(HCFC-234)	
$C_3H_2F_5Cl$(HCFC-235)	
$C_3H_3FCl_4$(HCFC-241)	
$C_3H_3F_2Cl_3$(HCFC-242)	
$C_3H_3F_3Cl_2$(HCFC-243)	
$C_3H_3F_4Cl$(HCFC-244)	
$C_3H_4FCl_3$(HCFC-251)	
$C_3H_4F_2Cl_2$(HCFC-252)	
$C_3H_4F_3Cl$(HCFC-253)	
$C_3H_5FCl_2$(HCFC-261)	
$C_3H_5F_2Cl$(HCFC-262)	
C_3H_6FCl(HCFC-271)	

第二条　効力発生

1　この改正は、議定書の締約国である二十以上の国又は地域的な経済統合のための機関によりこの改正の批准書、受諾書又は承認書が寄託されていることを条件として千九百九十二年一月一日に効力を生ずる。同日までに当該条件が満たされなかった場合には、この改正は、当該条件が満たされた日の後九十日目の日に効力を生ずる。

2　地域的な経済統合のための機関によって寄託される文書は、1の規定の適用上、当該機関の構成国によって寄託されたものに追加して数えてはならない。

3　1の規定に基づきこの改正が効力を生じた後は、この改正は、1の締約国以外の議定書の締約国については、その批准書、受諾書又は承認書の寄託の日の後九十日目の日に効力を生ずる。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一　大使館の表欧州の項中「在チェッコスロヴァキア日本国大使館」を「在チェッコ・スロヴァキア日本国大使館」に、「在ドイツ民主共和国日本国大使館」を「在ドイツ日本国大使館」に改め、同表中近東の項中「在南イエメン日本国大使館」を削る。

別表第一の二　総領事館の表北米の項中「在ホノルル日本国総領事館」を「在ホノルル日本国総領事館」に、「在マイアミ日本国総領事館」を「在マイアミ日本国総領事館」に改め、同表欧州の項中

チェッコスロヴァキア	在チェッコスロヴァキア日本国大使館	チェッコ・スロヴァキア日本国大使館
プラーグ	在ドイツ民主共和国日本国大使館	ドイツ連邦共和国日本国大使館
ベルリン	在ドイツ日本国大使館	ドイツ
ボン		
南イエメン	アデン	
アメリカ合衆国	ホノルル	在ホノルル日本国総領事館
アメリカ合衆国	マイアミ	在マイアミ日本国総領事館
ドイツ連邦共和国	デュッセルドルフ	在デュッセルドルフ日本国総領事館
ドイツ連邦共和国	ハンブルグ	在ハンブルグ日本国総領事館
ドイツ連邦共和国	フランクフルト	在フランクフルト日本国総領事館
ドイツ連邦共和国	ベルリン	在ベルリン日本国総領事館
ドイツ連邦共和国	ミュンヘン	在ミュンヘン日本国総領事館
ドイツ	デュッセルドルフ	在デュッセルドルフ日本国総領事館
ドイツ	ハンブルグ	在ハンブルグ日本国総領事館
ドイツ	フランクフルト	在フランクフルト日本国総領事館
ドイツ	ベルリン	在ベルリン日本国総領事館
ドイツ	ミュンヘン	在ミュンヘン日本国総領事館
フランス	ストラスブール	在ストラスブール日本国総領事館

を

に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二　在勤基本手当の基準額（第十条関係）

一　大使館

地域	所在国	号別													
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
アジア	インド	840,000	700,000	640,400	598,500	535,700	470,300	407,500	360,300	318,400	292,300	271,300	250,400	229,500	208,500
	インドネシア	900,000	710,000	644,900	600,800	534,700	467,300	401,200	354,500	310,500	285,800	263,800	241,800	219,700	197,700
	ヴィエトナム	990,000	920,000	845,900	795,300	719,400	637,000	561,100	497,400	446,800	408,400	383,100	357,800	332,400	307,100
	カンボディア	880,000	860,000	790,900	744,200	674,200	597,700	527,700	467,900	421,200	384,800	361,400	338,100	314,800	291,400
	シンガポール	910,000	740,000	671,900	623,900	551,900	479,900	407,900	359,900	311,900	287,900	263,900	240,000	216,000	192,000
	スリ・ランカ	780,000	680,000	622,200	581,600	520,800	457,300	396,400	350,600	310,000	284,500	264,200	243,900	223,600	203,300
	タイ	870,000	680,000	620,400	578,100	514,600	449,800	386,300	341,400	299,100	275,300	254,200	233,000	211,800	190,700
	大韓民国	990,000	770,000	696,400	646,600	572,000	497,400	422,800	373,100	323,300	298,400	273,600	248,700	223,800	199,000
	中華人民共和国	1,130,000	840,000	767,000	714,200	635,000	554,500	475,300	419,900	367,100	338,100	311,700	285,400	259,000	232,600
	ネパール	800,000	780,000	717,200	672,700	606,000	534,900	468,200	414,500	370,000	339,000	316,800	294,500	272,300	250,000
	パキスタン	780,000	680,000	622,200	581,600	520,800	457,300	396,400	350,600	310,000	284,500	264,200	243,900	223,600	203,300
	バングラデシュ	920,000	810,000	744,400	700,300	634,200	562,000	495,900	439,600	395,600	361,700	339,700	317,700	295,600	273,600
	フィリピン	800,000	660,000	603,900	564,600	505,700	444,200	385,300	340,700	301,500	276,600	257,000	237,400	217,700	198,100
	ブータン	800,000	780,000	717,200	672,700	606,000	534,900	468,200	414,500	370,000	339,000	316,800	294,500	272,300	250,000
	ブルネイ	830,000	810,000	736,400	685,800	609,900	532,700	456,800	403,600	353,000	325,100	299,800	274,500	249,100	223,800
	マレイシア	830,000	680,000	620,400	578,100	514,600	449,800	386,300	341,400	299,100	275,300	254,200	233,000	211,800	190,700
	ミャンマー	1,140,000	990,000	915,300	859,000	774,600	684,100	599,700	531,200	474,900	435,000	406,800	378,700	350,600	322,400
	モルディヴ	740,000	720,000	662,300	621,700	560,900	495,700	434,800	385,100	344,500	315,500	295,200	274,900	254,600	234,300
	モンゴル	1,030,000	1,000,000	927,600	874,800	795,600	707,200	628,000	557,300	504,500	460,200	433,800	407,500	381,100	354,700
	ラオス	980,000	900,000	829,800	779,600	704,400	623,000	547,700	485,400	435,200	398,300	373,200	348,200	323,100	298,000
北米	アメリカ合衆国	950,000	690,000	632,600	589,000	501,700	436,300	370,900	327,200	283,600	261,800	240,000	218,200	196,300	174,500
	カナダ	860,000	700,000	635,300	589,900	521,900	453,800	385,700	340,400	295,000	272,300	249,600	226,900	204,200	181,500
中南米	アルゼンティン	880,000	760,000	690,200	640,900	567,000	493,000	419,100	369,800	320,500	295,800	271,200	246,500	221,900	197,200
	アンティグァ・バーブーダ	760,000	740,000	675,400	629,200	559,800	489,100	419,700	370,900	324,600	298,900	275,800	252,700	229,500	206,400
	ヴェネズエラ	850,000	770,000	702,400	652,200	577,000	501,700	426,400	376,800	326,100	301,000	275,900	250,900	225,800	200,700
	ウルグァイ	720,000	700,000	635,300	589,900	521,900	458,800	385,700	340,400	295,000	272,300	249,600	226,900	204,200	181,500

地域	所在国	号別													
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号
	エクアドル	670,000	650,000	597,700	558,900	500,600	439,800	381,600	337,400	298,600	274,000	254,600	235,200	215,700	196,300
	エル・サルヴァドル	790,000	770,000	701,600	655,400	586,000	514,000	444,600	393,100	346,800	318,500	295,400	272,300	249,100	226,000
	ガイアナ	790,000	770,000	701,600	655,400	586,000	514,000	444,600	393,100	346,800	318,500	295,400	272,300	249,100	226,000
	キューバ	990,000	960,000	884,800	830,700	749,600	662,300	581,200	514,900	460,800	421,900	394,900	367,800	340,800	313,700
	グァテマラ	710,000	690,000	626,500	583,800	519,600	454,200	390,100	344,700	301,900	278,000	256,600	235,200	213,800	192,400
	グレナダ	790,000	770,000	701,600	655,400	586,000	514,000	444,600	393,100	346,800	318,500	295,400	272,300	249,100	226,000
	コスタ・リカ	690,000	670,000	608,200	566,800	504,600	441,100	378,900	334,900	298,400	270,100	249,400	228,700	207,900	187,200
	コロンビア	720,000	700,000	650,000	610,300	550,800	486,900	427,400	378,500	338,800	310,200	290,400	270,500	250,700	230,800
	ジャマイカ	760,000	740,000	675,400	629,200	559,800	489,100	419,700	370,900	324,600	298,900	275,800	252,700	229,500	206,400
	スリナム	1,090,000	1,060,000	964,200	899,200	801,700	701,600	604,100	533,800	468,800	431,100	398,600	366,100	333,500	301,000
	セント・ヴィンセント	790,000	770,000	701,600	655,400	586,000	514,000	444,600	393,100	346,800	318,500	295,400	272,300	249,100	226,000
	セント・クリストファー・ネイヴィース	690,000	670,000	614,200	572,300	509,500	445,400	382,600	338,100	296,200	272,700	251,700	230,800	209,900	188,900
	セント・ルシア	790,000	770,000	701,600	655,400	586,000	514,000	444,600	393,100	346,800	318,500	295,400	272,300	249,100	226,000
	チリ	690,000	630,000	574,100	533,100	471,600	410,100	348,600	307,600	266,600	246,100	225,600	205,100	184,500	164,000
	ドミニカ	790,000	770,000	701,600	655,400	586,000	514,000	444,600	393,100	346,800	318,500	295,400	272,300	249,100	226,000
	ドミニカ共和国	710,000	690,000	632,600	589,400	524,600	458,500	393,700	347,900	304,700	280,500	258,900	237,400	215,800	194,200
	トリニダッド・トバゴ	880,000	850,000	779,100	725,500	645,000	563,200	482,700	426,500	372,800	348,400	316,500	289,700	262,900	236,000
	ニカラグァ	890,000	870,000	799,300	751,300	679,300	601,200	529,200	469,000	421,000	385,200	361,200	337,300	313,300	289,300
	ハイティ	1,080,000	1,050,000	961,500	899,600	806,600	709,400	616,500	545,300	483,400	448,700	412,700	381,800	350,800	319,800
	パナマ	780,000	720,000	658,800	615,600	550,800	483,400	418,600	370,100	326,900	300,100	278,500	257,000	235,400	213,800
	バハマ	790,000	770,000	701,600	655,400	586,000	514,000	444,600	393,100	346,800	318,500	295,400	272,300	249,100	226,000
	パラグァイ	800,000	770,000	705,900	657,500	584,800	510,900	438,300	387,200	338,800	312,000	287,800	263,600	239,300	215,100
	バルバドス	790,000	770,000	701,600	655,400	586,000	514,000	444,600	393,100	346,800	318,500	295,400	272,300	249,100	226,000
	ブラジル	1,040,000	900,000	822,000	765,300	680,200	593,800	508,700	449,400	392,700	361,700	333,400	305,000	276,600	248,300
	ベリーズ	860,000	830,000	762,600	712,000	636,100	557,600	481,700	425,800	375,200	344,700	319,400	294,100	268,700	243,400
	ペルー	830,000	730,000	664,900	621,300	555,800	487,800	422,400	373,400	329,800	302,800	281,000	259,200	237,300	215,500
	ボリヴィア	750,000	730,000	674,900	636,500	578,900	514,800	457,200	405,700	367,300	335,000	315,800	296,700	277,500	258,300
	ホンデュラス	750,000	730,000	664,900	621,300	555,800	487,800	422,400	373,400	329,800	302,800	281,000	259,200	237,300	215,500
	メキシコ	940,000	780,000	713,800	666,700	596,000	522,700	452,000	399,600	352,500	323,700	300,200	276,600	253,000	229,500
欧州	アイスランド	970,000	940,000	849,100	788,500	697,500	606,500	515,500	454,900	394,200	363,900	333,600	303,300	272,900	242,600
	アイルランド	970,000	940,000	849,100	788,500	697,500	606,500	515,500	454,900	394,200	363,900	333,600	303,300	272,900	242,600

官報（号外）

地域	所在国	号別													
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号
	アルバニア	1,120,000	1,090,000	998,200	933,600	836,800	735,600	638,700	565,000	500,400	459,400	427,100	394,900	362,600	330,300
	イタリア	1,180,000	960,000	873,500	811,100	717,500	623,900	530,300	467,900	405,500	374,300	343,100	312,000	280,800	249,600
	ヴァチカン	990,000	960,000	873,500	811,100	717,500	623,900	530,300	467,900	405,500	374,300	343,100	312,000	280,800	249,600
	オーストリア	1,290,000	1,050,000	952,800	884,800	782,700	680,600	578,500	510,500	442,400	408,400	374,300	340,300	306,300	272,200
	オランダ	1,010,000	920,000	836,800	777,000	687,400	597,700	508,000	448,300	388,500	358,600	328,700	298,900	269,000	239,100
	ギリシャ	970,000	890,000	806,300	748,700	662,300	575,900	489,500	431,900	374,300	345,500	316,700	288,000	259,200	230,400
	サイプラス	920,000	890,000	806,300	748,700	662,300	575,900	489,500	431,900	374,300	345,500	316,700	288,000	259,200	230,400
	スイス	1,190,000	1,080,000	983,400	913,100	807,800	702,400	597,000	526,800	456,600	421,400	386,300	351,200	316,100	281,000
	スウェーデン	1,140,000	1,040,000	946,800	879,200	777,700	676,300	574,900	507,200	439,600	405,800	372,000	338,200	304,300	270,500
	スペイン	1,040,000	950,000	861,300	799,300	707,500	615,200	522,900	461,400	399,900	369,100	338,400	307,600	276,800	246,100
	ソヴィエト連邦	1,250,000	950,000	869,900	814,500	731,400	644,000	560,900	496,300	440,900	404,500	376,800	349,100	321,300	293,600
	チェッコ・スロヴァキア	920,000	840,000	767,000	714,200	635,000	554,500	475,300	419,900	367,100	338,100	311,700	285,400	259,000	232,600
	デンマーク	1,140,000	1,040,000	940,700	878,500	772,700	671,900	571,100	503,900	436,700	403,100	369,500	336,000	302,400	268,800
	ドイツ	1,260,000	1,030,000	934,500	867,800	767,600	667,500	567,400	500,600	433,900	400,500	367,100	333,800	300,400	267,000
	ノールウェー	1,130,000	1,090,000	989,500	918,800	812,800	706,800	600,800	530,100	459,400	424,100	388,700	353,400	318,100	282,700
	ハンガリー	940,000	850,000	779,100	725,500	645,000	563,200	482,700	426,500	372,800	343,400	316,500	289,700	262,900	236,000
	フィンランド	1,170,000	1,140,000	1,032,200	958,500	847,900	737,300	626,700	553,000	479,200	442,400	405,500	368,700	331,800	294,900
	フランス	1,230,000	950,000	861,300	799,300	707,500	615,200	522,900	461,400	399,900	369,100	338,400	307,600	276,800	246,100
	ブルガリア	890,000	860,000	787,100	734,800	656,200	575,100	496,600	438,900	386,500	355,200	329,000	302,800	276,600	250,400
	ベルギー	1,100,000	950,000	861,300	799,300	707,500	615,200	522,900	461,400	399,900	369,100	338,400	307,600	276,800	246,100
	ポーランド	1,120,000	1,020,000	933,700	870,900	776,600	679,300	585,600	517,400	454,600	418,000	386,600	355,200	323,700	292,300
	ポルトガル	920,000	890,000	806,300	748,700	662,300	575,900	489,500	431,900	374,300	345,500	316,700	288,000	259,200	230,400
	マルタ	990,000	960,000	873,500	811,100	717,500	623,900	530,300	467,900	405,500	374,300	343,100	312,000	280,800	249,600
	ユーゴースラヴィア	1,110,000	1,020,000	925,900	861,700	765,500	668,000	571,800	505,100	440,900	406,200	374,200	342,100	310,000	278,000
	ルーマニア	1,080,000	990,000	915,800	859,000	774,600	684,100	599,700	531,200	474,900	435,000	406,800	378,700	350,600	322,400
	ルクセンブルグ	970,000	940,000	849,100	788,500	697,500	606,500	515,500	454,900	394,200	363,900	333,600	303,300	272,900	242,600
	連合王国	1,320,000	1,020,000	928,500	862,200	762,700	663,200	563,700	497,400	431,100	397,900	364,800	331,600	298,400	265,300

地域	所在国	号別													
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号
大洋州	ヴァヌアツ	730,000	710,000	646,600	604,300	540,800	474,700	411,200	363,600	321,300	294,900	273,800	252,600	231,400	210,300
	オーストラリア	920,000	750,000	678,000	629,600	556,900	484,300	411,700	363,200	314,800	290,600	266,400	242,200	217,900	198,700
	キリバス	850,000	830,000	762,700	717,300	649,300	575,100	507,000	449,500	404,100	369,600	346,900	324,200	301,500	278,800
	ソロモン	890,000	870,000	799,300	751,300	679,300	601,200	529,200	469,000	421,000	385,200	361,200	337,300	313,300	289,300
	トゥヴァル	850,000	830,000	762,700	717,300	649,300	575,100	507,000	449,500	404,100	369,600	346,900	324,200	301,500	278,800
	トンガ	730,000	710,000	646,600	604,300	540,800	474,700	411,200	363,600	321,300	294,900	273,800	252,600	231,400	210,300
	ナウル	730,000	710,000	646,600	604,300	540,800	474,700	411,200	363,600	321,300	294,900	273,800	252,600	231,400	210,300
	西サモア	730,000	710,000	646,600	604,300	540,800	474,700	411,200	363,600	321,300	294,900	273,800	252,600	231,400	210,300
	ニュー・ジーランド	900,000	820,000	745,200	692,000	612,100	532,300	452,500	399,200	346,000	319,400	292,800	266,200	239,500	212,900
	パプア・ニューギニア	940,000	870,000	799,300	751,300	679,300	601,200	529,200	469,000	421,000	385,200	361,200	337,300	313,300	289,300
	フィジー	770,000	750,000	683,300	638,300	570,900	500,900	433,500	383,800	338,300	310,600	288,200	265,700	243,200	220,800
	マーシャル	830,000	810,000	738,300	689,400	616,100	540,200	466,900	412,700	363,900	334,200	309,800	285,400	260,900	236,500
	ミクロネシア	830,000	810,000	738,300	689,400	616,100	540,200	466,900	412,700	363,900	334,200	309,800	285,400	260,900	236,500
中近東	アフガニスタン	1,120,000	1,090,000	998,700	937,200	844,900	746,100	653,800	579,200	517,700	473,800	443,100	412,300	381,500	350,800
	アラブ首長国連邦	1,000,000	920,000	845,400	791,800	711,300	626,500	546,000	488,200	429,500	394,000	367,100	340,300	313,500	286,600
	イエメン	1,020,000	990,000	913,100	857,700	774,600	685,000	601,900	538,400	478,000	437,200	409,500	381,800	354,000	326,300
	イスラエル	1,000,000	920,000	834,200	776,600	690,200	602,500	516,100	455,900	398,300	366,900	338,100	309,400	280,600	251,800
	イラク	1,250,000	1,100,000	1,007,000	944,200	849,900	749,600	655,400	580,300	517,500	474,300	442,900	411,500	380,000	348,600
	イラン	1,250,000	1,100,000	1,007,000	944,200	849,900	749,600	655,400	580,300	517,500	474,300	442,900	411,500	380,000	348,600
	オマーン	950,000	920,000	845,400	791,800	711,300	626,500	546,000	488,200	429,500	394,000	367,100	340,300	313,500	286,600
	カタル	970,000	940,000	863,800	808,800	726,400	639,600	557,100	498,000	438,000	401,800	374,300	346,900	319,400	291,900
	クウェイト	1,020,000	890,000	821,100	769,200	691,300	609,100	531,200	470,100	418,200	383,500	357,600	331,600	305,600	279,700
	サウディ・アラビア	1,020,000	850,000	787,100	740,000	669,300	592,500	521,800	462,500	415,400	380,000	356,500	332,900	309,300	285,800
	ジョルダン	850,000	780,000	712,100	663,200	589,900	515,300	442,000	390,500	341,700	314,600	290,200	265,800	241,300	216,900
	シリア	1,000,000	970,000	884,900	825,500	736,500	644,900	555,900	491,300	431,900	397,000	367,400	337,700	308,000	278,400
	トルコ	980,000	890,000	817,700	763,100	681,300	596,900	515,100	455,300	400,700	368,200	341,000	313,700	286,400	259,200
	バハレーン	870,000	850,000	778,400	729,500	656,200	578,600	505,300	447,200	398,400	365,200	340,800	316,400	291,900	267,500
	レバノン	960,000	930,000	860,400	808,100	729,500	644,900	566,400	501,800	449,400	411,500	385,300	359,100	332,900	306,700

地域	所在国	号別													
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号
アフリカ	アルジェリア	1,060,000	970,000	884,900	825,500	736,500	644,900	555,900	491,300	431,900	397,000	367,400	337,700	308,000	278,400
	アンゴラ	1,110,000	1,080,000	988,700	927,200	834,900	736,500	644,200	570,500	509,000	466,400	435,700	404,900	374,100	343,400
	ウガンダ	1,130,000	1,100,000	1,007,000	944,200	849,900	749,600	655,400	580,300	517,500	474,300	442,900	411,500	380,000	348,600
	エジプト	1,040,000	850,000	781,000	729,100	651,200	570,700	492,800	435,600	383,700	352,500	326,600	300,600	274,600	248,700
	エティオピア	1,060,000	1,030,000	945,800	887,400	799,700	705,900	618,200	547,600	489,100	448,100	418,800	389,600	360,400	331,100
	ガーナ	1,070,000	1,040,000	955,800	897,400	809,700	715,500	627,800	556,300	497,800	455,500	426,200	397,000	367,800	338,500
	カーボ・ヴェルデ	1,110,000	1,080,000	988,700	927,200	834,900	736,500	644,200	570,500	509,000	466,400	435,700	404,900	374,100	343,400
	ガボン	1,130,000	1,100,000	1,007,000	944,200	849,900	749,600	655,400	580,300	517,500	474,300	442,900	411,500	380,000	348,600
	カメルーン	1,130,000	1,100,000	1,007,000	944,200	849,900	749,600	655,400	580,300	517,500	474,300	442,900	411,500	380,000	348,600
	ガンビア	1,110,000	1,080,000	988,700	927,200	834,900	736,500	644,200	570,500	509,000	466,400	435,700	404,900	374,100	343,400
	ギニア	1,200,000	1,170,000	1,080,300	1,016,600	921,100	816,800	720,800	639,200	575,500	525,700	493,900	462,000	430,200	398,300
	ギニア・ビサオ	1,110,000	1,080,000	988,700	927,200	834,900	736,500	644,200	570,500	509,000	466,400	435,700	404,900	374,100	343,400
	ケニア	960,000	830,000	754,800	702,900	625,000	545,800	467,900	413,400	361,500	332,900	307,000	281,000	255,000	229,100
	コモロ	890,000	870,000	793,200	740,400	661,200	579,400	500,200	442,100	389,300	357,700	331,800	305,000	278,600	252,200
	コンゴー	1,110,000	1,080,000	988,700	927,200	834,900	736,500	644,200	570,500	509,000	466,400	435,700	404,900	374,100	343,400
	ザイール	1,180,000	1,090,000	998,700	937,200	844,900	746,100	653,800	579,200	517,700	473,800	443,100	412,300	381,500	350,800
	サントメ・プリンシペ	1,110,000	1,080,000	988,700	927,200	834,900	736,500	644,200	570,500	509,000	466,400	435,700	404,900	374,100	343,400
	ザンビア	1,140,000	1,110,000	1,016,500	950,600	851,800	748,700	649,900	574,800	508,900	467,300	434,300	401,400	368,500	335,500
	シエラ・レオーネ	1,110,000	1,080,000	988,700	927,200	834,900	736,500	644,200	570,500	509,000	466,400	435,700	404,900	374,100	343,400
	ジブティ	1,060,000	1,030,000	945,800	887,400	799,700	705,900	618,200	547,600	489,100	448,100	418,800	389,600	360,400	331,100
	ジンバブエ	810,000	790,000	718,100	668,800	594,900	519,600	445,700	393,800	344,500	317,200	292,600	267,900	243,300	218,600
	スーダン	1,250,000	1,220,000	1,123,000	1,056,300	956,100	846,800	746,700	662,000	595,300	544,000	510,600	477,300	443,900	410,500
	スワジランド	890,000	870,000	793,200	740,400	661,200	579,400	500,200	442,100	389,300	357,700	331,800	305,000	278,600	252,200
	セイシェル	890,000	870,000	793,200	740,400	661,200	579,400	500,200	442,100	389,300	357,700	331,800	305,000	278,600	252,200
	赤道ギニア	1,110,000	1,080,000	988,700	927,200	834,900	736,500	644,200	570,500	509,000	466,400	435,700	404,900	374,100	343,400
	セネガル	1,130,000	1,100,000	1,007,000	944,200	849,900	749,600	655,400	580,300	517,500	474,300	442,900	411,500	380,000	348,600
	象牙海岸共和国	1,210,000	1,110,000	1,016,500	950,600	851,800	748,700	649,900	574,800	508,900	467,300	434,300	401,400	368,500	335,500

地域	所在国	号別													
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号
	ソマリア	1,060,000	1,030,000	945,800	887,400	799,700	705,900	618,200	547,600	489,100	448,100	418,800	389,600	360,400	331,100
	タンザニア	1,000,000	920,000	852,100	801,100	724,500	641,400	564,800	500,700	449,600	411,000	385,500	360,000	334,400	308,900
	チャード	1,110,000	1,080,000	988,700	927,200	834,900	736,500	644,200	570,500	509,000	466,400	435,700	404,900	374,100	343,400
	中央アフリカ	1,250,000	1,220,000	1,123,000	1,056,300	956,100	846,800	746,700	662,000	595,300	544,000	510,600	477,300	443,900	410,500
	チュニジア	830,000	810,000	736,400	685,800	609,900	532,700	456,800	403,600	353,000	325,100	299,800	274,500	249,100	223,800
	トーゴー	1,110,000	1,080,000	988,700	927,200	834,900	736,500	644,200	570,500	509,000	466,400	435,700	404,900	374,100	343,400
	ナイジェリア	1,180,000	1,090,000	998,700	937,200	844,900	746,100	653,800	579,200	517,700	473,800	443,100	412,300	381,500	350,800
	ナミビア	960,000	940,000	854,300	797,200	711,400	623,100	537,400	474,900	417,700	384,000	355,400	326,800	298,200	269,600
	ニジェール	1,110,000	1,080,000	988,700	927,200	834,900	736,500	644,200	570,500	509,000	466,400	435,700	404,900	374,100	343,400
	ブルキナ・ファソ	1,110,000	1,080,000	988,700	927,200	834,900	736,500	644,200	570,500	509,000	466,400	435,700	404,900	374,100	343,400
	ブルンディ	1,110,000	1,080,000	988,700	927,200	834,900	736,500	644,200	570,500	509,000	466,400	435,700	404,900	374,100	343,400
	ベナン	1,110,000	1,080,000	988,700	927,200	834,900	736,500	644,200	570,500	509,000	466,400	435,700	404,900	374,100	343,400
	ボツワナ	890,000	870,000	793,200	740,400	661,200	579,400	500,200	442,100	389,300	357,700	331,300	305,000	278,600	252,200
	マダガスカル	940,000	910,000	842,100	791,100	714,500	631,300	555,200	492,000	440,900	408,600	378,100	352,600	327,000	301,500
	マラウイ	1,140,000	1,110,000	1,016,500	950,600	851,300	748,700	649,900	574,300	508,900	467,300	434,300	401,400	368,500	335,500
	マリ	1,110,000	1,080,000	988,700	927,200	834,900	736,500	644,200	570,500	509,000	466,400	435,700	404,900	374,100	343,400
	南アフリカ共和国	970,000	880,000	800,200	748,100	657,300	571,600	485,900	428,700	371,500	343,000	314,400	285,800	257,200	228,600
	モーリシァス	890,000	870,000	793,200	740,400	661,200	579,400	500,200	442,100	389,300	357,700	331,300	305,000	278,600	252,200
	モーリタニア	1,110,000	1,080,000	988,700	927,200	834,900	736,500	644,200	570,500	509,000	466,400	435,700	404,900	374,100	343,400
	モザンビーク	1,140,000	1,110,000	1,016,500	950,600	851,300	748,700	649,900	574,300	508,900	467,300	434,300	401,400	368,500	335,500
	モロッコ	830,000	810,000	736,400	685,800	609,900	532,700	456,800	403,600	353,000	325,100	299,800	274,500	249,100	223,800
	リビア	1,120,000	1,090,000	998,700	937,200	844,900	746,100	653,800	579,200	517,700	473,800	443,100	412,300	381,500	350,800
	リベリア	1,120,000	1,090,000	998,700	937,200	844,900	746,100	653,800	579,200	517,700	473,800	443,100	412,300	381,500	350,800
	ルワンダ	1,110,000	1,080,000	988,700	927,200	834,900	736,500	644,200	570,500	509,000	466,400	435,700	404,900	374,100	343,400
	レソト	890,000	870,000	793,200	740,400	661,200	579,400	500,200	442,100	389,300	357,700	331,300	305,000	278,600	252,200

二　総領事館

地域	所在地	号別											
		総領事	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
アジア	カルカタ	730,000	671,800	609,000	540,100	477,300	423,200	381,300	348,600	327,600	306,700	285,800	264,800
	ボンベイ	700,000	638,600	575,800	508,700	445,900	394,800	352,900	323,300	302,300	281,400	260,500	239,500
	マドラス	700,000	638,600	575,800	508,700	445,900	394,800	352,900	323,300	302,300	281,400	260,500	239,500
	ウジュン・パンダン	730,000	667,100	601,000	530,600	464,500	411,200	367,200	336,400	314,400	292,400	270,300	248,300
	ジャカルタ	660,000	600,800	534,700	467,300	401,200	354,500	310,500	285,800	263,800	241,800	219,700	197,700
	スラバヤ	660,000	600,800	534,700	467,300	401,200	354,500	310,500	285,800	263,800	241,800	219,700	197,700
	メダン	690,000	627,000	560,900	492,200	426,100	376,700	332,700	305,400	283,400	261,400	239,300	217,300
	バンコック	640,000	578,100	514,600	449,800	386,300	341,400	299,100	275,300	254,200	233,000	211,800	190,700
	釜山	740,000	646,600	572,000	497,400	422,300	373,100	328,300	298,400	278,600	248,700	228,800	199,000
	広州	810,000	740,400	661,200	579,400	500,200	442,100	389,300	357,700	331,300	305,000	278,600	252,200
	上海	840,000	740,400	661,200	579,400	500,200	442,100	389,300	357,700	331,300	305,000	278,600	252,200
	瀋陽	890,000	813,700	734,500	649,200	570,000	505,000	452,200	414,000	387,600	361,300	334,900	308,500
	カラチ	700,000	621,700	560,900	495,700	434,800	385,100	344,500	315,500	295,200	274,900	254,600	234,300
	マニラ	620,000	564,600	505,700	444,200	385,300	340,700	301,500	276,600	257,000	237,400	217,700	198,100
	ペナン	640,000	578,100	514,600	449,800	386,300	341,400	299,100	275,300	254,200	233,000	211,800	190,700
	香港	730,000	619,300	546,900	475,600	404,300	356,700	309,100	285,400	261,600	237,800	214,000	190,200
北米	アガナ	720,000	652,200	577,000	501,700	426,400	376,300	326,100	301,000	275,900	250,900	225,800	200,700
	アトランタ	650,000	567,200	501,700	436,300	370,900	327,200	283,600	261,800	240,000	218,200	196,300	174,500
	アンカレッジ	720,000	652,200	577,000	501,700	426,400	376,300	326,100	301,000	275,900	250,900	225,800	200,700
	カンザス・シティ	630,000	567,200	501,700	436,300	370,900	327,200	283,600	261,800	240,000	218,200	196,300	174,500
	サン・フランシスコ	650,000	567,200	501,700	436,300	370,900	327,200	283,600	261,800	240,000	218,200	196,300	174,500
	シアトル	650,000	567,200	501,700	436,300	370,900	327,200	283,600	261,800	240,000	218,200	196,300	174,500
	シカゴ	650,000	567,200	501,700	436,300	370,900	327,200	283,600	261,800	240,000	218,200	196,300	174,500
	ニュー・オルリンズ	650,000	567,200	501,700	436,300	370,900	327,200	283,600	261,800	240,000	218,200	196,300	174,500
	ニュー・ヨーク	810,000	623,900	551,900	479,900	407,900	359,900	311,900	287,900	263,900	240,000	216,000	192,000
	ヒューストン	650,000	567,200	501,700	436,300	370,900	327,200	283,600	261,800	240,000	218,200	196,300	174,500
	ポートランド	630,000	567,200	501,700	436,300	370,900	327,200	283,600	261,800	240,000	218,200	196,300	174,500

地域	所在地	号別											
		総領事	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号
	ボストン	710,000	623,900	551,900	479,900	407,900	359,900	311,900	287,900	263,900	240,000	216,000	192,000
	ホノルル	710,000	623,900	551,900	479,900	407,900	359,900	311,900	287,900	263,900	240,000	216,000	192,000
	マイアミ	630,000	567,200	501,700	436,300	370,900	327,200	283,600	261,800	240,000	218,200	196,300	174,500
	ロス・アンジェルス	650,000	567,200	501,700	436,300	370,900	327,200	283,600	261,800	240,000	218,200	196,300	174,500
	ヴァンクーヴァー	680,000	589,900	521,900	453,800	385,700	340,400	295,000	272,300	249,600	226,900	204,200	181,500
	ウィニペッグ	650,000	589,900	521,900	453,800	385,700	340,400	295,000	272,300	249,600	226,900	204,200	181,500
	エドモントン	650,000	589,900	521,900	453,800	385,700	340,400	295,000	272,300	249,600	226,900	204,200	181,500
	トロント	680,000	589,900	521,900	453,800	385,700	340,400	295,000	272,300	249,600	226,900	204,200	181,500
	モントリオール	650,000	589,900	521,900	453,800	385,700	340,400	295,000	272,300	249,600	226,900	204,200	181,500
中南米	クリチバ	820,000	737,400	652,300	567,200	482,100	425,400	368,700	340,300	312,000	283,600	255,200	226,900
	サン・パウロ	850,000	737,400	652,300	567,200	482,100	425,400	368,700	340,300	312,000	283,600	255,200	226,900
	ベレーン	870,000	791,500	706,400	618,700	533,600	471,600	414,900	381,300	353,000	324,600	296,200	267,900
	ポルト・アレグレ	820,000	737,400	652,300	567,200	482,100	425,400	368,700	340,300	312,000	283,600	255,200	226,900
	マナオス	940,000	859,900	771,600	678,900	590,600	522,500	463,600	425,400	396,000	366,500	337,100	307,600
	リオ・デ・ジャネイロ	850,000	737,400	652,300	567,200	482,100	425,400	368,700	340,300	312,000	283,600	255,200	226,900
	レシフェ	850,000	765,300	680,200	593,800	508,700	449,400	392,700	361,700	333,400	305,000	276,600	248,300
	リマ	680,000	621,300	555,800	487,800	422,400	373,400	329,800	302,800	281,000	259,200	237,300	215,500
欧州	ミラノ	930,000	833,800	737,600	641,400	545,200	481,100	416,900	384,800	352,800	320,700	288,600	256,600
	ジュネーヴ	1,010,000	913,100	807,800	702,400	597,000	526,800	456,600	421,400	386,300	351,200	316,100	281,000
	バルセロナ	890,000	799,800	707,500	615,200	522,900	461,400	399,900	369,100	338,400	307,600	276,800	246,100
	ラス・パルマス	890,000	799,800	707,500	615,200	522,900	461,400	399,900	369,100	338,400	307,600	276,800	246,100
	ナホトカ	1,030,000	920,100	835,700	742,100	657,700	588,500	527,200	481,200	453,000	424,900	396,800	368,600
	ハバロフスク	910,000	825,800	741,400	652,700	568,300	502,800	446,500	409,700	381,500	353,400	325,300	297,100
	レニングラード	850,000	774,400	691,300	605,600	522,500	461,800	406,400	373,500	345,800	318,100	290,300	262,600
	デュッセルドルフ	1,000,000	867,800	767,600	667,500	567,400	500,600	433,900	400,500	367,100	333,800	300,400	267,000
	ハンブルグ	960,000	867,800	767,600	667,500	567,400	500,600	433,900	400,500	367,100	333,800	300,400	267,000
	フランクフルト	960,000	867,800	767,600	667,500	567,400	500,600	433,900	400,500	367,100	333,800	300,400	267,000
	ベルリン	1,000,000	867,800	767,600	667,500	567,400	500,600	433,900	400,500	367,100	333,800	300,400	267,000

地域	所在地	号別											
		総領事	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号
	ボン	960,000	867,800	767,600	667,500	567,400	500,600	433,900	400,500	367,100	333,800	300,400	267,000
	ミュンヘン	960,000	867,800	767,600	667,500	567,400	500,600	433,900	400,500	367,100	333,800	300,400	267,000
	ストラスブール	890,000	799,800	707,500	615,200	522,900	461,400	399,900	369,100	338,400	307,600	276,800	246,100
	パリ	890,000	799,800	707,500	615,200	522,900	461,400	399,900	369,100	338,400	307,600	276,800	246,100
	マルセイユ	890,000	799,800	707,500	615,200	522,900	461,400	399,900	369,100	338,400	307,600	276,800	246,100
	エディンバラ	960,000	862,200	762,700	663,200	563,700	497,400	431,100	397,900	364,800	331,600	298,400	265,300
	ロンドン	960,000	862,200	762,700	663,200	563,700	497,400	431,100	397,900	364,800	331,600	298,400	265,300
大洋州	シドニー	720,000	629,600	556,900	484,300	411,700	363,200	314,800	290,600	266,400	242,200	217,900	193,700
	パース	700,000	629,600	556,900	484,300	411,700	363,200	314,800	290,600	266,400	242,200	217,900	193,700
	ブリスベン	700,000	629,600	556,900	484,300	411,700	363,200	314,800	290,600	266,400	242,200	217,900	193,700
	メルボルン	720,000	629,600	556,900	484,300	411,700	363,200	314,800	290,600	266,400	242,200	217,900	193,700
	オークランド	770,000	692,000	612,100	532,300	452,500	399,200	346,000	319,400	292,800	266,200	239,500	212,900
	ポート・モレスビー	820,000	751,300	679,300	601,200	529,200	469,000	421,000	385,200	361,200	337,300	313,300	289,300
中近東	ホラムシャハル	1,020,000	937,200	844,900	746,100	653,300	579,200	517,700	473,300	443,100	412,300	381,500	350,300
	ジェッダ	810,000	740,000	669,300	592,500	521,300	462,500	415,400	380,000	356,500	332,900	309,300	285,300
	イスタンブル	850,000	765,300	680,200	593,300	508,700	449,400	392,700	361,700	333,400	305,000	276,600	248,300
アフリカ	プレトリア	850,000	743,100	657,300	571,600	485,900	428,700	371,500	343,000	314,400	285,800	257,200	228,600

三　領事館

地域	所在地	号別											
		領事館の長	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
アジア	コタ・キナバル	620,000	583,800	519,600	454,200	390,100	344,700	301,900	278,000	256,600	235,200	213,800	192,400
中南米	エンカルナシオン	730,000	683,700	611,000	535,800	463,200	409,400	361,000	331,600	307,400	283,200	258,900	234,700

四　政府代表部

地域	所在地	号別													
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
北米	ニュー・ヨーク（国際連合）	950,000	740,000	671,900	623,900	551,900	479,900	407,900	359,900	311,900	287,900	263,900	240,000	216,000	192,000
欧州	ウィーン（在ウィーン国際機関）	1,150,000	1,050,000	952,800	884,800	782,700	680,600	578,500	510,500	442,400	408,400	374,300	340,300	306,300	272,200
	ジュネーヴ（在ジュネーヴ国際機関）	1,400,000	1,080,000	983,400	913,100	807,800	702,400	597,000	526,800	456,600	421,400	386,300	351,200	316,100	281,000
	（軍縮会議）	1,120,000	1,080,000	983,400	913,100	807,800	702,400	597,000	526,800	456,600	421,400	386,300	351,200	316,100	281,000
	パリ（経済協力開発機構）	1,230,000	950,000	861,300	799,800	707,500	615,200	522,900	461,400	399,900	369,100	338,400	307,600	276,800	246,100
	ブラッセル（欧生共同体）	1,100,000	950,000	861,300	799,800	707,500	615,200	522,900	461,400	399,900	369,100	338,400	307,600	276,800	246,100

附　則

1　この法律は、平成三年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在マイアミ及び在ストラスブールの各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

2　在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一を加える改正規定中「在ボン日本国総領事館」を「在ボン日本国総領事館」に改める。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　大蔵省印刷局
電話　03（3587）4302
定価　本号一部　六七八円（税一八円を含む）